

令和5年度

# 都区財政調整



東京都総務局行政部区政課



目	次
第1部 基準財政収入額 .....	1
第1章 概 要 .....	3
第2章 特別区税 .....	5
第1節 特別区民税 .....	5
第1項 算定概要 .....	5
第2項 算定内容 .....	6
1 総 括 .....	6
2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分 及び特別徴収・総合課税分） .....	7
3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び 特別徴収・総合課税分（所得割） .....	7
4 普通徴収・総合課税分（均等割） .....	10
5 特別徴収・総合課税分（均等割） .....	10
6 税額控除等 .....	11
7 譲渡所得等・分離課税分 .....	11
8 退職所得・分離課税分 .....	11
9 過年度分 .....	12
第2節 軽自動車税 .....	13
第3節 特別区たばこ税 .....	14
第4節 鉦 産 税 .....	14
第3章 利子割交付金 .....	15
第4章 配当割交付金 .....	15
第5章 株式等譲渡所得割交付金 .....	15
第6章 地方消費税交付金 .....	16
第7章 ゴルフ場利用税交付金 .....	16
第8章 環境性能割交付金 .....	17
第9章 地方特例交付金 .....	17
第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税 .....	18
第11章 航空機燃料譲与税 .....	18
第12章 森林環境譲与税 .....	19
第13章 交通安全対策特別交付金 .....	20
第14章 特別区民税特例加減算額 .....	20
第15章 地方消費税交付金特例加算額 .....	21
第16章 主な税制改正の概要 .....	22
第1節 特別区税に係る税制改正 .....	22
第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正 .....	30
第2部 基準財政需要額 .....	37
第1章 概 要 .....	39
第2章 経常的経費に係る単価等 .....	41
第1節 主な統一単価 .....	41
第2節 給与費に係る標準給の改定内容 .....	41
第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧 .....	42
第3章 投資的経費に係る単価等 .....	43
第1節 各種単価の設定 .....	43
第2節 所要経費の積算の考え方 .....	47
第3節 特定財源の積算の考え方 .....	47
第4節 建設工事単価に係る物騰率の 算出方法 .....	48
第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧 .....	50
第4章 標準行政規模等一覧表 .....	51
第5章 単位費用積算基礎 .....	52
第1節 経常的経費 .....	52
第1項 議会総務費 .....	52
I 議会総務費の概要 .....	52
II 積算の内容 .....	52
1 議会総務費 .....	53
(1) 人 口 .....	53
第2項 民生費 .....	80
I 民生費の概要 .....	80
II 積算の内容 .....	82
1 社会福祉費 .....	83
(1) 人 口 .....	83
2 老人福祉費 .....	98
(1) 65歳以上人口 .....	98
3 生活保護費 .....	104
(1) 被保護者数 .....	104
4 児童福祉費 .....	108
(1) 18歳未満人口 .....	108
(2) 区立保育所入所児童数 .....	124
(3) 私立保育所入所児童数 .....	127
5 国民健康保険事業助成費 .....	129
(1) 被保険者数 .....	129
6 後期高齢者医療制度事業助成費 .....	131
(1) 被保険者数 .....	131
第3項 衛生費 .....	132
I 衛生費の概要 .....	132

II 積算の内容	132	2 中学校費	211
1 衛生費	133	(1) 生徒数	211
(1) 人口	133	(2) 学級数	215
第4項 清掃費	170	(3) 学校数	216
I 清掃費の概要	170	3 その他の教育費	219
II 積算の内容	171	(1) 児童生徒数	219
1 清掃総務費	172	(2) 幼稚園数	225
(1) 人口	172	(3) 人口	227
2 収集作業費	174	第8項 その他諸費	239
(1) 人口	174	I その他諸費の概要	239
3 収集車両費	177	II 積算の内容	239
(1) 人口	177	1 公債費	240
4 処理処分費	178	(1) 元利償還金	240
(1) 人口	178	2 財産費	241
第5項 経済労働費	181	(1) 年度支払額	241
I 経済労働費の概要	181	3 その他行政費	242
II 積算の内容	181	(1) 人口	242
1 生活経済費	182	第2節 投資的経費	245
(1) 人口	182	第1項 議会総務費	245
2 産業経済費	184	I 議会総務費の概要	245
(1) 事業所数	184	II 積算の内容	245
第6項 土木費	186	1 議会総務費	246
I 土木費の概要	186	(1) 人口	246
II 積算の内容	187	第2項 民生費	247
1 建築公害費	188	I 民生費の概要	247
(1) 人口	188	II 積算の内容	248
2 都市整備費	193	1 社会福祉費	249
(1) 人口	193	(1) 人口	249
3 道路橋りょう費	195	2 老人福祉費	250
(1) 道路面積	195	(1) 65歳以上人口	250
4 公園費	199	3 児童福祉費	251
(1) 公園面積	199	(1) 15歳未満人口	251
第7項 教育費	200	第3項 衛生費	252
I 教育費の概要	200	I 衛生費の概要	252
II 積算の内容	202	II 積算の内容	252
1 小学校費	203	1 衛生費	253
(1) 児童数	203	(1) 人口	253
(2) 学級数	207	第4項 清掃費	254
(3) 学校数	208	I 清掃費の概要	254

II 積算の内容	254	第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び	
1 収集作業費	255	連乗加算の方法	284
(1) 人口	255	1 経常的経費	284
2 処理処分費	256	2 投資的経費	285
(1) 人口	256	第4章 行政費目ごとの固定費一覧	286
第5項 経済労働費	257	1 経常的経費	286
I 経済労働費の概要	257	2 投資的経費	289
II 積算の内容	257	第5章 行政費目ごとの補正係数説明	290
1 生活経済費	258	第1節 経常的経費	290
(1) 人口	258	第1項 議会総務費	290
第6項 土木費	259	第2項 民生費	294
I 土木費の概要	259	第3項 衛生費	314
II 積算の内容	261	第4項 清掃費	317
1 建築公害費	262	第5項 経済労働費	320
(1) 人口	262	第6項 土木費	322
2 都市整備費	263	第7項 教育費	327
(1) 人口	263	第8項 その他諸費	336
3 道路橋りょう費	264	第2節 投資的経費	337
(1) 道路面積	264	第1項 議会総務費	339
4 公園費	265	第2項 民生費	340
(1) 人口	265	第3項 衛生費	345
第7項 教育費	266	第4項 清掃費	346
I 教育費の概要	266	第5項 経済労働費	347
II 積算の内容	269	第6項 土木費	348
1 小学校費	270	第7項 教育費	352
(1) 学校数	270	第4部 資料編	361
2 中学校費	272	(1) 令和5年度都区財政調整方針	363
(1) 学校数	272	(2) 令和5年度都区財政調整(縦表)	364
3 その他の教育費	274		
(1) 児童生徒数	274		
(2) 園児数	275		
(3) 人口	276		
第3部 補正係数	277		
第1章 概要	279		
第2章 補正係数の種類	280		
第1節 種別補正	280		
第2節 段階補正	280		
第3節 密度補正	282		
第4節 態容補正	283		



# 第 1 部

## 基 準 財 政 收 入 額





# 第1章 概 要

令和5年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,323,513,071千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、雇用・所得環境の段階的な回復を反映し特別区民税が増となったこと等により、令和4年度当初見込額に対して89,971,342千円、7.3%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税945,169,146千円、軽自動車税3,892,615千円、特別区たばこ税65,470,601千円、鉱産税0千円で計1,014,532,362千円、利子割交付金が3,335,456千円、配当割交付金が17,207,046千円、株式等譲渡所得割交付金が16,654,375千円、地方消費税交付金が237,018,973千円、ゴルフ場利用税交付金が36,275千円、環境性能割交付金が3,424,774千円、地方特例交付金が5,662,315千円、地方揮発油譲与税が3,280,339千円、自動車重量譲与税が9,830,489千円、航空機燃料譲与税が881,677千円、森林環境譲与税が1,061,492千円、交通安全対策特別交付金が954,191千円、特別区民税特例加減算額が△12,163,079千円、地方消費税交付金特例加算額が21,796,386千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和5年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	対 前 年 度 比		
	収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特別区民税	945,169,146	894,642,466	50,526,680	5.6	
特別区 税	軽自動車税	300,619	344,055	△ 43,436	△ 12.6
	環境性能割 種別割	3,591,996	3,502,896	89,100	2.5
特別区たばこ税	65,470,601	62,941,551	2,529,050	4.0	
鉱産税	0	0	0	—	
小計	A 1,014,532,362	961,430,968	53,101,394	5.5	
利子割交付金	B 3,335,456	2,295,946	1,039,510	45.3	
配当割交付金	C 17,207,046	15,698,222	1,508,824	9.6	
株式等譲渡所得割交付金	D 16,654,375	17,878,059	△ 1,223,684	△ 6.8	
地方消費税交付金	E 237,018,973	200,958,303	36,060,670	17.9	
ゴルフ場利用税交付金	F 36,275	30,352	5,923	19.5	
環境性能割交付金	G 3,424,774	3,085,284	339,490	11.0	
地方特例交付金	H 5,662,315	6,173,663	△ 511,348	△ 8.3	
計(A+B+C+D+E+F+G+H)	I 1,297,871,576	1,207,550,797	90,320,779	7.5	
地方揮発油譲与税	J 3,280,339	3,463,309	△ 182,970	△ 5.3	
自動車重量譲与税	K 9,830,489	9,861,610	△ 31,121	△ 0.3	
航空機燃料譲与税	L 881,677	947,470	△ 65,793	△ 6.9	
森林環境譲与税	M 1,061,492	997,428	64,064	6.4	
交通安全対策特別交付金	N 954,191	960,047	△ 5,856	△ 0.6	
合計額(I+J+K+L+M+N)	O 1,313,879,764	1,223,780,661	90,099,103	7.4	
特別区民税特例加減算額	P △ 12,163,079	△ 8,671,445	△ 3,491,634	—	
地方消費税交付金特例加算額	Q 21,796,386	18,432,513	3,363,873	18.2	
基準財政収入額(O+P+Q)	R 1,323,513,071	1,233,541,729	89,971,342	7.3	

第2表 令和5年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、％）

区 分		令和5年度	令和4年度	対 前 年 度 比		
		収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特 別 区 税	特 別 区 民 税	1,111,963,701	1,052,520,548	59,443,153	5.6	
	軽自動車税	環 境 性 能 割	353,669	404,770	△ 51,101	△ 12.6
		種 別 割	4,225,878	4,121,054	104,824	2.5
	特 別 区	た ば こ 税	77,024,237	74,048,883	2,975,354	4.0
	鉦 産 税	0	0	0	—	
税	小 計	1,193,567,485	1,131,095,255	62,472,230	5.5	
利 子 割 交 付 金		3,924,066	2,701,113	1,222,953	45.3	
配 当 割 交 付 金		20,243,583	18,468,496	1,775,087	9.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		19,593,382	21,033,010	△ 1,439,628	△ 6.8	
地 方 消 費 税 交 付 金		278,845,850	236,421,533	42,424,317	17.9	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		42,676	35,708	6,968	19.5	
環 境 性 能 割 交 付 金		4,029,146	3,629,746	399,400	11.0	
地 方 特 例 交 付 金		6,661,547	7,263,133	△ 601,586	△ 8.3	
	計	A 1,526,907,735	1,420,647,994	106,259,741	7.5	
	A×85%	B 1,297,871,576	1,207,550,797	90,320,779	7.5	
地 方 揮 発 油 譲 与 税	C	3,280,339	3,463,309	△ 182,970	△ 5.3	
自 動 車 重 量 譲 与 税	D	9,830,489	9,861,610	△ 31,121	△ 0.3	
航 空 機 燃 料 譲 与 税	E	881,677	947,470	△ 65,793	△ 6.9	
森 林 環 境 譲 与 税	F	1,061,492	997,428	64,064	6.4	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	G	954,191	960,047	△ 5,856	△ 0.6	
合 計 額 (B+C+D+E+F+G)	H	1,313,879,764	1,223,780,661	90,099,103	7.4	
特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額	I	△ 12,163,079	△ 8,671,445	△ 3,491,634	—	
地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額	J	21,796,386	18,432,513	3,363,873	18.2	
基 準 財 政 収 入 額 (H+I+J)	K	1,323,513,071	1,233,541,729	89,971,342	7.3	

## 第2章 特別区税

### 第1節 特別区民税

#### 第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0745723
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.0997083
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9846196
前年度課税分	0.9593685
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9774584
前年度課税分	0.9377087

## 第2項 算定内容

### 1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,127,299,245千円、過年度分を7,357,593千円、合計で1,134,656,838千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、令和5年度の特別区民税の収入見込額は1,111,963,701千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度 調定/収入 見込額	令和4年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,127,299,245	1,067,689,419	59,609,826	5.6
普通徴収・総合課税分	325,403,018	281,824,937	43,578,081	15.5
所 得 割	318,816,083	275,420,034	43,396,049	15.8
均 等 割	6,586,935	6,404,903	182,032	2.8
特別徴収・総合課税分	819,862,855	795,138,717	24,724,138	3.1
所 得 割	806,916,946	782,287,663	24,629,283	3.1
均 等 割	12,945,909	12,851,054	94,855	0.7
税 額 控 除 等	△ 96,838,184	△ 79,935,823	△ 16,902,361	21.1
譲渡所得等・分離課税分	65,744,597	57,943,610	7,800,987	13.5
退職所得・分離課税分	13,126,959	12,717,978	408,981	3.2
税 制 改 正 影 響 額	0	0	0	—
過 年 度 分	7,357,593	6,311,140	1,046,453	16.6
合 計 A	1,134,656,838	1,074,000,559	60,656,279	5.6
A × 標準徴収率 (98%)	1,111,963,701	1,052,520,548	59,443,153	5.6

## 2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和4年度における納税義務者割合0.6442を算出し、これを令和5年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,513,064人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として21,724人を加え、令和5年度の均等割納税義務者数を5,534,788人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在		納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 （Y/X）	家屋敷課税分(人)
	X (人)	増減	%	Y (人)	増減		
令和3年度	8,489,901	—	—	5,411,357	—	—	19,418
令和4年度	8,452,952	△36,949	△0.4	5,445,310	33,953	0.6	21,249
令和5年度	8,558,000	105,048	1.2	<b>5,513,064</b>	67,754	1.2	<b>21,724</b>

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和5年度 各区分納税義務者数見込

(単位：人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,513,064	1,689,622	3,823,442
均等割のみ納める者	192,387	140,376	52,011
所得割を納める者	5,320,677	1,549,246	3,771,431

## 3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

### (1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

#### ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = 8,685.5736$ 、 $b = 4,471,419.9427$ 、 $c = \Delta 16,915,247,014.4537$ を得る。 $X_1$ に令和4年の都平均現金給与総額の推計値として423,158円を、 $X_2$ に都平均雇用者数の推計値として7,647千人

をそれぞれ代入し、令和5年度の給与所得者に係る総所得金額等 20,953,071,240 千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)		総所得金額等 (千円)	
	(西暦)	都平均現金給与総額		都平均雇用者数
		(円)		(千人)
平成26年度	2013年	410,458	6,527	15,734,807,703
平成27年度	2014年	412,977	6,692	16,467,706,640
平成28年度	2015年	406,806	6,800	17,096,377,055
平成29年度	2016年	408,611	6,917	17,777,894,058
平成30年度	2017年	411,953	7,073	18,339,468,112
令和元年度	2018年	413,275	7,258	19,132,552,785
令和2年度	2019年	414,622	7,391	19,840,333,673
令和3年度	2020年	408,589	7,453	19,728,092,483
令和4年度	2021年	412,797	7,503	20,227,839,240
令和5年度	2022年	423,158	7,647	<b>20,953,071,240</b>

※ 令和3年度から適用された個人所得課税の見直し（第16章第1節3第25表を参照）のうち、給与所得控除から基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和2年度以前の総所得金額等については、調整を行っている。

#### イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式  $Y = aX + b$ 、 $a = 3,436.1377$ 、 $b = \Delta 789,035,185.2394$  を得る。Xに令和4年の暦年名目GDPの推計値として545,793.2を代入し、令和5年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,086,385,417 千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年) 暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成25年度	2012年	500,474.7	924,152,358
平成26年度	2013年	508,700.6	912,380,853
平成27年度	2014年	518,811.0	946,955,673
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
令和元年度	2018年	556,630.6	1,091,084,187
令和2年度	2019年	558,163.3	1,042,640,670
令和3年度	2020年	537,249.1	1,110,254,342
令和4年度	2021年	541,369.5	1,419,123,537
令和5年度	2022年	545,793.2	<b>1,086,385,417</b>

## ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.2%を乗じ、令和5年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,599,802,980千円を算出した。

以上を合算し、令和5年度の総所得金額等を25,639,259,637千円と算定した。

### (2) 課税標準額

令和5年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△6,940,907,495千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 278,314
医 療 費 控 除	△ 223,380,398
社 会 保 険 料 控 除	△ 3,593,850,456
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	△ 135,831,212
生 命 保 険 料 控 除	△ 162,452,608
地 震 保 険 料 控 除	△ 10,815,348
障 害 者 控 除	△ 44,110,070
寡 婦 ・ ひ と り 親 ・ 勤 労 学 生 控 除	△ 24,596,605
配 偶 者 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	△ 236,961,721
扶 養 控 除	△ 257,388,774
基 礎 控 除	△ 2,251,241,989
合 計	△ 6,940,907,495

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の7,802,911千円と推計し更に合算し、令和5年度の課税標準額は、18,706,155,053千円と算定した。

### (3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7356564と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額13,761,302,684千円を算出し、差引き4,944,852,369千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

### (4) 普通徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額4,944,852,369千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率1.0745723を乗じ、令和5年度の普通徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は318,816,083千円と算定した。

### (5) 特別徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額13,761,302,684千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率0.9846196を乗じ、令和5年度の特別徴収・総合課税分(所得割)現年度課税分の調定見込額は812,978,901千円と算定した。

この調定見込額は令和5年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和5年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$812,978,901 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 129,434,528 \text{ 千円} = 806,916,946 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和4年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 13,491,638,318 千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率 0.9593685 を乗じて、令和4年度の調定見込額を算出した後、令和5年度中の収入となる2か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和5年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 806,916,946 千円と算定した。

#### 4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,689,622 人に、家屋敷課税分 21,724 人を加えた 1,711,346 人に、特例税率 3,500 円※、第3表の決算補正率 1.0997083 を乗じ、令和5年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 6,586,935 千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日法律第118号）により、平成26年度から個人の市町村民税均等割の税率が 500 円引き上げられている。

#### 5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,823,442 人に、特例税率 3,500 円、第3表の決算補正率 0.9774584 を乗じ、令和5年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 13,080,394 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$13,080,394 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 2,045,581 \text{ 千円} = 12,945,909 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和4年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,739,659 人に、特例税率 3,500 円、第3表の決算補正率 0.9377087 を乗じて、令和4年度の調定見込額を算出した後、令和5年度中の収入となる2か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和5年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 12,945,909 千円と算定した。



## 6 税額控除等

令和5年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△96,838,184千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調整控除	△ 9,223,737
	配当控除	△ 2,425,560
	住宅借入金等特別税額控除	△ 6,852,902
	寄附金税額控除	△ 72,064,185
	外国税額控除	△ 413,899
	小計	△ 90,980,283
税額調整額		△ 24,862
配当割額控除		△ 2,396,220
株式等譲渡所得割額控除		△ 3,410,007
減免税額		△ 26,812
合計		△ 96,838,184

## 7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和5年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、65,744,597千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	26,690,996
分離短期譲渡所得金額に係るもの	867,816
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	35,603,768
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,906,241
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	675,776
合計	65,744,597

## 8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和5年度の退職所得・分離課税分は、13,126,959千円と算定した。

## 9 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比（出現率）を用いて算定した。

前年度調定額として令和4年度特別区民税現年度分調定見込額を1,121,584,356千円とし、これに第12表の出現率0.00656を乗じて、令和5年度の過年度分の調定見込額は7,357,593千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 A		過年度分調定額 B		出現率 B/A
平成29年度	966,574,566	平成30年度	5,520,363	0.0057
平成30年度	999,254,042	令和元年度	7,180,938	0.0072
令和元年度	1,039,314,421	令和2年度	4,920,566	0.0047
令和2年度	1,063,009,673	令和3年度	6,549,781	0.0062
令和3年度	1,063,884,611	令和4年度	9,526,357	0.0090
令和4年度	1,121,584,356	令和5年度	<b>7,357,593</b>	※5か年平均 0.00656

## 第2節 軽自動車税

### 1 環境性能割

環境性能割の収入見込額については、直近の収入実績を基に 353,669 千円と算定した。

### 2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和5年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.9976427）と標準徴収率97%を乗じることで算定した。

その結果、令和5年度の種別割の収入見込額を、4,225,878 千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		平均	令和5年度	税率	調定額		
	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	伸率	台数見込	円	見込		
原動機付自転車	50cc以下	178,389	94.4	168,837	94.6	163,061	96.6	160,815	98.6	96.1	154,543	2,000	309,086	
	50超90cc以下	18,378	93.1	17,252	93.9	16,557	96.0	16,113	97.3	95.1	15,323	2,000	30,646	
	90cc超	109,370	100.3	109,317	100.0	111,994	102.4	114,318	102.1	101.2	115,690	2,400	277,656	
	ミニカー	8,212	101.9	8,352	101.7	9,194	110.1	9,546	103.8	104.4	9,966	3,700	36,874	
軽自動車	二輪車 (側車付含)	100,589	98.4	99,216	98.6	99,353	100.1	100,425	101.1	99.6	100,023	3,600	360,083	
	三輪車	34	106.3	37	108.8	37	100.0	35	94.6	—	35	複数税率	156	
	四輪乗用車	営業用	37	100.0	42	113.5	39	92.9	39	100.0	—	39	複数税率	258
		自家用	182,808	101.3	185,308	101.4	188,528	101.7	190,774	101.2	101.4	193,445	複数税率	2,023,602
	貨物車	営業用	22,207	112.3	23,090	104.0	25,483	110.4	26,298	103.2	107.5	28,270	複数税率	104,792
		自家用	111,600	98.9	110,873	99.3	109,232	98.5	108,494	99.3	99.0	107,409	複数税率	538,994
	専ら雪上	4	100.0	1	25.0	2	200.0	2	100.0	—	2	3,600	7	
小型特殊	農耕作業用	484	99.8	487	100.6	490	100.6	488	99.6	100.2	489	2,400	1,174	
	その他	14,928	99.5	14,645	98.1	14,339	97.9	14,105	98.4	98.5	13,893	5,900	81,969	
二輪の小型自動車	92,216	99.6	93,588	101.5	95,062	101.6	98,683	103.8	101.6	100,262	6,000	601,572		
計	839,256	98.8	831,045	99.0	833,371	100.3	840,135	100.8	99.7	839,389	—	<b>4,366,869</b>		

※令和元年度までは平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和5年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節4第29表、7第35表及び9第38表を参照）。

### 第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和5年度の売渡本数を推計し、税率を乗じることにより算定した。

まず、直近のたばこの売渡本数実績により令和4年度の売渡本数を推計し、令和4年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和5年度の対前年度増減率と見込み、令和5年度の売渡本数を11,755,836千本と推計した（第14表のとおり）。

令和5年度の特別区たばこ税の収入見込額は、売渡本数に税率6.552千円/千本を乗じた結果、77,024,237千円と算定した。

第14表 令和5年度たばこ売渡本数推計

(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成26年度	16,473,269	△ 3.76
平成27年度	16,250,422	△ 1.35
平成28年度	15,638,215	△ 3.77
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	11,760,522	△ 12.47
令和3年度	11,751,135	△ 0.08
令和4年度	11,753,485	0.02
令和5年度	<b>11,755,836</b>	0.02

$$\begin{array}{r} \text{令和5年度} \\ \text{たばこ売渡本数} \\ 11,755,836 \text{ 千本} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{税率} \\ 6.552 \text{ 千円/千本} \end{array} = 77,024,237 \text{ 千円}$$

### 第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

### 第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和5年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額5,116,122千円に特別区交付割合0.767を乗じた結果、3,924,066千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 利 子 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \\ 5,116,122 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ 0.767 \end{array} = 3,924,066 \text{ 千円}$$

### 第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和5年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額26,427,654千円に特別区交付割合0.766を乗じた結果、20,243,583千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 配 当 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \\ 26,427,654 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ 0.766 \end{array} = 20,243,583 \text{ 千円}$$

### 第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和5年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額25,578,828千円に特別区交付割合0.766を乗じた結果、19,593,382千円と算定した。

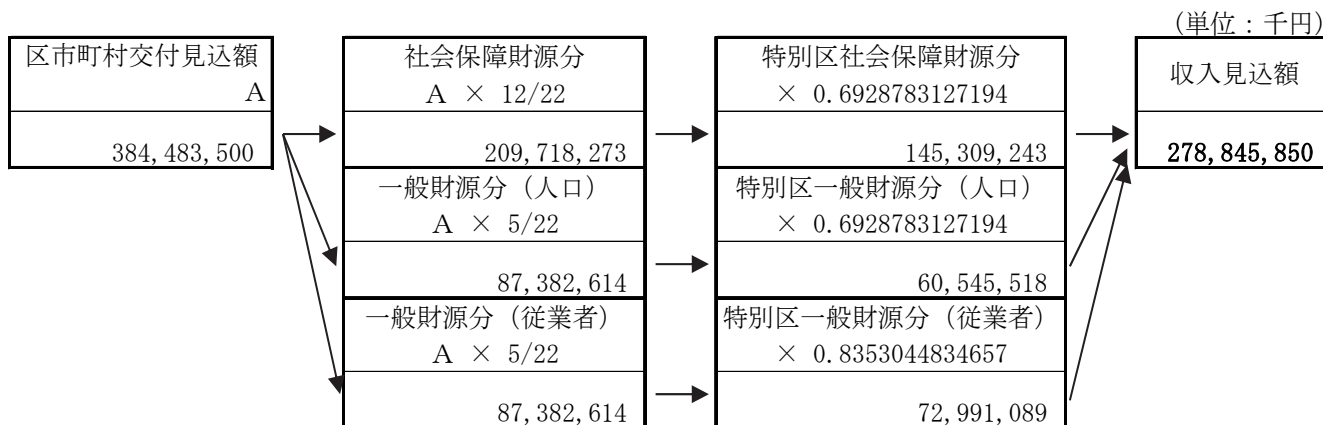
$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \\ 25,578,828 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ 0.766 \end{array} = 19,593,382 \text{ 千円}$$

## 第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される(地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第40表を参照)。

令和5年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額384,483,500千円を、社会保障財源分209,718,273千円、一般財源分(人口)87,382,614千円及び一般財源分(従業者)87,382,614千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分(人口)に特別区人口シェア0.6928783127194を、一般財源分(従業者)に特別区従業者数シェア0.8353044834657をそれぞれ乗じた後に合算して、合計278,845,850千円と算定した。

第15表 令和5年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は令和2年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

(令和4年12月交付時の基礎数値)

東京都人口 B	特別区人口 b	特別区人口シェア b/B
14,047,598	9,733,276	<b>0.6928783127194</b>
東京都従業者数 C	特別区従業者数 c	特別区従業者数シェア c/C
9,657,306	8,066,791	<b>0.8353044834657</b>

## 第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和5年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額479,500千円に特別区交付割合0.089を乗じた結果、42,676千円と算定した。

ゴ ル フ 場 利 用 税			
区 市 町 村 交 付 見 込 額	特 別 区 交 付 割 合		
479,500 千円	×	0.089	= 42,676 千円

## 第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の0.4085(0.95×0.43)に相当する額が区市町村へ交付される(第16章第2節1第42表、2第44表、7第49表及び8第51表を参照)。

令和5年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額6,063,774千円に特別区交付割合0.6644617を乗じた結果、4,029,146千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{自動車税環境性能割} \\ \text{区市町村交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 6,063,774 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.6644617 = 4,029,146 \text{ 千円}$$

## 第9章 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

令和5年度の地方特例交付金の収入見込額は、地方特例交付金全国交付見込額204,500百万円に特別区交付割合0.03257480を乗じた結果、6,661,547千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{地方特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 204,500 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.03257480 = 6,661,547 \text{ 千円}$$

第16表 特別区交付割合(1)

年 度	地方特例交付金
	特別区交付割合
平成30年度	0.03483699
令和元年度	0.03360487
令和2年度	0.03194517
令和3年度	0.03155868
令和4年度	0.03092831
令和5年度	<b>0.03257480</b>

※ 令和元年度から令和3年度においては、個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

なお、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の終了に伴い、令和元年度から令和3年度において地方特例交付金として交付されていた自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は、令和3年度をもって算定を終了している(第16章第1節4第28表、6第32表、7第34表、第2節2第44表、7第49表及び8第51表を参照)。

## 第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

### 1 地方揮発油譲与税

令和5年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 216,400 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0360921 を乗じた結果、3,280,339 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 216,400 \text{ 百万円} \times 0.42 \times 0.0360921 = 3,280,339 \text{ 千円} \end{array}$$

### 2 自動車重量譲与税

令和5年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 287,400 百万円に区市町村譲与率 431分の407 及び特別区譲与割合 0.0362219 を乗じた結果、9,830,489 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車重量譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 287,400 \text{ 百万円} \times 407/431 \times 0.0362219 = 9,830,489 \text{ 千円} \end{array}$$

第17表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
平成30年度	0.0360343	0.0360334
令和元年度	0.0360610	0.0360602
令和2年度	0.0359317	0.0365831
令和3年度	0.0359238	0.0359233
令和4年度	(6月譲与分) 0.0365098	(6月譲与分) 0.0365093
令和5年度	<b>0.0360921</b>	<b>0.0362219</b>

## 第11章 航空機燃料譲与税

令和5年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 15,200 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0725063 を乗じた結果、881,677 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 15,200 \text{ 百万円} \times 0.8 \times 0.0725063 = 881,677 \text{ 千円} \end{array}$$



第18表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
平成30年度	0.0797899
令和元年度	0.0786613
令和2年度	0.0774282
令和3年度	0.0654411
令和4年度	(9月譲与分) 0.0612111
令和5年度	<b>0.0725063</b>

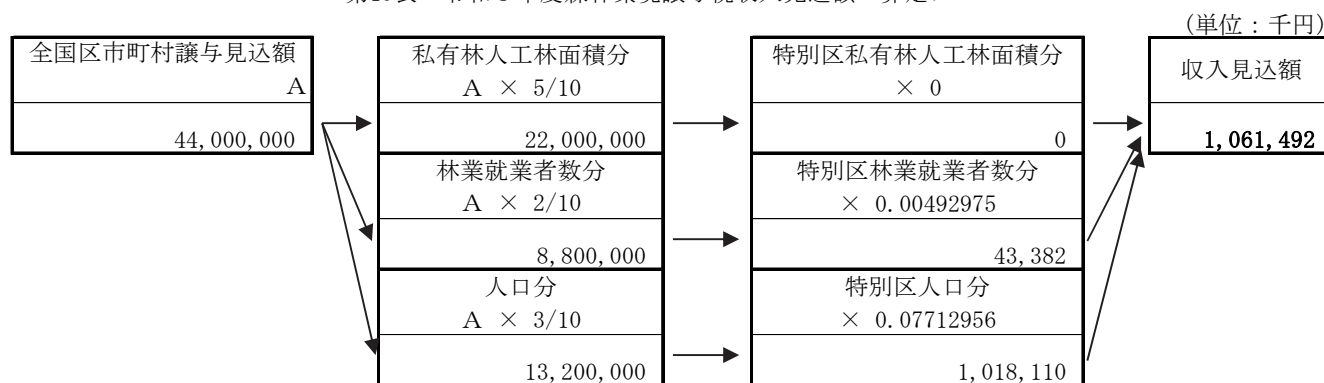
## 第12章 森林環境譲与税

令和5年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第19表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額 50,000 百万円に区市町村譲与率 25 分の 22 を乗じて得た 44,000 百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの 22,000 百万円、林業就業者数を譲与基準とするもの 8,800 百万円、人口を譲与基準とするもの 13,200 百万円に区分し、それぞれの特別区シェア 0、0.00492975、0.07712956 を乗じた後に合算して、1,061,492 千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税  
全 国 譲 与 見 込 額      区 市 町 村 譲 与 率

$$50,000 \text{ 百万円} \times \frac{22}{25} = 44,000 \text{ 百万円}$$

第19表 令和5年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和4年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積	特別区私有林人工林面積シェア
B	b	b / B
5,797,607	0	0
全国林業就業者数	特別区林業就業者数	特別区林業就業者数シェア
C	c	c / C
60,855	300	0.00492975
全国人口	特別区人口	特別区人口シェア
D	d	d / D
126,193,845	9,733,276	0.07712956

## 第13章 交通安全対策特別交付金

令和5年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額 52,241,228 千円に特別区交付割合 0.0182651 を乗じた結果、954,191 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 52,241,228 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.0182651 \quad = \quad 954,191 \text{ 千円}$$

第20表 特別区交付割合（2）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
平成30年度	0.0169934
令和元年度	0.0176465
令和2年度	0.0183099
令和3年度	0.0188176
令和4年度	(9月交付分) 0.0195582
令和5年度	<b>0.0182651</b>

## 第14章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成19年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）附則第7条の2第2項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和5年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△72,586,714 千円、調整控除分として△9,223,737 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として△931,583 千円を算定し、合計△82,742,034 千円に標準徴収率98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△81,087,193 千円となった。これに15%を乗じ、令和5年度の特例加減算額を△12,163,079 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

## 第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成26年4月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）附則第7条の3において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和5年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を145,309,243千円と見込んだ（第6章参照）。これに15%を乗じ、令和5年度の地方消費税交付金特例加算額を21,796,386千円と算定した。

## 第16章 主な税制改正の概要

### 各表における各欄の記載事項

改正項目	改正内容	増減収見込額
①	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目  
 ②③ 税制改正の概要  
 ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

### 第1節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区民税 住宅借入金等特別税額控除 (消費税率の引上げ時期変更に伴う改正)	消費税率の引上げ時期の変更による所得税の住宅借入金等特別控除の延長に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和元年6月30日)を令和3年12月31日まで2年6か月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)	
居住年	控除限度額					
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)					

第22表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。  ※ 平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第 23 表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																																										
特別区民税	<p>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し</p> <p>(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>900 万円超 950 万円以下</td> <td>22 万円</td> <td>26 万円</td> </tr> <tr> <td>950 万円超 1,000 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>13 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。</p> <p>① 合計所得金額 900 万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 万円超 90 万円以下</td> <td>33 万円</td> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>16 万円</td> </tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td> <td>31 万円</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>26 万円</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>6 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 万円超 90 万円以下</td> <td>22 万円</td> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>11 万円</td> </tr> <tr> <td>90 万円超 95 万円以下</td> <td>21 万円</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>8 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>18 万円</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>14 万円</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38 万円超 95 万円以下</td> <td>11 万円</td> <td>110 万円超 115 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>95 万円超 100 万円以下</td> <td>9 万円</td> <td>115 万円超 120 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 105 万円以下</td> <td>7 万円</td> <td>120 万円超 123 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>105 万円超 110 万円以下</td> <td>6 万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。</p>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900 万円以下	33 万円	38 万円	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38 万円超 90 万円以下	33 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円	90 万円超 95 万円以下	31 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	95 万円超 100 万円以下	26 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	100 万円超 105 万円以下	21 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38 万円超 90 万円以下	22 万円	105 万円超 110 万円以下	11 万円	90 万円超 95 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	8 万円	95 万円超 100 万円以下	18 万円	115 万円超 120 万円以下	4 万円	100 万円超 105 万円以下	14 万円	120 万円超 123 万円以下	2 万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38 万円超 95 万円以下	11 万円	110 万円超 115 万円以下	4 万円	95 万円超 100 万円以下	9 万円	115 万円超 120 万円以下	2 万円	100 万円超 105 万円以下	7 万円	120 万円超 123 万円以下	1 万円	105 万円超 110 万円以下	6 万円			<p>千円 (令和元年度) △ 1,357,808  (平年度) △ 1,548,600</p>
	所得割の納税義務者の 合計所得金額		控除額																																																																									
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																									
	900 万円以下	33 万円	38 万円																																																																									
	900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円																																																																									
	950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円																																																																									
	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																								
	38 万円超 90 万円以下	33 万円	105 万円超 110 万円以下	16 万円																																																																								
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円																																																																								
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円																																																																								
100 万円超 105 万円以下	21 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38 万円超 90 万円以下	22 万円	105 万円超 110 万円以下	11 万円																																																																									
90 万円超 95 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	8 万円																																																																									
95 万円超 100 万円以下	18 万円	115 万円超 120 万円以下	4 万円																																																																									
100 万円超 105 万円以下	14 万円	120 万円超 123 万円以下	2 万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38 万円超 95 万円以下	11 万円	110 万円超 115 万円以下	4 万円																																																																									
95 万円超 100 万円以下	9 万円	115 万円超 120 万円以下	2 万円																																																																									
100 万円超 105 万円以下	7 万円	120 万円超 123 万円以下	1 万円																																																																									
105 万円超 110 万円以下	6 万円																																																																											

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区 たばこ 税	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。  (税率は千本当たり)	千円																									
		(1) (平成30年度) 1,921,446																									
		(2) (平成30年度) 613,390																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。)																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0						
	現行の換算方法	改正後の換算方法																									
現行	現行の換算本数×1.0	—																									
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

第25表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額									
特別区民税 個人所得課税の見直し	(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引き上げる。	千円 (平年度) 445,200									
	<table border="1"> <tr> <td>給与所得控除・公的年金等控除</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>+10万円 (控除額：33万円→43万円)</td> </tr> </table>		給与所得控除・公的年金等控除	△10万円	基礎控除	+10万円 (控除額：33万円→43万円)					
	給与所得控除・公的年金等控除		△10万円								
	基礎控除		+10万円 (控除額：33万円→43万円)								
	※ ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）										
	(2) 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が適用される給与収入を、現行の1,000万円（控除額220万円）から、次のとおり引き下げる。 （上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度～令和2年度分</th> <th>令和3年度分以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	給与所得控除の上限額	220万円	195万円
			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後							
	上限が適用される給与収入		1,000万円	850万円							
	給与所得控除の上限額		220万円	195万円							
※ ただし、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）											
(3) 公的年金等控除の見直し											
① 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）											
<table border="1"> <tr> <td>上限が適用される公的年金等収入</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>公的年金等控除の上限額</td> <td>195.5万円</td> </tr> </table>	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超	公的年金等控除の上限額	195.5万円							
上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超										
公的年金等控除の上限額	195.5万円										
② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる。											
<table border="1"> <tr> <th>公的年金等収入以外の所得金額</th> <th>公的年金等控除額</th> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>△20万円</td> </tr> </table>	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額	1,000万円超	△10万円	2,000万円超	△20万円					
公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額										
1,000万円超	△10万円										
2,000万円超	△20万円										
(4) 基礎控除の見直し 合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の所得割の納税義務者に係る基礎控除について、次のとおりとする。											
<table border="1"> <tr> <th>所得割の納税義務者の合計所得金額</th> <th>基礎控除の金額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 (給与収入2,695万円超)</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額	2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円	2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円	2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし			
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額										
2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円										
2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円										
2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし										

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の拡充	所得税における住宅借入金等特別控除の拡充に伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第27表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。  ※ 令和2年度税制改正により見直し（第16章第1節5第30表(3)を参照）	

第28表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。  (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	
税率	臨時的軽減									
非課税	非課税									
1.0%	非課税									
2.0%	1.0%									

第29表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																						
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">75% 軽減</td> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> </tbody> </table> ※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75% 軽減	電気自動車	75% 軽減	天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
【改正前】		【改正後】																						
区分	軽減率	区分	軽減率																					
電気自動車	75% 軽減	電気自動車	75% 軽減																					
天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)		天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)																						
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし																					
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																					



5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第30表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	<p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者(寡婦又は寡夫である者を除く。)で生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し</p> <p>① 扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。</p> <p>② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。</p> <p>③ その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦(寡夫)に係る寡婦(寡夫)控除の控除額を30万円に引き上げる。</p> <p>(3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする(前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く)。</p> <p>※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。</p>	千円 (平年度) △37,000

第31表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	<p>軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式									
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算									
令和2年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算									
令和3年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算									

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第32表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<p>軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第33表 令和3年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の特例の延長等	<p>所得税において以下の措置が講じられることに伴い、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p> <p>※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。</p>	

第34表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</p> <p>(2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

第35表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の見直し	<p>対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。（令和3年度・令和4年度新規取得分）</p> <p>(1) 営業用乗用車</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽貨物自動車</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +35%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +15%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2015年度基準 +35%達成	50% 軽減			2015年度基準 +15%達成	25% 軽減			
【改正前】		【改正後】																																																
区分	軽減率	区分	軽減率																																															
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																															
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																															
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減																																															
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減																																															
【改正前】		【改正後】																																																
区分	軽減率	区分	軽減率																																															
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																															
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																															
2015年度基準 +35%達成	50% 軽減																																																	
2015年度基準 +15%達成	25% 軽減																																																	

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第36表 令和4年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区民税 住宅ローン控除の延長・見直し	<p>所得税における住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月～令和7年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)	
居住年	控除限度額					
令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)					

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第37表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																			
軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し	<p>軽自動車税環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。</p> <p><b>【自家用乗用車】</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行</th> <th>令和6年1月1日以後</th> <th>令和7年4月1日以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 75%達成</td> <td>2030年度基準 80%達成</td> <td>2030年度基準 80%達成</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>2030年度基準 60%達成</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>2030年度基準 75%達成</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。</p> <p>※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。</p>	税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後	非課税	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成	1.0%	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成	2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	
税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後																		
非課税	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車																		
	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成																		
1.0%	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成																		
2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外																		

第38表 令和6年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額												
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の延長	<p>グリーン化特例（軽課）について、適用期限を3年間延長する。（令和5年度から令和7年度新規取得分まで）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>適用期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>75% 軽減</td> <td>令和7年度取得分まで</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	適用期限	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	令和7年度取得分まで	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)	2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)	
区分	軽減率	適用期限												
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	令和7年度取得分まで												
2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)												
2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)												

## 第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。）等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正（平成27年3月31日法律第2号）により平成29年4月1日施行とされていたが、令和元年10月1日に変更された。

第39表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税率の引上げ (時期の変更)	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第40表のとおりとする。 (2) 引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（各年度の交付基準は第40表のとおり）。	
地方消費税交付金		

第40表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	令和元年 ～9月10月～	令和2年4月～	令和3年4月～
国・地方消費税率	5%	8%			10%	
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕	
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1					
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数		(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数

第41表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入 (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料 (3) 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） (4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	
地方消費税交付金		

第42表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税込から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第43表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化  【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。  【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。	
特別区財政調整交付金	(2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)  【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数 (令和2年度～4年度は経過措置あり)	

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第44表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
環境性能割 自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。  (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。  平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	令和元～3年度	令和4年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	
	改正前	令和元～3年度	令和4年度～							
市町村への交付率	65%	47%	43%							

3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第3号)による税制改正の内容

第45表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
森林環境税・譲与税の創設	<p>森林環境税（国税、令和6年度から課税）の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。</p> <p>※ 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準</p> <table border="1" data-bbox="517 483 1267 636"> <tr> <td data-bbox="517 483 655 573">市町村</td> <td data-bbox="655 483 1267 573">                     総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分                      ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 573 655 636">都道府県</td> <td data-bbox="655 573 1267 636">総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td> </tr> </table> <p>令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="517 759 1267 882"> <thead> <tr> <th data-bbox="517 759 911 792">期 間</th> <th data-bbox="911 759 1090 792">市町村</th> <th data-bbox="1090 759 1267 792">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="517 792 911 826">令和元年度から令和6年度まで</td> <td data-bbox="911 792 1090 826">100分の80</td> <td data-bbox="1090 792 1267 826">100分の20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 826 911 860">令和7年度から令和10年度まで</td> <td data-bbox="911 826 1090 860">100分の85</td> <td data-bbox="1090 826 1267 860">100分の15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 860 911 882">令和11年度から令和14年度まで</td> <td data-bbox="911 860 1090 882">100分の88</td> <td data-bbox="1090 860 1267 882">100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分	期 間	市町村	都道府県	令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20	令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12	<p>千円</p> <p>(令和元年度)</p> <p>362,701</p>
	市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正																
都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分																	
期 間	市町村	都道府県																
令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20																
令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15																
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12																

4 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第4号)による税制改正の内容

第46表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																		
特別区財政調整交付金	<p>地方法人課税における新たな偏在是正措置</p> <p>(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準 : 法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)</li> <li>主な税率区分</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な税率区分</th> <th colspan="2">法人事業税(所得割・収入割)</th> <th rowspan="2">特別法人事業税(創設)</th> </tr> <tr> <th>(復元後)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の普通法人</td> <td>3.6%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の普通法人等</td> <td>9.6%</td> <td>⇒ 7%</td> <td>税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税対象法人</td> <td>1.3%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課徴収 : 都道府県(法人事業税と併せて実施)</li> <li>国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み</li> <li>適用期日 : 令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用</li> </ul> <p>(2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲与基準等 : 「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限(※)の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。)</li> <li>譲与開始時期 : 令和2年度</li> </ul> <p>(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を100分の7.7(現行(※)100分の5.4)に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。</p> <p>※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定</p>	主な税率区分	法人事業税(所得割・収入割)		特別法人事業税(創設)	(復元後)	(改正後)	資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%	
	主な税率区分		法人事業税(所得割・収入割)			特別法人事業税(創設)														
(復元後)		(改正後)																		
資本金1億円超の普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%																	
資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%																	
収入金額課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%																	

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第6号)による税制改正の内容

第47表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量譲与税	<p>エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>千円 (令和元年度) 175,657</p>

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第48表 令和2年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額														
森 林 環 境 譲 与 税	森林環境譲与税の見直し	(1) 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。	千円 (令和2年度) 408,039 (令和4年度) 226,688														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">譲与額</th> </tr> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度・令和3年度</td> <td>200億円</td> <td>⇒ 400億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度・令和5年度</td> <td>300億円</td> <td>⇒ 500億円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>森林環境税の収入額に相当する額</td> <td>⇒ 左の額に300億円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>		年度	譲与額		(改正前)	(改正後)	令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円	令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円	令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額
		年度			譲与額												
				(改正前)	(改正後)												
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円															
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円															
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額															
(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度・令和3年度</td> <td>20分の17</td> <td>20分の3</td> </tr> <tr> <td>令和4年度・令和5年度</td> <td>25分の22</td> <td>25分の3</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>10分の9</td> <td>10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	区市町村	都道府県	令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3	令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3	令和6年度	10分の9	10分の1					
年度	区市町村	都道府県															
令和2年度・令和3年度	20分の17	20分の3															
令和4年度・令和5年度	25分の22	25分の3															
令和6年度	10分の9	10分の1															

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第49表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。	

第50表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額				
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。  ※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </tbody> </table>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
	30%以上50%未満減少している者	2分の1					
50%以上減少している者	ゼロ						
生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。  ※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和6年度)。						



8 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第51表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間(令和3年4月から令和5年3月まで)の激変緩和措置を講ずる。  (2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。	

第52表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	固定資産税(土地)の負担調整措置  生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長	令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。  生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。 なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和8年度までに延長)。	

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第53表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
自動車重量譲与税	自動車重量税におけるエコカー減税の見直し及び延長	エコカー減税について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行制度を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各減免区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。	



## 第 2 部

# 基 準 財 政 需 要 額



# 第1章 概要

令和5年度都区財政調整については、令和5年9月6日開催の都区協議会において、「令和5年度都区財政調整方針及び同見込」（第4部資料編参照）が決定された。

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行うものとされた。

本年度の改正点は、次のとおりである。

## 1 経常的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

### ア 議会総務費

議会運営費（タブレット端末運用経費）、企画調査費（区民意識意向調査経費）

### イ 民生費

全国手話言語市区長会負担金、重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費、養育費確保支援事業費

### ウ 衛生費

公衆喫煙所維持管理費

### エ 教育費

【小学校費】医療的ケア児支援経費、【小・中学校費】学校法律相談事業費（スクールロイヤー委託経費）

(2) 次の経費等について、算定の充実を図った。

### ア 議会総務費

法務管理費、防災行政無線システム維持管理費、安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）、地域コミュニティ活動支援費、公金取扱手数料（受託業務経費）

### イ 民生費

放課後児童クラブ事業費、認証保育所運営費等事業費、私立保育所施設型給付費等、【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等

### ウ 衛生費

予防接種費（子宮頸がん）、予防接種費（インフルエンザ）

### エ 土木費

区営住宅維持管理費、都市整備総務費（緑化助成経費）

### オ 教育費

【小・中学校費】学校運営費（用務委託）、教職員健康管理費（産業医報酬）、私立幼稚園施設型給付費、【態容補正】私立認定こども園施設型給付費

(3) 次の経費等について、算定内容を見直した。

- ア 議会総務費  
出張所管理運営費
- イ 民生費  
待機児童保育事業費、保育力強化事業費
- ウ 衛生費  
衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）
- エ 教育費  
【小・中学校費】学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）

(4) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

- ア 議会総務費  
情報セキュリティクラウド運用経費
- イ 民生費  
【態容補正】児童相談所関連経費
- ウ 衛生費  
予防接種費（ロタウイルス）、【態容補正】児童相談所関連経費
- エ 土木費  
街路灯維持補修費
- オ 教育費  
【小・中学校費】学校運営費（児童・生徒安全対策経費）

(5) その他

- ア その他諸費  
都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定
- イ その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

## 2 投資的経費

(1) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

- ア 建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映した。
- イ 令和6年度以降の建築工事単価に係る物騰率算出方法について、臨時的に、当該年度の前前年度から前年度にかけての都財務局建築工事積算標準単価の変動率により改定することとした。

(2) その他

- ア 令和5年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定した。
- イ その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

## 第2章 経常的経費に係る単価等

### 第1節 主な統一単価

1 給与費に係る標準給		7,645,515円						
2 時間外勤務手当		2,860円						
3 普通旅費	{ <table> <tr> <td>近接地内</td> <td>511円</td> </tr> <tr> <td>近接地外</td> <td>38,200円</td> </tr> <tr> <td>研修旅費</td> <td>494円</td> </tr> </table> }	近接地内	511円	近接地外	38,200円	研修旅費	494円	
近接地内		511円						
近接地外		38,200円						
研修旅費	494円							

### 第2節 給与費に係る標準給の改定内容

#### 第1項 本年度改定内容

給与費に係る標準給 (7,645,515円)

- (1) 職員共済組合事業主負担金等の負担率を変更した。
- (2) 令和5年度給与改定経費は見込んでいない。

#### 第2項 積算等

職層別区分	標準給料		職層別標準給	職員構成比	統合標準給
	級号給	月額			
部長級	行(一) 6-056	494,100円	15,309,931円	0.0081531516	7,645,515円
課長級	行(一) 5-068	430,700円	13,004,351円	0.0254641730	
職員A	行(一) 3-089	385,400円	9,783,099円	0.2042734463	
職員B	行(一) 2-057	302,800円	7,701,219円	0.3005702454	
職員C	行(一) 1-063	241,100円	6,117,473円	0.3224805675	
技能系	行(二) 2-053	287,000円	7,310,425円	0.0937442721	
フルタイム再任用	行(一) 2	231,800円	4,817,155円	0.0453141441	

注1) 職層別区分

部長級、課長級、職員A(係長級)、職員B(主任)、職員C(係員)、技能系及びフルタイム再任用とした。

注2) 標準給料

行政職給料表(一)及び(二)による。

注3) 統合標準給の積算

「職層別標準給×職層別職員構成比」の累計

### 第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧

経費の種類	測定単位	標準職員数			経費の種類	測定単位	標準職員数				
		計	比例人員	固定人員			計	比例人員	固定人員		
議会総務費	人口	456.23	258.71	197.52	生活経済費	人口	5.10	0.50	4.60		
民生費	社会福祉費	人口	117.25	109.45	7.80	経済労働費	産業経済費	事業所数	17.90	8.90	9.00
	老人福祉費	65歳以上人口	64.92	47.03	17.89		土木費	建築公害費	人口	93.00	56.56
	生活保護費	被保護者数	39.05	27.24	11.81	都市整備費		人口	41.00	35.32	5.68
	児童福祉費	18歳未満人口	126.35	92.00	34.35	道橋りょう費	道路面積	49.00	42.93	6.07	
区立保育所入所児童数		457.00	457.00	—	公園費		公園面積	18.35	3.79	14.56	
国民健康保険事業助成費	被保険者数	54.00	33.69	20.31	教育費	小学校費	学校数	87.00	87.00	—	
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	8.00	2.05		5.95	中学校費	学校数	33.00	33.00	—
衛生費	人口	129.37	82.12	47.25	育費	その他の教育費	児童生徒数	83.61	47.16	36.45	
清掃費	清掃総務費	人口	18.19	11.52			6.67	幼稚園数	57.75	57.75	—
	収集作業費	人口	124.79	106.87		17.92	人口	53.20	32.63	20.57	
費	収集車両費	人口	9.00	9.00	—	標準区職員数		2,187.86	1,687.02	500.84	
	処理処分費	人口	44.80	44.80	—						



# 第3章 投資的経費に係る単価等

## 第1節 各種単価の設定

### 1 単価設定

建築工事単価については、毎年度、物騰率を乗じて設定しているが、ウクライナ情勢や円安等による物価高騰の状況に鑑み、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映した単価に設定した。

### 2 建築単価

区分	単価	内 容 説 明
工 事 単 価	新 設  386,300円/㎡	・ 主体、主体設備、特殊付帯工事費等 327,700円/㎡
		・ 通常の基礎工事 19,800円/㎡
		・ 設計、工事監理委託料 38,800円/㎡
改 築	405,900円/㎡ (公衆便所 905,600円/㎡)	新設工事費+解体工事費
大規模 改 修	8,400円/㎡	
	(公衆便所 10,700円/㎡)	

注1) 特殊付帯工事には、冷暖房設備、変電設備、昇降機、外構工事等を含む。

注2) 通常の基礎工事とは普通の支持力で支持層15mまで（全区に算入される）。

注3) 初度調弁費は、主体、主体設備、特殊付帯、通常の基礎工事費の50/1,000。

### 3 用地単価

466,000円/㎡ → 東京都基準地価格調査（令和4年7月1日）による区部住宅地の対前年変動率を乗じて設定

### 4 その他単価

#### (1) 道路改良・ガードパイプ取替及び橋りょう架替単価

##### ア 道路改良単価の決定

##### (ア) 幅員の設定基準

① 4.5m未満は、表層AC4cm、上層路盤AS5cm、下層路盤M10cm、C15cm

② 4.5m以上は、アスファルト・コンクリート舗装

・ 4.5m以上～6.5m未満 表層AC5cm、基層AC5cm、上層路盤M10cm、下層路盤C20cm

・ 6.5m以上～8.5m未満 表層AC5cm、基層AC10cm、上層路盤M10cm、下層路盤C30cm

・ 8.5m以上 表層AC5cm、基層AC20cm、上層路盤M15cm、下層路盤C20cm

<table border="0"> <tr> <td>AC</td> <td>アスファルト混合物層</td> <td>M</td> <td>粒度調整碎石層</td> </tr> <tr> <td>AS</td> <td>アスファルト処理混合物層</td> <td>C</td> <td>クラッシャーラン碎石層</td> </tr> </table>	AC	アスファルト混合物層	M	粒度調整碎石層	AS	アスファルト処理混合物層	C	クラッシャーラン碎石層	}
AC	アスファルト混合物層	M	粒度調整碎石層						
AS	アスファルト処理混合物層	C	クラッシャーラン碎石層						

③ CBR（舗装厚決定基準） 3%

(イ) 車道改良単価及び歩道込修正単価

幅員	4.5m未満	4.5m以上6.5m未満 (平均5.5m)	6.5m以上8.5m未満 (平均7.5m)	8.5m以上 (平均14.0m)
単価	18,700円/㎡	20,100円/㎡	27,500円/㎡	34,700円/㎡
歩道込修正単価	歩道の有無	無	無	片側 (1.5m) 両側 (1.5m × 2)
	修正単価	18,700円/㎡	20,100円/㎡	22,900円/㎡

注) 歩道込修正単価の算出方法

$$\text{歩道込修正単価} = \frac{\text{車道単価} \times \text{車道幅員} + \text{歩道単価} \times \text{歩道幅員}}{\text{道路平均幅員}}$$

6.5m以上～8.5m未満の場合

$$\frac{27,500\text{円}/\text{m}^2 \times 6.0\text{m} + 4,300\text{円}/\text{m}^2 \times 1.5\text{m}}{7.5\text{m}} \cong 22,900\text{円}/\text{m}^2$$

8.5m以上の場合

$$\frac{34,700\text{円}/\text{m}^2 \times 11.0\text{m} + 4,300\text{円}/\text{m}^2 \times 3.0\text{m}}{14.0\text{m}} \cong 28,200\text{円}/\text{m}^2$$

イ ガードパイプ取替・橋りょう架替

区分	単価	備考
ガードパイプ	19,700円/m	
橋りょう	鋼橋	482,700円/㎡ 設計委託料4%含む
	木橋・コンクリート橋	265,400円/㎡ "

(2) 公園造成単価

<一般公園>

区分	単価
造成工事	35,480円/㎡
設計委託料	520円/㎡
計	36,000円/㎡

注) 造成工事には、整地、芝張、植栽、外柵等を含む。

## (3) 義務教育施設建設単価等

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明	備 考		
校舎建設単価 基準面積 小： 5,900㎡ 養： 1,800㎡ 中： 6,198㎡	小	282,900円/㎡	主体付帯工事費	220,200円/㎡		
			基礎工事費	15,400円/㎡		
	養		B	変電施設		5,000円/㎡
			C	設計、工事監理委託料		28,800円/㎡
	中		B	校具費		6,000円/㎡
			C	その他工事費		7,500円/㎡
新設校校具費	小	D	51,714,000円/校			
	養	D				
	中	D			66,126,000円/校	
給食室設置経費	小	E	179,138,000円/校	ドライ システ ム		
	養	E	167,125,000円/校			
	中	E				
新設校活性汚泥槽経費	小	—	49,359,000円/校	下水道 未普及 地 域		
	養	F				
	中	—				
鉄筋校舎取壊し経費	小	F	19,600円/㎡			
	中	F				
工所用仮設校舎経費	小	G	32,700円/㎡			
	中	G				
防火戸設置経費	小	H	1,168,000円/戸			
	養	G				
	中	H				
屋内運動場建設単価 基準面積 小： 1,215㎡ 養： 629㎡ 中： 1,138㎡	小	322,100円/㎡	主体付帯工事費	251,200円/㎡		
			基礎工事費	16,000円/㎡		
	養		I	変電施設		1,400円/㎡
			J	設計、工事監理委託料		46,900円/㎡
	中	J	校具費	6,600円/㎡		
屋内運動場取壊し経費	小	—	17,500円/㎡			
	養	—				
	中	—				
寄宿舎建設単価	養	K	306,000円/㎡			

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明			備 考	
学校プール建設単価 基準面積 小： 250㎡ 養： 200㎡ 中： 300㎡	小	L	337,500円/㎡	主体付帯工事費		254,000円/㎡	
	養	M		基礎工事費		11,500円/㎡	
		L		設計、工事監理委託料		72,000円/㎡	
	中	L					
学校プール内蔵経費	小	M	42,000円/㎡				
	養	N					
	中	M					
学校プール取壊し経費	小	—	25,300円/㎡				
	養	—					
	中	—					
武道場建設経費	中	—	322,100円/㎡	建設単価	基準面積 柔剣道場:450㎡ 剣道場 :300㎡ 柔道場 :250㎡		
	中	—	17,500円/㎡	取壊し経費			
	中	—	800,000円/校	大規模改修経費			
大規模改修経費	小	—	26,855,000円/校	校舎	18,940,000円/校		
				給食室	1,668,000円/校		
				屋内運動場	2,997,000円/校		
				プール	691,000円/校		
				校庭	1,868,000円/校		
				フェンス	691,000円/校		
	養	—	14,711,000円/校	校舎	8,211,000円/校		
				給食室	1,669,000円/校		
				屋内運動場	1,691,000円/校		
中	—	28,531,000円/校	プール	581,000円/校			
			校庭	1,868,000円/校			
			フェンス	691,000円/校			
中	—	28,531,000円/校	校舎	19,929,000円/校			
			給食室	1,669,000円/校			
			屋内運動場	2,830,000円/校			
			プール	754,000円/校			
			校庭	2,571,000円/校			
			フェンス	778,000円/校			

注) 項目欄中「小」とは小学校費を、「養」とは小学校費(特別支援学校及び養護学園・態容補正)を、「中」とは中学校費をいう。

また、符号欄について、「小」は小学校費の態容補正(Ⅱ)、「養」は小学校費の態容補正(Ⅳ)、「中」は中学校費の態容補正(Ⅱ)の、それぞれの算式における符号と一致する。

## 第2節 所要経費の積算の考え方

区 分		積 算 式
新 設 経 費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 386,300円/㎡ a ㎡ b か所
	用 地 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 466,000円/㎡ a ㎡ b か所
改 築 経 費	工 事 費	単 価 × 耐 用 年 数 × 標 準 事 業 規 模 405,900円/㎡ 1/50 ㎡
大規模改修経費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 8,400円/㎡ ㎡

注) 改築経費の考え方 (参考)

改築経費については、減価償却方式 (定額法) に準じ算定する。

$$(A \text{円} / \text{m}^2 \times \text{m}^2) \times 1/50 \div \text{年間償却額} ※$$

↓

調 達 価 額

↓

耐用年数

$$※ \left[ \begin{array}{l} \cdot \text{耐用年数を50年とする。} \\ \text{地方公営企業法施行規則別表の定め、事務用RC造り。} \end{array} \right]$$

- ・経費ごとに算定される改築経費 (例えば50か所分) を全額投入すれば、当該年度に1か所の改築 (既存施設の解体・新設) が可能となる。
- ・現況数の少ない経費は積み立てて投入され、一定の期間ごとに改築可能とする。

## 第3節 特定財源の積算の考え方

区 分	積 算 式	備 考
国 庫 支 出 金	補助単価 × 標準規模 × 補助率 × 国庫採択見込率 × 標準区事業量 x 円 y ㎡ 1/α Z/100 p 所	※ 国庫採択見込率 国庫採択実績見込量 標準区事業量
都 支 出 金	同 上	同 上
特 別 建 物	工事単価 × 標準規模 × 充当率 × 許可見込率 × 標準区事業量	※ 許可見込率 許可見込事業量 標準区事業量
区 債 公 園 用 地	用地単価 × 標準区数量 × 充当率 × 許可見込率	同 上

## 第4節 建設工事単価に係る物騰率の算出方法

### 1 建築工事関係

#### (1) 物価構成比の上昇率

区 分	令和3年4月	令和3年5月		令和3年6月		令和3年7月		令和3年8月	
		4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比	6→7月上昇率	構成比	7→8月上昇率	構成比
資材費	31.34	1.019	31.94	1.031	32.94	1.026	33.78	1.026	34.65
労務費	61.03	0.987	60.24	0.971	58.49	1.033	60.42	0.986	59.58
共通経費	7.62	1.002	7.64	1.000	7.64	1.002	7.65	1.001	7.66
計	100.00	0.998	99.82	0.993	99.07	1.028	101.86	1.000	101.89
令和3年9月		令和3年10月		令和3年11月		令和3年12月		令和4年1月	
8→9月上昇率	構成比	9→10月上昇率	構成比	10→11月上昇率	構成比	11→12月上昇率	構成比	12→1月上昇率	構成比
1.021	35.38	1.017	35.97	1.009	36.31	1.008	36.61	1.005	36.79
0.998	59.46	1.060	63.02	1.001	63.09	0.985	62.14	1.060	65.87
1.001	7.67	0.999	7.66	1.001	7.67	1.001	7.68	1.001	7.69
1.006	102.51	1.040	106.66	1.004	107.07	0.994	106.43	1.037	110.34
令和4年2月		令和4年3月		令和4年4月		令和4年5月		令和4年6月	
1→2月上昇率	構成比	2→3月上昇率	構成比	3→4月上昇率	構成比	4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比
1.006	37.00	1.011	37.42	1.019	38.15	1.018	38.82	1.012	39.27
1.013	66.73	1.029	68.66	0.998	68.52	0.956	65.51	1.020	66.82
1.004	7.72	1.003	7.74	1.004	7.77	1.001	7.78	1.003	7.80
1.010	111.44	1.021	113.82	1.005	114.44	0.980	112.10	1.016	113.89

注1) 資材費の上昇率は、日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数による。

注2) 労務費の上昇率は、厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与による。

注3) 共通経費の上昇率は、総務省消費者物価指数による。

#### (2) 令和4年4月 → 令和5年4月上昇率推計

<  $Y = m t + b$  の一次直線により、回帰式を求める。 >

令和3年4月の構成比を100として各時点を指数化し、次式に代入して解く。

$$\begin{cases} \Sigma Y = n b + m \Sigma t & \cdots \cdots \cdots \text{①} \\ \Sigma t Y = b \Sigma t + m \Sigma t^2 & \cdots \cdots \cdots \text{②} \end{cases}$$

①より、 $15b = 1601.34$                        $\therefore b = 106.76$                        $\cdots \cdots \cdots \text{③}$

②より、 $280m = 339.68$                        $\therefore m = 1.21$                        $\cdots \cdots \cdots \text{④}$

③及び④を  $Y = m t + b$  に代入               $Y = 1.21 t + 106.76$                        $\cdots \cdots \cdots \text{⑤}$

令和3年4月を  $t = -7$  としたので令和5年4月は  $t = 17$      $Y = 1.21 \times 17 + 106.76 = 127.33$

よって、令和4年4月→令和5年4月の上昇率は、 $\left( \frac{127.33}{114.44} - 1 \right) \times 100 \approx 11.3\%$

## 2 土木工事関係

### (1) 物価構成比の上昇率

区 分	令和 3年4月	令和3年5月		令和3年6月		令和3年7月		令和3年8月	
		4→5月 上昇率	構 成 比	5→6月 上昇率	構 成 比	6→7月 上昇率	構 成 比	7→8月 上昇率	構 成 比
資 材 費	43.39	1.003	43.53	1.008	43.90	1.008	44.26	1.009	44.64
労 務 費	41.83	0.987	41.28	0.971	40.08	1.033	41.41	0.986	40.83
共通経費	14.79	1.002	14.81	1.000	14.81	1.002	14.84	1.001	14.86
計	100.00	0.996	99.62	0.992	98.79	1.017	100.51	0.998	100.33
令和3年9月		令和3年10月		令和3年11月		令和3年12月		令和4年1月	
8→9月 上昇率	構 成 比	9→10月 上昇率	構 成 比	10→11月 上昇率	構 成 比	11→12月 上昇率	構 成 比	12→1月 上昇率	構 成 比
1.003	44.77	1.017	45.52	1.006	45.80	1.003	45.94	1.009	46.35
0.998	40.75	1.060	43.19	1.001	43.23	0.985	42.59	1.060	45.14
1.001	14.87	0.999	14.86	1.001	14.87	1.001	14.89	1.001	14.90
1.001	100.39	1.032	103.57	1.003	103.91	0.995	103.41	1.029	106.40
令和4年2月		令和4年3月		令和4年4月		令和4年5月		令和4年6月	
1→2月 上昇率	構 成 比	2→3月 上昇率	構 成 比	3→4月 上昇率	構 成 比	4→5月 上昇率	構 成 比	5→6月 上昇率	構 成 比
1.004	46.53	1.002	46.62	1.014	47.29	1.014	47.95	1.012	48.53
1.013	45.73	1.029	47.05	0.998	46.96	0.956	44.89	1.020	45.79
1.004	14.96	1.003	15.01	1.004	15.07	1.001	15.08	1.003	15.13
1.008	107.22	1.014	108.68	1.006	109.31	0.987	107.92	1.014	109.45

注1)～注3) 前頁建築工事関係と同様。

### (2) 令和4年4月 → 令和5年4月上昇率推計

前頁建築工事関係の上昇率推計と同様の方法による。

令和5年4月 (t=17) は、 $Y=0.83 \times 17 + 103.97 = 118.08$

よって、令和4年4月→令和5年4月の上昇率は、 $\left( \frac{118.08}{109.31} - 1 \right) \times 100 \approx 8.0\%$

## 第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧

経費の種類		測定単位	施設	標準事業規模	
議会総務費		人口	地域交流施設	m <sup>2</sup> 25,994	
民生費	社会福祉費	人口	心身障害者福祉施設	10,620	
	老人福祉費	65歳以上人口	高齢者福祉施設	18,250	
	児童福祉費	15歳未満人口	児童福祉施設	35,902	
衛生費		人口	保健衛生施設	7,100	
清掃費	収集作業費	人口	清掃事務所・事業所	4,000	
		人口	車庫	1,800	
経労働費	生活経済費	人口	消費者及び商工振興施設	3,200	
土木費	建築公害費	人口	区営住宅	28,280	
	道路橋りょう費	道路面積	公衆便所（道路）	270	
	公園費	人口	公園（新設工事費）	1,500	
			公園（新設用地費）	400	
			公園（改修工事費）	300,000	
公衆便所（公園）	2,160				
教育費	小学校費	学校数	小学校 (1校あたり)	校舎	5,900
				給食室	319
				屋内運動場	1,215
				プール	630
				校庭	4,000
				フェンス	670
	中学校費	学校数	中学校 (1校あたり)	校舎	6,198
				給食室	266
				屋内運動場	1,138
				プール	700
				校庭	5,600
				フェンス	756
	その他の教育費	児童生徒数	校外施設	6,000	
園児数		幼稚園	10,875		
人口		生涯学習関連施設	35,300		
		各種運動施設	136,220		



## 第4章 標準行政規模等一覧表

経費の種類		測定単位		測定単位の標準区数値			
		経常的経費	投資的経費				
議会総務費		人	口	人	口	350,000人	
民 生 費	社会福祉費	人	口	人	口	350,000人	
	老人福祉費	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	63,000人	
	生活保護費	被保護者数	—	被保護者数	被保護者数	7,600人	
	児童福祉費	18歳未満人口	—	—	18歳未満人口	18歳未満人口	47,000人
		区立保育所入所児童数	—	—	区立保育所入所児童数	区立保育所入所児童数	3,400人
		私立保育所入所児童数	—	—	私立保育所入所児童数	私立保育所入所児童数	1,100人
	—	—	15歳未満人口	15歳未満人口	15歳未満人口	38,000人	
国民健康保険費	被保険者数	—	—	被保険者数	被保険者数	113,780人	
後期高齢者医療制度費	被保険者数	—	—	被保険者数	被保険者数	34,000人	
衛生費		人	口	人	口	350,000人	
清 掃 費	清掃総務費	人	口	—	—	350,000人	
	収集作業費	人	口	人	口	350,000人	
	収集車両費	人	口	—	—	350,000人	
	処理処分費	人	口	人	口	350,000人	
経 済 費	生活経済費	人	口	人	口	350,000人	
	産業経済費	事業所数	—	—	事業所数	12,000箇所	
土 木 費	建築公害費	人	口	人	口	350,000人	
	都市整備費	人	口	人	口	350,000人	
	道路橋りょう費	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	2,322,000㎡	
	公園費	公園面積	—	公園面積	公園面積	300,000㎡	
教 育 費	小学校費	児童数	—	児童数	児童数	22,440人	
		学級数	—	学級数	学級数	612学級	
		学校数	—	学校数	学校数	34校	
	中学校費	生徒数	—	—	生徒数	生徒数	10,800人
		学級数	—	—	学級数	学級数	270学級
		学校数	—	—	学校数	学校数	18校
	その他の教育費	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	33,240人
		幼稚園数	—	—	幼稚園数	幼稚園数	15箇所
		—	—	園児数	園児数	園児数	1,800人
—	—	人	人	人	人	350,000人	
そ の 他 諸 費	公債費	元	元	元	元	元	
	財産費	年度支払額	—	—	—	—	
	その他行政費	人	口	—	—	350,000人	

## 第5章 単位費用積算基礎

### 第1節 経常的経費

#### 第1項 議会総務費

##### I 議会総務費の概要

###### 1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
  - ア 区議会議員の報酬、費用弁償等の区議会運営費及び区議会事務局運営に要する経費
  - イ 一般管理事務費、企画調査費、財産管理費、電子計算事務費、総合行政ネットワーク運営経費及び都区市町村電子自治体共同運営システム経費等
  - ウ 人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金及び全国市議会議長会負担金
  - エ 広報広聴費、災害対策費、国民保護法関連事業経費及び安全安心まちづくり推進事業費等
  - オ 区長・副区長・教育長に係る給料・職員手当・共済費、職員研修費及び庁舎維持管理費等
  - カ 住民基本台帳整備費、住居表示管理費、出張所管理運営費、文化振興事業費及び男女共同参画事業費等
  - キ 都民税及び特別区税の賦課徴収に要する経費
  - ク 選挙管理委員会費、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙の執行費並びに区長及び区議会議員選挙の公営費
  - ケ 監査委員の給料、報酬その他監査事務局の事務に要する経費等
  - コ 特別区職員の退職手当に要する経費
  - サ 再任用（短時間）職員給与に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,268,106,319円、特定財源を1,102,545,500円と見込み、差引一般財源所要額を9,165,560,819円と算定した。

この結果、単位費用を26,187円とした。

###### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに区議会議員用タブレット端末運用に係る経費について、算定した。
- (2) 新たに区民意識意向調査に係る経費について、算定した。
- (3) 法務管理費に係る経費について、例規データシステム保守委託経費等の算定の充実を図った。
- (4) 防災行政無線システム維持管理費について、算定の充実を図った。
- (5) 安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）について、算定の充実を図った。
- (6) 地域コミュニティ活動支援費について、算定の充実を図った。
- (7) 公金取扱手数料について、算定の充実を図った。
- (8) 情報セキュリティクラウド運用経費について、算定を改善した。
- (9) 出張所管理運営費について、算定内容を見直した。
- (10) その他、所要の単価改定等を行った。

##### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 会 費 費	議会運営費	報酬	437,049,164	特別職非常勤職員		
				議長 $916,500円 \times 12月 + 916,500円$		
				$\times \frac{145}{100} \times 3.60月 = 15,782,130円$		
				副議長 $786,100円 \times 12月 + 786,100円$		
				$\times \frac{145}{100} \times 3.60月 = 13,536,642円$		
				委員長 ( $656,200円 \times 12月 + 656,200円$		
				$\times \frac{145}{100} \times 3.60月 ) \times 8人 = 90,398,112円$		
				委員長 (予算特別委員会・決算特別委員会)		
				{ ( $656,200円 \times 2月 + 656,200円 \times \frac{145}{100}$		
				$\times 3.60月 \times 0.15 ) +$		
				( $607,700円 \times 10月 + 607,700円 \times \frac{145}{100}$		
				$\times 3.60月 \times 0.85 ) \} \times 2人 = 21,199,140円$		
				副委員長 ( $629,500円 \times 12月 + 629,500円$		
				$\times \frac{145}{100} \times 3.60月 ) \times 8人 = 86,719,920円$		
				副委員長 (予算特別委員会・決算特別委員会)		
				{ ( $629,500円 \times 2月 + 629,500円 \times \frac{145}{100}$		
				$\times 3.60月 \times 0.15 ) +$		
				( $607,700円 \times 10月 + 607,700円 \times \frac{145}{100}$		
				$\times 3.60月 \times 0.85 ) \} \times 2人 = 21,050,528円$		
				議員 ( $607,700円 \times 12月 + 607,700円$		
				$\times \frac{145}{100} \times 3.60月 ) \times 18人 = 188,362,692円$		
		共済費	94,801,600	地方議会議員共済会給付費負担金		
				$610,000円 \times \frac{32.2}{100} \times 12月 \times 40人 = 94,281,600円$		
				地方議会議員共済会事務負担金		
				$13,000円 \times 40人 = 520,000円$		
		災害補償費	655,574	$437,049,164円 \times \frac{1.5}{1,000} = 655,574円$		
		旅費	6,915,900	費用弁償		
				議長、副議長 $691,500円$		
				議員 @163,800円 $\times 38人 = 6,224,400円$		
		交際費	967,000	議長交際費 $967,000円$		
		需用費	1,417,200	議員人頭割		
				消耗品費 $496,100円$		
				印刷製本費 $425,000円$		
				会議費 $496,100円$		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	議会 （議会 運営費）	使用料及び 賃借料	1,800,000	円	タブレット運用経費	@225,000円 × 40人 × $\frac{1}{5}$ = 1,800,000円	
		負担金補助 及び交付金	980,000		議長会・委員長会等分担金	980,000円	
		計	544,586,438				
	議 会 費	区議会 事務局 運営費	給与費	107,037,210			@7,645,515円 × 14.0人 = 107,037,210円
			職員手当等	1,713,140		時間外勤務手当	@2,860円 × 599時間 = 1,713,140円
		運 営 費	旅費	263,176		普通旅費	
			需用費	697,600	消費品費	近接地内	@511円 × 18回 × 12月 = 110,376円
						近接地外	@38,200円 × 4回 = 152,800円
			役務費	11,053,400	通信運搬費		341,200円
						新聞折込・配布委託	3,757,000円
委託料			10,283,600	議会公開システム保守		2,244,500円	
					区議会だより作成委託	8,039,100円	
使用料及び 賃借料			1,687,300	自動車借上料		231,600円	
	システム機器リース料	1,455,700円					
備品購入費	359,800	図書購入及び一般事務用		359,800円			
計	133,095,226						
小計	677,681,664						
経 務 管 理 費	一般管理 事務費	報酬	19,698,000		会計年度任用職員	@11,256円 × 1,750人 = 19,698,000円	
		給与費	2,677,688,718			@7,645,515円 × 350.23人 = 2,677,688,718円	
	総 務 管 理 費	職員手当等	28,784,820	宿日直手当	土・日・休日	@6,000円 × 234日	
					平日	@6,000円 × 243日	
		災害補償費	1,001,435	職員公務災害見舞金		1,001,435円	
					報償費	1,560,700	
		旅費	5,021,648	普通旅費	近接地内	@511円 × 414回 × 12月 = 2,538,648円	
					近接地外	@38,200円 × 65回 = 2,483,000円	
		交際費	2,450,000			2,450,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	〔一般管理 事務費〕 需用費	円					
		32,429,100	消耗品費	21,001,600円			
			印刷製本費	8,323,700円			
			会議費	1,026,900円			
			修繕料	2,076,900円			
		役務費	14,960,000	郵便料	2,820,000円		
				電話料	12,140,000円		
		使用料及び 賃借料	34,565,900	ファクシミリ賃借料（含保守等）	25,363,700円		
				自動車、会場借上料	1,223,600円		
				職員情報システムリース料	7,978,600円		
	備品購入費	15,889,900	一般事務用	15,889,900円			
	負担金補助 及び交付金	116,000	地方債協会負担金等分担金	116,000円			
	計	2,834,166,221					
	総合教育 会議	役務費 141,100	会議録作成経費	141,100円			
的 管	企画調査費	職員手当等	2,765,620	時間外勤務手当	@2,860円 × 967時間 =	2,765,620円	
		報償費	268,600			268,600円	
		需用費	440,100	消耗品費、印刷製本費等（実施計画策定経費含む）	440,100円		
		役務費	23,100	郵便料等	23,100円		
		委託料	9,683,900	基本構想策定経費	1,279,100円		
				基本計画策定経費	1,276,100円		
			公共施設等総合管理計画策定経費	677,600円			
			個別施設計画策定経費（公園、橋りょう）	3,363,100円			
			区民意識意向調査経費	3,088,000円			
	計	13,181,320					
費 費	行政評価 事務費	報償費	578,000	行政評価委員謝礼	578,000円		
		需用費	213,000	消耗品費	22,000円		
			印刷製本費	191,000円			
		役務費	107,000	会議録作成経費	107,000円		
	計	898,000					
財 政 管 理 費	職員手当等	1,815,840	高所危険手当（検査）	@300円 × 104回 =	31,200円		
			時間外勤務手当	@2,860円 × 624時間 =	1,784,640円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総	〔財政管理費〕	旅費	361,288	普通旅費		
		需用費	2,446,800	近接地内	@511円 × 34回 × 12月 =	208,488円
				近接地外	@38,200円 × 4回 =	152,800円
		役員費	32,100	消耗品費		777,800円
				印刷製本費		1,669,000円
		使用料及び賃借料	49,900			49,900円
		備品購入費	448,500	一般事務用		448,500円
	計	5,154,428				
	準 務	電子計算需用費	9,615,000	電子計算機用消耗品		9,615,000円
		事務費	45,451,000	オンライン等回線使用料		45,451,000円
委託料		200,232,000	情報システム保守委託		200,232,000円	
使用料及び賃借料		205,136,000	電子計算機レンタルリース料		205,136,000円	
計	460,434,000					
的 管	施設予約	役員費	2,753,000	回線使用料		2,753,000円
	システム	委託料	13,445,000	システム保守委託		13,445,000円
	経費	使用料及び賃借料	9,034,900	機器リース料		9,034,900円
計	25,232,900					
経 理	総合行政	役員費	352,000	回線使用料		352,000円
	ネットワーク	委託料	1,052,700	提供設備保守委託		1,052,700円
	(LGWAN)運用経費	使用料及び賃借料	1,513,300	提供設備等リース料		1,513,300円
計	2,918,000					
費 費	情報セキュリティ強化経費	役員費	1,237,000	回線使用料		1,237,000円
		委託料	13,206,600	運用保守委託		13,206,600円
		使用料及び賃借料	29,356,400	対応機器リース料		29,356,400円
計	43,800,000					
情報セキュリティクラウド運用経費	役員費	10,239,079	情報セキュリティクラウド運用経費		10,239,079円	
自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費	負担金補助及び交付金	4,150,000	運用経費負担金		4,150,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	都 区 市 町 村 電 子 共 同 シ ン 経 路 運 送 費	委託料	13,123,400	電子申請・調達サービス提供委託料		13,123,400円	
		負担金補助金及び交付金	636,000	共同事務処理分担金		636,000円	
		計	13,759,400				
	人 員 会 費	負担金補助金及び交付金	11,825,348	共同事務処理分担金		11,825,348円	
	特 別 協 分	区 会 金	負担金補助金及び交付金	5,087,309	共同事務処理分担金		5,087,309円
	特 別 事 分	区 長 会 局 金	負担金補助金及び交付金	10,954,240	共同事務処理分担金		10,954,240円
	特 別 議 局	区 議 事 分 担 金	負担金補助金及び交付金	2,668,089	共同事務処理分担金		2,668,089円
	全 国 市 長 会 負 担 金	負担金補助金及び交付金	1,326,000	共同事務処理分担金		1,326,000円	
	全 国 市 議 長 會 負 担 金	負担金補助金及び交付金	1,295,000	共同事務処理分担金		1,295,000円	
	軽 自 動 車 税 務 負 担 金	軽 自 動 車 税 務 負 担 金	700,000	負担金		700,000円	
軽 自 動 車 税 務 負 担 金	軽 自 動 車 税 務 負 担 金	315,000	負担金		315,000円		
法 務 管 理 費	報 酬	2,735,196	{ 会計年度任用職員（顧問弁護士） @207,933円 × 12月 = 2,495,196円 特別職非常勤職員（行政不服審査会委員） @20,000円 × 3回 × 4人 = 240,000円				
	職 員 手 当 等	148,720	時間外勤務手当	@2,860円 × 52時間 =	148,720円		
	旅 費	20,440	普通旅費	近接地内 @511円 × 40回 =	20,440円		
	需 用 費	3,534,000	消耗品費		3,534,000円		
	役 務 費	82,000	{ 通信運搬費 34,000円 行政不服審査会反訳経費 48,000円				
	委 託 料	4,517,000	例規データシステム保守委託		4,517,000円		
	計	11,037,356					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	指定管理者 選定等経費	報償費	373,160	{ 選定委員会委員謝礼 @64,300円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 244,340円 { 評価委員会委員謝礼 @33,900円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 128,820円	
		委託料	997,100		財務分析及び労働環境分析委託
		計	1,370,260		
基	総	広報広聴費	2,013,440	時間外勤務手当 @2,860円 × 704時間 =	2,013,440円
		報償費	926,300		926,300円
		旅費	447,136	普通旅費	
				{ 近接地内 @511円 × 48回 × 12月 = 294,336円	
				{ 近接地外 @38,200円 × 4回 = 152,800円	
		需用費	51,495,000	{ 消耗品費	1,623,300円
				{ 印刷製本費	49,584,600円
				{ 会議費	171,400円
				{ 修繕料	115,700円
		役務費	42,893,700	{ 回線使用料	235,600円
				{ 郵便料	257,100円
				{ 区民便利帳配布経費	1,864,800円
				{ 新聞折込料等	40,536,200円
的	管	委託料	95,482,600	{ ホームページ運営	16,504,300円
				{ 区のお知らせ等デザイン委託	6,326,100円
				{ 映像広報製作・放映委託	57,763,100円
				{ 点字広報等経費	5,423,000円
				{ 区報等編集事務委託	9,466,100円
		使用料及び 賃借料	161,600		161,600円
		工事請負費	2,089,400		2,089,400円
		備品購入費	537,300		537,300円
		負担金補助 及び交付金	32,000		32,000円
			計	196,078,476	
費	費				



経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 総	情報公開・個人情報保護事業費	報酬	601,440	特別職非常勤職員（情報公開・個人情報保護審議会委員） @12,530円 × 4回 × 12人 = 601,440円				
		報償費	473,250	情報公開・個人情報保護審査会 @18,930円 × 5回 × 5人 = 473,250円				
		需用費	158,300	消耗品費 158,300円				
		役務費	139,400	審議会・審査会テープ翻訳等 139,400円				
		計	1,372,390					
	準 務 災 害	防災対策	報酬	24,974,832	特別職非常勤職員（防災会議委員） @9,220円 × 30人 × 2回 = 553,200円 会計年度任用職員（防災指導員） @4,070,272円 × 6人 = 24,421,632円			
			職員手当等	632,060	時間外勤務手当（地域防災計画作成等） @2,860円 × 221時間 = 632,060円			
			旅費	115,997	普通旅費 @511円 × 227回 = 115,997円			
			需用費	1,062,400	印刷製本費 976,600円 会議費 85,800円			
			負担金補助及び交付金	900,000	防火防災協会助成 @300,000円 × 3団体 = 900,000円			
		計	27,685,289					
		対 策	災害応急対応	職員手当等	2,213,640	時間外勤務手当（災害時） @2,860円 × 774時間 = 2,213,640円		
				需用費	3,162,300	防災被服、クリーニング費用 3,162,300円		
				備品購入費	167,400	災害対策本部用 167,400円		
		計	5,543,340					
策 救 助 費 費	災害救助費	報酬	787,920	会計年度任用職員 @11,256円 × 70人 = 787,920円				
		職員手当等	2,213,640	時間外勤務手当 @2,860円 × 774時間 = 2,213,640円				
		旅費	330,106	普通旅費 @511円 × 646回 = 330,106円				
		需用費	805,500	救援物資等 759,700円 印刷製本費 45,800円				
		使用料及び賃借料	192,100	会場使用料 19,400円 自動車借上料 172,700円				
負担金補助及び交付金	600,000	被災世帯見舞金 600,000円						
計	4,929,266							

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 策 費	消防団員等公務災害共済掛金 共済費 負担金補助金及び交付金	630,000	〔 応急措置従事者 @0.3円 〕 @1.8円 × 350,000人 = 630,000円				
		1,602,000	〔 水防従事者 @1.5円 〕 消防団員福祉共済掛金助成 @3,000円 × 534人 = 1,602,000円				
		計	2,232,000				
	総合防災訓練	職員手当等	5,265,260	時間外勤務手当 @2,860円 × 1,841時間 = 5,265,260円			
		報償費	421,300	医師等費用弁償 421,300円			
		需用費	7,825,700	〔 消耗品費 3,446,000円 印刷製本費 2,350,500円 軽可搬ポンプ維持管理費 @11,400円 × 178台 = 2,029,200円			
			4,428,600	会場設営等 4,428,600円			
			637,800	自動車借上料等 637,800円			
		603,000	訓練会場整地費 603,000円				
		83,400	備品購入費 83,400円				
計	19,265,060						
水害対策経費	需用費	1,036,400	〔 消耗品費 221,000円 ハザードマップ印刷製本費 815,400円				
		1,327,600	委託料 水防訓練会場設営等 1,327,600円				
	計	2,364,000					
震災予防対策	職員手当等	586,300	時間外勤務手当 @2,860円 × 205時間 = 586,300円				
	報償費	78,400	防災教育講師謝礼 78,400円				
	〔 防災普及広報等経費 〕 旅費	115,997	普通旅費 @511円 × 227回 = 115,997円				
		需用費	4,564,200	〔 印刷製本費 3,436,500円 消耗品費 1,127,700円			
	299,800		印刷物配布経費 299,800円				
	3,376,300	防災教育講演会等委託 3,376,300円					
	7,557,000	使用料及び賃借料 緊急地震通報システム運用経費 7,557,000円					
計	16,577,997						
震災予防対策	需用費	287,800	〔 燃料費 86,600円 修繕費 201,200円				
		25,400	〔 起震車運行等経費 〕 役務費 保険料 25,400円				
	721,600	委託料 保守点検委託料 721,600円					
	4,508,700	備品購入費 起震車購入費 @27,052,200円 × $\frac{1}{6}$ = 4,508,700円					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 管 理 策 費	〔震災予防策〕 〔起震車運行等経費〕	公課費	25,000	自動車重量税		25,000円
		計	5,568,500			
	防 災 需 用 費 市 民 組 織 育 成 費	需用費	3,140,400	消耗品費 2,736,900円 印刷製本費 403,500円		
		工事請負費	389,600	防災倉庫補修等		389,600円
		備品購入費	18,337,000	防災用資器材		18,337,000円
		負担金補助及び交付金	10,964,000	組織運営経費助成 @58,000円 × 183組織 =		10,614,000円
		計	32,831,000	防火防災訓練災害補償等掛金		350,000円
	災 害 用 需 用 費 食 料 の 蓄 〔避難所用〕	需用費	65,484,651	クラッカー等 @141円 × 164,858食 = 23,244,978円 アルファ化米 @198円 × 149,264食 = 29,554,272円 調製粉乳 @2.21円 × 536,354g = 1,185,342円 即席めん @141円 × 743食 = 104,763円 その他 @198円 × 57,552食 = 11,395,296円		
		生活必需品の備蓄	13,224,300	毛布、敷布等の備蓄		13,224,300円
	帰 宅 困 難 用 需 用 費 者 対 策 食 料 の 蓄 食 料 の 備 蓄	需用費	36,248,244	職員及び児童福祉施設等利用者用（3日分） 33,745,524円 職員・教職員、児童館・学童保育利用児童、保育所入所園児（2歳以上）、区立小・中学校児童生徒、幼稚園児用 食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布 @1,164円 × 27,555人 = 32,074,020円 保育所入所園児（2歳未満） 食料（ミルク、携帯おかん器）、水、簡易トイレ、毛布 @2,328円 × 718人 = 1,671,504円 一時滞在施設用（3日分） 2,502,720円 食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布 @1,185円 × 2,112人 = 2,502,720円		
災害用品及び医療器材等の備蓄		8,662,450	備蓄（3日分） 医薬品 3,400人 × $\frac{645,612円}{1,000人}$ = 2,195,080円 医療資器材等 3,400人 × $\frac{1,902,169円}{1,000人}$ = 6,467,370円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口			
事業区分	節名	経費	内容説明						
基 総	災	避難標識維持管理費	円						
		職員手当等	426,140	時間外勤務手当	@2,860円 × 149時間 =	426,140円			
		旅費	15,841	普通旅費	@511円 × 31回 =	15,841円			
		役務費	447,270	{ 清掃費	@5,710円 × 65基 =	371,150円			
				{ 塗装費等	@3,460円 × 22基 =	76,120円			
		工事請負費	2,229,370	{ 移設費	@87,000円 × 65基 × $\frac{3}{100}$ =	169,650円			
	害	備品購入費	1,423,590	{ 撤去費	@158,440円 × 13基 =	2,059,720円			
				{ 避難場所標識	@176,300円 × 37基 × $\frac{1}{10}$ =	652,310円			
				{ 避難道路標識	@302,500円 × 22基 × $\frac{1}{10}$ =	665,500円			
				{ 避難道路標識	@176,300円 × 6基 × $\frac{1}{10}$ =	105,780円			
準 務	対	計	4,542,211						
		消火器需用費	18,531,000	消火器更新		11,165,400円			
的 管 策 理 費	管	策	計	34,182,000	本体	@24,300円 × 2,511本 × $\frac{1}{8}$ =	7,627,160円		
					収納箱		3,538,240円		
					{ 避難道路沿い分	@30,700円 × 528個 × $\frac{1}{8}$ =	2,026,200円		
					{ 地域配備分	@6,100円 × 1,983個 × $\frac{1}{8}$ =	1,512,040円		
					薬剤補填	@8,800円 × 2,511本 × $\frac{1}{3}$ =	7,365,600円		
	費	策	計	34,182,000	防災行政無システム維持管理費	需用費	415,000	光熱水費	415,000円
					役務費	3,662,000	電波利用料	3,662,000円	
					委託料	30,105,000	無線機器保守点検・総務省定期検査・免許更新手数料	30,105,000円	
					計	34,182,000			
					水位雨量観測システム維持管理費	需用費	74,500	光熱水費（電気料）	74,500円
費	策	計	8,953,100	役務費	1,098,000	回線使用料	1,098,000円		
				委託料	4,522,200	システム保守点検	4,522,200円		
				使用料及び賃借料	3,258,400	システムリース料	3,258,400円		
				計	8,953,100				
費	策	計	310,358,608	被災者生活支援システム運用経費	委託料	3,534,200	システム運用委託料	3,534,200円	
				小計	310,358,608				
				公衆無線LAN経費	委託料	14,060,200	運用及び保守管理委託料	@169,400円 × 83箇所 =	14,060,200円

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口									
事業区分	節名	経費	内容説明												
基	総	国民保護報酬	207,270	特別職非常勤職員（国民保護協議会委員） @9,870円 × 21人 × 1回 = 207,270円											
		法関連事業経費需用費	364,800	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>消耗品費</td> <td>182,400円</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>182,400円</td> </tr> </table>			〔	消耗品費	182,400円	印刷製本費	182,400円				
〔	消耗品費	182,400円													
	印刷製本費	182,400円													
		役員費	30,300	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>通信運搬費</td> <td>15,100円</td> </tr> <tr> <td>その他（速記料等）</td> <td>15,200円</td> </tr> </table>			〔	通信運搬費	15,100円	その他（速記料等）	15,200円				
〔	通信運搬費	15,100円													
	その他（速記料等）	15,200円													
		計	602,370												
準	務	安全安心まちづくり推進事業費報酬	317,120	特別職非常勤職員（安全安心まちづくり推進協議会委員） @9,910円 × 8人 × 4回 = 317,120円											
		需用費	5,443,200	<table border="0"> <tr> <td rowspan="5">〔</td> <td>啓発・PR費</td> <td>314,500円</td> </tr> <tr> <td>防犯グッズ購入費</td> <td>1,048,600円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>209,600円</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>314,500円</td> </tr> <tr> <td>自動通話録音機購入費 @5,600円 × 635台 =</td> <td>3,556,000円</td> </tr> </table>			〔	啓発・PR費	314,500円	防犯グッズ購入費	1,048,600円	消耗品費	209,600円	印刷製本費	314,500円
〔	啓発・PR費	314,500円													
	防犯グッズ購入費	1,048,600円													
	消耗品費	209,600円													
	印刷製本費	314,500円													
	自動通話録音機購入費 @5,600円 × 635台 =	3,556,000円													
的	管	委託料	60,649,548	防犯パトロール委託経費 @1,738円 × 18時間 × 312日 × 6人 = 58,563,648円 安全安心メールシステム保守費用 2,085,900円 一般事務用 209,600円											
		備品購入費負担金補助及び交付金	40,684,000	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>防犯協会助成 @589,000円 × 3団体 =</td> <td>1,767,000円</td> </tr> <tr> <td>防犯設備助成</td> <td>38,917,000円</td> </tr> </table>			〔	防犯協会助成 @589,000円 × 3団体 =	1,767,000円	防犯設備助成	38,917,000円				
〔	防犯協会助成 @589,000円 × 3団体 =	1,767,000円													
	防犯設備助成	38,917,000円													
経	理	計	107,303,468	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">〔</td> <td>特定財源（都支出金）</td> <td>20,504,000円</td> </tr> <tr> <td>3,556,000円 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>1,778,000円</td> </tr> <tr> <td>34,521,000円 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>17,261,000円</td> </tr> <tr> <td>4,395,000円 × <math>\frac{1}{3}</math> =</td> <td>1,465,000円</td> </tr> </table>			〔	特定財源（都支出金）	20,504,000円	3,556,000円 × $\frac{1}{2}$ =	1,778,000円	34,521,000円 × $\frac{1}{2}$ =	17,261,000円	4,395,000円 × $\frac{1}{3}$ =	1,465,000円
		〔	特定財源（都支出金）	20,504,000円											
3,556,000円 × $\frac{1}{2}$ =	1,778,000円														
34,521,000円 × $\frac{1}{2}$ =	17,261,000円														
4,395,000円 × $\frac{1}{3}$ =	1,465,000円														
費	費	特別職給料	44,986,800	給料 44,986,800円											
		職員費		<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">〔</td> <td>区長 1,121,800円 × 1人 × 12月 =</td> <td>13,461,600円</td> </tr> <tr> <td>副区長 905,300円 × 2人 × 12月 =</td> <td>21,727,200円</td> </tr> <tr> <td>教育長 816,500円 × 1人 × 12月 =</td> <td>9,798,000円</td> </tr> </table>			〔	区長 1,121,800円 × 1人 × 12月 =	13,461,600円	副区長 905,300円 × 2人 × 12月 =	21,727,200円	教育長 816,500円 × 1人 × 12月 =	9,798,000円		
〔	区長 1,121,800円 × 1人 × 12月 =	13,461,600円													
	副区長 905,300円 × 2人 × 12月 =	21,727,200円													
	教育長 816,500円 × 1人 × 12月 =	9,798,000円													

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔特別職員費〕	職員手当等	37,908,087	円		
				地域手当 { ( 1,121,800円 + 905,300円 × 2人 + 816,500円 ) × 0.12 } × 12月 = 5,398,416円 期末手当 19,532,818円 { 区長 1,121,800円 × 1人 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.53月 = 5,844,892円 副区長 905,300円 × 2人 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.53月 = 9,433,732円 教育長 816,500円 × 1人 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.53月 = 4,254,194円 退職手当 12,976,853円 { 区長 1,121,800円 × 1人 × $\frac{451}{100}$ = 5,059,318円 副区長 905,300円 × 2人 × $\frac{325}{100}$ = 5,884,450円 教育長 816,500円 × 1人 × $\frac{249}{100}$ = 2,033,085円                 }		
準		共済費	10,105,908	職員共済組合事業主負担金 10,024,104円		
的				区長 2,666,176円 { (1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{160.811}{1,000}$ = 1,254,322円 (2) ( 1,500,000円 × 2回 + 298,000円 ) × 1人 × $\frac{140.711}{1,000}$ = 464,063円 (3) 1,150,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{48.530}{1,000}$ = 669,714円 (4) 5,730,000円 × 1人 × $\frac{48.530}{1,000}$ = 278,077円 副区長 4,961,372円 { (1) 650,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{160.811}{1,000}$ = 2,508,644円 (2) ( 1,500,000円 × 2回 + 240,000円 ) × 2人 × $\frac{140.711}{1,000}$ = 911,804円 (3) 930,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{48.530}{1,000}$ = 1,083,190円 (4) 4,716,000円 × 2人 × $\frac{48.530}{1,000}$ = 457,734円 教育長 2,396,556円 { (1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{160.811}{1,000}$ = 1,254,322円 (2) ( 1,500,000円 × 2回 + 216,000円 ) × 1人 × $\frac{140.711}{1,000}$ = 452,525円 (3) 830,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{48.530}{1,000}$ = 483,359円 (4) 4,252,000円 × 1人 × $\frac{48.530}{1,000}$ = 206,350円 公務災害補償基金掛金 69,918,034円 × $\frac{1.17}{1,000}$ = 81,804円                 }		
経						
費						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔特別職 職員費〕	災害補償費	20,975	公務災害補償費附加給付 $69,918,034円 \times \frac{20}{100} \times \frac{1.5}{1,000} = 20,975円$		
		計	93,021,770			
	非常勤職員 公務災害 補償費	負担金補助 及び交付金	3,318,000	全非常勤〔各款（議会費を除く）の報酬 $\times \frac{1.5}{1,000}$ 〕 = 3,318,000円		
	職員共済 組合給与 負担金	負担金補助 及び交付金	36,207,255	共済組合事務従事職員給与費負担金 36,207,255円		
	職員共済 組合業務 経理負担金	負担金補助 及び交付金	30,850,840	共済組合運営費及び給付事業事務費負担金 30,850,840円		
	職員選考 試験費	需用費 委託料	147,100	消耗品費 147,100円		
			331,000	問題作成委託、健康診断料 331,000円		
		計	478,100			
		職員昇任 選考費	委託料	428,400	問題作成・採点委託 428,400円	
		職員健康 管理費	報酬 需用費 委託料	6,471,446	〔特別職非常勤職員（産業医非常勤報酬） 3,268,600円 〔会計年度任用職員（臨床心理士非常勤報酬） 3,202,846円 消耗品費 400,000円 職員健康管理委託料 標準職員分 $@14,230円 \times 2,187.86人 = 31,133,248円$ 再任用短時間職員分 $@14,230円 \times 200人 = 2,846,000円$ 非常勤職員分 $@14,230円 \times 656.07人 = 9,335,876円$ ストレスチェック委託料 標準職員分 $@1,210円 \times 2,187.86人 = 2,647,311円$ 再任用短時間職員分 $@1,210円 \times 200人 = 242,000円$ 非常勤職員分 $@1,210円 \times 656.07人 = 793,845円$ 雇入時健診 $@8,340円 \times 83人 = 692,220円$	
	備品購入費		214,700	一般事務用 214,700円		
	計		54,776,646			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総  準 務  的 管  理  費 費	職員被服貸与費	需用費	11,245,800	貸与被服購入費		11,245,800円
	職員互助組合交付金	負担金補助及び交付金	14,350,000	事業運営助成金		12,530,000円
				結婚貸付金交付金		1,820,000円
	職員研修費	報償費	850,500	講師謝礼（外部講師）	@10,500円 × 81時間 =	850,500円
	〔職層研修〕 基礎研修 実務研修 専門研修 共同研修	旅費	618,917	受講旅費	@494円 × 310人 =	153,140円
				普通旅費	@38,200円 × 3人 =	114,600円
				近接地内	@511円 × 7人 =	3,577円
				近接地外	@38,200円 × 1人 =	38,200円
				費用弁償		309,400円
		需用費	524,500	燃料費		15,800円
				光熱水費		135,100円
				消耗品費		200,800円
				印刷製本費		145,400円
			会議費		21,400円	
			修繕料		6,000円	
	役務費	50,000	会場清掃費		50,000円	
	委託料	9,079,000	研修委託料		9,079,000円	
	使用料及び賃借料	297,600	会場、バス借上料		297,600円	
	備品購入費	34,300	教材等		34,300円	
	負担金補助及び交付金	10,343,000	共同研修分担金		8,926,000円	
			その他負担金		1,417,000円	
	計	21,797,817				
	財産管理費	報酬	298,800	特別職非常勤職員（財産評価委員）	@7,470円 × 40回 =	298,800円
	職員手当等	1,784,640	時間外勤務手当	@2,860円 × 624時間 =	1,784,640円	
	旅費	510,876	普通旅費			
			近接地内	@511円 × 43回 × 12月 =	263,676円	
			近接地外	@38,200円 × 3回 =	114,600円	
			費用弁償		132,600円	
	需用費	252,700	消耗品費		116,400円	
			印刷製本費		136,300円	
	役務費	744,700	郵券等		10,700円	
			火災保険料		734,000円	



経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口																									
事業区分	節名	経費	内容説明																												
基 総	〔財産〕 管理費	委託料	1,388,600	土地建物測量委託等		1,388,600円																									
		使用料及び 賃借料	4,178,300	施設保全・営繕積算システム使用料		4,178,300円																									
		原材料費	49,200			49,200円																									
		備品購入費	63,600			63,600円																									
		計	9,271,416																												
					<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>特定財源（財産収入）</td> <td>94,348,600円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>土地建物等貸付</td> <td>92,613,800円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>物品他売払収入等</td> <td>1,734,800円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	特定財源（財産収入）	94,348,600円	〕	〔	土地建物等貸付	92,613,800円	〕	〔	物品他売払収入等	1,734,800円	〕														
	〔	特定財源（財産収入）	94,348,600円	〕																											
	〔	土地建物等貸付	92,613,800円	〕																											
	〔	物品他売払収入等	1,734,800円	〕																											
	準 務	車 両 維 持 管 理 費	職員手当等	217,360	時間外勤務手当	@2,860円 × 76時間 =	217,360円																								
			旅費	4,088	普通旅費	@511円 × 8回 =	4,088円																								
			需用費	2,491,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>燃料費</td> <td>1,776,600円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>消耗品費</td> <td>386,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>修繕料</td> <td>328,400円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	燃料費	1,776,600円	〕	〔	消耗品費	386,000円	〕	〔	修繕料	328,400円	〕														
		〔	燃料費	1,776,600円	〕																										
〔		消耗品費	386,000円	〕																											
〔		修繕料	328,400円	〕																											
		役務費	662,000	自動車損害保険料		662,000円																									
		委託料	33,397,560	車両管理委託	@3,710,840円 × 9人 =	33,397,560円																									
		使用料及び 賃借料	328,300	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>有料道路、駐車場使用料</td> <td>216,100円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>自動車借上料</td> <td>112,200円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	有料道路、駐車場使用料	216,100円	〕	〔	自動車借上料	112,200円	〕																			
〔		有料道路、駐車場使用料	216,100円	〕																											
〔	自動車借上料	112,200円	〕																												
	備品購入費	3,755,300	自動車	@1,502,100円 × 15台 × $\frac{1}{6}$ =	3,755,300円																										
	公課費	283,500	自動車重量税	@37,800円 × 15台 × $\frac{1}{2}$ =	283,500円																										
	計	41,139,108																													
的 管	庁 舎 維 持 管 理 費	需用費	137,785,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>光熱水費</td> <td>125,048,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>消耗品費</td> <td>6,317,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>修繕費</td> <td>6,420,000円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	光熱水費	125,048,000円	〕	〔	消耗品費	6,317,000円	〕	〔	修繕費	6,420,000円	〕															
		〔	光熱水費	125,048,000円	〕																										
		〔	消耗品費	6,317,000円	〕																										
	〔	修繕費	6,420,000円	〕																											
		役務費	24,532,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>通信運搬費</td> <td>22,083,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>2,449,000円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	通信運搬費	22,083,000円	〕	〔	廃棄物処理手数料	2,449,000円	〕																			
	〔	通信運搬費	22,083,000円	〕																											
	〔	廃棄物処理手数料	2,449,000円	〕																											
		委託料	249,447,200	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>管理委託</td> <td>63,240,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>清掃委託</td> <td>58,523,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>保守委託</td> <td>74,426,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>庁中取締</td> <td>@3,710,840円 × 5人 =</td> <td>18,554,200円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>交換便</td> <td>10,849,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>電話交換</td> <td>23,855,000円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	管理委託	63,240,000円	〕	〔	清掃委託	58,523,000円	〕	〔	保守委託	74,426,000円	〕	〔	庁中取締	@3,710,840円 × 5人 =	18,554,200円	〕	〔	交換便	10,849,000円	〕	〔	電話交換	23,855,000円	〕		
	〔	管理委託	63,240,000円	〕																											
	〔	清掃委託	58,523,000円	〕																											
〔	保守委託	74,426,000円	〕																												
〔	庁中取締	@3,710,840円 × 5人 =	18,554,200円	〕																											
〔	交換便	10,849,000円	〕																												
〔	電話交換	23,855,000円	〕																												
	使用料及び 賃借料	24,335,000			24,335,000円																										
	工事請負費	30,164,000	<table border="0"> <tr> <td>〔</td> <td>庁舎維持修繕（建築）</td> <td>13,635,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td>〔</td> <td>庁舎維持修繕（土木）</td> <td>16,529,000円</td> <td>〕</td> </tr> </table>	〔	庁舎維持修繕（建築）	13,635,000円	〕	〔	庁舎維持修繕（土木）	16,529,000円	〕																				
〔	庁舎維持修繕（建築）	13,635,000円	〕																												
〔	庁舎維持修繕（土木）	16,529,000円	〕																												
費 費																															

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔庁舎維持管理費〕	備品購入費	3,245,000	3,245,000円		
		計	469,508,200	円 特定財源 18,139,000円 使用料及び手数料 土地及び建物使用料 17,146,000円 財産収入 物品他売払収入等 993,000円		
準	区立施設定期点検調査費	委託料	64,302,500	建築物点検調査費 $28,571,400円 \times \frac{1}{3} = 9,524,000円$ 建築設備及び昇降機点検調査費 14,982,900円 外壁点検調査費 $139,580,000円 \times \frac{1}{10} = 13,958,000円$ フロン排出点検調査費 3,860,000円 防火設備点検調査費 21,977,600円		
		自治体総合賠償責任保険費	8,724,000	自治体総合賠償責任保険料 8,724,000円		
的	区民関係等事務費	報酬	11,782,320	会計年度任用職員(区民相談(法律・税務・交通事故相談)相談員報酬) @22,315円 × 528回 = 11,782,320円		
		職員手当等	417,560	時間外勤務手当 { 相談業務関係 @2,860円 × 89時間 = 254,540円 地域活動関係 @2,860円 × 57時間 = 163,020円		
経	理	報償費	537,120	人権擁護員 @7,460円 × 6人 × 12月 = 537,120円		
		旅費	190,092	普通旅費 { 相談業務関係 @511円 × 248回 = 126,728円 地域活動関係 @511円 × 124回 = 63,364円		
費	費	需用費	426,700	{ 消耗品費 174,200円 印刷製本費 209,300円 修繕料 43,200円		
		役務費	167,200	通信運搬費 167,200円		
		委託料	427,000	調査委託料 427,000円		
		使用料及び賃借料	79,300	相談会場等 79,300円		
		備品購入費	45,800	45,800円		
		負担金補助及び交付金	178,000	人権擁護協会等負担金 178,000円		
		計	14,251,092			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 本 的 管 理 費	地 域 報 償 費 コ ミュ ニ ティ 活 動 支 援 費	報 償 費	219,000	講師等謝礼		219,000円	
		委 託 料	8,939,000	NPO活動等支援事業		8,939,000円	
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	98,021,000	{ 町会・NPO等助成金		93,021,000円	
				{ 自治会・町会会館の整備助成金		5,000,000円	
		計	107,179,000				
	住 民 基 本 報 酬 台 帳 整 備 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使 用 料 及 び 賃 借 料 備 品 購 入 費 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	報 酬	29,265,600	会計年度任用職員 @11,256円 × 2,600人 =		29,265,600円	
		職 員 手 当 等	9,069,060	時間外勤務手当 @2,860円 × 3,171時間 =		9,069,060円	
		需 用 費	7,272,600	消耗品費			2,857,000円
				印刷製本費			4,321,800円
				修繕料			93,800円
役 務 費		924,500	通信運搬費			924,500円	
委 託 料		145,675,749	戸籍業務補助委託 @3,710,840円 × 13.63人 =			50,578,749円	
			戸籍等システム保守委託料			86,087,600円	
			コンビニ交付証明書等発行委託料			2,118,100円	
			コンビニ交付システム保守運用委託料			6,891,300円	
使 用 料 及 び 賃 借 料	66,998,400	複写機等借上料			623,900円		
		戸籍等システムリース料			58,598,700円		
		コンビニ交付機器等借上料			7,775,800円		
備 品 購 入 費	798,700	印鑑登録事務用等			798,700円		
負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	4,296,000	分担金（戸籍事務協力会、外国人登録事務研究会）			32,000円		
		コンビニ交付証明書交付センター負担金			4,264,000円		
	計	264,300,609					
住 民 基 本 台 帳 ネ ット ワ ーク シ ス テ ム 運 営 費	需 用 費	145,000	消耗品費		145,000円		
			委 託 料	8,798,100	システム保守委託料	8,798,100円	
			使 用 料 及 び 賃 借 料	6,724,300	システム機器借上料	6,724,300円	
		計	15,667,400				
				{ 特定財源（使用料及び手数料）	150,057,000円		
				戸籍関係手数料	55,655,000円		
				印鑑証明手数料	30,388,000円		
				住民登録証明手数料	61,979,000円		
				その他手数料	2,035,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 総	住居表示 管理費	職員手当等	368,940	時間外勤務手当	@2,860円 × 129時間 =	368,940円		
		旅費	6,132	普通旅費（近接地内等）	@511円 × 12回 =	6,132円		
		需用費	585,000	住居番号表示板及び街区表示板等の購入		585,000円		
		役務費	28,000	通信運搬費		28,000円		
		委託料	2,772,600	住居番号表示版及び街区表示版関連業務委託		2,772,600円		
		使用料及び 賃借料	80,700			80,700円		
		計	3,841,372					
	準 務	出張所 管理運営費	需用費	20,992,800	光熱水費		15,830,400円	
					消耗品費		3,197,600円	
					印刷製本費		920,000円	
					修繕料		1,044,800円	
			役務費	3,592,800	通信運搬費		2,148,000円	
					その他役務費		1,444,800円	
委託料			57,734,400	保守委託		15,820,800円		
				出張所業務委託		18,908,000円		
				清掃委託等		14,048,000円		
				その他の委託料		8,957,600円		
的 管		使用料及び 賃借料	9,265,600			9,265,600円		
		工事請負費	18,941,600			18,941,600円		
		備品購入費	1,180,000			1,180,000円		
		計	111,707,200					
		経 理	地域総合 防災セ ンター 及び 災害対 策要 員住 宅 維持 管理 費	需用費	1,957,400	1 地域総合防災センター		7,189,250円
				役務費	1,228,420	光熱水費		1,957,400円
						通信運搬費		873,680円
						その他		354,740円
				委託料	3,561,430	庁舎管理委託		
						清掃		361,080円
				設備等		3,200,350円		
工事請負費	442,000			建物維持補修		442,000円		
				2 災害対策要員住宅		5,690,150円		
需用費	898,600			光熱水費		518,100円		
		消耗品費		38,800円				
		修繕費		341,700円				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 総	地域総合 防センター 及災害対 要員住宅 維持 管理費	円						
		役務費	80,900	通信運搬費			52,400円	
				その他			28,500円	
		委託料	2,725,550	住宅管理委託			1,061,150円	
				清掃委託			682,150円	
				機械設備保守委託			982,250円	
		工事請負費	1,956,000	建物維持補修			1,956,000円	
		備品購入費	29,100				29,100円	
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 職員住宅収入 }			13,356,000円	
		計	12,879,400					
準 務 管	地域総合 防センター 運 営 費	職員手当等	843,700	時間外勤務手当 @2,860円 × 295時間 =			843,700円	
		旅費	429,240	普通旅費（近接地内） @511円 × 70回 × 12月 =			429,240円	
		需用費	1,643,400	消耗品費			273,000円	
				印刷製本費			376,900円	
				会議費			448,800円	
				修繕料			544,700円	
		委託料	16,737,700	設備機器保守			2,073,100円	
				防災情報システム保守			14,664,600円	
		使用料及び賃借料	520,000	ファクシミリ等の賃借			520,000円	
		原材料費	764,000					764,000円
備品購入費	218,300					218,300円		
計	21,156,340							
経 理	区民センター	委託料	118,537,700	指定管理者管理運営委託			118,537,700円	
	管理運営費							
費 費	地域センター 管理運営費	需用費	34,313,100	1 直営施設（3館分）				
				光熱水費			9,821,800円 × 3館 =	29,465,400円
				消耗品費			930,200円 × 3館 =	2,790,600円
				修繕料			685,700円 × 3館 =	2,057,100円
				役務費			4,095,300	
				通信運搬費			232,500円 × 3館 =	697,500円
				その他手数料			1,132,600円 × 3館 =	3,397,800円
				委託料			144,061,000	
管理運営委託			31,258,800円 × 3館 =	93,776,400円				
清掃委託			3,673,000円 × 3館 =	11,019,000円				
機械設備保守委託			4,246,800円 × 3館 =	12,740,400円				
警備等委託			488,600円 × 3館 =	1,465,800円				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	〔地域センター管理運営費〕	使用料及び賃借料	2,396,400	機器借上げ	798,800円 × 3館 =	2,396,400円	
		工事請負費	8,247,000	建物維持補修	2,749,000円 × 3館 =	8,247,000円	
		備品購入費	417,000		139,000円 × 3館 =	417,000円	
				2 指定管理者導入施設（1館分）			
				指定管理者管理運営委託		25,059,400円 × 1館 =	25,059,400円
			計	193,529,800			
準 務	男女共同センター管理運営費	需用費	3,669,400	光熱水費		2,367,200円	
				消耗品費		512,000円	
				修繕料		790,200円	
		役務費	839,100	通信運搬費		191,600円	
				その他手数料		647,500円	
		委託料	18,440,500	管理運営委託		16,381,500円	
				清掃委託		685,300円	
				機械設備保守委託		1,251,600円	
				警備委託		122,100円	
			使用料及び賃借料	627,300	機器借上げ		627,300円
	工事請負費	194,000	建物維持補修		194,000円		
	備品購入費	120,700			120,700円		
	計	23,891,000					
的 管	外国人生活支援等事業費	旅費	8,872,500	特別旅費（青少年等招致・派遣）			
					@910,000円 × 15人 × $\frac{1}{2}$ =	6,825,000円	
					@585,000円 × 7人 × $\frac{1}{2}$ =	2,047,500円	
		委託料	30,990,400	交流活動等		5,552,700円	
				外国人向け冊子等作成		8,360,100円	
				日本語教室等		6,105,100円	
				外国人生活相談・支援・調査等		4,191,500円	
				通訳タブレット運用経費 @1,356,200円 × 5台 =		6,781,000円	
			計	39,862,900			
		理 費	文化振興事業費	委託料	57,203,000	芸術、文学、音楽等の文化振興事業	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	平和普及 活動事業費	委託料	3,303,000	イベント関係（平和展等）		3,303,000円	
		円					
	男女共同 参画 事業費	報酬	519,600	特別職非常勤職員（男女共同参画推進会議委員報酬）			
				{ 学識経験者 @19,780円 × 4人 × 5回 = 395,600円			
				{ 区民代表者 @2,480円 × 10人 × 5回 = 124,000円			
		報償費	2,572,500	講師等謝礼		2,572,500円	
		需用費	1,876,100	{ 消耗品費 702,900円	{ 印刷製本費 1,173,200円		
	委託料		5,628,260	{ 相談業務委託 4,907,200円	{ 行動計画策定経費 @3,605,300円 × $\frac{1}{5}$ = 721,060円		
		負担金補助 及び交付金	148,000	団体活動助成金等		148,000円	
		計	10,744,460				
人権啓発 事業費	報償費	129,700	講師等謝礼		129,700円		
	需用費	670,700	{ 消耗品費 447,400円	{ 印刷製本費 223,300円			
	役務費	19,300	郵送料等		19,300円		
	委託料	190,000	講演会等委託料		190,000円		
	使用料及び 賃借料	70,200	講演会等会場使用料		70,200円		
計	1,079,900						
会 計 管 理 費	会計管理費	職員手当等	1,455,740	時間外勤務手当 @2,860円 × 509時間 =	1,455,740円		
		旅費	206,580	普通旅費			
	需用費			{ 近接地内 @511円 × 15回 × 12月 = 91,980円			
				{ 近接地外 @38,200円 × 3回 = 114,600円			
		2,933,600	{ 消耗品費 166,400円	{ 印刷製本費 2,767,200円			
	役務費	32,100			32,100円		
	委託料	12,170,800	出納事務委託		12,170,800円		
	使用料及び 賃借料	141,700			141,700円		
	備品購入費	310,800	一般事務用		310,800円		
	計	17,251,320	{ 特定財源（諸収入） 預金利子 350,000円 }				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
総務管理費	新地方委託料	4,342,400	円	財務書類作成委託 4,342,400円		
	公会計制度運用経費					
小計		5,970,576,307				
基 徴 準 的 税 経 費 費	賦課徴収費	報酬	50,813,531	会計年度任用職員（徴収嘱託員） @4,653,377円 × 9.42人 = 43,834,811円 会計年度任用職員 @11,256円 × 620人 = 6,978,720円		
		給与費	588,704,655	@7,645,515円 × 77人 = 588,704,655円		
		職員手当等	13,599,300	時間外勤務手当 @2,860円 × 4,755時間 = 13,599,300円		
		旅費	3,155,240	普通旅費		
				近接地内 @511円 × 480回 × 12月 = 2,943,360円 近接地外 { @38,200円 × 4回 = 152,800円 @8,440円 × 7回 = 59,080円		
		需用費	15,178,200	消耗品費 1,241,100円 印刷製本費 13,665,500円 会議費 212,100円 修繕料 59,500円		
		役務費	24,804,000	郵送料 4,731,000円 電話料 20,073,000円		
		委託料	22,849,900	審査システム運用 9,128,500円 徴税事務委託 12,711,700円 コンビニ交付証明書等発行委託料 304,700円 コンビニ交付システム保守運用委託料 705,000円		
		使用料及び賃借料	180,247,700	電子計算機レンタルリース料 178,643,400円 自動車、会場借上料等 808,500円 コンビニ交付機器等借上料 795,800円		
		備品購入費	319,000	一般事務用 319,000円		
		負担金補助及び交付金	8,913,400	納税貯蓄組合補助金 791,000円 地方税共同機構負担金 7,517,000円 東京税務協会分担金 169,400円 コンビニ交付証明書交付センター負担金 436,000円		



経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 礎 的 費 用	徴 税	〔賦課徴収費〕 償還金利息及び割引料	円 126,397,000	還付金等 126,397,000円				
			計	1,034,981,926	<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定財源 759,704,900円</li> <li>使用料及び手数料</li> <li>納課税証明手数料 21,747,000円</li> <li>都支出金</li> <li>都民税徴収取扱費 604,482,000円</li> <li>諸収入 133,475,900円</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>延滞金及び加算金 133,432,000円</li> <li>標識及び処分弁償金 43,900円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>			
	公金取扱 手数料	役務費 44,152,882			指定金融機関業務経費 17,553,300円			
					受託業務経費 16,513,382円			
	費	委託料			11,439,162	郵便局窓口収納手数料 186,200円		
						指定金融機関派出業務経費 9,900,000円		
	費	計			55,592,044	特別区民税・軽自動車税コンビニエンスストア収納委託料		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>@65円 × 142,692件 = 9,274,980円</li> <li>月額基本料 @32,160円 × 12月 = 385,920円</li> <li>特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料 993,378円</li> <li>月額基本料 @65,407円 × 12月 = 784,884円</li> </ul>					
	小計		1,090,573,970					
	経 費	選挙管理 委員会費	報酬 12,022,800	特別職非常勤職員（委員報酬）				
<ul style="list-style-type: none"> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員長 @291,500円 × 1人 } 1,001,900円 × 12月</li> <li>委員 @236,800円 × 3人 } = 12,022,800円</li> </ul> </li> </ul>								
選挙 費		給与費 職員手当等 旅費	68,809,635	@7,645,515円 × 9.0人 = 68,809,635円				
			623,480	時間外勤務手当 @2,860円 × 218時間 = 623,480円				
費		交際費 需用費	766,628	普通旅費				
			90,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>近接地内 @511円 × 448回 = 228,928円</li> <li>近接地外 @38,200円 × 1回 = 38,200円</li> <li>費用弁償 499,500円</li> </ul>				
			97,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費 24,300円</li> <li>印刷製本費 24,900円</li> <li>会議費 24,200円</li> <li>後援会表示物 24,300円</li> </ul>				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 選 準 的 舉 費	〔選挙管理 委員会費〕	委託料	5,440,600	選挙システム保守点検委託		5,440,600円
		使用料及び 賃借料	2,005,900	選挙システム機器賃借料		2,005,900円
		備品購入費	84,500	一般事務用		84,500円
		負担金補助 及び交付金	103,000			103,000円
		計	90,044,243			
	選挙常時 啓発普及費	報償費	796,200	推進委員講師謝礼		796,200円
		需用費	1,042,500	消耗品費		452,800円
				印刷製本費		498,700円
				会議費		91,000円
	役員費	176,000	通信運搬費		176,000円	
使用料及び 賃借料	152,500	会場借上料等		152,500円		
計	2,167,200					
区長及び 区議会議員 選挙執行費	報酬	1,399,186	特別職非常勤職員（投票管理者等）			
			会計年度任用職員	$4,482,400円 \times \frac{1}{4} =$	1,120,600円	
			@11,256円 × 99人 × $\frac{1}{4} =$	278,586円		
			時間外勤務手当 @2,860円 × 4,272時間 × $\frac{1}{4} =$	3,054,480円		
			投開票事務従事報償、点字判読			
			$19,502,600円 \times \frac{1}{4} =$	4,875,650円		
			普通旅費 @511円 × 240回 × $\frac{1}{4} =$	30,660円		
			需用費	1,762,990	消耗品費 $4,297,900円 \times \frac{1}{4} =$	1,074,480円
			印刷製本費 $2,490,500円 \times \frac{1}{4} =$	622,630円		
			修繕費 $263,500円 \times \frac{1}{4} =$	65,880円		
役員費	4,636,750	投票所入場券郵送料 $10,229,000円 \times \frac{1}{4} =$	2,557,250円			
電信料 $250,000円 \times \frac{1}{4} =$	62,500円					
啓発宣伝費等 $8,068,000円 \times \frac{1}{4} =$	2,017,000円					
委託料	5,843,850	投開票所設営撤去等委託 $23,375,400円 \times \frac{1}{4} =$	5,843,850円			
使用料及び 賃借料	836,730	自動車等借上料 $3,346,900円 \times \frac{1}{4} =$	836,730円			
計	22,440,296					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 費	選 挙 費	区長及び区議会議員選挙公営費 職員手当等 需用費	円				
			367,510	時間外勤務手当	@2,860円 × 514時間 × $\frac{1}{4}$ =	367,510円	
			5,955,790	選挙公報	2,374,800円 × $\frac{1}{4}$ =	593,700円	
				ビラ作成		402,330円	
				区長	323,800円 × $\frac{1}{4}$ =	80,950円	
					区議	1,285,500円 × $\frac{1}{4}$ =	321,380円
				ポスター印刷			4,959,760円
				区長	1,763,900円 × $\frac{1}{4}$ =	440,980円	
					区議	18,075,100円 × $\frac{1}{4}$ =	4,518,780円
				役員費		1,635,150	選挙用はがき
				区長	1,032,400円 × $\frac{1}{4}$ =	258,100円	
					区議	5,508,200円 × $\frac{1}{4}$ =	1,377,050円
	委託料	7,794,030	選挙公報配布	4,107,500円 × $\frac{1}{4}$ = 1,026,880円			
			ポスター掲示場設置	6,767,150円			
	区長	7,009,800円 × $\frac{1}{4}$ =	1,752,450円				
		区議	20,058,800円 × $\frac{1}{4}$ =	5,014,700円			
	使用料及び賃借料		1,574,510	自動車借上料			
	区長	609,700円 × $\frac{1}{4}$ =	152,430円				
		区議	5,688,300円 × $\frac{1}{4}$ =	1,422,080円			
	計		17,326,990				
	小計	131,978,729					
経 費	監査委員費	報酬 給料 給与費 職員手当等	7,357,200	特別職非常勤職員（委員報酬）			
				識見を有する者	@302,900円 × 1人 × 12月 =	3,634,800円	
					議員選出者	@155,100円 × 2人 × 12月 =	3,722,400円
				常勤委員給料		@662,800円 × 1人 × 12月 =	7,953,600円
					@7,645,515円 × 6.0人 =	45,873,090円	
				時間外勤務手当	@2,860円 × 312時間 =	892,320円	
				常勤委員手当		5,793,058円	
				地域手当	@662,800円 × $\frac{12}{100}$ × 12月 =	954,432円	
					期末手当	@662,800円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.53月 =	3,453,374円
				退職手当		@662,800円 × $\frac{209}{100}$ =	1,385,252円

経費の種類	議会総務費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	〔監査委員費〕	円				
		共済費	2,261,742	職員共済組合事業主負担金	2,247,279円	
				(1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{160.811}{1,000} =$	1,254,322円	
				(2) ( 1,500,000円 × 2回 + 176,000円 )		
				× 1人 × $\frac{140.711}{1,000} =$	446,897円	
				(3) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{48.530}{1,000} =$	378,534円	
				(4) 3,452,000円 × 1人 × $\frac{48.530}{1,000} =$	167,526円	
				公務災害補償基金掛金 12,361,406円 × $\frac{1.17}{1,000} =$	14,463円	
			災害補償費	3,708	公務災害補償費附加給付	
					$12,361,406円 × \frac{20}{100} × \frac{1.5}{1,000} =$	3,708円
	旅費	672,631	普通旅費			
			{ 近接地内 @511円 × 521回 =	266,231円		
			{ 近接地外 @38,200円 × 2回 =	76,400円		
			{ 費用弁償	330,000円		
	交際費	84,000		84,000円		
	需用費	214,600	{ 消耗品費	37,400円		
			{ 印刷製本費	151,600円		
			{ 会議費	25,600円		
	使用料及び賃借料	18,600		18,600円		
	備品購入費	29,900	一般事務用	29,900円		
	負担金補助及び交付金	100,000	分担金	100,000円		
	計	71,254,449				
経	退職手当費	職員手当等	1,595,039,400	退職手当 @19,451,700円 × 82人 = 1,595,039,400円		
費	再任用(短時間)職員経費	給与費	731,001,800	再任用(短時間)職員給与 @3,655,009円 × 200人 = 731,001,800円		
	合	計	10,268,106,319			

経費の種類	議会総務費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源	使用料及び手数料	248,392,000	1 安全安心まちづくり推進事業費 都支出金 20,504,000円	
	都支出金	624,986,000	2 財産管理費 財産収入 94,348,600円	
	特財産収入	95,341,600	3 庁舎維持管理費 18,139,000円	
	諸収入	133,825,900	{ 使用料及び手数料 17,146,000円 財産収入 993,000円	
			4 住民基本台帳整備費 使用料及び手数料 150,057,000円	
			5 地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費 使用料及び手数料 13,356,000円	
			6 地域センター管理運営費 使用料及び手数料 43,881,000円	
			7 男女共同センター管理運営費 使用料及び手数料 2,205,000円	
			8 会計管理費 諸収入 350,000円	
			9 賦課徴収費 759,704,900円	
			{ 使用料及び手数料 21,747,000円 都支出金 604,482,000円 諸収入 133,475,900円	
	合計	1,102,545,500		
	差引一般財源			9,165,560,819円
数値			350,000人	
単位費用			26,187円	

## 第2項 民生費

### I 民生費の概要

#### 第1 社会福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、各社会福祉事業の一般管理事務費、婦人のための経費、心身障害者福祉施設管理運営費、各種援護事業費、障害者のための経費及び国民年金事務費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,850,326,302円、特定財源を5,590,370,087円と見込み、差引一般財源所要額を5,259,956,215円と算定した。

この結果、単位費用を15,028円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに全国手話言語市区長会負担金について、算定した。
- (2) 新たに重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費について、算定した。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

##### 3 過年度改定内容(時限算定)

介護人材確保等対策事業費について、算定した(都の補助事業が存続する間の時限算定)。

#### 第2 老人福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、老人福祉に要する事業経費について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、65歳以上人口63,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を5,122,467,136円、特定財源を421,042,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,701,425,136円と算定した。

この結果、単位費用を74,626円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

#### 第3 生活保護費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 生活保護費は測定単位「被保護者数」により、生活保護の一般管理事務に要する経費、生活扶助費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保護者数7,600人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,529,475,123円、特定財源を3,113,755,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,415,720,123円と算定した。

この結果、単位費用を186,279円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## 第4 児童福祉費

### 1 単位費用算定の概要

(1) 児童福祉費は測定単位「18歳未満人口」、「区立保育所入所児童数」及び「私立保育所入所児童数」により、次の経費を算定した。

ア 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

各種児童福祉事業の一般管理事務に要する経費、児童手当、児童扶養手当、児童館管理運営費、地域子ども・子育て支援事業費及び区立母子生活支援施設管理運営費等

イ 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

区立保育所の運営に要する経費

ウ 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

私立保育所施設型給付費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりである。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 d ÷ a
	人	円	円	円	円
18歳未満人口	47,000	13,683,378,264	6,616,243,000	7,067,135,264	150,365
区立保育所入所児童数	3,400	5,889,066,630	691,293,952	5,197,772,678	1,528,757
私立保育所入所児童数	1,100	1,742,728,350	962,179,328	780,549,022	709,590

### 2 本年度改定内容

(1) 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

- ・新たに養育費確保支援事業費について、算定した。
- ・放課後児童クラブ事業費について、算定の充実を図った。
- ・認証保育所運営費等事業費について、算定の充実を図った。
- ・【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等について、算定の充実を図った。
- ・【態容補正】児童相談所関連経費について、算定を改善した。
- ・待機児童保育事業費について、算定を廃止した。
- ・保育力強化事業費について、算定を廃止した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・私立保育所施設型給付費等について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

### 3 過年度改定内容（時限算定）

- (1) 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (2) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (3) 保育所等賃借料補助事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

## 第5 国民健康保険事業助成費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 国民健康保険事業助成費は測定単位「被保険者数」により、国民健康保険事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数113,780人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,176,299,224円、特定財源を1,691,329,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,484,970,224円と算定した。

この結果、単位費用を13,051円とした。

### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## 第6 後期高齢者医療制度事業助成費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 後期高齢者医療制度事業助成費は測定単位「被保険者数」により、後期高齢者医療制度事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数34,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,060,411,031円、特定財源を406,977,000円と見込み、差引一般財源所要額を2,653,434,031円と算定した。

この結果、単位費用を78,042円とした。

### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より



経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	社会福祉 総務費	給与費	642,223,260	@7,645,515円 × 84人 = 642,223,260円		
	〔福祉事務所 運営費を含む〕	職員手当等	4,049,760	時間外勤務手当 @2,860円 × 118時間 × 12月 = 4,049,760円		
		旅費	545,248	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 64回 × 12月 = 392,448円 { 近接地外 @38,200円 × 4人 = 152,800円		
		需用費	1,800,530	{ 会議費 51,370円 { 消耗品費 1,031,950円 { 印刷製本費 717,210円		
		役務費	567,280	{ 通信運搬費 522,230円 { 広告料その他 45,050円		
		委託料	10,241,550	障害福祉システム保守委託 10,241,550円		
		使用料及び 賃借料	7,829,070	{ 会場使用料 53,120円 { 自動車借上料 86,460円 { 障害福祉システム機器リース料 7,689,490円		
		備品購入費	180,640	事務用備品 180,640円		
		負担金補助 及び交付金	10,000	全国手話言語市区長会負担金 10,000円		
		計	667,447,338			
	経	地域福祉 計画作成	報酬	184,740	特別職非常勤職員(委員報酬) { 委員長 @20,530円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 16,420円 { 委員 @13,150円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 168,320円	
			需用費	8,640	消耗品費等 @43,190円 × $\frac{1}{5}$ = 8,640円	
			委託料	1,292,560	計画作成業務委託等 @6,462,810円 × $\frac{1}{5}$ = 1,292,560円	
		計	1,485,940			
費	女性福祉 資金貸付金	職員手当等	122,980	時間外勤務手当 @2,860円 × 43時間 = 122,980円		
	〔令和10年度 までの 時限算定〕	旅費	9,709	普通旅費(近接地内) @511円 × 19回 = 9,709円		
		需用費	21,100	消耗品費等 21,100円		
		役務費	69,900	通信運搬費 69,900円		
		計	223,689	{ 特定財源(諸収入) 17,643,000円 }		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	婦人相談員 設置費	職員手当等	823,680	時間外勤務手当 @2,860円 × 12時間 × 12月 × 2人 = 823,680円		
		旅費	136,437	普通旅費 (近接地内) @511円 × 267回 = 136,437円		
		需用費	122,560	消耗品費 @61,280円 × 2人 = 122,560円		
		役務費	52,020	{ 通信費 @13,910円 × 2人 = 27,820円 移送費 @12,100円 × 2人 = 24,200円		
		備品購入費	17,480	事務用備品 @8,740円 × 2人 = 17,480円		
		負担金補助 及び交付金	12,000	12,000円		
				{ 特定財源 (国庫支出金) 3,581,100円 × $\frac{1}{2}$ = 1,790,000円 }		
		計	1,164,177			
		的	母子自立 支援員設置費	報酬	4,305,264	会計年度任用職員 @179,386円 × 12月 × 2人 = 4,305,264円
				職員手当等	411,840	時間外勤務手当 @2,860円 × 6時間 × 12月 × 2人 = 411,840円
旅費	219,137			{ 普通旅費 (近接地内) @511円 × 267回 = 136,437円 特別旅費 @41,349円 × 2人 = 82,700円		
需用費	552,160			消耗品費等 552,160円		
役務費	83,680			通信費 83,680円		
備品購入費	17,480			事務用備品 @8,740円 × 2人 = 17,480円		
負担金補助 及び交付金	8,000			分担金 @4,000円 × 2人 = 8,000円		
計	5,597,561					
費	地域社会福祉 協議会育成費	負担金補助 及び交付金	165,121,000	活動費補助 { 一般運営費補助 6,800,000円 福祉活動専門員設置補助 7,721,000円 人件費補助 @7,530,000円 × 20人 = 150,600,000円		
		報酬	4,683,852	{ 特別職非常勤職員 (嘱託医) @40,310円 × 12月 × 1.5所 = 725,580円 特別職非常勤職員 (受託作業工賃) @3,310円 × 12月 × 50人 × 1.5所 = 2,979,000円 会計年度任用職員 @11,256円 × 58人 × 1.5所 = 979,272円		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔心身障害者福祉施設管理運営費〕	円			
		給与費	177,758,224	@7,645,515円 × 15.5人 × 1.5所 = 177,758,224円	
		職員手当等	9,313,590	時間外勤務手当	@2,860円 × 2,171時間 × 1.5所 = 9,313,590円
		報償費	238,370		@158,910円 × 1.5所 = 238,370円
		旅費	252,758	普通旅費	
		需用費	7,452,705	近接地内	@511円 × 255回 × 1.5所 = 195,458円
				近接地外	@38,200円 × 1回 × 1.5所 = 57,300円
			光熱水費	4,867,395円	
			電気料	@1,260,350円 × 1.5所 = 1,890,525円	
			ガス料	@799,760円 × 1.5所 = 1,199,640円	
			水道料	@1,143,490円 × 1.5所 = 1,715,235円	
			燃料費	@41,330円 × 1.5所 = 61,995円	
			一般需用費	1,572,180円	
			消耗品費	@1,017,590円 × 1.5所 = 1,526,385円	
			印刷製本費	@30,530円 × 1.5所 = 45,795円	
		修繕料	@675,420円 × 1.5所 = 1,013,130円		
		役務費	1,147,830	電話代、調律代	@765,220円 × 1.5所 = 1,147,830円
		委託料	693,184,365	管理運営委託	@12,086,280円 × 1.5所 = 18,129,420円
				清掃委託	@2,587,340円 × 1.5所 = 3,881,010円
				警備委託	@962,050円 × 1.5所 = 1,443,075円
機械設備保守委託	@2,366,690円 × 1.5所 = 3,550,035円				
指定管理委託料	@88,824,110円 × 7.5所 = 666,180,825円				
使用料及び賃借料	1,726,740		@1,151,160円 × 1.5所 = 1,726,740円		
工事請負費	1,289,145		@859,430円 × 1.5所 = 1,289,145円		
原材料費	27,435		@18,290円 × 1.5所 = 27,435円		
備品購入費	927,315		@618,210円 × 1.5所 = 927,315円		
負担金補助及び交付金	1,716,900		@1,144,600円 × 1.5所 = 1,716,900円		
扶助費	70,500		@47,000円 × 1.5所 = 70,500円		
公課費	18,450		@12,300円 × 1.5所 = 18,450円		
			{ 特定財源 (諸収入) 受託事業収入 2,979,000円 }		
	計	899,808,179			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	宿泊所等 管理運営費  (路上生活者 自立支援 事業分含む)	負担金補助 及び交付金	52,793,520	円	特別区人事・厚生事務組合分担金	
					{	宿泊所運営費等分担金 30,869,520円
					{	路上生活者自立支援事業等分担金 21,924,000円
	生活困窮者 自立支援事業費	委託料	193,161,140		{	自立相談支援事業 37,758,880円
						就労準備支援事業 7,735,590円
						家計相談支援事業(三事業一体分) 5,073,450円
						子どもの学習支援事業 27,250,520円
						被保護者就労支援事業 22,050,050円
						被保護者就労準備支援事業 41,570,640円
					{	被保護者健康管理支援事業 14,017,260円
						レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分) 4,954,440円
						居宅介護支援計画点検等の充実 7,963,510円
						収入資産状況把握等充実事業 11,883,170円
						体制整備強化事業 6,027,130円
					{	警察との連携協力体制強化事業 6,876,500円
		扶助費	101,115,000			住居確保給付金 101,115,000円
					{	特定財源(国庫支出金) 204,333,000円
					{	自立相談支援事業 37,758,880円 × $\frac{3}{4}$ = 28,319,000円
						就労準備支援事業 7,735,590円 × $\frac{2}{3}$ = 5,157,000円
						家計相談支援事業 5,073,450円 × $\frac{2}{3}$ = 3,382,000円
						子どもの学習支援事業
						27,250,520円 × $\frac{1}{2}$ = 13,625,000円
						被保護者就労支援事業
						22,050,050円 × $\frac{3}{4}$ = 16,537,000円
						被保護者就労準備支援事業
						11,424,250円 × $\frac{2}{3}$ = 7,616,000円
						30,146,390円 × $\frac{1}{2}$ = 15,073,000円
						被保護者健康管理支援事業
						14,017,260円 × $\frac{3}{4}$ = 10,512,000円
					{	レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分)
						4,954,440円 × $\frac{3}{4}$ = 3,715,000円

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔生活困窮者自立支援事業費〕	円			
			居宅介護支援計画点検等の充実	$7,963,510円 \times \frac{3}{4} =$	5,972,000円
			収入資産状況把握等充実事業	$11,883,170円 \times \frac{3}{4} =$	8,912,000円
			体制整備強化事業	$6,027,130円 \times \frac{3}{4} =$	4,520,000円
			警察との連携協力体制強化事業	$6,876,500円 \times \frac{3}{4} =$	5,157,000円
	計	294,276,140	住居確保給付金	$101,115,000円 \times \frac{3}{4} =$	75,836,000円
準	各種援護事業費	報酬	2,048,592	1 肢体不自由児慰安会	385,850円
		職員手当等	632,060	時間外勤務手当	@2,860円 × 41時間 = 117,260円
		報償費	29,140	医師、看護師謝礼	29,140円
		旅費	175,844	調査引率等旅費	40,940円
		需用費	1,241,040	参加者弁当等	@1,160円 × 60人 = 69,600円
		役務費	242,260	消耗品費	12,060円
		使用料及び賃借料	301,490	通信費	11,850円
		備品購入費	40,570	バス借上料	@1,130円 × 60人 = 67,800円
		負担金補助及び交付金	1,200,000	入場料	@620円 × 60人 = 37,200円
				2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業	
				役務費	5,525,146円
				会計年度任用職員	@11,256円 × 182人 = 2,048,592円
				時間外勤務手当	@2,860円 × 15時間 × 12月 = 514,800円
				普通旅費(近接地内)	@511円 × 22回 × 12月 = 134,904円
				消耗品費	879,590円
		印刷製本費	258,230円		
		修繕料	21,560円		
		通信運搬費	185,570円		
		広告料	44,840円		
		会場使用料	102,640円		
		自動車借上料	93,850円		
		事務用備品	40,570円		
		助成金	1,200,000円		
	計	5,910,996			
費					

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口					
事業区分	節名	経費	内容説明						
基 準	知的障害者報酬 福祉事業管理費職員手当等	157,584 576,480	会計年度任用職員 @11,256円 × 14人 = 157,584円 { 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円 時間外勤務手当 @2,860円 × 7時間 × 12月 × 2人 = 480,480円						
	旅費	136,437	普通旅費(近接地内) @511円 × 267日 = 136,437円						
	報償費	304,320	知的障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 8人 × 12月 = 304,320円						
	需用費	65,390	資料印刷費等 @540円 × (8人 + 2地区 × 2回) = 6,480円 消耗品費 58,910円						
	役務費	48,340	通信費 48,340円						
	計	1,288,551							
	的	障害者自立支援報酬 協議会運営費	820,740	特別職非常勤職員(委員報酬) { 会長等 @17,960円 × 1人 × 6回 = 107,760円 委員 @6,990円 × 17人 × 6回 = 712,980円					
		旅費	53,352	費用弁償 @494円 × 18人 × 6回 = 53,352円					
		需用費	49,250	消耗品費 49,250円					
		役務費	135,460	郵送料等 135,460円					
計		1,058,802							
経 費	障害者自立支援給付等	3,641,965	支払代行業務委託費 2,483人 × 12月 × @122.23円 = 3,641,965円						
	扶助費	4,255,237,699	<table border="1"> <tr> <td>所要経費</td> <td>4,255,237,699円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>3,197,947,087円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>1,057,290,612円</td> </tr> </table> (積算説明(1)参照)		所要経費	4,255,237,699円	特定財源	3,197,947,087円	差引一般財源
所要経費	4,255,237,699円								
特定財源	3,197,947,087円								
差引一般財源	1,057,290,612円								
計	4,258,879,664								
共同生活援助等 事業費	負担金補助金 及び交付金	646,660,000	共同生活援助事業費 506,730,000円 運営費加算 139,930,000円						

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口										
事業区分	節名	経費	内容説明												
基 準 的 経 費	〔共同生活援助等事業費〕		円	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>380,047,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>506,730,000円 \times \frac{1}{2} = 253,365,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>506,730,000円 \times \frac{1}{4} = 126,682,000円</math></td> </tr> </table>		特定財源	380,047,000円	国庫支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{2} = 253,365,000円$	都支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{4} = 126,682,000円$				
	特定財源	380,047,000円													
国庫支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{2} = 253,365,000円$														
都支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{4} = 126,682,000円$														
身体障害者福祉事業管理費	職員手当等	507,840		<table border="0"> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    @200円 × 20日 × 12月 × 2人</td> <td>= 96,000円</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    @2,860円 × 6時間 × 12月 × 2人</td> <td>= 411,840円</td> </tr> </table>		特殊勤務手当		@200円 × 20日 × 12月 × 2人	= 96,000円	時間外勤務手当		@2,860円 × 6時間 × 12月 × 2人	= 411,840円		
特殊勤務手当															
@200円 × 20日 × 12月 × 2人	= 96,000円														
時間外勤務手当															
@2,860円 × 6時間 × 12月 × 2人	= 411,840円														
	報償費	494,520		身体障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 13人 × 12月 = 494,520円 資料印刷費等 @540円 × (13人 + 2地区 × 2回) = 9,180円											
	旅費	450,702		普通旅費 (近接地内) @511円 × 882回 = 450,702円											
	需用費	136,410		<table border="0"> <tr> <td>法施行諸用紙等</td> <td>120,680円</td> </tr> <tr> <td>事務打合せ</td> <td>6,550円</td> </tr> </table>		法施行諸用紙等	120,680円	事務打合せ	6,550円						
法施行諸用紙等	120,680円														
事務打合せ	6,550円														
	役務費	64,630		通信費 64,630円											
	委託料	24,220		自立支援医療費 (更生医療) 支払委託料											
	使用料及び賃借料	31,330		<table border="0"> <tr> <td>支払基金</td> <td>@41.90円 × 299件 = 12,530円</td> </tr> <tr> <td>国保連合会</td> <td>@36.77円 × 318件 = 11,690円</td> </tr> </table>		支払基金	@41.90円 × 299件 = 12,530円	国保連合会	@36.77円 × 318件 = 11,690円						
支払基金	@41.90円 × 299件 = 12,530円														
国保連合会	@36.77円 × 318件 = 11,690円														
	備品購入費	12,810		31,330円 12,810円											
	計	1,722,462													
	身体障害者福祉措置費	672,934,530		自立支援医療費 (更生医療) の給付 @159,510円 × 3,844件 = 613,156,440円 自立支援医療費 (育成医療) の給付 @29,280円 × 37件 = 1,083,360円 補装具の給付 <table border="0"> <tr> <td>成人分</td> <td>@81,830円 × 456件 = 37,314,480円</td> </tr> <tr> <td>児童分</td> <td>@147,450円 × 145件 = 21,380,250円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>504,700,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>672,934,530円 \times \frac{1}{2} = 336,467,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>672,934,530円 \times \frac{1}{4} = 168,233,000円</math></td> </tr> </table>		成人分	@81,830円 × 456件 = 37,314,480円	児童分	@147,450円 × 145件 = 21,380,250円	特定財源	504,700,000円	国庫支出金	$672,934,530円 \times \frac{1}{2} = 336,467,000円$	都支出金	$672,934,530円 \times \frac{1}{4} = 168,233,000円$
成人分	@81,830円 × 456件 = 37,314,480円														
児童分	@147,450円 × 145件 = 21,380,250円														
特定財源	504,700,000円														
国庫支出金	$672,934,530円 \times \frac{1}{2} = 336,467,000円$														
都支出金	$672,934,530円 \times \frac{1}{4} = 168,233,000円$														

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費	円			
		職員手当等	3,109,920	1 ホームヘルプサービス事業	1,054,151,828円
				{ 特殊勤務手当 @320円 × 20日 × 12月 × 11人 = 844,800円 時間外勤務手当 @2,860円 × 6時間 × 12月 × 11人 = 2,265,120円 }	
		報償費	111,730	ホームヘルパー養成研修講師謝礼	111,730円
		旅費	786,128	普通旅費	
				{ 近接地内 @511円 × 11人 × 134回 = 753,214円 訪問調査 32,914円 }	
		需用費	960,400	消耗品費	960,400円
		役務費	508,700	通信運搬費	508,700円
		扶助費	1,050,144,950	ホームヘルパー	1,048,674,950円
				2 手話通訳者派遣事業	
				扶助費 @4,900円 × 300回 = 1,470,000円	
				{ 特定財源 718,603,000円 国庫基準 684,652,000円 国庫支出金 $912,870,840円 \times \frac{1}{2} = 456,435,000円$ 都支出金 $912,870,840円 \times \frac{1}{4} = 228,217,000円$ 国庫基準外 都支出金 $135,804,110円 \times \frac{1}{4} = 33,951,000円$ }	
			計	1,055,621,828	
	心身障害者緊急一時保護事業費	76,705,370	国庫基準分 @21,223円 × 3,470人 = 73,643,810円 都型ショートステイ @8,680円 × 7人 = 60,760円 家庭保護 @6,050円 × 496人 = 3,000,800円 { 特定財源 55,231,000円 国庫支出金 @21,223円 × 3,470人 × $\frac{1}{2} = 36,821,000円$ 都支出金 @21,223円 × 3,470人 × $\frac{1}{4} = 18,410,000円$ }		



経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	身体障害者 福祉電話通話料 補助事業費	役員費 1,909,320	@2,273円 × 12月 × 70台 = 1,909,320円			
	心身障害者 福祉手当支給費	報酬 2,701,440	会計年度任用職員 @11,256円 × 20人 × 12月 = 2,701,440円			
		職員手当等 1,235,520	時間外勤務手当 @2,860円 × 36時間 × 12月 = 1,235,520円			
		旅費 27,594	普通旅費 (近接地内) @511円 × 54人 = 27,594円			
		需用費 300,890	消耗品費 @16,710円 × 12月 = 200,520円 印刷製本費 (PR用等) 100,370円			
		役員費 152,280	通信運搬費 @12,690円 × 12月 = 152,280円			
		扶助費 903,216,000	心身障害者福祉手当 @15,500円 × 12月 × 3,059人 = 568,974,000円 難病手当 @15,500円 × 12月 × 1,797人 = 334,242,000円			
		計 907,633,724				
		経 費	特別障害者手当 等支給事業費	報酬 1,174,800	特別職非常勤職員 (嘱託医報酬) @13,480円 × 12回 = 161,760円 会計年度任用職員 @11,256円 × 90日 = 1,013,040円	
			職員手当等 94,380	時間外勤務手当 @2,860円 × 33時間 = 94,380円		
旅費 20,440	普通旅費 (近接地内) @511円 × 40回 = 20,440円					
需用費 135,750	消耗品費等 135,750円					
役員費 154,440	通信運搬費 154,440円					
備品購入費 11,260	事務用備品 11,260円					
扶助費 116,220,600	特別障害者手当 @27,300円 × 12月 × 302人 = 98,935,200円 障害児福祉手当 @14,850円 × 12月 × 93人 = 16,572,600円 福祉手当 (経過措置) @14,850円 × 12月 × 4人 = 712,800円					

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔特別障害者手当等支給事業費〕	計	円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 116,220,600円 \times \frac{3}{4} = 87,165,000円 \end{array} \right\}$	
		計	117,811,670		
準	行旅死亡人需用費 取扱費 役務費 委託費	需用費	104,000	需用費	104,000円
		役務費	33,000	公告料	33,000円
的	障害者モビリティ 支援事業費	委託費	2,560,000	葬祭料	@160,000円 × 16件 = 2,560,000円
		計	2,697,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad 2,697,000円 \\ \text{都支出金} \quad 1,329,000円 \\ \text{諸収入} \quad 1,368,000円 \end{array} \right\}$	
経	障害者モビリティ 支援事業費	扶助費	110,250,000	福祉タクシー・自家用車燃料費助成事業費	110,250,000円
		扶助費	30,316,000	入浴サービス	572,000円
費	重度障害者 福祉増進事業費	扶助費	30,316,000	理髪サービス	1,248,000円
				寝具乾燥消毒	494,000円
費	障害者就労 支援事業費	委託料	24,180,000	紙おむつ	16,955,000円
				住宅設備改善費	11,047,000円
費	地域生活支援 事業費	扶助費	444,959,580	事業委託費	24,180,000円
				地域生活支援事業費	444,959,580円
費	障害認定審査会 報	報酬	3,197,950	特別職非常勤職員（委員報酬）	
				旅費	565,710
費	障害認定審査会 報	報酬	3,197,950	会長	@19,850円 × 1人 × 35回 = 694,750円
				委員	@17,880円 × 4人 × 35回 = 2,503,200円

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔障害認定会〕 〔審査〕	需用費	584,440	消耗品費等	584,440円
		役務費	2,699,850	通信運搬費	199,050円
		使用料及び 賃借料	299,790	医師意見書作成 @5,210円 × 480件 =	2,500,800円
		計	7,347,740	機器借上	299,790円
準	障害福祉 計画作成	報酬	531,670	特別職非常勤職員（委員報酬）	
				委員長 @19,810円 × 1人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ = 46,220円 委員 @13,870円 × 15人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ = 485,450円	
		旅費	18,440	費用弁償 @494円 × 16人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ =	18,440円
		需用費	80,090	消耗品費等 @240,280円 × $\frac{1}{3}$ =	80,090円
		役務費	84,850	通信運搬費 @254,560円 × $\frac{1}{3}$ =	84,850円
		委託料	1,733,520	計画作成業務委託等 @5,200,570円 × $\frac{1}{3}$ =	1,733,520円
		計	2,448,570		
的	地域活動支援 センター運営費	負担金補助 及び交付金	24,000,000	地域活動支援センター運営費補助	
				@6,000,000円 × 4所 =	24,000,000円
経	避難行動要 支援者名簿 作成等経費	需用費	162,560	消耗品費、印刷製本費	162,560円
		役務費	503,000	通信運搬費	503,000円
		委託料	75,180	同意書等発送委託等	75,180円
		計	740,740		
費	介護人材確保等 対策事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	委託料	2,663,870	介護人材キャリアアップ研修実施委託等	2,663,870円
		負担金補助 及び交付金	4,010,150	介護人材初任者研修等受講料補助	4,010,150円
		計	6,674,020	特定財源（都支出金） $6,674,020円 \times \frac{3}{4} = 5,005,000円$	
〔指導検査支援 業務委託等〕	指導検査事業費	需用費	44,080	事務用消耗品・書籍等	44,080円
		委託料	1,145,740	会計検査・財務分析委託	1,145,740円
		計	1,189,820		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内	容
説明				
基 準 的 経 費	重症心身障害児 （者）等在宅 レスパイト・就 労等支援事業費	委託料 4,129,000	円	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費 4,129,000円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 4,129,000円 \times \frac{1}{2} = 2,064,000円 \end{array} \right\}$
	地域福祉推進 包括補助事業費	扶助費 107,723,600		地域福祉推進包括補助事業費 107,723,600円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 107,723,600円 \times \frac{1}{2} = 53,861,000円 \end{array} \right\}$
	障害者施策推進 包括補助事業費	扶助費 139,492,160		障害者施策推進包括補助事業費 139,492,160円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 139,492,160円 \times \frac{1}{2} = 69,746,000円 \end{array} \right\}$
	国民年金事務費	報酬 6,773,861 給与費 76,455,150 職員手当等 1,716,000 需用費 1,650,770 役務費 945,180 委託料 15,041,300 使用料及び 賃借料 5,538,350 負担金補助 及び交付金 3,000 計 108,123,611		会計年度任用職員 @11,256円 × 50.15人 × 12月 = 6,773,861円 給与費 @7,645,515円 × 10人 = 76,455,150円 時間外勤務手当 1,716,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{内勤} @2,860円 \times 30時間 \times 12月 = 1,029,600円 \\ \text{外勤} @2,860円 \times 10時間 \times 12月 = 343,200円 \\ \text{出張所} @2,860円 \times 10時間 \times 12月 = 343,200円 \end{array} \right\}$ 消耗品費 1,650,770円 通信運搬費 945,180円 国民年金システム保守委託料等 15,041,300円 国民年金システム機器リース料等 5,538,350円 国民年金協議会等負担金 3,000円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 86,266,000円 \end{array} \right\}$
合	計	10,850,326,302		

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容	説明
		円		
	分担金及び負担金	26,080,087	1 女性福祉資金貸付金	
			諸収入	17,643,000円
	国庫支出金	3,710,749,000	2 婦人相談員設置費	
			国庫支出金	1,790,000円
	都支出金	1,831,551,000	3 心身障害者福祉施設管理運営費	
			諸収入	2,979,000円
	諸収入	21,990,000	4 生活困窮者自立支援事業費	
			国庫支出金	204,333,000円
			5 障害者自立支援給付等	3,197,947,087円
			分担金及び負担金	26,080,087円
			国庫支出金	2,114,578,000円
			都支出金	1,057,289,000円
			6 共同生活援助等事業費	380,047,000円
			国庫支出金	253,365,000円
			都支出金	126,682,000円
			7 身体障害者福祉措置費	504,700,000円
			国庫支出金	336,467,000円
			都支出金	168,233,000円
			8 障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費	718,603,000円
			国庫支出金	456,435,000円
			都支出金	262,168,000円
			9 心身障害者緊急一時保護事業費	55,231,000円
			国庫支出金	36,821,000円
			都支出金	18,410,000円
			10 特別障害者手当等支給事業費	
			国庫支出金	87,165,000円
			11 行旅死亡人取扱費	2,697,000円
			都支出金	1,329,000円
			諸収入	1,368,000円
			12 地域生活支援事業費	200,293,000円
			国庫支出金	133,529,000円
			都支出金	66,764,000円
			13 介護人材確保等対策事業費	
			都支出金	5,005,000円

特  
定  
財  
源

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		14	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費 都支出金 2,064,000円
		15	地域福祉推進包括補助事業費 都支出金 53,861,000円
		16	障害者施策推進包括補助事業費 都支出金 69,746,000円
		17	国民年金事務費 国庫支出金 86,266,000円
合 計		5,590,370,087	
差引一般財源			5,259,956,215円
数 値			350,000人
単 位 費 用			15,028円

説明(1) 障害者自立支援給付等積算説明

(単位：人、円)

事業種別	事業費					利用者負担額 E	所要額 F=D-E	国庫負担額 G=F/2	都負担額 H=F/4	差引一般財源 I=F-G-H
	規模	給付費 A	加算分 B	補足給付 C	計 D=A+B+C					
施設入所支援	208	263,349,307	63,649,902	28,484,158	355,483,367	653,998	354,829,369	177,415,000	88,707,000	88,707,369
生活介護	510	1,284,847,343	724,498,099	-	2,009,345,442	14,065,418	1,995,280,024	997,639,000	498,820,000	498,821,024
自立訓練	84	176,368,014		-	176,368,014	1,234,576	175,133,438	87,567,000	43,783,000	43,783,438
就労移行支援	192	477,752,455		-	477,752,455	3,344,267	474,408,188	237,204,000	118,602,000	118,602,188
就労継続支援 (A型)	53	103,992,731		-	103,992,731	727,949	103,264,782	51,632,000	25,816,000	25,816,782
就労継続支援 (B型)	574	864,839,906		-	864,839,906	6,053,879	858,786,027	429,393,000	214,697,000	214,696,027
計	1,621	3,171,149,756		788,148,001	28,484,158	3,987,781,915	26,080,087	3,961,701,828	1,980,850,000	990,425,000
療養介護	-	-	-	-	134,728,635	-	134,728,635	67,364,000	33,682,000	33,682,635
地域相談支援(地域 移行支援・地域定着 支援)	-	-	-	-	30,995,764	-	30,995,764	15,498,000	7,749,000	7,748,764
サービス利用計画 作成	-	-	-	-	101,731,385	-	101,731,385	50,866,000	25,433,000	25,432,385
計	-	-	-	-	267,455,784	-	267,455,784	133,728,000	66,864,000	66,863,784
合計	1,621	3,171,149,756	788,148,001	28,484,158	4,255,237,699	26,080,087	4,229,157,612	2,114,578,000	1,057,289,000	1,057,290,612

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	老人福祉事業報酬	1,350,720	会計年度任用職員 @11,256円 × 120人 = 1,350,720円		
	総務費給与費	496,346,834	@7,645,515円 × 64.92人 = 496,346,834円		
	職員手当等	1,585,440	{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 3人 = 144,000円 時間外勤務手当 @2,860円 × 14時間 × 12月 × 3人 = 1,441,440円 }		
	報償費	282,600	入所判定委員会 @23,550円 × 12月 = 282,600円		
	旅費	529,532	普通旅費		
			{ 事務打合せ @511円 × 812回 = 414,932円 近接地外 @38,200円 × 3人 = 114,600円 }		
	需用費	270,810	{ 消耗品費 234,790円 会議費 36,020円 }		
	役務費	135,070	通信費 135,070円		
	使用料及び賃借料	114,900	会議室借上げ 114,900円		
		計	500,615,906		
的	老人福祉施設委託料	809,960	支払代行業務委託費		
	入所措置費		141人 × 12月 × @478.70円 = 809,960円		
	扶助費	306,051,762	306,051,762円		
	計	306,861,722	{ 特定財源（分担金及び負担金） 53,192,000円 }		
経 費	老人クラブ職員手当等	800,800	時間外勤務手当 @2,860円 × 280時間 = 800,800円		
	助成事業費旅費	156,877	普通旅費（近接地内） @511円 × 307回 = 156,877円		
	需用費	150,090	消耗品費等 150,090円		
	役務費	18,000	通信費 18,000円		
	負担金補助及び交付金	19,573,101	{ @22,800円 × 828クラブ = 18,878,400円 ( 69クラブ × 12月 = 828クラブ ) @180,420円 × 2回 + @67円 × 4,983人 = 694,701円 }		
			{ 特定財源（都支出金） 2,450,000円 @3,600円 × 828クラブ × $\frac{2}{3}$ = 1,987,000円 }		
			{ @694,701円 × $\frac{2}{3}$ = 463,000円 }		
		計	20,698,868		



経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口								
事業区分	節名	経費	内容説明									
基 準 的	老人福祉施設 管理運営費	職員手当等	1,287,000	時間外勤務手当 @2,860円 × 50時間 × 9所 =	1,287,000円							
		報償費	1,685,970	講演会等講師謝礼 @187,330円 × 9所 =	1,685,970円							
		旅費	64,386	普通旅費（近接地内） @511円 × 14回 × 9所 =	64,386円							
		需用費	16,115,760	光熱水費	13,405,860円							
				電気料 @574,600円 × 9所 =	5,171,400円							
				ガス料 @347,770円 × 9所 =	3,129,930円							
				水道料 @567,170円 × 9所 =	5,104,530円							
				一般需用費	2,709,900円							
				消耗品費等 @291,580円 × 9所 =	2,624,220円							
				印刷製本費 @9,520円 × 9所 =	85,680円							
			役務費	1,774,080	通信運搬費等 @197,120円 × 9所 =	1,774,080円						
			委託料	109,174,300	管理運営委託 @4,434,720円 × 9所 =	39,912,480円						
					清掃委託 @598,790円 × 9所 =	5,389,110円						
					警備委託 @259,900円 × 9所 =	2,339,100円						
			機械設備保守委託 @619,090円 × 9所 =	5,571,810円								
			指定管理委託料 @13,990,450円 × 4所 =	55,961,800円								
	使用料及び 賃借料	1,454,580	自動車等借上料 @161,620円 × 9所 =	1,454,580円								
	工事請負費	5,752,350	工事費 @639,150円 × 9所 =	5,752,350円								
	備品購入費	770,130	備品充実費 @85,570円 × 9所 =	770,130円								
	計	138,078,556										
	老人福祉センター 管理運営費	委託料	33,566,180	指定管理委託料	33,566,180円							
経 費	介護保険事業 助成費	繰出金	3,641,953,014	介護給付費負担金	2,885,455,580円							
				地域支援事業交付金	163,268,160円							
				介護認定審査会	137,741,743円							
				一般管理費	146,133,811円							
				運営協議会	1,191,130円							
				介護保険事業計画・老人福祉計画作成	4,631,650円							
				地域包括支援センター管理運営費	16,520,780円							
				その他一般管理費	123,790,251円							
				（積算説明（2）参照）								
				介護保険料軽減制度対応経費（第1号保険料軽減分）				309,353,720円				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-left: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定財源</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">232,014,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;"><math>309,353,720円 \times \frac{1}{2} = 154,676,860円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td style="text-align: right;"><math>309,353,720円 \times \frac{1}{4} = 77,338,430円</math></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></td> </tr> </table>					<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定財源</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">232,014,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;"><math>309,353,720円 \times \frac{1}{2} = 154,676,860円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td style="text-align: right;"><math>309,353,720円 \times \frac{1}{4} = 77,338,430円</math></td> </tr> </table>	特定財源	232,014,000円	国庫支出金	$309,353,720円 \times \frac{1}{2} = 154,676,860円$	都支出金	$309,353,720円 \times \frac{1}{4} = 77,338,430円$	
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">特定財源</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">232,014,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;"><math>309,353,720円 \times \frac{1}{2} = 154,676,860円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td style="text-align: right;"><math>309,353,720円 \times \frac{1}{4} = 77,338,430円</math></td> </tr> </table>	特定財源	232,014,000円	国庫支出金	$309,353,720円 \times \frac{1}{2} = 154,676,860円$	都支出金	$309,353,720円 \times \frac{1}{4} = 77,338,430円$						
特定財源	232,014,000円											
国庫支出金	$309,353,720円 \times \frac{1}{2} = 154,676,860円$											
都支出金	$309,353,720円 \times \frac{1}{4} = 77,338,430円$											

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	負担金補助及び交付金 2,979,860円	負担金補助及び交付金 [社会福祉法人等] 国基準 747,550円 都基準 2,130,210円 [一般事業者] 都基準 102,100円 { 特定財源 1,675,000円 } { 国庫支出金 747,550円 × $\frac{1}{2}$ = 373,000円 } { 都支出金 (国基準) 747,550円 × $\frac{1}{4}$ = 186,000円 } { 都支出金 (都基準) 2,232,310円 × $\frac{1}{2}$ = 1,116,000円 }	
	老人福祉増進事業費	扶助費 175,937,730円	寝たきり老人等福祉事業 { 理髪サービス 4,696,000円 } { 紙おむつ 98,213,000円 } ひとりぐらし老人等福祉事業 入浴券 61,808,000円 生きがい活動支援通所事業等 11,220,730円	
	高齢者民間アハート借上げ事業費	負担金補助及び交付金 122,952,000円	基本額 @109,000円 × 94戸 × 12月 = 122,952,000円 { 特定財源 42,300,000円 } { 国庫支出金 @22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{2}$ = 12,408,000円 } { 都支出金 @22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{4}$ = 6,204,000円 } 諸収入 23,688,000円 { 使用料 @18,000円 × 94戸 × 12月 = 20,304,000円 } { 共益費 @3,000円 × 94戸 × 12月 = 3,384,000円 }	

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費	高齢社会対策扶助費	178,823,300	円	高齢社会対策包括補助事業費 178,823,300円			
	包括補助事業費			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 178,823,300円 \times \frac{1}{2} = 89,411,000円 \end{array} \right\}$			
合計		5,122,467,136					
特定財源	分担金及び負担金	53,192,000	1	老人福祉施設入所措置費 分担金及び負担金 53,192,000円			
	国庫支出金	167,457,000	2	老人クラブ助成事業費 都支出金 2,450,000円			
	都支出金	176,705,000	3	介護保険事業助成費 232,014,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$			
	諸収入	23,688,000	4	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費 1,675,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$			
				5	高齢者民間アパート借上げ事業費 42,300,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \\ \text{諸収入} \end{array} \right.$		
				6	高齢社会対策包括補助事業費 都支出金 89,411,000円		
合計		421,042,000					
差引一般財源		4,701,425,136円					
数値		63,000人					
単位費用		74,626円					

① 介護給付費負担金

区 分	標準給付費額 A	介護給付費負担金 A×12.5%
令和5年度分	23,083,644,640円	2,885,455,580円

② 地域支援事業交付金

区 分	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業 12.5%、包括的支援事業・任意事業 19.25%)
令和5年度分	163,268,160円

③ 介護認定審査会及び一般管理費

事業区分	節 名	経 費	内 容	説 明	
基	介護認定審査会	報酬	28,814,400	特別職非常勤職員	
		旅 費	471,653	訪問調査	@511円 × 923回 = 471,653円
		需用費	1,496,660	消耗品費等	1,496,660円
		役 務 費	1,405,420	通信運搬費	1,359,220円
		委託料	105,553,610	回線使用料	@3,850円 × 12月 = 46,200円
準	運 営 協 議 会	報酬	986,070	訪問調査	@4,430円 × 10,224回 = 45,292,320円
		旅 費	59,280	医師意見書	@4,430円 × 13,603件 = 60,261,290円
		需用費	30,490		
		役 務 費	115,290		
		計	137,741,743		
的	運 営 協 議 会	報酬	986,070	【介護保険運営協議会】	
		旅 費	59,280	特別職非常勤職員	
		需用費	30,490	委員長 @17,840円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 47,570円	
		役 務 費	115,290	委員 @7,530円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 281,120円	
		費用弁償	@494円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 19,760円		
		消耗品費等	11,130円		
		通信運搬費	34,690円		
				【地域包括支援センター運営協議会】	
				特別職非常勤職員	
				委員長 @17,840円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 47,570円	
		委員 @7,530円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 281,120円			
		費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 19,760円			
経	運 営 協 議 会	消耗品費等	10,240円		
		通信運搬費	50,830円		
				【地域密着型サービス運営協議会】	
				特別職非常勤職員	
				委員長 @17,840円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 47,570円	
費	運 営 協 議 会	委員	@7,530円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 281,120円		
		費用弁償	@494円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 19,760円		
		消耗品費等	9,120円		
		通信運搬費	29,770円		
		計	1,191,130		

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
介護保険事業 計画・老人福祉 計画作成	報酬	764,730	特別職非常勤職員	
	委託料	3,866,920	委員長 @21,420円 × 1人 × 10回 × $\frac{1}{3}$ = 71,400円 委員 @10,400円 × 20人 × 10回 × $\frac{1}{3}$ = 693,330円 作成委託 @6,865,490円 × $\frac{1}{3}$ = 2,288,500円 実態調査委託 @4,735,250円 × $\frac{1}{3}$ = 1,578,420円	
	計	4,631,650		
地域包括支援 センター 管理運営費	需用費	6,124,500	光熱水費 2,193,800円 電気料 @114,980円 × 10所 = 1,149,800円 水道料 @40,270円 × 10所 = 402,700円 ガス料 @64,130円 × 10所 = 641,300円 一般需用費 3,930,700円 消耗品費 @161,620円 × 10所 = 1,616,200円 印刷製本費 @231,450円 × 10所 = 2,314,500円	
	役務費 1,676,100 委託料 1,050,700 使用料及び 賃借料 156,180 備品購入費 7,513,300	通信運搬費 @167,610円 × 10所 = 1,676,100円 機器保守点検等 @105,070円 × 10所 = 1,050,700円 機器借上等 156,180円 備品購入費 @751,330円 × 10所 = 7,513,300円		
	計	16,520,780		
その他 一般管理費	報酬	14,332,401	会計年度任用職員（徴収嘱託員等）	@4,653,377円 × 3.08人 = 14,332,401円
	職員手当等	9,746,880	時間外勤務手当	@2,860円 × 284時間 × 12月 = 9,746,880円
	需用費 7,545,750 役務費 22,545,920 委託料 48,288,500 使用料及び 賃借料 20,807,130 備品購入費 113,670 負担金補助 及び交付金 410,000	消耗品費等 7,545,750円 通信運搬費 22,545,920円 納入通知書等発送業務委託等 13,273,230円 介護保険システム保守委託 35,015,270円 介護保険システム機器リース料 20,807,130円 事務用備品 113,670円 連合会分担金等 410,000円		
計	123,790,251			
計		283,875,554		

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	生活保護総務費	円		
	報酬	13,397,760	1 給与費	@7,645,515円 × 39.05人 = 298,557,361円
	給与費	298,557,361	2 生活保護事業管理事務費	40,049,635円
	職員手当等	7,489,920	{ 特別職非常勤職員（嘱託医報酬） @21,380円 × 2人 × 108日 = 4,618,080円	
	報償費	82,320		
	旅費	2,516,395	{ 会計年度任用職員 @11,256円 × 65時間 × 12月 = 8,779,680円	
	需用費	3,410,490		
	役務費	2,206,690	特殊勤務手当	1,449,600円
	委託料	6,488,530	{ 指導員・担当員 @200円 × 20日 × 12月 × 27人 = 1,296,000円	
	使用料及び借料	4,248,840		
	備品購入費	510,090	面接員 @320円 × 20日 × 12月 × 2人 = 153,600円	
			時間外勤務手当	@2,860円 × 176時間 × 12月 = 6,040,320円
			報償費	@6,860円 × 12月 = 82,320円
			旅費	2,516,395円
			{ 近接地内 @511円 × 2,965回 = 1,515,115円 管外医療機関調査	
				@1,490円 × 14人 × 4回 × 12月 = 1,001,280円
			需用費	3,355,280円
			通信運搬費	@370円 × 2,150件 = 795,500円
			口座振込手数料	@41.05円 × 25,800人 × 1.1 = 1,165,000円
			医療費支払事務委託	@35.80円 × 37,090件 = 1,327,820円
			生活保護システム保守委託	5,160,710円
			使用料及び借料	@27,910円 × 12月 = 334,920円
			生活保護システム機器リース料	3,913,920円
		備品購入費	510,090円	
		3 入浴券支給事務費	301,400円	
		需用費	55,210円	
		役務費	246,190円	
	計	338,908,396		

経費の種類	生活保護費	測定単位	被保護者数																																																																																																																												
事業区分	節名	経費	内 容 説 明																																																																																																																												
基 準 的 経 費	生活扶助費	円																																																																																																																													
	委託料	40,211	1 国庫基準 1,404,005,756円																																																																																																																												
	扶助費	1,509,715,756																																																																																																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">単 価 B</th> <th rowspan="2">所 要 経 費 A×B</th> </tr> <tr> <th>人 員</th> <th>対 象 人 員 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活扶助 基準等</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,150</td> <td>25,800</td> <td>52,635</td> <td>1,357,983,000</td> </tr> <tr> <td>出産扶助</td> <td></td> <td>1</td> <td>516,920</td> <td>516,920</td> </tr> <tr> <td>生業扶助 (高校就学費を除く)</td> <td></td> <td>81</td> <td>84,000</td> <td>6,804,000</td> </tr> <tr> <td>生業扶助 (高校就学費分)</td> <td></td> <td>22</td> <td>148,900</td> <td>3,275,800</td> </tr> <tr> <td>葬祭扶助</td> <td></td> <td>94</td> <td>212,000</td> <td>19,928,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救 護 施 設</td> <td>生活費</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>48,055</td> <td>576,660</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>194,946</td> <td>2,339,352</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,916,012</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">更 生 施 設</td> <td>生活費</td> <td>6</td> <td>72</td> <td>54,787</td> <td>3,944,664</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>6</td> <td>72</td> <td>97,085</td> <td>6,990,120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10,934,784</td> </tr> <tr> <td>宿所提供施設 事務費</td> <td></td> <td>5</td> <td>60</td> <td>27,454</td> <td>1,647,240</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,404,005,756</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>支払代行業務委託費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7人 × 12月 × @478.70円 =</td> <td></td> <td>40,211円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 法外援護費</td> <td></td> <td>38,850,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 =</td> <td></td> <td>1,680,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(2) 入浴券の支給</td> <td></td> <td>37,170,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @500円 × 1,237人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>37,110,000円</td> </tr> <tr> <td>中人 @200円 × 4人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>小人 @100円 × 2人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>12,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 模		単 価 B	所 要 経 費 A×B	人 員	対 象 人 員 A	生活扶助 基準等	人					2,150	25,800	52,635	1,357,983,000	出産扶助		1	516,920	516,920	生業扶助 (高校就学費を除く)		81	84,000	6,804,000	生業扶助 (高校就学費分)		22	148,900	3,275,800	葬祭扶助		94	212,000	19,928,000	救 護 施 設	生活費	1	12	48,055	576,660	事務費	1	12	194,946	2,339,352	計				2,916,012	更 生 施 設	生活費	6	72	54,787	3,944,664	事務費	6	72	97,085	6,990,120	計				10,934,784	宿所提供施設 事務費		5	60	27,454	1,647,240				合 計		1,404,005,756				支払代行業務委託費						7人 × 12月 × @478.70円 =		40,211円				2 法外援護費		38,850,000円				(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 =		1,680,000円				(2) 入浴券の支給		37,170,000円				<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @500円 × 1,237人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>37,110,000円</td> </tr> <tr> <td>中人 @200円 × 4人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>小人 @100円 × 2人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>12,000円</td> </tr> </table>	{	大人 @500円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	37,110,000円	中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	48,000円	小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	12,000円		
	区 分	規 模			単 価 B	所 要 経 費 A×B																																																																																																																									
		人 員	対 象 人 員 A																																																																																																																												
	生活扶助 基準等	人																																																																																																																													
		2,150	25,800	52,635	1,357,983,000																																																																																																																										
	出産扶助		1	516,920	516,920																																																																																																																										
	生業扶助 (高校就学費を除く)		81	84,000	6,804,000																																																																																																																										
	生業扶助 (高校就学費分)		22	148,900	3,275,800																																																																																																																										
	葬祭扶助		94	212,000	19,928,000																																																																																																																										
	救 護 施 設	生活費	1	12	48,055	576,660																																																																																																																									
		事務費	1	12	194,946	2,339,352																																																																																																																									
		計				2,916,012																																																																																																																									
	更 生 施 設	生活費	6	72	54,787	3,944,664																																																																																																																									
		事務費	6	72	97,085	6,990,120																																																																																																																									
		計				10,934,784																																																																																																																									
	宿所提供施設 事務費		5	60	27,454	1,647,240																																																																																																																									
				合 計		1,404,005,756																																																																																																																									
			支払代行業務委託費																																																																																																																												
			7人 × 12月 × @478.70円 =		40,211円																																																																																																																										
			2 法外援護費		38,850,000円																																																																																																																										
			(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 =		1,680,000円																																																																																																																										
			(2) 入浴券の支給		37,170,000円																																																																																																																										
			<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @500円 × 1,237人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>37,110,000円</td> </tr> <tr> <td>中人 @200円 × 4人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td>小人 @100円 × 2人 × 120日 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>12,000円</td> </tr> </table>	{	大人 @500円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	37,110,000円	中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	48,000円	小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	12,000円																																																																																																																					
{	大人 @500円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	37,110,000円																																																																																																																													
	中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	48,000円																																																																																																																													
	小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ =	12,000円																																																																																																																													

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	〔生活扶助費〕		円	
				3 中国残留邦人等生活支援給付金 64,460,000円
				4 就労自立給付金 1,600,000円 単身世帯 @69,000円 × 15人 = 1,035,000円 多人数世帯 @113,000円 × 5人 = 565,000円
				5 進学準備給付金 800,000円 転居 @300,000円 × 1人 = 300,000円 その他 @100,000円 × 5人 = 500,000円
	計	1,509,755,967	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 1,470,865,756円 \times \frac{3}{4} = 1,103,149,000円 \end{array} \right\}$	
	住宅扶助費	扶助費	879,660,000	@48,870円 × 1,500人 × 12月 = 879,660,000円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 879,660,000円 \times \frac{3}{4} = 659,745,000円 \end{array} \right\}$
	教育扶助費	扶助費	14,648,400	@8,138円 × 150人 × 12月 = 14,648,400円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 14,648,400円 \times \frac{3}{4} = 10,986,000円 \end{array} \right\}$
	医療扶助費 (入院)	扶助費	1,111,265,960	国庫基準 1,111,265,960円 (1) 入院 @610,009円 × 150人 × 12月 = 1,098,016,200円 (2) 施術、看護料等 @5,283円 × 209人 × 12月 = 13,249,760円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 1,111,265,960円 \times \frac{3}{4} = 833,449,000円 \end{array} \right\}$
	医療扶助費 (入院外)	扶助費	603,376,800	@19,339円 × 2,600人 × 12月 = 603,376,800円  $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 603,376,800円 \times \frac{3}{4} = 452,532,000円 \end{array} \right\}$



経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	介護扶助費	扶助費	円		
			71,859,600	@19,961円 × 300人 × 12月 = 71,859,600円	
			{ 特定財源（国庫支出金） $71,859,600円 \times \frac{3}{4} = 53,894,000円$ }		
合 計		4,529,475,123			
特定財源	国庫支出金	3,113,755,000	1	生活扶助費	
				国庫支出金	1,103,149,000円
			2	住宅扶助費	
				国庫支出金	659,745,000円
			3	教育扶助費	
				国庫支出金	10,986,000円
			4	医療扶助費（入院）	
	国庫支出金	833,449,000円			
	5	医療扶助費（入院外）			
		国庫支出金	452,532,000円		
	6	介護扶助費			
		国庫支出金	53,894,000円		
合 計		3,113,755,000			
差引一般財源			1,415,720,123円		
数 値			7,600人		
単 位 費 用			186,279円		

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	児童福祉総務費	報酬	8,914,752 円 会計年度任用職員 @11,256円 × 66人 × 12月 = 8,914,752円	
	〔保育事業振興費を含む〕	給与費	966,010,820 @7,645,515円 × 126.35人 = 966,010,820円	
		職員手当等	3,946,800 時間外勤務手当 @2,860円 × 115時間 × 12月 = 3,946,800円	
		旅費	349,524 普通旅費(近接地内) @511円 × 57回 × 12月 = 349,524円	
		需用費	1,419,530 { 消耗品費 927,980円 会議費 85,620円 印刷製本費 396,460円 修繕料 9,470円	
		役務費	342,470 通信運搬費 342,470円	
		委託料	11,145,390 芸能委託 325,980円 児童福祉システム保守委託 10,819,410円	
		使用料及び賃借料	7,609,900 賃借料 102,750円 児童福祉システム機器リース料 7,507,150円	
		備品購入費	77,490 事務用備品 77,490円	
		負担金補助及び交付金	8,000 負担金 8,000円	
		計	999,824,676	
	経 費	児童手当	報酬	2,026,080 会計年度任用職員 @11,256円 × 180人 = 2,026,080円
		給付事業費	職員手当等	6,349,200 時間外勤務手当 @2,860円 × 185時間 × 12月 = 6,349,200円
旅費			254,989 普通旅費 254,989円	
		需用費	969,730 { ケース訪問調査旅費 @511円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 226,373円 会議出席旅費 @511円 × 56回 = 28,616円 消耗器材 298,300円 印刷製本費 671,430円	
		役務費	4,124,000 郵便料 4,124,000円	
		委託料	5,589,380 封入封緘等 5,589,380円	
		扶助費	4,816,020,000 児童手当等給付費(積算説明(3)参照) { 国制度分 4,289,220,000円 区制度分 526,800,000円 { 特定財源 3,636,888,000円 国庫支出金 2,984,556,000円 都支出金 652,332,000円	
		計	4,835,333,379	

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																
事業区分	節名	経費	内容説明																
基 準 的 経 費	児童扶養手当 給付事業費	報酬 8,358,228	特別職非常勤職員(嘱託医報酬) @19,710円 × 1人 × 54日 = 1,064,340円 会計年度任用職員 @11,256円 × 8人 × 81日 = 7,293,888円																
		職員手当等 8,588,580	時間外勤務手当 @2,860円 × 13人 × 3時間 × 77日 = 8,588,580円																
		旅費 135,295	ケース訪問調査費 @511円 × 5,093件 × $\frac{1}{30}$ = 86,750円 会議出席旅費 @511円 × 95回 = 48,545円																
		需用費 925,330	消耗器材 312,360円 印刷製本費 242,040円 PR用経費 370,930円																
		役務費 764,558	電話回線使用料 46,200円 × 12月 = 554,400円 郵券 @84円 × 2,027件 = 170,268円 その他通信費 39,890円																
		委託料 6,003,860	電算処理委託 6,003,860円																
		扶助費 987,006,168	全部支給(3月分) @43,070円 × 1,153人 = 49,659,710円 一部支給(3月分) @28,480円 × 915人 = 26,059,200円 全部支給(4月~2月分) @43,124円 × 12,561人 = 541,680,564円 一部支給(4月~2月分) @28,516円 × 9,394人 = 267,879,304円 第2子分 @10,160円 × 8,529人 = 86,654,640円 第3子以降分 @6,090円 × 2,475人 = 15,072,750円																
		計 1,011,782,019	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">特定財源(国庫支出金)</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;"><math>987,006,168円 \times \frac{1}{3} = 329,002,000円</math></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> </table>	{	特定財源(国庫支出金)	}	{	$987,006,168円 \times \frac{1}{3} = 329,002,000円$	}										
	{	特定財源(国庫支出金)	}																
	{	$987,006,168円 \times \frac{1}{3} = 329,002,000円$	}																
	区立母子生活 支援施設管理 運営費	委託料 52,574,840	管理運営委託 52,574,840円  <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">特定財源</td> <td style="text-align: center;">34,604,000円</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">分担金及び負担金</td> <td style="text-align: center;">166,000円</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">国庫支出金</td> <td style="text-align: center;"><math>45,918,840円 \times \frac{5}{10} = 22,959,000円</math></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">都支出金</td> <td style="text-align: center;"><math>45,918,840円 \times \frac{2.5}{10} = 11,479,000円</math></td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> </table>	{	特定財源	34,604,000円	}	{	分担金及び負担金	166,000円	}	{	国庫支出金	$45,918,840円 \times \frac{5}{10} = 22,959,000円$	}	{	都支出金	$45,918,840円 \times \frac{2.5}{10} = 11,479,000円$	}
{	特定財源	34,604,000円	}																
{	分担金及び負担金	166,000円	}																
{	国庫支出金	$45,918,840円 \times \frac{5}{10} = 22,959,000円$	}																
{	都支出金	$45,918,840円 \times \frac{2.5}{10} = 11,479,000円$	}																

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																																																																											
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																											
基 準 的 経 費	民営母子生活 支援施設保護 委託費	扶助費 45,704,860 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">単 価 B</th> <th rowspan="2">所要経費 A×B</th> </tr> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>対 人 員</th> <th>象 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 基 準 分</td> <td rowspan="2">事 務 費</td> <td>一般事務費</td> <td>世帯 9</td> <td>世帯 108</td> <td>円 351,748</td> <td>円 37,988,780</td> </tr> <tr> <td>施設機能 強化推進費</td> <td>1所</td> <td>1所</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td></td> <td>38,988,780</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日常生活諸費</td> <td>31人</td> <td>372人</td> <td>3,880</td> <td>1,443,360</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保 育 給 食 費</td> <td>3歳以上児</td> <td>3</td> <td>36</td> <td>6,180</td> <td>222,480</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>9,730</td> <td>233,520</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td></td> <td>456,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房費</td> <td>23</td> <td>276</td> <td>130</td> <td>35,880</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td></td> <td>40,924,020</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 加 算 分</td> <td>9</td> <td>108</td> <td>44,267</td> <td>4,780,840</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td></td> <td>45,704,860</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		規 模		単 価 B	所要経費 A×B		定員	対 人 員	象 A	国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 351,748	円 37,988,780	施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000	小 計					38,988,780		日常生活諸費	31人	372人	3,880	1,443,360	保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,180	222,480	3歳未満児	2	24	9,730	233,520	小 計					456,000		冷暖房費	23	276	130	35,880	計					40,924,020	区 加 算 分		9	108	44,267	4,780,840	合 計					45,704,860
			区 分		規 模		単 価 B			所要経費 A×B																																																																				
				定員	対 人 員	象 A																																																																								
			国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 351,748	円 37,988,780																																																																					
					施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000																																																																					
				小 計					38,988,780																																																																					
				日常生活諸費	31人	372人	3,880	1,443,360																																																																						
			保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,180	222,480																																																																						
				3歳未満児	2	24	9,730	233,520																																																																						
				小 計					456,000																																																																					
				冷暖房費	23	276	130	35,880																																																																						
			計					40,924,020																																																																						
			区 加 算 分		9	108	44,267	4,780,840																																																																						
合 計					45,704,860																																																																									
<table border="0"> <tr> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>特定財源</td> <td style="text-align: right;">30,738,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td style="text-align: right;">180,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 <math>40,744,020円 \times \frac{1}{2} =</math></td> <td style="text-align: right;">20,372,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金 <math>40,744,020円 \times \frac{1}{4} =</math></td> <td style="text-align: right;">10,186,000円</td> </tr> </table>			{	特定財源	30,738,000円	分担金及び負担金	180,000円	国庫支出金 $40,744,020円 \times \frac{1}{2} =$	20,372,000円	都支出金 $40,744,020円 \times \frac{1}{4} =$	10,186,000円																																																																			
{	特定財源	30,738,000円																																																																												
	分担金及び負担金	180,000円																																																																												
	国庫支出金 $40,744,020円 \times \frac{1}{2} =$	20,372,000円																																																																												
	都支出金 $40,744,020円 \times \frac{1}{4} =$	10,186,000円																																																																												
母子福祉応急 小口資金貸付金	貸付金	150,000	貸付金 150,000円  { 特定財源 (諸収入) 150,000円 }																																																																											
母子家庭等 自立支援給付金 事業費	扶助費	14,127,788	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 14,127,788円  { 特定財源 (国庫支出金) $14,127,788円 \times \frac{3}{4} = 10,595,000円$ }																																																																											
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	職員手当等 需用費 役務費	583,440 259,560 86,470	時間外勤務手当 @2,860円 × 17時間 × 12月 = 583,440円 消耗品費 259,560円 通信運搬費 86,470円																																																																											

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	扶助費	6,809,540	ヘルパー @1,860円 × 3,160時間 = 5,877,600円	
				手当加算 @460円 × 1,480時間 = 680,800円	
				業務報告等 251,140円	
				特定財源(諸収入) 175,000円	
				Ⅱ階層 @250円 × 63時間 = 15,000円	
				@60円 × 30時間 = 1,000円	
				Ⅲ階層 @510円 × 95時間 = 48,000円	
				@120円 × 44時間 = 5,000円	
				Ⅳ階層 @770円 × 32時間 = 24,000円	
				@180円 × 15時間 = 2,000円	
		Ⅴ階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円			
		@240円 × 15時間 = 3,000円			
		Ⅵ階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円			
		@300円 × 15時間 = 4,000円			
	計	7,739,010			
的 経 費	ひとり親家庭医 療費助成事業費	報酬	517,776	会計年度任用職員 @11,256円 × 46人 = 517,776円	
		職員手当等	1,195,480	時間外勤務手当 @2,860円 × 418時間 = 1,195,480円	
		旅費	49,567	普通旅費(近接地内) @511円 × 97回 = 49,567円	
		需用費	217,600	消耗品費等 217,600円	
		役務費	209,640	通信運搬費 209,640円	
		委託料	2,061,546	審査支払委託料 2,061,546円	
				医療費 1,997,680円	
				国保 @73.54円 × 14,515件 = 1,067,433円	
				社保 @59.90円 × 15,530件 = 930,247円	
				高額調整費 @4.40円 × 14,515件 = 63,866円	
	備品購入費	42,010	事務用備品 42,010円		
	扶助費	80,146,870	国保 @2,834円 × 14,515件 = 41,135,510円		
			社保 @2,512円 × 15,530件 = 39,011,360円		
	計	84,440,489			
的 経 費	乳幼児医療費 助成事業費	報酬	225,120	会計年度任用職員 @11,256円 × 20人 = 225,120円	
		職員手当等	48,620	時間外勤務手当 @2,860円 × 17時間 = 48,620円	
		旅費	2,044	普通旅費(近接地内) @511円 × 2人 × 2回 = 2,044円	
		需用費	125,590	印刷製本費 125,590円	

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	乳幼児医療費 助成事業費	円				
		役務費	542,420	通信運搬費	542,420円	
		委託料	17,661,127	審査支払委託料	17,661,127円	
				医療費	17,518,747円	
				国保	@73.54円 × 32,359件 = 2,379,681円	
				社保	@59.90円 × 252,739件 = 15,139,066円	
				高額調整費	@4.40円 × 32,359件 = 142,380円	
		備品購入費	28,510	事務用備品	28,510円	
		扶助費	476,384,798	国保	@1,694円 × 32,359件 = 54,816,146円	
				社保	@1,668円 × 252,739件 = 421,568,652円	
	計	495,018,229				
準	義務教育就学児	報酬	225,120	会計年度任用職員	@11,256円 × 20人 = 225,120円	
	医療費助成	職員手当等	48,620	時間外勤務手当	@2,860円 × 17時間 = 48,620円	
	事業費	旅費	2,044	普通旅費(近接地内)	@511円 × 2人 × 2回 = 2,044円	
		需用費	125,590	印刷製本費	125,590円	
		役務費	542,420	通信運搬費	542,420円	
		委託料	13,853,718	審査支払委託料	13,853,718円	
				医療費	13,728,107円	
				国保	@73.54円 × 28,548件 = 2,099,420円	
				社保	@59.90円 × 194,135件 = 11,628,687円	
				高額調整費	@4.40円 × 28,548件 = 125,611円	
的		備品購入費	28,510	事務用備品	28,510円	
		扶助費	485,117,723	国保	@2,216円 × 28,548件 = 63,262,368円	
				社保	@2,173円 × 194,135件 = 421,855,355円	
		計	499,943,745			
	費	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	扶助費	90,940	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	90,940円
					特定財源(都支出金)	90,940円 × $\frac{1}{2}$ = 45,000円
	費	障害児通所支援事業費	委託料	1,255,547	支払代行業務委託費	856人 × 12月 × @122.23円 = 1,255,547円
			扶助費	1,408,798,324	障害児通所支援事業費(積算説明(4)参照)	1,408,798,324円
			計	1,410,053,871	特定財源	1,056,598,000円
				国庫支出金	1,408,798,324円 × $\frac{1}{2}$ = 704,399,000円	
			都支出金	1,408,798,324円 × $\frac{1}{4}$ = 352,199,000円		

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口						
事業区分	節名	経費	内容説明						
基 準 的 経 費	児童館管理 運営費	報酬	13,954,680	1施設当たり所要経費 A	施設数 B	所要経費 A×B			
		職員手当等	12,972,960	会計年度任用職員 @12,921円 × 5人 × 12月 = 775,260円	所	13,954,680円			
		報償費	8,197,200	時間外勤務手当 @2,860円 × 252時間 = 720,720円	18	12,972,960円			
		旅費	2,934,162	報償費 @7,590円 × 5人 × 12月 = 455,400円	18	8,197,200円			
		需用費	45,750,960	普通旅費 (近接地内) @511円 × 319回 = 163,009円	18	2,934,162円			
		役務費	2,140,560	光熱水費 @137,740円 × 12月 = 1,652,880円 一般需用費 @74,070円 × 12月 = 888,840円	18	29,751,840円			
		委託料	144,777,840				① 管理運営委託 3,885,150円	18	69,932,700円
		使用料及び 賃借料	5,878,080				② 清掃委託 895,830円	18	16,124,940円
		工事請負費	8,688,060				③ 警備委託 270,060円	18	4,861,080円
		備品購入費	15,180,480	④ 機械設備保守委託 495,300円	18	8,915,400円			
		負担金補助 及び交付金	2,354,400	賃借料 326,560円	18	5,878,080円			
				工事費 482,670円	18	8,688,060円			
				備品 843,360円	18	15,180,480円			
				ガスFF暖房器 @226,140円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 188,450円 冷房器 @633,620円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 528,020円 その他備品 126,890円					
				負担金 130,800円	18	2,354,400円			
			計 (直営分) 12,104,759円	18	217,885,662円				
			指定管理委託料 @22,471,860円 × 2所 =		44,943,720円				
	計	262,829,382							

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口			
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	子ども家庭支援センター運営費 (先駆型)	報酬	16,543,872	円 会計年度任用職員(相談員等) @211,016円 × 6人 × 12月 = 15,193,152円 会計年度任用職員 @11,256円 × 10日 × 12月 = 1,350,720円		
		報償費	1,500,000	児童虐待防止協議会関連経費、講習会講師謝礼等 1,500,000円		
		需用費	2,231,740	光熱水費 1,546,140円 電気料 928,220円 ガス料 221,410円 水道料 396,510円 一般需用費 685,600円 消耗品費 414,490円 印刷製本費 147,680円 修繕費 123,430円		
		役務費	419,050	通信運搬費 419,050円		
		委託料	8,034,730	管理運営委託 5,105,020円 清掃委託 1,257,090円 警備委託 547,390円 機械設備保守委託 1,125,230円		
		使用料及び賃借料	312,620	機器賃借等 312,620円		
		工事請負費	211,440	211,440円		
		備品購入費	112,660	112,660円		
		計	29,366,112			
		経 費	子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費 (次世代育成行動計画策定費を含む)	報償費	940,800	1 計画策定
				需用費	194,800	報償費 @12,000円 × 13人 × 14回 × $\frac{1}{5}$ = 436,800円
				役務費	134,180	需用費
				委託料	1,491,810	印刷製本等 658,010円 × $\frac{1}{5}$ = 131,600円 役務費 郵便 84,940円 × $\frac{1}{5}$ = 16,990円 テープ反訳 112,580円 × $\frac{1}{5}$ = 22,520円 委託料 計画策定支援委託等 7,459,060円 × $\frac{1}{5}$ = 1,491,810円
				2 計画推進		
				報償費 @12,000円 × 14人 × 15回 × $\frac{1}{5}$ = 504,000円		
				需用費		
				印刷製本等 315,980円 × $\frac{1}{5}$ = 63,200円		



経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	〔子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費〕 〔次世代育成行動計画策定費を含む〕	計	円	2,761,590
		役務費 { 郵便 58,660円 × $\frac{1}{5}$ = 11,730円 テープ反訳 414,680円 × $\frac{1}{5}$ = 82,940円		
準	地域型保育給付費	扶助費	666,719,063	666,719,063円
		地域型保育給付費 (小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)		
的	利用者支援事業	扶助費	51,806,795	51,806,795円
		利用者支援事業		
経	地域子ども・子育て支援事業費	地域子育て支援拠点事業	扶助費	155,493,265
		地域子育て支援拠点事業		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	地 域 乳児家庭全戸 訪問事業	扶 助 費	12,955,023 円	乳児家庭全戸訪問事業	12,955,023円
				特定財源 8,636,000円 国庫支出金 @12,955,023円 × $\frac{1}{3}$ = 4,318,000円 都支出金 @12,955,023円 × $\frac{1}{3}$ = 4,318,000円	
	養育支援 訪問事業	扶 助 費	9,148,978	養育支援訪問事業	9,148,978円
				特定財源 6,098,000円 国庫支出金 @9,148,978円 × $\frac{1}{3}$ = 3,049,000円 都支出金 @9,148,978円 × $\frac{1}{3}$ = 3,049,000円	
	子どもを守る 地域ネット ワーク機能 強化事業	扶 助 費	4,890,265	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4,890,265円
			特定財源 3,260,000円 国庫支出金 @4,890,265円 × $\frac{1}{3}$ = 1,630,000円 都支出金 @4,890,265円 × $\frac{1}{3}$ = 1,630,000円		
子育て短期 支援事業	扶 助 費	25,258,606	子育て短期支援事業	25,258,606円	
			特定財源 3,072,000円 国庫支出金 @4,608,642円 × $\frac{1}{3}$ = 1,536,000円 都支出金 @4,608,642円 × $\frac{1}{3}$ = 1,536,000円		
ファミリー・ サポート・ センター 事業	扶 助 費	18,049,507	ファミリー・サポート・センター事業	18,049,507円	
			特定財源 9,430,000円 国庫支出金 @14,146,254円 × $\frac{1}{3}$ = 4,715,000円 都支出金 @14,146,254円 × $\frac{1}{3}$ = 4,715,000円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 地 域 子 ど も ・ 子 育 て の 経 費	一時預かり事業	扶助費	232,832,436円	一時預かり事業	232,832,436円
				特定財源 64,616,000円 国庫支出金 @96,925,209円 × $\frac{1}{3}$ = 32,308,000円 都支出金 @96,925,209円 × $\frac{1}{3}$ = 32,308,000円	
	延長保育事業	扶助費	348,983,761円	延長保育事業	348,983,761円
				特定財源 33,414,000円 国庫支出金 @50,122,497円 × $\frac{1}{3}$ = 16,707,000円 都支出金 @50,122,497円 × $\frac{1}{3}$ = 16,707,000円	
	病児保育事業	扶助費	84,818,935円	病児保育事業	84,818,935円
				特定財源 35,436,000円 国庫支出金 @53,155,650円 × $\frac{1}{3}$ = 17,718,000円 都支出金 @53,155,650円 × $\frac{1}{3}$ = 17,718,000円	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	負担金補助金及び交付金	4,890,676円	実費徴収に係る補足給付を行う事業	4,890,676円	
			特定財源 3,260,000円 国庫支出金 @4,890,676円 × $\frac{1}{3}$ = 1,630,000円 都支出金 @4,890,676円 × $\frac{1}{3}$ = 1,630,000円		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	扶助費	1,364,085円	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1,364,085円	
			特定財源 908,000円 国庫支出金 @1,364,085円 × $\frac{1}{3}$ = 454,000円 都支出金 @1,364,085円 × $\frac{1}{3}$ = 454,000円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口										
事業区分		節名	経費	内容説明											
基 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	放課後児童 クラブ事業費	報酬 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費 使用料及び 賃借料 備品購入費 負担金補助 及び交付金 計	円												
			180,511,940	1クラブ当たり所要経費 A	クラブ数 B	所要経費 A×B									
			180,511,940	会計年度任用職員 @12,761円 × 84.2人 × 12月 = 12,893,710円	14	180,511,940円									
			5,045,040	時間外勤務手当 @2,860円 × 126時間 = 360,360円	14	5,045,040円									
			808,402	普通旅費（近接地内） @511円 × 113回 = 57,743円	14	808,402円									
			18,432,960	光熱水費 @52,520円 × 12月 = 630,240円	14	8,823,360円									
							一般需用費 @57,200円 × 12月 = 686,400円	14	9,609,600円						
			4,312,560	役務費 @25,670円 × 12月 = 308,040円	14	4,312,560円									
			545,047,850	管理運営委託（直営施設）	385,320円	14	5,394,480円								
			3,024,980	工事費	216,070円	14	3,024,980円								
			3,869,040	賃借料	276,360円	14	3,869,040円								
			978,180	備品	69,870円	14	978,180円								
			121,930,480	負担金	27,120円	14	379,680円								
								計（直営分）	15,911,233円	14	222,757,262円				
			管理運営委託（委託施設） @23,463,190円 × 23所 = 539,653,370円												
			負担金補助及び交付金 （民設学童運営費補助） @17,364,400円 × 7所 = 121,550,800円												
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>388,724,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>3,156,700円 × 37所 = 116,797,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>8,552,400円 × 44所 × <math>\frac{1}{3}</math> = 125,435,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,552,400円 × 44所 × <math>\frac{1}{3}</math> = 125,435,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>791,100円 × 23所 = 18,195,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>408,900円 × 7所 = 2,862,000円</td> </tr> </table>				特定財源	388,724,000円	分担金及び負担金	3,156,700円 × 37所 = 116,797,000円	国庫支出金	8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円	都支出金	8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円	都支出金（公設分）
特定財源	388,724,000円														
分担金及び負担金	3,156,700円 × 37所 = 116,797,000円														
国庫支出金	8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円														
都支出金	8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円														
都支出金（公設分）	791,100円 × 23所 = 18,195,000円														
都支出金（民設分）	408,900円 × 7所 = 2,862,000円														
		883,961,432													
小	計	1,834,453,764													

経費の種類	児 童 福 祉 費		測 定 単 位	18 歳 未 満 人 口													
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明														
基 準 的 経 費	養育費確保 支援事業費	負担金補助 及び交付金 225,000	円 225,000	養育費確保支援事業費 225,000円													
				<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">}</td> <td>特定財源</td> <td>168,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@225,000円 × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>112,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>@225,000円 × <math>\frac{1}{4}</math> =</td> <td>56,000円</td> </tr> </table>		}	特定財源	168,000円	国庫支出金		@225,000円 × $\frac{1}{2}$ =	112,000円	都支出金			@225,000円 × $\frac{1}{4}$ =	56,000円
	}	特定財源	168,000円														
		国庫支出金															
		@225,000円 × $\frac{1}{2}$ =	112,000円														
		都支出金															
		@225,000円 × $\frac{1}{4}$ =	56,000円														
認証保育所 運営費等事業費	負担金補助 及び交付金 685,882,200		運営費（A型） @55,254,600円 × 11所 = 607,800,600円 運営費（B型） @39,040,800円 × 2所 = 78,081,600円														
定期利用保育 補助事業費	負担金補助 及び交付金 18,513,380		定期利用保育補助事業費 18,513,380円 { 特定財源（都支出金） 18,513,380円 × $\frac{1}{2}$ = 9,256,000円 }														
保育士等 キャリアアップ 補助事業費	負担金補助 及び交付金 73,945,446		保育士等キャリアアップ補助事業 73,945,446円 { 特定財源（都支出金） 73,945,446円 × $\frac{1}{2}$ = 36,972,000円 }														
子育てのための 施設等利用給付 〔認可外保育 施設等〕	負担金補助 及び交付金 162,613,680		子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等） 162,613,680円 { 特定財源 121,959,000円 国庫支出金 162,613,680円 × $\frac{1}{2}$ = 81,306,000円 都支出金 162,613,680円 × $\frac{1}{4}$ = 40,653,000円 }														
認可外保育 施設等保護者 負担軽減事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 135,086,750		認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 135,086,750円 { 特定財源（都支出金） 135,086,750円 × $\frac{1}{2}$ = 67,543,000円 }														
保育サービス 推進事業費	負担金補助 及び交付金 16,763,330		保育サービス推進事業費 16,763,330円 { 特定財源（都支出金） 16,763,330円 × $\frac{1}{2}$ = 8,381,000円 }														

経費の種類	児 童 福 祉 費		測 定 単 位	18 歳 未 満 人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	保育従事職員 宿舍借り上げ 支援事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 106,718,952	円	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 106,718,952円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載
	保育所等賃借料 補助事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 60,989,469		保育所等賃借料補助事業費 60,989,469円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載
	学校等情報配信 システム運用 経費（保育所）	委 託 料 663,780		システム運用委託 663,780円
	子供家庭支援 包括補助事業費	扶 助 費 169,062,520		子供家庭支援包括補助事業費 169,062,520円  <div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>                     特定財源（都支出金）  <math>169,062,520円 \times \frac{1}{2} = 84,531,000円</math> <span style="font-size: 2em;">}</span> </div>
合 計		13,683,378,264		
特 定 財 源	分 担 金 及 び 負 担 金	117,143,000	1	児童手当給付事業費 3,636,888,000円
	国 庫 支 出 金	4,800,636,000	<div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>                     国庫支出金                      都支出金  <span style="font-size: 2em;">}</span> </div>	2,984,556,000円
	都 支 出 金	1,698,139,000		652,332,000円
	諸 収 入	325,000	2	児童扶養手当給付事業費 国庫支出金 329,002,000円
			3	区立母子生活支援施設管理運営費 34,604,000円
			<div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>                     分担金及び負担金                      国庫支出金                      都支出金  <span style="font-size: 2em;">}</span> </div>	166,000円
				22,959,000円
		4	民営母子生活支援施設保護委託費 30,738,000円	
		<div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>                     分担金及び負担金                      国庫支出金                      都支出金  <span style="font-size: 2em;">}</span> </div>	180,000円	
			20,372,000円	
		5	母子福祉応急小口資金貸付金 諸収入 150,000円	
		6	母子家庭等自立支援給付金事業費 国庫支出金 10,595,000円	
		7	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費	



説明(3) 児童手当等給付費積算説明

区分	対象		1人当たり手当額	所要額 A×B	財源内訳				
	A	B			国庫支出金	都支出金	差引一般財源		
国 制 度 分	3歳未満	被用者	人 4,467	( 15,000円 × 12月 )	804,060,000	(37 / 45) 661,116,000	(4 / 45) 71,472,000	(4 / 45) 71,472,000	
		非被用者	786	( 15,000円 × 12月 )	141,480,000	(2 / 3) 94,320,000	(1 / 6) 23,580,000	(1 / 6) 23,580,000	
	3歳以上 小学校 修了前	被用者	第1子 第2子	12,461	( 10,000円 × 12月 )	1,495,320,000	(2 / 3) 996,880,000	(1 / 6) 249,220,000	(1 / 6) 249,220,000
			第3子 以降	1,216	( 15,000円 × 12月 )	218,880,000	(2 / 3) 145,920,000	(1 / 6) 36,480,000	(1 / 6) 36,480,000
		小計				1,714,200,000	1,142,800,000	285,700,000	285,700,000
		非被用者	第1子 第2子	2,800	( 10,000円 × 12月 )	336,000,000	(2 / 3) 224,000,000	(1 / 6) 56,000,000	(1 / 6) 56,000,000
	第3子 以降		355	( 15,000円 × 12月 )	63,900,000	(2 / 3) 42,600,000	(1 / 6) 10,650,000	(1 / 6) 10,650,000	
	小計				399,900,000	266,600,000	66,650,000	66,650,000	
	中 学 校 修 了 前		4,967	( 10,000円 × 12月 )	596,040,000	(2 / 3) 397,360,000	(1 / 6) 99,340,000	(1 / 6) 99,340,000	
	特 例 給 付		10,559	( 5,000円 × 12月 )	633,540,000	(2 / 3) 422,360,000	(1 / 6) 105,590,000	(1 / 6) 105,590,000	
	計				4,289,220,000	2,984,556,000	652,332,000	652,332,000	
	区 制 度 分	育 成 手 当	2,850	( 13,500円 × 12月 )	461,700,000				
障 害 手 当		350	( 15,500円 × 12月 )	65,100,000					
計				526,800,000			526,800,000		
合 計				4,816,020,000	2,984,556,000	652,332,000	1,179,132,000		



説明（４） 障害児通所支援事業費積算説明

(単位：円)

事業種別	事業費	国庫負担額 B=A/2	都負担額 C=A/4	差引一般財源 D=A-B-C
	給付費 A			
児童発達支援事業	448,864,280	224,432,000	112,215,000	112,217,280
福祉型児童発達支援センター	88,919,562	44,460,000	22,230,000	22,229,562
医療型児童発達支援センター	1,648,318	824,000	412,000	412,318
放課後等デイサービス	808,707,841	404,354,000	202,177,000	202,176,841
保育所等訪問支援	21,270,782	10,635,000	5,318,000	5,317,782
障害児相談支援	39,387,541	19,694,000	9,847,000	9,846,541
計	1,408,798,324	704,399,000	352,199,000	352,200,324

経費の種類	児童福祉費	測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	報酬 362,805,051 円	特別職非常勤職員（嘱託医報酬） $@43,100円 \times 1人 \times 13月 \times 28所 = 15,688,400円$ 臨時的任用職員 $@5,934円 \times 100日 \times 28所 = 16,615,200円$ 会計年度任用職員（特例パート） $@135,464円 \times 14月 \times 28所 = 53,101,888円$ 会計年度任用職員（障害児保育） $@136,735円 \times 12月 \times 28所 = 45,942,960円$ 会計年度任用職員 $@11,256円 \times 25日 \times 12月 \times 28所 = 94,550,400円$ 会計年度任用職員（延長保育） 1時間延長 $@10,935円 \times \frac{9}{8}時間 \times 313日 \times 20所 = 77,009,738円$ $@10,935円 \times \frac{1}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 20所 = 19,965,488円$ 2時間延長 $@10,935円 \times \frac{11}{8}時間 \times 313日 \times 4所 = 18,824,603円$ $@10,935円 \times \frac{3}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 4所 = 11,979,293円$ 3時間以上延長 $@10,935円 \times \frac{12}{8}時間 \times 313日 \times 1所 = 5,133,983円$ $@10,935円 \times \frac{4}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 1所 = 3,993,098円$
		給与費 3,494,000,355	$@7,645,515円 \times 457人 = 3,494,000,355円$
		職員手当等 177,974,940	時間外勤務手当 $@2,860円 \times 62,229時間 = 177,974,940円$
		報償費 3,076,080	講習会・講演会等講師謝礼 $@109,860円 \times 28所 = 3,076,080円$
		旅費 3,086,594	普通旅費 近接地内 $@511円 \times 1,854回 = 947,394円$ 近接地外 $@38,200円 \times 2人 \times 28所 = 2,139,200円$
		需用費 395,291,600	光熱水費 103,259,520円 電気料 $@1,416,720円 \times 28所 = 39,668,160円$ ガス料 $@719,670円 \times 28所 = 20,150,760円$ 水道料 $@1,496,490円 \times 28所 = 41,901,720円$ 燃料費 $@54,960円 \times 28所 = 1,538,880円$

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費		円			
				賄費 206,021,760円		
				3歳未満児	@7,280円 × 12月 × 34人 × 28所 = 83,166,720円	
				3歳以上児	@4,320円 × 12月 × 66人 × 28所 = 95,800,320円	
				3歳以上児給食費加算	@1,220円 × 12月 × 66人 × 28所 = 27,054,720円	
				一般需用費	62,896,120円	
				消耗器材	@1,649,470円 × 28所 = 46,185,160円	
				印刷製本費	@25,380円 × 28所 = 710,640円	
				修繕料	@571,440円 × 28所 = 16,000,320円	
				延長保育	23,114,200円	
				暖房費	1,118,200円	
				1時間延長	@7,710円 × 5月 × 20所 = 771,000円	
				2時間延長	@12,860円 × 5月 × 4所 = 257,200円	
				3時間以上延長	@18,000円 × 5月 × 1所 = 90,000円	
				その他	21,996,000円	
				1時間延長	@2,570円 × 20人 × 12月 × 20所 = 12,336,000円	
				2時間延長	@8,050円 × 20人 × 12月 × 4所 = 7,728,000円	
				3時間以上延長	@8,050円 × 20人 × 12月 × 1所 = 1,932,000円	
			役務費	17,696,000	郵便料等	@632,000円 × 28所 = 17,696,000円
			委託料	1,341,569,620	管理運営委託（直営施設）	@310,710円 × 28所 = 8,699,880円
			清掃委託	@571,920円 × 28所 = 16,013,760円		
			警備委託	@138,750円 × 28所 = 3,885,000円		
			機械設備保守委託	@340,020円 × 28所 = 9,520,560円		
			給食調理委託	@4,902,040円 × 2人 × 15所 = 147,061,200円		
			用務委託	@3,710,840円 × 1人 × 17所 = 63,084,280円		
			管理運営委託（委託施設）	@182,217,490円 × 6所 = 1,093,304,940円		
	使用料及び 賃借料	19,386,640	自動車借上料、その他	@692,380円 × 28所 = 19,386,640円		
	工事請負費	26,585,720		@949,490円 × 28所 = 26,585,720円		

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	〔区立保育所管理運営費〕	備品購入費	44,374,030	備品	44,374,030円
		負担金補助及び交付金	3,220,000	ガスFF暖房器	$@226,140円 \times 8台 \times 28所 \times \frac{1}{6} = 8,442,560円$
				冷房器	$@633,620円 \times 8台 \times 28所 \times \frac{1}{6} = 23,655,150円$
				その他備品	$@438,440円 \times 28所 = 12,276,320円$
保育士保育講習会等	$@80,000円 \times 28所 = 2,240,000円$				
			日本スポーツ振興センター共済掛金	$@350円 \times 100人 \times 28所 = 980,000円$	
合計		5,889,066,630			
特定財源	分担金及び負担金	674,188,752	1	分担金及び負担金	674,188,752円
	都支出金	16,615,200		3歳未満児（保育料積算基準による）	
				$@47,556円 \times 34人 \times 12月 \times 34所 = 659,696,832円$	
				3歳児以上副食費	$@4,320円 \times 57人 \times 12月 \times 34所 = 100,465,920円$
諸収入	490,000	2	都支出金	$\Delta 85,974,000円$	
			3	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	$@175円 \times 100人 \times 28所 = 490,000円$
				臨時的任用職員都支出金	$@16,615,200円 \times \frac{10}{10} = 16,615,200円$
合計		691,293,952			
差引一般財源		5,197,772,678円			
数値		3,400人			
単位費用		1,528,757円			

経費の種類		児童福祉費		測定単位	私立保育所入所児童数									
事業区分	節名	経費		内容説明										
基 準 的 経 費	私立保育所施設型給付費等 扶助費	円		1,742,728,350										
		円		1,742,728,350										
		区分	対象者数		公定価格/区加算額		利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 58.16/100) H (E-G) × 1/2 または58.16/100 円	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 20.92/100) I (E-G) × 1/4 または20.92/100 円	差引一般財源 J E-G-H-I 円			
			定員 A	延人員 B A×12 人	単価 C 円	加算率 加算額 D %・円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円				金額 G B×F 円		
		基 本 制	標準時間	4歳以上児	44	528	39,460		20,834,880	0	0			
				3歳児	19	228	47,190		10,759,320	0	0			
				1・2歳児	28	336	109,400		36,758,400	47,556	15,978,816			
				零歳児	5	60	186,740		11,204,400	47,556	2,853,360			
			短時間	4歳以上児	2	24	34,260		822,240	0	0			
				3歳児	1	12	41,990		503,880	0	0			
				1・2歳児	1	12	104,200		1,250,400	47,556	570,672			
			処 遇 改 善 等	標準時間	4歳以上児	44	528	370	16	3,125,760				
					3歳児	19	228	440	16	1,605,120				
					1・2歳児	28	336	970	16	5,214,720				
					零歳児	5	60	1,750	16	1,680,000				
			加 算 I	短時間	4歳以上児	2	24	320	16	122,880				
		3歳児			1	12	390	16	74,880					
		1・2歳児			1	12	920	16	176,640					
		加 算 1	副食費徴収免除加算		9	108	4,500		486,000					
				三歳児配置改善加算	20	240	7,730	1,120	2,124,000					
		加 算 2	主任保育士専任加算		100	1,200	2,550	400	3,540,000					
事務職員雇上費加算	100			1,200	460	70	636,000							
処遇改善等加算II	①(5人)			100	1,200	2,440		2,928,000						
	②(3人)			100	1,200	180		216,000						
加 算 3	処 遇 改 善 等 加 算 III	4歳以上児	46	552	1,290		712,080							
		3歳児	20	240	1,720		412,800							
		1・2歳児	29	348	3,110		1,082,280							
		零歳児	5	60	5,390		323,400							
加 算 4	冷 暖 房 費 加 算		100	1,200	110		132,000							
		施設機能強化推進費加算			124,170		124,170							
		栄養管理加算	100	1,200	770	120	1,068,000							
小計						107,918,250	19,402,848	47,621,000	20,447,000	20,447,402				
区 加 算 分	職 員 処 遇 等 加 算		100	1,200	12,043		14,451,600				14,451,600			
		施設維持管理・ 健康管理等加算	100	1,200	2,298		2,757,600				2,757,600			
		児童処遇等加算	100	1,200	2,930		3,516,000				3,516,000			
		特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)	100	1,200	24,822		29,786,400				29,786,400			
小計						50,511,600				50,511,600				
合計(1施設)						158,429,850	19,402,848	47,621,000	20,447,000	70,959,002				
11	施 設					1,742,728,350	213,431,328	523,831,000	224,917,000	780,549,022				

経費の種類	児童福祉費	測定単位	私立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源	分担金及び負担金	213,431,328	
	国庫支出金	523,831,000	
	都支出金	224,917,000	
	合計	962,179,328	
差引一般財源		780,549,022円	
数値		1,100人	
単位費用		709,590円	

経費の種類	国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	国民健康保険事業助成費	繰出金	3,176,299,224	円	
				国民健康保険総務費	810,358,181円
				職員費	412,857,810円
				一般管理費	320,686,261円
				報酬	32,159,401円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)</li> </ul>	4,653,377円 × 5.81人 = 27,036,120円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>会計年度任用職員</li> </ul>	5,123,281円
				職員手当等	15,135,120円
				旅費	121,400円
				需用費 (消耗品費等)	15,348,170円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>役務費 (通信運搬費等)</li> </ul>	71,037,600円
				委託料	144,287,290円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検等委託</li> </ul>	66,552,400円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険システム保守委託</li> </ul>	77,734,890円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料及び賃借料</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険システム機器リース料</li> </ul>	42,032,210円
				備品購入費	378,070円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>負担金補助及び交付金</li> </ul>	187,000円
				国民健康保険運営協議会費	265,830円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬 (特別職非常勤職員)</li> </ul>	232,890円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>需用費</li> </ul>	17,660円
				<ul style="list-style-type: none"> <li>役務費</li> </ul>	15,280円
				連合会分担金	11,946,900円
保険普及費	5,296,000円				
レセプト電算処理手数料	884,180円				
共同電算処理手数料	49,123,550円				
国保情報集約システム管理委託料	9,284,450円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)</li> </ul>	13,200円				
出産育児給付	110,831,913円				
基盤安定繰出金	2,202,994,100円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>7割軽減</li> </ul>	1,429,874,590円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>5割軽減</li> </ul>	497,983,810円				
<ul style="list-style-type: none"> <li>2割軽減</li> </ul>	275,135,700円				

経費の種類		国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費	〔国民健康保険事業助成費〕		円	未就学児均等割保険料軽減措置繰出金			52,115,030円
				5割軽減		36,641,270円	
				4割軽減		7,273,970円	
				2.5割軽減		4,369,270円	
				1.5割軽減		3,830,520円	
合計		3,176,299,224					
特定財源	国庫支出金	557,473,000	1	基盤安定繰出金		1,652,244,000円	
				国庫支出金	531,416,000円		
	都支出金	1,120,828,000円					
	都支出金	1,133,856,000	2	未就学児均等割保険料軽減措置繰出金		39,085,000円	
国庫支出金				26,057,000円			
都支出金	13,028,000円						
合計		1,691,329,000					
差引一般財源		1,484,970,224円					
数値		113,780人					
単位費用		13,051円					



〈経〉 民生費 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

経費の種類		後期高齢者医療制度事業助成費		測定単位	被保険者数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	後期高齢者医療 制度事業助成費	繰出金	3,060,411,031	円			
				後期高齢者医療制度事業給務費	113,089,831円		
				職員費	61,164,120円		
				一般管理費	51,925,711円		
				報酬	4,395,671円		
				会計年度任用職員（徴収嘱託員等）	3,366,704円		
				会計年度任用職員	1,028,967円		
				職員手当等	8,497,720円		
				旅費	29,980円		
				需用費	2,553,130円		
役務費	13,241,190円						
委託料	17,910,450円						
窓口業務委託	7,143,570円						
後期高齢者医療システム保守委託	10,766,880円						
使用料及び賃借料							
後期高齢者医療システム機器リース料	5,297,570円						
基盤安定繰出金	542,637,200円						
低所得者に係る保険料軽減分	540,192,360円						
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分	2,444,840円						
事務費拠出金	106,046,000円						
後期高齢者医療給付費負担金	2,298,638,000円						
合計		3,060,411,031					
特 定 財 源	都 支 出 金	406,977,000	基盤安定繰出金	406,977,000円			
			低所得者に係る保険料軽減分				
			$540,192,360円 \times \frac{3}{4} = 405,144,000円$				
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分							
$2,444,840円 \times \frac{3}{4} = 1,833,000円$							
合計		406,977,000					
差引一般財源		2,653,434,031円					
数値		34,000人					
単位費用		78,042円					

## 第3項 衛生費

### I 衛生費の概要

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
  - ア 衛生総務費、保健所管理運営費等の保健所等管理運営に要する経費
  - イ 感染症予防・医療費、結核予防費、成人保健対策費、母子保健費等の公衆衛生に要する経費
  - ウ 食品衛生費、環境衛生費等の環境衛生に要する経費
  - エ 医薬費、精神保健対策費等の医務及び薬務に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人、保健所1か所、保健センター3か所、リサイクルセンター1か所とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,571,314,578円、特定財源を167,665,610円と見込み、差引一般財源所要額を3,403,648,968円と算定した。

この結果、単位費用を9,725円とした。

#### 2 本年度改定内容

- (1) 新たに公衆喫煙所維持管理費について、算定した。
- (2) 予防接種費（子宮頸がん）について、積極的な勧奨再開を踏まえ、算定の充実を図った。
- (3) 予防接種費（インフルエンザ）について、接種率等を見直し、算定の充実を図った。
- (4) 衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）について、算定を廃止した。
- (5) 予防接種費（ロタウイルス）について、接種率等を見直し、算定内容を見直した。
- (6) 【態容補正】児童相談所関連経費について、算定内容を見直した。
- (7) その他、所要の単価改定等を行った。

#### 3 過年度改定内容（時限算定）

鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、算定した（都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定）。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的	衛生総務費	円	
	給与費	989,100,276	@7,645,515円 × 129.37人 = 989,100,276円
	職員手当等	4,355,780	時間外勤務手当 @2,860円 × 1,523時間 = 4,355,780円
	報償費	7,590	講師謝礼 7,590円
	旅費	857,480	普通旅費
	需用費	1,438,040	近接地内 @511円 × 1,080回 = 551,880円
			近接地外 @38,200円 × 8回 = 305,600円
			消耗品費 628,910円
	役務費	933,250	会議費 118,280円
			印刷製本費 690,850円
	委託料	6,267,970	通信運搬費 933,250円
			郵券等 545,680円
	使用料及び賃借料	11,255,570	健康管理システム用 387,570円
夜間休日案内所運営費 1,911,000円			
備品購入費	414,430	健康管理システム保守委託 4,356,970円	
		会場使用料及び自動車借上料 155,280円	
計	1,014,630,386	自動体外式除細動器（AED） @50,420円 × 131個 = 6,605,020円	
経 費	保健所報酬	3,642,540	健康管理システム機器リース料 4,495,270円
	管理運営費	職員手当等	事務用備品 414,430円
			特別職非常勤職員（保健所運営協議会） 459,000円
			会長 @22,200円 × 1人 × 1回 = 22,200円
			委員 @18,200円 × 24人 × 1回 = 436,800円
			特別職非常勤職員（感染症診査協議会） 2,191,200円
			会長 @24,700円 × 1人 × 24回 = 592,800円
			委員 @22,200円 × 3人 × 24回 = 1,598,400円
			臨時的任用職員（産休代替保健師） @11,026円 × 90日 = 992,340円
			特殊勤務手当 908,820円
			防疫業務手当(1) @720円 × 243日 × 1人 = 174,960円
	防疫業務手当(2) @340円 × 243日 × 6人 = 495,720円		
	有害毒物取扱手当(1) @390円 × 243日 × 2人 = 189,540円		
有害毒物取扱手当(2) @200円 × 243日 × 1人 = 48,600円			
時間外勤務手当 @2,860円 × 263時間 = 752,180円			

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	〔保健所管理 運営費〕	報償費	100,200	母子保健対策協議会委員謝礼 @10,020円 × 10人 = 100,200円
		旅費	2,045,372	普通旅費 1,985,602円 近接地内 @511円 × 2,610回 = 1,333,710円 調査旅費 @21,590円 × 2人 = 43,180円 研修旅費 @494円 × 3回 = 1,482円 派遣研修旅費 @4,520円 × 3人 = 13,560円 研究旅費 513,530円 医師 @37,810円 × 5人 = 189,050円 医療技術員等 @27,040円 × 12人 = 324,480円 医師大学派遣旅費 @6,480円 × 1人 = 6,480円 保健師等共同研究旅費 @1,050円 × 16人 = 16,800円 保健技術者研修旅費 56,860円 医師 @30,430円 × 1人 = 30,430円 保健師 @26,430円 × 1人 = 26,430円 特別旅費 59,770円 費用弁償 保健所運営協議会 @494円 × 25人 × 1回 = 12,350円 感染症診査協議会 @494円 × 4人 × 24回 = 47,420円
		需用費	13,817,470	燃料費 138,130円 光熱水費 10,965,020円 電気料 7,774,960円 ガス料 1,635,400円 水道料 1,554,660円 消耗品費 1,802,350円 印刷製本費 202,660円 修繕料 709,310円
		役務費	2,065,500	洗濯代等 411,240円 電話料 1,220,490円 通信運搬費 433,770円
		委託料	76,861,580	検査業務委託 58,418,030円 清掃、保守警備委託等 18,443,550円
		使用料及び 賃借料	667,260	自動車借上 667,260円
		工事請負費	2,263,990	庁舎維持補修費等 2,263,990円
		備品購入費	20,126,710	検査用機器 13,764,760円 X線装置等 6,361,950円

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基	〔保健所管理運営費〕 公 課 費	円	
		17,600	自動車重量税 $\left\{ \begin{array}{l} 13,200円 \times 1台 = 13,200円 \\ 8,800円 \times 1台 \times \frac{1}{2} = 4,400円 \end{array} \right.$
準	計	123,269,222	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 4,644,000円 \\ \text{使用料及び手数料} \quad \quad \quad 56,000円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{証明} \quad \quad @400円 \times 134件 = 53,600円 \\ \text{閲覧} \quad \quad @300円 \times 8件 = 2,400円 \end{array} \right. \\ \text{国庫支出金} \\ 13,764,760円 \times \frac{1}{3} = 4,588,000円 \end{array} \right.$
的	保健センター 管理運営費	1,455,720	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \text{防疫業務手当} \\ @340円 \times 243日 \times 3人 \times 3所 = 743,580円 \\ \text{時間外勤務手当} @2,860円 \times 83時間 \times 3所 = 712,140円 \end{array} \right.$
		791,028	普通旅費 近接地内 @511円 $\times$ 516回 $\times$ 3所 = 791,028円
経	需用費	12,381,780	$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} \quad \quad \quad 9,467,970円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{電気料} \quad \quad \quad 2,078,690円 \times 3所 = 6,236,070円 \\ \text{ガス料} \quad \quad \quad 604,810円 \times 3所 = 1,814,430円 \\ \text{水道料} \quad \quad \quad 472,490円 \times 3所 = 1,417,470円 \end{array} \right. \\ \text{消耗品費} \quad \quad \quad 571,330円 \times 3所 = 1,713,990円 \\ \text{印刷製本費} \quad \quad \quad 89,480円 \times 3所 = 268,440円 \\ \text{修繕料} \quad \quad \quad 310,460円 \times 3所 = 931,380円 \end{array} \right.$
		4,056,750	$\left\{ \begin{array}{l} \text{洗濯代等} \quad \quad \quad 597,950円 \times 3所 = 1,793,850円 \\ \text{電話料} \quad \quad \quad 560,490円 \times 3所 = 1,681,470円 \\ \text{通信運搬費} \quad \quad \quad 193,810円 \times 3所 = 581,430円 \end{array} \right.$
費	委託料 使用料及び 賃借料	15,990,810	清掃、保守警備委託等 5,330,270円 $\times$ 3所 = 15,990,810円
		333,090	自動車借上 111,030円 $\times$ 3所 = 333,090円
	工事請負費	3,636,510	庁舎維持補修等 1,212,170円 $\times$ 3所 = 3,636,510円
	備品購入費	8,613,270	事業用機器等 2,871,090円 $\times$ 3所 = 8,613,270円
	公 課 費	13,200	自動車重量税 8,800円 $\times$ 1台 $\times$ $\frac{1}{2}$ $\times$ 3所 = 13,200円
	計	47,272,158	

経費の種類	衛 生 費	測 定 単 位	人 口				
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準	リサイクルセンター管理運営費	需用費 1,934,330	円 光熱水費 1,615,240円 電気料 1,142,720円 ガス料 314,330円 水道料 158,190円 消耗品費 237,160円 印刷製本費 81,930円				
		役務費 891,430	庁舎清掃 687,140円 通信運搬費 204,290円				
		委託料 7,305,660	建物維持管理委託費 7,305,660円				
		工事請負費 948,430	庁舎維持補修費 948,430円				
		備品購入費 160,610	160,610円				
		計 11,240,460					
	的	健康増進計画・食育推進計画策定費	報償費 151,600	健康増進計画等策定委員会 151,600円			
			需用費 4,190	消耗品費 @20,940円 × $\frac{1}{5}$ = 4,190円			
			委託料 1,569,250	計画策定支援委託 @7,846,270円 × $\frac{1}{5}$ = 1,569,250円			
			計 1,725,040				
費		健康相談事業費	職員手当等 437,580	時間外勤務手当 @2,860円 × 153時間 = 437,580円			
		旅費 141,547	普通旅費 近接地内 @511円 × 277回 = 141,547円				
		需用費 412,290	消耗品費 412,290円				
		役務費 377,430	通信運搬費 377,430円				
		委託料 22,774,170	健康診査委託 @8,680円 × 2,600人 = 22,568,000円 データ入力委託 206,170円				
		計 24,143,017	<table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">{ 特定財源（負担金及び分担金） }</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自己負担金</td> <td>@500円 × 2,600人 = 1,300,000円</td> </tr> </table>	{ 特定財源（負担金及び分担金） }		自己負担金	@500円 × 2,600人 = 1,300,000円
	{ 特定財源（負担金及び分担金） }						
自己負担金	@500円 × 2,600人 = 1,300,000円						

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	歯科衛生報酬 相談事業費	10,301,620	特別職非常勤職員（歯科医師） @27,867円 × 4人 × 52週 = 5,796,340円 会計年度任用職員（歯科衛生士） @14,440円 × 6人 × 52週 = 4,505,280円		
		旅費	7,154	普通旅費 近接地内 @511円 × 14回 = 7,154円	
	需用費	885,650	消耗品費 723,450円 印刷製本費 162,200円		
	役務費	41,920	通信運搬費 41,920円		
	備品購入費	501,840	診療用備品 501,840円		
			特定財源（使用料及び手数料） 2,070,960円 弗素塗布 @480円 × 1,804件 = 865,920円 鍍銀法(3本まで) @480円 × 1,458件 = 699,840円 鍍銀法(4本以上) @600円 × 782件 = 469,200円 歯口清掃 @360円 × 100件 = 36,000円		
	計	11,738,184			
	経	休日・準夜等報酬	225,120	会計年度任用職員（事務員） @11,256円 × 20時間 = 225,120円	
		診療事業費職員手当等	140,140	時間外勤務手当 @2,860円 × 49時間 = 140,140円	
		報償費	219,840	運営協議会委員謝礼	
			一般 @9,160円 × 3人 × 4回 = 109,920円 歯科 @9,160円 × 3人 × 4回 = 109,920円		
旅費		27,083	普通旅費 近接地内 @511円 × 53回 = 27,083円		
需用費		668,920	消耗品費 449,290円 会議費 16,740円 印刷製本費 202,890円		
役務費		89,550	通信運搬費 89,550円		
費					

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																																																																																																																		
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																																																																		
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等診療事業費〕委託料	円 128,656,870	①管理事務費 44,258,680円 (積算内訳)																																																																																																																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>日数</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>32,219,650円</td> </tr> <tr> <td>休日診療</td> <td></td> <td></td> <td>8,122,580円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>96,050円</td> <td>64日</td> <td>6,147,200円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>192,100円</td> <td>6日</td> <td>1,152,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>144,075円</td> <td>3日</td> <td>432,230円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>73日</td> <td>390,550円</td> </tr> <tr> <td>準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>4,855,760円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>60,320円</td> <td>64日</td> <td>3,860,480円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>120,640円</td> <td>6日</td> <td>723,840円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>90,480円</td> <td>3日</td> <td>271,440円</td> </tr> <tr> <td>土曜準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>3,283,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通年</td> <td>60,320円</td> <td>50日</td> <td>3,016,000円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>50日</td> <td>267,500円</td> </tr> <tr> <td>平日準夜小児初期救急</td> <td></td> <td></td> <td>15,957,810円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通年</td> <td>60,320円</td> <td>243日</td> <td>14,657,760円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>243日</td> <td>1,300,050円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>8,122,580円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通年</td> <td>96,050円</td> <td>64日</td> <td>6,147,200円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>192,100円</td> <td>6日</td> <td>1,152,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>144,075円</td> <td>3日</td> <td>432,230円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>73日</td> <td>390,550円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>3,916,450円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通年</td> <td>43,800円</td> <td>64日</td> <td>2,803,200円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>87,600円</td> <td>6日</td> <td>525,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>65,700円</td> <td>3日</td> <td>197,100円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>73日</td> <td>390,550円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	日数	経費	医師会委託経費			32,219,650円	休日診療			8,122,580円	人件費	通年	96,050円	64日	6,147,200円	年末年始	192,100円	6日	1,152,600円	ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円	事務費	5,350円	73日	390,550円	準夜診療			4,855,760円	人件費	通年	60,320円	64日	3,860,480円	年末年始	120,640円	6日	723,840円	ゴールデンウィーク	90,480円	3日	271,440円	土曜準夜診療			3,283,500円	人件費	通年	60,320円	50日	3,016,000円	事務費	5,350円	50日	267,500円	平日準夜小児初期救急			15,957,810円	人件費	通年	60,320円	243日	14,657,760円	事務費	5,350円	243日	1,300,050円	歯科医師会委託経費			8,122,580円	人件費	通年	96,050円	64日	6,147,200円	年末年始	192,100円	6日	1,152,600円	ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円	事務費	5,350円	73日	390,550円	薬剤師会委託経費			3,916,450円	人件費	通年	43,800円	64日	2,803,200円	年末年始	87,600円	6日	525,600円	ゴールデンウィーク	65,700円	3日	197,100円	事務費	5,350円	73日	390,550円
		区分	単価	日数	経費																																																																																																																
		医師会委託経費			32,219,650円																																																																																																																
		休日診療			8,122,580円																																																																																																																
		人件費	通年	96,050円	64日	6,147,200円																																																																																																															
			年末年始	192,100円	6日	1,152,600円																																																																																																															
			ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円																																																																																																															
		事務費	5,350円	73日	390,550円																																																																																																																
		準夜診療			4,855,760円																																																																																																																
		人件費	通年	60,320円	64日	3,860,480円																																																																																																															
			年末年始	120,640円	6日	723,840円																																																																																																															
			ゴールデンウィーク	90,480円	3日	271,440円																																																																																																															
		土曜準夜診療			3,283,500円																																																																																																																
		人件費	通年	60,320円	50日	3,016,000円																																																																																																															
			事務費	5,350円	50日	267,500円																																																																																																															
		平日準夜小児初期救急			15,957,810円																																																																																																																
		人件費	通年	60,320円	243日	14,657,760円																																																																																																															
			事務費	5,350円	243日	1,300,050円																																																																																																															
		歯科医師会委託経費			8,122,580円																																																																																																																
		人件費	通年	96,050円	64日	6,147,200円																																																																																																															
			年末年始	192,100円	6日	1,152,600円																																																																																																															
			ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円																																																																																																															
			事務費	5,350円	73日	390,550円																																																																																																															
薬剤師会委託経費			3,916,450円																																																																																																																		
人件費	通年	43,800円	64日	2,803,200円																																																																																																																	
	年末年始	87,600円	6日	525,600円																																																																																																																	
	ゴールデンウィーク	65,700円	3日	197,100円																																																																																																																	
	事務費	5,350円	73日	390,550円																																																																																																																	



経費の種類	衛生費	測定単位	人口																									
事業区分	節名	経費	内容説明																									
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等 診療 事業費〕	円	②事業費 84,398,190円																									
			休日診療事業委託費 @7,752,250円 × 8単位 = 62,018,000円 (積算内訳)																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>96,050円</td> <td>64日</td> <td>6,147,200円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>192,100円</td> <td>6日</td> <td>1,152,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>144,075円</td> <td>3日</td> <td>432,230円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>73日</td> <td>20,220円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,752,250円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	96,050円	64日	6,147,200円	年 末 年 始	192,100円	6日	1,152,600円	ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円	事 務 費	277円	73日	20,220円	計			7,752,250円
		区 分	単 価	日 数	経 費																							
		人 件 費	通 年	96,050円	64日	6,147,200円																						
			年 末 年 始	192,100円	6日	1,152,600円																						
			ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円																						
		事 務 費	277円	73日	20,220円																							
		計			7,752,250円																							
			準夜診療事業委託費 @4,875,980円 × 3単位 = 14,627,940円 (積算内訳)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>60,320円</td> <td>64日</td> <td>3,860,480円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>120,640円</td> <td>6日</td> <td>723,840円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>90,480円</td> <td>3日</td> <td>271,440円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>73日</td> <td>20,220円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>4,875,980円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	60,320円	64日	3,860,480円	年 末 年 始	120,640円	6日	723,840円	ゴールデンウィーク	90,480円	3日	271,440円	事 務 費	277円	73日	20,220円	計			4,875,980円		
区 分	単 価	日 数	経 費																									
人 件 費	通 年	60,320円	64日	3,860,480円																								
	年 末 年 始	120,640円	6日	723,840円																								
	ゴールデンウィーク	90,480円	3日	271,440円																								
事 務 費	277円	73日	20,220円																									
計			4,875,980円																									
	休日歯科診療事業委託費 @7,752,250円 × 1単位 = 7,752,250円 (積算内訳)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>96,050円</td> <td>64日</td> <td>6,147,200円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>192,100円</td> <td>6日</td> <td>1,152,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>144,075円</td> <td>3日</td> <td>432,230円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>73日</td> <td>20,220円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,752,250円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	96,050円	64日	6,147,200円	年 末 年 始	192,100円	6日	1,152,600円	ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円	事 務 費	277円	73日	20,220円	計			7,752,250円		
区 分	単 価	日 数	経 費																									
人 件 費	通 年	96,050円	64日	6,147,200円																								
	年 末 年 始	192,100円	6日	1,152,600円																								
	ゴールデンウィーク	144,075円	3日	432,230円																								
事 務 費	277円	73日	20,220円																									
計			7,752,250円																									
	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">                     〔 特定財源（都支出金）                      平日準夜小児初期救急  <math>14,657,760円 \times \frac{1}{2} = 7,328,000円</math>                     〕                 </td> </tr> </table>	〔 特定財源（都支出金） 平日準夜小児初期救急 $14,657,760円 \times \frac{1}{2} = 7,328,000円$ 〕																										
〔 特定財源（都支出金） 平日準夜小児初期救急 $14,657,760円 \times \frac{1}{2} = 7,328,000円$ 〕																												
	計 130,027,523																											

経費の種類	衛生費	測定単位	人口											
事業区分	節名	経費	内容説明											
基 準 的 経 費	自殺防止 対策事業費	円												
		報償費	309,430	講師等謝礼 177,710円										
				自殺対策計画等策定委員会 131,720円										
				<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">                     {                      委員長 @20,490円 × 1人 × 4回 × <math>\frac{1}{5}</math> =                      委員 @9,570円 × 8人 × 4回 × <math>\frac{1}{5}</math> =                      有識者 @16,900円 × 4人 × 4回 × <math>\frac{1}{5}</math> =                      }</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{ 委員長 @20,490円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 委員 @9,570円 × 8人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 有識者 @16,900円 × 4人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = }									
		{ 委員長 @20,490円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 委員 @9,570円 × 8人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 有識者 @16,900円 × 4人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = }												
		需用費	647,510	消耗品費等 647,510円										
		役務費	110,380	通信運搬費 110,380円										
		委託料	880,380	事務委託費 507,690円										
		計画策定支援委託 @1,863,460円 × $\frac{1}{5}$ = 372,690円												
使用料及び 賃借料	30,590	機器賃借等 30,590円												
		<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">                     {                      特定財源（都支出金） 1,102,000円                      1,291,480円 × <math>\frac{1}{2}</math> = 645,000円                      686,810円 × <math>\frac{2}{3}</math> = 457,000円                      }                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{ 特定財源（都支出金） 1,102,000円 1,291,480円 × $\frac{1}{2}$ = 645,000円 686,810円 × $\frac{2}{3}$ = 457,000円 }											
{ 特定財源（都支出金） 1,102,000円 1,291,480円 × $\frac{1}{2}$ = 645,000円 686,810円 × $\frac{2}{3}$ = 457,000円 }														
	計	1,978,290												

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 染 症 予 的 防 衛 療 費	防疫事業費	報酬	1,992,312	会計年度任用職員（事務員） @11,256円 × 177時間 = 1,992,312円		
		職員手当等	700,160	{ 特殊勤務手当 防疫業務手当 @720円 × 150日 × 5人 = 540,000円 時間外勤務手当 @2,860円 × 56時間 = 160,160円		
		旅費	36,196	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 66回 = 33,726円 研修旅費 @494円 × 5回 = 2,470円		
		需用費	1,959,200	{ 消耗品費 1,860,040円 会議費 4,270円 印刷製本費 69,910円 修繕料 24,980円		
		役務費	472,560	通信運搬費 472,560円		
		委託料	1,229,380	{ 検査委託 970,420円 腸内病原細菌 患者関係者検便 @864円 × 1,048人 = 905,470円 薬剤耐性試験 @1,295円 × 14人 = 18,130円 菌型検査 @3,344円 × 14人 = 46,820円 海外旅行者健康診断 @4,316円 × 60人 = 258,960円		
		使用料及び賃借料	425,650	自動車雇上 425,650円		
		備品購入費	68,690	検査用備品等 68,690円		
				{ 特定財源（国庫支出金） 284,000円 防疫措置 117,700円 { 特殊勤務手当 @290円 × 5人 × 150日 × $\frac{1}{2}$ = 108,700円 事務費 18,000円 × $\frac{1}{2}$ = 9,000円 患者関係者検便 @72円 × 1,048人 × $\frac{1}{2}$ = 37,700円 海外旅行者健康診断 258,960円 × $\frac{1}{2}$ = 129,400円                 }		
		計	6,884,148			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 染 症 予 的 防 衛 療 費	予防接種費	職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料	円 1,089,660 7,154 695,180 9,549,820 910,422,560	時間外勤務手当 普通旅費 近接地内 消耗品費 予防接種通知送付用 ①予防接種	@2,860円 × 381時間 = @511円 × 14回 =	1,089,660円 7,154円 695,180円 9,549,820円 899,174,950円	
	区 分	一 般 分			予防接種不適当者分		
		単 価	対 象 者 数	経 費	単 価	対 象 者 数	経 費
	ジフテリア・破傷風	II 期	5,088円	1,782人	9,066,820円	3,251円	1人 3,250円
	四種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ぜい炎）	I 期 初 回	13,063円	8,487人	110,865,680円	4,076円	9人 36,680円
		I 期 追 加	13,063円	2,939人	38,392,160円	4,076円	4人 16,300円
	風 し ん ・ 麻 し ん	I 期	13,734円	2,898人	39,801,130円	4,076円	7人 28,530円
		II 期	12,304円	2,991人	36,801,260円	4,076円	3人 12,230円
	日 本 脳 炎	I 期	9,488円	9,199人	87,280,110円	4,076円	9人 36,680円
		II 期	7,233円	2,307人	16,686,530円	3,251円	1人 3,250円
	子 宮 頸 が ん		17,661円	1,806人	31,895,770円	3,251円	3人 9,750円
	ヒ ブ	I 期	10,467円	8,403人	87,954,200円	4,076円	9人 36,680円
		II 期	10,467円	2,908人	30,438,040円	4,076円	5人 20,380円
	小 児 用 肺 炎 球 菌	I 期	13,833円	8,430人	116,612,190円	4,076円	9人 36,680円
		II 期	13,833円	2,884人	39,894,370円	4,076円	5人 20,380円
	水 痘		10,863円	5,864人	63,700,630円	4,076円	24人 97,820円
	B C G		11,545円	2,623人	30,282,540円	4,076円	29人 118,200円
	B 型 肝 炎		8,336円	8,211人	68,446,900円	4,076円	6人 24,460円
	ロ タ ウ イ ル ス	ロ タ リ ッ ク ス	16,583円	3,562人	59,068,650円	4,076円	1人 4,080円
		ロ タ テ ッ ク	11,556円	2,724人	31,478,540円	4,076円	1人 4,080円
計				898,665,520円		509,430円	
	扶 助 費	580,500	②封入封緘委託 予防接種被害者医療手当等				11,247,610円 580,500円
	計	922,344,874	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $580,500円 \times \frac{3}{4} = 435,000円$				

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 感 染	予防接種費 〔インフルエンザ〕	委託料	112,256,412	円	予防接種	
		扶助費	54,000		{ 一般 @2,958円 × 34,269人 = 101,367,702円 { 減免 @5,458円 × 1,995人 = 10,888,710円 予防接種被害者医療手当等 54,000円	
	計		112,310,412		{ 特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
準 症 予	予防接種費 〔高齢者肺炎球菌〕	委託料	20,358,800		予防接種	
		扶助費	54,000		{ 一般 @4,514円 × 3,850人 = 17,378,900円 { 減免 @8,514円 × 350人 = 2,979,900円 予防接種被害者医療手当等 54,000円	
	計		20,412,800		{ 特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
的 防 費	後天性免疫不全症候群 対策費	報酬	1,016,904		{ 特別職非常勤職員（医師） @27,867円 × 2回 × 12月 = 668,808円 { 会計年度任用職員（保健師） @14,504円 × 2回 × 12月 = 348,096円	
		旅費	7,154		普通旅費 近接地内 @511円 × 14回 = 7,154円	
		需用費	603,420		採血・検査用消耗品（通常・即日） 603,420円	
		委託料	353,910		{ 検査委託（通常） @1,010円 × 213件 = 215,130円 { 検査委託（精密） @2,240円 × 2件 = 4,480円 { キャンペーン委託 134,300円	
	計		1,981,388		{ 特定財源（国庫支出金） $1,981,388円 \times \frac{1}{2} = 990,000円$	

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口										
事業区分		節名	経費	内容説明												
基 準 症 準 的 防 ・ 経 医 療 費	感 染 症 医 療 費	委託料	140,850	入院患者移送	@41,900円 × 2人 =	83,800円										
		扶助費	147,480	医療費支払事務委託	@123.8円 × 2件 =	250円										
				建物等消毒委託	@28,400円 × 2件 =	56,800円										
		感染症医療費	147,480	入院費公費負担	@63,600円 × 2件 =	127,200円										
				食事療養費	@780円 × 13日 × 2件 =	20,280円										
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>入院患者移送</td> <td><math>83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円</math></td> </tr> <tr> <td>建物等消毒</td> <td><math>56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円</math></td> </tr> <tr> <td>感染症医療費</td> <td><math>147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円</math></td> </tr> </table>			特定財源（国庫支出金）	180,000円	入院患者移送	$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$	建物等消毒	$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$	感染症医療費	$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$		
	特定財源（国庫支出金）	180,000円														
	入院患者移送	$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$														
	建物等消毒	$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$														
	感染症医療費	$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$														
	計	288,330														
	性感染症 対策費	報酬	254,224	特別職非常勤職員（医師）	@27,867円 × 1人 × 6回 =	167,200円										
				会計年度任用職員（保健師）	@14,504円 × 1人 × 6回 =	87,024円										
	需用費	116,400	消耗品費													
				採血材料・採尿材料	105,930円											
				印刷製本費	10,470円											
	委託料	472,190	検査委託	梅毒（TPHA検査）	@220円 × 111人 =	24,420円										
				梅毒（STS検査）	@110円 × 235人 =	25,850円										
				クラミジア	@1,290円 × 248人 =	319,920円										
				淋菌	@1,200円 × 85人 =	102,000円										
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>367,000円</td> </tr> <tr> <td>梅毒（TPHA検査）</td> <td><math>@320円 \times 111人 \times \frac{1}{2} = 17,700円</math></td> </tr> <tr> <td>梅毒（STS検査）</td> <td><math>@150円 \times 235人 \times \frac{1}{2} = 17,600円</math></td> </tr> <tr> <td>クラミジア</td> <td><math>@1,980円 \times 248人 \times \frac{1}{2} = 245,500円</math></td> </tr> <tr> <td>淋菌</td> <td><math>@2,040円 \times 85人 \times \frac{1}{2} = 86,700円</math></td> </tr> </table>			特定財源（国庫支出金）	367,000円	梅毒（TPHA検査）	$@320円 \times 111人 \times \frac{1}{2} = 17,700円$	梅毒（STS検査）	$@150円 \times 235人 \times \frac{1}{2} = 17,600円$	クラミジア	$@1,980円 \times 248人 \times \frac{1}{2} = 245,500円$	淋菌	$@2,040円 \times 85人 \times \frac{1}{2} = 86,700円$
特定財源（国庫支出金）	367,000円															
梅毒（TPHA検査）	$@320円 \times 111人 \times \frac{1}{2} = 17,700円$															
梅毒（STS検査）	$@150円 \times 235人 \times \frac{1}{2} = 17,600円$															
クラミジア	$@1,980円 \times 248人 \times \frac{1}{2} = 245,500円$															
淋菌	$@2,040円 \times 85人 \times \frac{1}{2} = 86,700円$															
	計	842,814														

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	感染症発生 動向調査 事業費	需用費	70,580	消耗品費 62,400円 印刷製本費 8,180円 情報収集用郵券 37,000円 通信運搬費 8,560円 検査委託 48,700円  { 特定財源（国庫支出金） $164,840円 \times \frac{1}{2} = 82,000円$ }				
		役務費	45,560					
		委託料	48,700					
		計	164,840					
費	風しん抗体 検査事業費	委託料	4,949,910	検査委託 @6,790円 × 729人 = 4,949,910円				
				{ 特定財源（国庫支出金） $4,949,910円 \times \frac{1}{2} = 2,474,000円$ }				
小計		1,070,179,516						
的 結 核 予 防 費	結核健康診 断等事業費	報酬	360,192	会計年度任用職員 @11,256円 × 32人 = 360,192円				
		職員手当等	328,900	時間外勤務手当 @2,860円 × 115時間 = 328,900円				
		旅費	85,848	普通旅費				
				近接地内 @511円 × 168回 = 85,848円				
		需用費	774,620	消耗品費（結核健康診断） 667,180円 消耗品費（管理検診） 71,840円 消耗品費（その他） 35,600円				
		役務費	114,220		通信運搬費（結核健康診断） 94,500円 通信運搬費（管理検診） 19,720円			
		委託料	60,557,366			結核健康診断 2,793,246円 定期健康診断 @2,020円 × 28,534人 = 57,638,680円 管理検診 @1,280円 × 98人 = 125,440円		
				{ 特定財源（国庫支出金） 2,065,000円 { 結核健康診断 3,915,118円 × $\frac{1}{2}$ = 1,957,000円 管理検診 217,000円 × $\frac{1}{2}$ = 108,000円 }				
		計		62,221,146				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 結	一般患者	職員手当等	31,460	時間外勤務手当	@2,860円 × 11時間 =	31,460円
	医療費	需用費	31,890	消耗品費		13,480円
				印刷製本費		18,410円
		役務費	192,170	通信運搬費		192,170円
		委託料	58,980	医療費支払事務委託		
		扶助費	3,844,800	国保	@36.77円 × 822件 =	30,220円
	基金			@37.50円 × 767件 =	28,760円	
	医療費			@2,400円 × 1,589件 =	3,813,600円	
				特例医療費	@10,400円 × 3件 =	31,200円
				{ 特定財源（国庫支出金） 医療費 3,813,600円 × $\frac{1}{2}$ = 1,906,000円 }		
	計	4,159,300				
的 予	入院患者	報酬	78,792	会計年度任用職員（事務員）		
	医療費	職員手当等	11,440	時間外勤務手当	@2,860円 × 4時間 =	11,440円
				旅費		
		需用費	195,120	普通旅費		
	近接地内			@511円 × 14回 =	7,154円	
		需用費	195,120	消耗品費		179,620円
	法外援護見舞品			@5,070円 × 35人 =	177,450円	
	事務用消耗品				2,170円	
	印刷製本費				15,500円	
		役務費	41,530	通信運搬費		41,530円
	委託料	10,170	医療費支払事務委託			
	扶助費	26,183,560	国保	@36.77円 × 147件 =	5,410円	
基金			@37.50円 × 127件 =	4,760円		
医療費			@94,286円 × 274件 =	25,834,360円		
			特例医療費	@38,800円 × 9件 =	349,200円	
			{ 特定財源（国庫支出金） 医療費 25,834,360円 × $\frac{3}{4}$ = 19,375,000円 }			
	計	26,527,766				
費	小計	92,908,212				



経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 人	健康教育報償費	990,000	円	講師謝礼		
	需用費	414,950		集团健康教育 医師等	@16,500円 × 60回 =	990,000円
	計	1,404,950		印刷製本費		414,950円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 1,404,950円 \times \frac{2}{3} = 936,000円 \end{array} \right\}$		
準 保	健康相談報償費	1,908,000		講師謝礼		
	需用費	191,250		総合健康相談 医師等	@15,000円 × 88回 =	1,320,000円
	計	2,099,250		重点健康相談 医師等	@16,800円 × 35回 =	588,000円
				印刷製本費		191,250円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 2,099,250円 \times \frac{2}{3} = 1,399,000円 \end{array} \right\}$		
的 健 対 策 費 費	特定健康診査報酬	191,947		特別職非常勤職員（医師）	@27,867円 × 1人 =	27,867円
				会計年度任用職員（看護師、検査技師）	@14,504円 × 1人 × 2回 =	29,008円
				会計年度任用職員（事務員）	@11,256円 × 6人 × 2回 =	135,072円
	職員手当等	180,180		時間外勤務手当	@2,860円 × 63時間 =	180,180円
	旅費	74,095		普通旅費		
				近接地内	@511円 × 145回 =	74,095円
	需用費	869,860		消耗品費		635,460円
				印刷製本費		176,230円
				修繕料		58,170円
	役務費	10,825,620		通信運搬費		10,825,620円
委託料	30,368,020		検診委託			
			特定健診		11,178,190円	
			特定保健指導		8,440円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 人 準 保 的 健 対 経 策 費	〔特定健康診査〕	円			
		167,280	訪問診査 @13,299円 × 22人 = 292,580円 介護家族訪問健康診査 @13,057円 × 0.22人 = 2,870円 骨粗鬆症検診 @4,997円 × 764人 = 3,817,710円 歯周疾患検診 @5,320円 × 1,278人 = 6,798,960円 肝炎ウイルス検診（節目検診） @4,664円 × 1,773人 = 8,269,270円 会場借上 @2,460円 × 68会場 = 167,280円		
	使用料及び借賃	167,280	会場借上 @2,460円 × 68会場 = 167,280円		
	計	42,677,002	特定財源（都支出金） （ 29,445,100円 + 29,400円 ） $\times \frac{2}{3} = 19,649,000円$ 検診費 29,445,100円 特定健診 11,178,000円 特定保健指導 8,300円 訪問診査 287,200円 介護家族訪問健康診査 2,800円 骨粗鬆症検診 3,817,710円 - 917,000円 = 2,900,700円 歯周疾患検診 6,798,900円 肝炎ウイルス検診（節目検診） 8,269,200円 事務費 29,400円 実施通知 @52円 × 287人 = 14,900円 結果連絡費 @158円 × 32人 = 5,000円 記録簿作成費 @48円 × 198人 = 9,500円		
	健康診査報酬	1,090,096	特別職非常勤職員（医師） @27,867円 × 16人 = 445,872円 会計年度任用職員（看護師等） @14,504円 × 32人 = 464,128円 会計年度任用職員（事務員） @11,256円 × 16人 = 180,096円		
	〔胃がん検診〕	91,520	職員手当等 91,520円 時間外勤務手当 @2,860円 × 32時間 = 91,520円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 健 対 策 費	健康診査 〔胃がん検診〕	需用費	492,040	印刷製本費		492,040円	
		役務費	717,000	通信運搬費		717,000円	
		委託料	67,449,284	胃部エックス線検査	@11,634円 × 1,972人 =	22,943,648円	
				胃内視鏡検査	@16,569円 × 2,634人 =	43,634,550円	
				健診データ入力		871,086円	
		計	69,839,940				
	人	健康診査報酬	2,273,712	会計年度任用職員（事務員）	@11,256円 × 202人 =	2,273,712円	
		健康診査 〔子宮頸がん検診〕	需用費	661,690	印刷製本費		661,690円
			役務費	3,358,130	通信運搬費		3,358,130円
			委託料	81,050,420	検診委託	@8,024円 × 10,101人 =	81,050,420円
	計	87,343,952					
的	健康診査委託料	13,340,080	検診委託	@8,255円 × 1,616人 =	13,340,080円		
	健康診査 〔子宮体がん検診〕						
健	健康診査 〔乳がん検診〕	報酬	1,586,823	特別職非常勤職員（医師）	@27,867円 × 13人 =	362,271円	
				会計年度任用職員（看護師等）	@14,504円 × 27人 =	391,608円	
				会計年度任用職員（事務員）	@11,256円 × 74人 =	832,944円	
		需用費	1,637,990	消耗品費		449,410円	
				印刷製本費		1,188,580円	
		役務費	1,553,170	通信運搬費		1,553,170円	
対	健康診査 〔肺がん検診〕	委託料	57,786,560	検診委託	@9,580円 × 6,032人 =	57,786,560円	
		計	62,564,543				
		報酬	6,193,712	特別職非常勤職員（医師）	@27,867円 × 88人 =	2,452,296円	
策	健康診査 〔肺がん検診〕			会計年度任用職員（看護師等）	@14,504円 × 88人 =	1,276,352円	
				会計年度任用職員（事務員）	@11,256円 × 219人 =	2,465,064円	
		報償費	150,660	委員会謝礼	@16,740円 × 18人 × $\frac{1}{2}$ =	150,660円	
		需用費	1,380,530	印刷製本費		1,380,530円	
		役務費	6,018,950	通信運搬費		6,018,950円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 策 費	成人	健康診査 〔肺がん 検診〕 委託料	59,291,140	検診委託	59,291,140円
					読影 @4,942円 × 7,834人 = 38,715,630円
				読影・喀痰細胞診 @8,609円 × 2,390人 = 20,575,510円	
		計	73,034,992		
	健康 対	健康診査 〔大腸がん 検診〕 報酬	3,187,653	特別職非常勤職員（医師） @27,867円 × 47人 = 1,309,749円	
				会計年度任用職員（看護師等） @14,504円 × 93人 = 1,348,872円	
				会計年度任用職員（事務員） @11,256円 × 47人 = 529,032円	
			計	52,187,813	
	策 費	訪問指導 委託料	170,850	保健師派遣委託 @10,050円 × 17日 = 170,850円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ \left( @5,900円 \times 17日 \right) \times \frac{2}{3} = 66,000円 \end{array} \right\}$	
小計		404,663,372			
経 費	健康 づ く り 推 進 費	保健栄養費 報酬	2,317,246	国民栄養調査	
				特別職非常勤職員（身体状況調査） 124,200円	
				医師 @21,300円 × 1人 × 2地区 = 42,600円	
				看護師 @13,600円 × 2人 × 2地区 = 54,400円	
				臨床検査技師 @13,600円 × 1人 × 2地区 = 27,200円	
				特別職非常勤職員（栄養摂取状況調査）	
	現場調査員 @13,600円 × 2人 × 9日 × 2地区 = 489,600円				
	会計年度任用職員（集計員等） @11,229円 × 62人 × 2地区 = 1,392,396円				
	会計年度任用職員（栄養相談・栄養指導） 311,050円				
	職員手当等 114,400	時間外勤務手当 @2,860円 × 40時間 = 114,400円			

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口			
事業区分		節名	経費	内容説明					
基 づ く り 推 進 的	健 康	〔保健栄養費〕	報償費	243,850	講師等謝礼				
			旅費	119,934	給食施設指導	83,950円			
					保健栄養講習会	159,900円			
					普通旅費	99,494円			
					近接地内	@511円 × 128回 = 65,408円			
					研修旅費	@494円 × 69回 = 34,086円			
					特別旅費	@511円 × 40回 = 20,440円			
				需用費	789,410	消耗品費			
						栄養相談・栄養指導	151,210円		
						給食施設指導	69,870円		
				保健栄養講習会	166,840円				
				その他普及啓発等	401,490円				
		役務費	65,180	通信運搬費					
				給食施設指導	65,180円				
				<table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">特定財源（国庫支出金）</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">国民栄養調査（報酬）</td> <td style="border: none; text-align: right;">2,006,000円</td> </tr> </table>	特定財源（国庫支出金）		国民栄養調査（報酬）	2,006,000円	
特定財源（国庫支出金）									
国民栄養調査（報酬）	2,006,000円								
		計	3,650,020						
経 費	母 子 保 健 費	母子保健指導費	報酬	1,398,243	身体障害児療育指導				
			職員手当等	214,500	特別職非常勤職員（医師）	@27,867円 × 33人 = 919,611円			
			報償費	1,148,540	会計年度任用職員（看護師）	@14,504円 × 33人 = 478,632円			
					時間外勤務手当	@2,860円 × 75時間 = 214,500円			
					両親学級講師謝礼（平日開催分）	541,090円			
					産科医師	@11,170円 × 11時間 = 122,870円			
					歯科医師	@11,170円 × 10時間 = 111,700円			
					助産師	@7,960円 × 9時間 = 71,640円			
					栄養士	@7,960円 × 9時間 = 71,640円			
					手話講師	@9,160円 × 10時間 = 91,600円			
			母親	@7,960円 × 9時間 = 71,640円					
				育児学級講師謝礼	607,450円				
				小児科医師	@11,170円 × 13時間 = 145,210円				
				保育士	@7,960円 × 27時間 = 214,920円				
				心理	@9,160円 × 27時間 = 247,320円				

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 母	〔母子保健〕 〔指導費〕	旅 費	4,531	普通旅費		
				近接地内 @511円 × 5回 = 2,555円		
				研修旅費 @494円 × 4回 = 1,976円		
	需 用 費	1,535,530	消耗品費 1,073,450円			
			印刷製本費(母子健康手帳他) 462,080円			
	役 務 費	378,720	通信運搬費 378,720円			
	委 託 料	9,933,740	新生児・妊産婦訪問指導 @3,682円 × 976件 = 3,593,630円 家族計画特別普及訪問指導 @3,666円 × 976件 = 3,578,020円 身体障害児療育指導検診 @2,164円 × 2人 = 4,330円 妊産婦・乳幼児保健指導検診 72,250円			
			一般 @2,125円 × 32人 = 68,000円 歯科 @2,125円 × 2人 = 4,250円			
			保育器保守(未熟児養育指導) 46,400円			
			ポスター原画委託 92,010円			
		両親学級委託(休日開催分) 2,547,100円				
	備品購入費	44,700	教材用備品等 44,700円			
	負担金補助 及び交付金	208,240	思春期セミナー受講料等 208,240円			
	計	14,866,744				
的 保	産後ケア 事業費	委 託 料	13,195,590	産後ケア委託(訪問、通所、宿泊) 13,195,590円		
				特定財源 9,896,700円 国庫支出金 @13,195,590円 × $\frac{1}{2}$ = 6,597,800円 都支出金 @13,195,590円 × $\frac{1}{4}$ = 3,298,900円		
経 健	妊 婦	職 員 手 当 等	122,980	時間外勤務手当 @2,860円 × 43時間 = 122,980円		
		健 康 診 査 費				
	旅 費	31,682	普通旅費			
			近接地内 @511円 × 62回 = 31,682円			
	需 用 費	683,920	消耗品費 127,890円			
			印刷製本費 556,030円			
	役 務 費	532,860	通信運搬費 532,860円			
費 費	委 託 料		183,996,820	妊婦健康診査		
				診査委託 178,859,870円		
				第1回 @10,880円 × 2,587人 = 28,146,560円 第2回~第14回 @5,090円 × 2,013人 × 13回 = 133,200,210円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 母	〔妊婦健康〕 〔診査費〕	円	15,723,430	超音波	@5,300円 × 2,013人 = 10,668,900円
				子宮頸がん	@3,400円 × 2,013人 = 6,844,200円
基 母	扶 助 費	円	15,723,430	事務手数料	@83円 × 32,782人 × $\frac{78}{100}$ = 2,122,310円
				支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 32,782人 = 2,737,950円
基 母	計	円	15,723,430	リーフレット原画委託	@92,230円 × 3種 = 276,690円
				里帰り出産等妊婦健康診査費助成	15,723,430円
準 子	計	円	201,091,692	第1回	@10,880円 × 62人 = 674,560円
				第2回～第14回	@5,090円 × 201人 × 13回 = 13,300,170円
準 子	計	円	201,091,692	超音波	@5,300円 × 201人 = 1,065,300円
				子宮頸がん	@3,400円 × 201人 = 683,400円
的 保	新生児聴覚 検査費	委託料	6,754,190	新生児聴覚検査	
				検査委託	@3,000円 × 2,133人 = 6,399,000円
的 保	扶 助 費	円	708,000	事務手数料	@83円 × 2,133人 = 177,040円
				支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 2,133人 = 178,150円
的 保	計	円	7,462,190	里帰り出産等新生児聴覚検査費助成	@3,000円 × 236人 = 708,000円
				計	7,462,190
経 健	乳幼児健康 診査費	報酬	14,104,744	3～4か月児、3歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、 3歳児視・聴覚検診	14,104,744円
				特別職非常勤職員（医師）	@27,867円 × 184人 = 5,127,528円
費 費	計	円	14,104,744	会計年度任用職員（心理判定員）	@21,008円 × 94人 = 1,974,752円
				会計年度任用職員（看護師）	@14,504円 × 180人 = 2,610,720円
費 費	計	円	14,104,744	会計年度任用職員（保健師）	@14,504円 × 188人 = 2,726,752円
				会計年度任用職員（検査技師）	@14,440円 × 28人 = 404,320円
費 費	計	円	14,104,744	会計年度任用職員（事務員）	@11,256円 × 112人 = 1,260,672円
				計	14,104,744

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 母	乳 幼 児 健 診 査 費	職員手当等	283,140	時間外勤務手当	@2,860円 × 99時間 =	283,140円
		旅費	40,369	普通旅費		
				近接地内	@511円 × 79回 =	40,369円
		需用費	1,699,640	消耗品費		163,210円
				印刷製本費		1,536,430円
		役務費	814,370	通信運搬費		814,370円
		委託料	47,331,680	6・9か月児健康診査		31,948,900円
				一般	@6,670円 × 4,639人 =	30,942,130円
				精密	@3,255円 × 98人 =	318,990円
				事務手数料	@83円 × 4,639人 × $\frac{78}{100}$ =	300,330円
準 子				支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 4,639人 =	387,450円
				1歳6か月児健康診査		15,038,700円
				一般	@6,230円 × 2,386人 =	14,864,780円
				精密	@1,768円 × 11人 =	19,450円
				事務手数料	@83円 × 2,386人 × $\frac{78}{100}$ =	154,470円
				3歳児健康診査		344,080円
				精密	@1,870円 × 70人 =	130,900円
				精密(視力)	@1,870円 × 82人 =	153,340円
				精密(聴力)	@1,870円 × 32人 =	59,840円
				備品購入費		78,720円
的 保		計	64,352,663	診査用器材		78,720円
経 健	母 子 歯 科 報 酬 健 康 診 査 費	報酬	18,200,592	1歳6か月児、3歳児、乳幼児		
				特別職非常勤職員(歯科医師)		9,363,312円
				乳幼児	@27,867円 × 9人 × 12月 =	3,009,636円
				1歳6か月児	@27,867円 × 9人 × 12月 =	3,009,636円
				3歳児	@27,867円 × 10人 × 12月 =	3,344,040円
				会計年度任用職員(歯科衛生士)		8,837,280円
				乳幼児	@14,440円 × 18人 × 12月 =	3,119,040円
				1歳6か月児	@14,440円 × 19人 × 12月 =	3,292,320円
				3歳児	@14,440円 × 14人 × 12月 =	2,425,920円
				職員手当等	28,600	時間外勤務手当
費 費						



経費の種類		衛生費		測定単位	人口													
事業区分		節名	経費	内容説明														
基 健 費	母子 〔母子歯科 健康診査費〕	旅費	1,022	普通旅費 近接地内	@511円 × 2回 = 1,022円													
		需用費	1,312,930	消耗品費・印刷製本費	1,312,930円													
		役務費	406,700	通信運搬費	406,700円													
		委託料	6,006,750	妊婦歯科健診	6,006,750円													
		備品購入費	29,010	診査用備品	29,010円													
		計	25,985,604															
小計			326,954,483															
準 的	児童福祉措置費	職員手当等	60,060	時間外勤務手当	@2,860円 × 21時間 = 60,060円													
		旅費	8,176	普通旅費 近接地内	@511円 × 16回 = 8,176円													
		需用費	75,860	印刷製本費	75,860円													
		役務費	54,270	通信運搬費	54,270円													
		委託料	193,310	未熟児等養育医療費支払事務委託	8,850円													
		扶助費	42,298,390	未熟児等養育医療費等 (積算説明参照)														
費				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>29,460,400円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>3,041,400円</td> </tr> <tr> <td>未熟児等養育医療</td> <td>3,030,000円</td> </tr> <tr> <td>入院助産措置</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>17,613,000円</td> </tr> <tr> <td>未熟児等養育医療 措置費 ( 27,460,770円 - 3,627,120円 ) × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>11,916,800円</td> </tr> <tr> <td>入院助産措置 医療費・分娩介助料 ( 11,991,140円 - 598,067円 ) × <math>\frac{1}{2}</math> =</td> <td>5,696,500円</td> </tr> </table>	特定財源	29,460,400円	分担金及び負担金	3,041,400円	未熟児等養育医療	3,030,000円	入院助産措置	11,400円	国庫支出金	17,613,000円	未熟児等養育医療 措置費 ( 27,460,770円 - 3,627,120円 ) × $\frac{1}{2}$ =	11,916,800円	入院助産措置 医療費・分娩介助料 ( 11,991,140円 - 598,067円 ) × $\frac{1}{2}$ =	5,696,500円
	特定財源	29,460,400円																
	分担金及び負担金	3,041,400円																
	未熟児等養育医療	3,030,000円																
	入院助産措置	11,400円																
	国庫支出金	17,613,000円																
未熟児等養育医療 措置費 ( 27,460,770円 - 3,627,120円 ) × $\frac{1}{2}$ =	11,916,800円																	
入院助産措置 医療費・分娩介助料 ( 11,991,140円 - 598,067円 ) × $\frac{1}{2}$ =	5,696,500円																	

経費の種類	衛 生 費		測 定 単 位	人 口
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明	
基	〔児童福祉措置費〕	円	都支出金	8,806,000円
		未熟児等養育医療 措置費（27,460,770円－3,627,120円） $\times \frac{1}{4} = 5,958,400円$ 入院助産措置 医療費・分娩介助料 （11,991,140円－598,067円） $\times \frac{1}{4} = 2,848,200円$		
	計	42,690,066		
準	公害保健対策費	報酬	1,674,384	公害検診等
				特別職非常勤職員（医師） @27,867円 × 16人 = 445,872円 会計年度任用職員（看護師） @14,504円 × 16人 = 232,064円 会計年度任用職員（検査技師） @14,440円 × 16人 = 231,040円 会計年度任用職員（事務員） @11,256円 × 48人 = 540,288円 会計年度任用職員（広報配付員） @11,256円 × 20人 = 225,120円
		職員手当等	474,760	時間外勤務手当 @2,860円 × 166時間 = 474,760円
		旅費	89,545	普通旅費
				近接地内 @511円 × 153回 = 78,183円 研修旅費 @494円 × 23回 = 11,362円
		需用費	918,760	消耗品費 266,940円 会議費 44,340円 印刷製本費 284,770円 修繕料 322,710円
		役務費	192,380	通信運搬費 192,380円
		委託料	4,641,930	公害検診精密検査 783,870円 二次検診 @15,910円 × 42件 = 668,220円 肺がん検診 @38,550円 × 3件 = 115,650円 大気汚染測定器点検 465,550円 自動車騒音・振動・交通量調査委託 2,605,610円 ダイオキシン類測定委託 @157,380円 × 5回 = 786,900円
		使用料及び賃借料	86,600	簡易採集装置等 86,600円
		備品購入費	1,480,990	大気汚染測定器、公害検診用備品等 1,480,990円
	計	9,559,349		
的	経			
費	費			

経費の種類	衛生費		測定単位	人口												
事業区分	節名	経費	内容説明													
基	在宅難病患者報酬	1,044,288	会計年度任用職員（保健師等） @14,504円 × 6人 × 12月 = 1,044,288円													
	訪問相談・指導事業	20,020	職員手当等 @2,860円 × 7時間 = 20,020円													
		14,819	普通旅費 近接地内 @511円 × 29回 = 14,819円													
		37,740	患者相談用消耗品 37,740円													
		5,240	通信運搬費 5,240円													
		計	1,122,107													
準	食品衛生費	3,008,720	職員手当等 @2,860円 × 1,052時間 = 3,008,720円													
	〔衛生監視、 営業許可、 収去品検査、 食中毒対策〕	報償費	200,400	業者教育指導講師謝礼 200,400円												
		旅費	355,709	普通旅費 近接地内 @511円 × 641回 = 327,551円 研修旅費 @494円 × 57回 = 28,158円												
		4,637,470	需用費 消耗品費 4,037,470円 印刷製本費 600,000円													
		176,060	役務費 通信運搬費 165,180円 白衣洗濯費 10,880円													
		6,270,900	委託料 収去品検査 2,758,300円 化学検査 @10,100円 × 211件 = 2,131,100円 細菌検査 @4,900円 × 128件 = 627,200円 食中毒検査 @9,100円 × 386調査 = 3,512,600円													
		22,090	使用料及び賃借料 自動車借上 22,090円													
		201,970	備品購入費 201,970円													
		238,500	負担金補助及び交付金 食品衛生講習会受講料等 238,500円													
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>23,286,000円</td> </tr> <tr> <td>食品衛生営業許可等</td> <td>23,280,000円</td> </tr> <tr> <td>  新規 @18,300円 × 903件 =</td> <td>16,524,900円</td> </tr> <tr> <td>  更新 @8,900円 × 759件 =</td> <td>6,755,100円</td> </tr> <tr> <td>化製場関係許可等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  新規 @6,000円 × 1件 =</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>		特定財源（使用料及び手数料）	23,286,000円	食品衛生営業許可等	23,280,000円	新規 @18,300円 × 903件 =	16,524,900円	更新 @8,900円 × 759件 =	6,755,100円	化製場関係許可等		新規 @6,000円 × 1件 =	6,000円
	特定財源（使用料及び手数料）	23,286,000円														
	食品衛生営業許可等	23,280,000円														
	新規 @18,300円 × 903件 =	16,524,900円														
更新 @8,900円 × 759件 =	6,755,100円															
化製場関係許可等																
新規 @6,000円 × 1件 =	6,000円															
	計	15,111,819														
的																
費																

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	環境衛生費	報酬	812,496	特別職非常勤職員（三法運営協議会） { 会長 @23,600円 × 1人 × 2回 = 47,200円 委員 @20,900円 × 14人 × 2回 = 585,200円 会計年度任用職員(事務員) @11,256円 × 16人 = 180,096円
	(衛生監視、 営業許可、 井水等水質検査、 簡易専用 水道監視等)	職員手当等	1,552,980	時間外勤務手当 @2,860円 × 543時間 = 1,552,980円
		報償費	68,000	指導講習会講師謝礼 @13,600円 × 5人 = 68,000円
		旅費	500,731	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 919回 = 469,609円 研修旅費 @494円 × 33回 = 16,302円 特別旅費 三法運営協議会費用弁償 @494円 × 15人 × 2回 = 14,820円
		需用費	562,040	消耗品費 418,970円 会議費 12,940円 印刷製本費 115,990円 修繕料 14,140円
		役務費	72,170	通信運搬費 72,170円
		委託料	455,220	{ おしぼり検査 @2,610円 × 10件 = 26,100円 水質検査 @5,960円 × 72件 = 429,120円
		使用料及び賃借料	139,260	{ 自動車借上 101,110円 講習会会場借上 38,150円
		備品購入費	218,720	218,720円
		計	4,381,617	{ 特定財源（使用料及び手数料） 環境衛生営業許可等 @11,000円～22,000円 × 95件 = 1,317,000円 }
		住宅宿泊需用費	175,610	印刷製本費 175,610円
		事業費役務費	51,000	通信運搬費 51,000円
		計	226,610	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口															
事業区分	節名	経費	内容説明																	
基 準 的	狂犬病予防費	報酬	337,680	会計年度任用職員（事務員）	@11,256円 × 30人 =	337,680円														
	〔畜犬登録、 予防注射、 違反犬摘発、 動物保護 管理事務等〕	職員手当等	2,356,640	時間外勤務手当	@2,860円 × 824時間 =	2,356,640円														
		旅費	107,770	普通旅費																
		需用費	988,130	近接地内	@511円 × 208回 =	106,288円														
	研修旅費			@494円 × 3回 =	1,482円															
	消耗品費				52,560円															
	役務費	1,115,900	印刷製本費		586,040円															
			犬鑑札費	@366円 × 955頭 =	349,530円															
	委託料	92,230	通信運搬費		1,115,900円															
			ポスター原画委託	@92,230円 × 1種 =	92,230円															
			<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">}</td> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>6,218,950円</td> </tr> <tr> <td>注射済票交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@550円 × 6,620頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>× 1回 × <math>\frac{95}{100}</math> =</td> <td>3,458,950円</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>@3,000円 × 880頭 =</td> <td>2,640,000円</td> </tr> <tr> <td>鑑札再交付</td> <td>@1,600円 × 75頭 =</td> <td>120,000円</td> </tr> </table>			}	特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円	注射済票交付		@550円 × 6,620頭		× 1回 × $\frac{95}{100}$ =	3,458,950円	登録	@3,000円 × 880頭 =	2,640,000円	鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 =	120,000円
}	特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円																		
	注射済票交付																			
	@550円 × 6,620頭																			
	× 1回 × $\frac{95}{100}$ =	3,458,950円																		
登録	@3,000円 × 880頭 =	2,640,000円																		
鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 =	120,000円																		
	計	4,998,350																		
経 費	そ族昆虫駆除費	需用費	1,163,580	燃料費		6,650円														
	〔アメリカシロ ヒトリ防除費 を含む〕			消耗品費		1,102,740円														
				印刷製本費		33,010円														
				修繕料		21,180円														
	役務費	456,800	作業衣洗濯代等		456,800円															
委託料	3,500,310			3,500,310円																
使用料及び 賃借料	11,620	自動車借上等		11,620円																
	計	5,132,310																		

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容	説明
基 準 的	医 薬 費 〔医療監視、 献血対策等〕	円		
	職員手当等	572,000	時間外勤務手当	@2,860円 × 200時間 = 572,000円
	報 償 費	919,520	献血推進協議会委員謝礼	@16,420円 × 56人 = 919,520円
	旅 費	323,090	普通旅費	
			近接地内	@511円 × 582回 = 297,402円
			研修旅費	@494円 × 52回 = 25,688円
	需 用 費	859,570	消耗品費	223,390円
			会議費	45,160円
			印刷製本費	591,020円
	役 務 費	564,390	通信運搬費	564,390円
	委 託 料	92,230	ポスター原画委託	92,230円
	備品購入費	53,080	検査用機器等	53,080円
	計	3,383,880		特定財源（使用料及び手数料） 277,000円 医療監視事務 開設許可 @19,000円 × 5件 = 95,000円 使用許可 @26,000円 × 7件 = 182,000円
経 費	医 薬 費 〔薬事監視等〕			
	職員手当等	68,640	時間外勤務手当	@2,860円 × 24時間 = 68,640円
	旅 費	33,641	普通旅費	
			近接地内	@511円 × 61回 = 31,171円
			研修旅費	@494円 × 5回 = 2,470円
	需 用 費	403,510	消耗品費	154,270円
			印刷製本費	249,240円
	役 務 費	57,040	通信運搬費	57,040円
	委 託 料	1,005,660	収去品検査	
			医薬品等	495,900円
		薬局開設者等	@3,540円 × 144件 = 509,760円	
負担金補助及 交 付 金	17,000	合同薬事講習会負担金	17,000円	
		特定財源（使用料及び手数料）	2,671,300円	
		医薬品販売業許可	421,200円	
		新規 @34,100円 × 9件 =	306,900円	
		更新 @12,700円 × 9件 =	114,300円	

経費の種類	衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	医薬費 〔薬事監視等〕	円		
			許可証書換 @2,500円 × 4件 = 10,000円 薬局開設許可 727,400円 新規 @34,100円 × 15件 = 511,500円 更新 @12,700円 × 17件 = 215,900円 製造販売業許可 11,600円 新規 @7,200円 × 1件 = 7,200円 更新 @4,400円 × 1件 = 4,400円 製造業許可 21,400円 新規 @13,800円 × 1件 = 13,800円 更新 @7,600円 × 1件 = 7,600円 高度管理機器許可 1,472,500円 新規 @34,100円 × 37件 = 1,261,700円 更新 @12,400円 × 17件 = 210,800円 許可証書換 @2,400円 × 3件 = 7,200円	
	計	1,585,491		
的 経	医薬費 〔衛生試験所 登録等〕	旅費	45,990	普通旅費 近接地内 @511円 × 90回 = 45,990円
		需用費	21,300	消耗品費 21,300円
		役務費	2,100	通信運搬費 2,100円
	計	69,390	特定財源（使用料及び手数料） 開設許可 @80,000円 × 1件 = 80,000円	
費	医薬費 〔家庭用品〕	職員手当等	31,460	時間外勤務手当 @2,860円 × 11時間 = 31,460円
		旅費	6,558	普通旅費 近接地内 @511円 × 8回 = 4,088円 研修旅費 @494円 × 5回 = 2,470円
		需用費	705,070	光熱水費 38,420円 消耗品費 636,060円 印刷製本費 30,590円
		備品購入費	535,000	検査用備品 535,000円
	計	1,278,088		

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	医薬費 〔毒物・劇物 監視〕	職員手当等	174,460	時間外勤務手当 @2,860円 × 61時間 = 174,460円		
		旅費	30,660	普通旅費 近接地内 @511円 × 60回 = 30,660円		
		需用費	107,450	消耗品費 30,690円 印刷製本費 76,760円		
		役務費	16,380	通信運搬費 16,380円		
		委託料	142,200	収去品検査等 @23,700円 × 6件 = 142,200円		
		計	471,150	特定財源（使用料及び手数料） 691,300円 毒物及び劇物販売業者登録等 登録 @16,900円 × 23件 = 388,700円 更新 @7,400円 × 39件 = 288,600円 書換 @2,800円 × 5件 = 14,000円		
		的	精神保健対策費	報酬	3,176,838	特別職非常勤職員（精神保健相談医） @27,867円 × 114回 = 3,176,838円
				報償費	337,740	患者家族講演会講師謝礼 @12,990円 × 26人 = 337,740円
				需用費	159,150	消耗品費 159,150円
				計	3,673,728	
費	精神保健 ダイケア事業費	報酬	2,483,197	会計年度任用職員（グループワーカー（グループワーク）） @19,724円 × 7人 × 12月 = 1,656,816円 会計年度任用職員（グループワーカー（事例検討会）） @19,724円 × 1人 × 7回 = 138,068円 特別職非常勤職員（医師（グループワーク）） @36,227円 × 1人 × 12月 = 434,724円 特別職非常勤職員（医師（事例検討会）） @36,227円 × 1人 × 7回 = 253,589円		
		職員手当等	148,720	時間外勤務手当 @2,860円 × 52時間 = 148,720円		
		報償費	23,580	講演会講師謝礼等 23,580円		
		旅費	74,323	普通旅費 32,003円 近接地内 @511円 × 53回 = 27,083円 戸外グループワーク @1,230円 × 2人 × 2回 = 4,920円 特別旅費 @5,290円 × 4人 × 2回 = 42,320円		



経費の種類	衛 生 費		測 定 単 位	人 口	
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基	〔精神保健〕 〔デイケア〕 〔事業費〕	需用費	155,330	消耗品費	155,330円
		役務費	58,666	通信運搬費	20,200円
		使用料及び 賃借料	7,630	デイケア保険料	38,466円
		計	2,951,446	施設入園料等	7,630円
準	心身障害者(児) 歯科診療 事業費	旅 費	7,154	普通旅費	
		需用費	215,510	近接地内 @511円 × 14回 =	7,154円
			13,200	会議費 @590円 × 78回 =	46,020円
		役務費	13,200	印刷製本費	169,490円
		委託料	14,320,600	通信運搬費	13,200円
		計	14,556,464	歯科診療委託	14,228,370円
的	環境計画 推進費	報酬	2,100,000	特別職非常勤職員（環境保全審議会）	2,100,000円
			297,440	会長 @25,000円 × 1人 × 4回 =	100,000円
		報償費	1,184,400	委員 @20,000円 × 25人 × 4回 =	2,000,000円
		旅 費	9,709	時間外勤務手当 @2,860円 × 104時間 =	297,440円
		需用費	4,729,130	行動計画等運営委員会 委員 @9,870円 × 20人 × 6回 =	1,184,400円
			112,780	普通旅費 近接地内 @511円 × 19回 =	9,709円
		計	8,433,459	消耗品費	325,330円
				印刷製本費	4,403,800円
				通信運搬費	112,780円

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 施 策 的 策 費	環 境	環境啓発費	円		
		職員手当等	414,700	時間外勤務手当	@2,860円 × 145時間 = 414,700円
		報償費	1,483,000	講座講師謝礼	@29,660円 × 10講座 × 5回 = 1,483,000円
		旅費	58,254	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 114回 = 58,254円
		需用費	17,105,200	講座運営費	110,000円
				報告書作成	2,750,000円
				環境PRチラシ	1,650,000円
				環境PRパンフレット	6,600,000円
				環境PRポスター	165,000円
			環境学習センター等維持経費	5,500,000円	
			消耗品費	330,200円	
		役務費	83,810	通信運搬費	83,810円
		委託料	18,488,860	環境情報システム運営委託	3,262,740円
				各種調査委託	6,525,490円
				環境学習センター等運営委託	8,700,630円
		使用料及び 賃借料	660,580	会場使用料	660,580円
		備品購入費	338,680	備品購入費	338,680円
		計	38,633,084		
		環 境 事 業 推 進 費	職員手当等	829,400	時間外勤務手当
	報償費		1,482,900	キャンペーン謝礼	@49,430円 × 3人 × 8回 = 1,186,320円
				コンクール審査謝礼	@49,430円 × 3人 × 2回 = 296,580円
	旅費		39,347	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 77回 = 39,347円
	需用費		27,517,710	キャンペーン配布記念品	2,200,000円
				チラシ	1,100,000円
				キャンペーン事業経費	22,000,000円
				絵画コンクール等の開催	1,100,000円
				その他消耗品	1,117,710円
	役務費	419,050	通信運搬費	419,050円	
	委託料	27,764,480	催物事業一部委託	3,262,740円	
			環境マネジメント委託	3,262,740円	
			路上喫煙等巡回指導委託	13,923,000円	
			公衆喫煙所維持管理費	7,316,000円	
	使用料及び 賃借料	1,651,420	会場使用料	1,651,420円	
	負担金補助 金及び交付金	630,000	キャンペーン協力団体活動費	630,000円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	環境施策推進費	〔環境事業推進費〕 備品購入費	円 457,080	備品購入費 457,080円		
		計	60,791,387			
	低炭素型社会推進費	負担金補助及び交付金	36,519,000	太陽光発電システム導入補助 @203,000円 × 151件 = 30,653,000円 太陽熱利用機器導入補助 @71,000円 × 2件 = 142,000円 省エネ設備導入補助 @106,000円 × 54件 = 5,724,000円		
		小計	144,376,930			
準	鳥獣被害対策事業費	需用費	59,220	消耗品費（アライグマ・ハクビシン対策） 59,220円		
		委託料	2,037,760	カラス対策 871,900円 巢の撤去 @24,560円 × 28件 = 687,680円 捕獲・処分 @7,740円 × 9件 = 69,660円 高所作業車 @29,000円 × 2件 = 58,000円 現場調査等 @8,080円 × 7件 = 56,560円 アライグマ・ハクビシン対策 1,165,860円 現場調査等 @8,920円 × 25件 = 223,000円 罠設置・回収（捕獲なし） @6,620円 × 105件 = 695,100円 罠設置・回収・処分（捕獲あり） @17,440円 × 12件 = 209,280円 処分のみ @9,620円 × 4件 = 38,480円		
	〔アライグマ・ハクビシン対策〕 〔都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定〕			特定財源（諸収入） $1,225,080円 \times \frac{1}{2} = 612,000円$		
	計	2,096,980				
費	使用済注射針回収支援事業費	負担金補助及び交付金	435,000	使用済み注射針廃棄容器購入・回収・処分費補助 435,000円		
	医療保健政策包括補助事業費	扶助費	48,833,920	地域保健医療推進事業費 48,833,920円 特定財源（都支出金） $48,833,920円 \times \frac{1}{2} = 24,416,000円$		
合計			3,571,314,578			

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	分担金及び負担金	4,341,400	1	保健所管理運営費	4,644,000円
	使用料及び手数料	36,668,510	}	使用料及び手数料	56,000円
				国庫支出金	4,588,000円
	国庫支出金	58,527,800	2	健康相談事業費	
			分担金及び負担金	1,300,000円	
	都支出金	67,515,900	3	歯科衛生相談事業費	
			使用料及び手数料	2,070,960円	
	諸収入	612,000	4	休日・準夜等診療事業費	
			都支出金	7,328,000円	
			5	自殺防止対策事業費	
			都支出金	1,102,000円	
			6	防疫事業費	
			国庫支出金	284,000円	
			7	予防接種費	
			都支出金	435,000円	
			8	予防接種費（インフルエンザ）	
都支出金			40,000円		
9	予防接種費（高齢者肺炎球菌）				
都支出金	40,000円				
10	後天性免疫不全症候群対策費				
国庫支出金	990,000円				
11	感染症医療費				
国庫支出金	180,000円				
12	性感染症対策費				
国庫支出金	367,000円				
13	感染症発生動向調査事業費				
国庫支出金	82,000円				
14	風しん抗体検査事業費				
国庫支出金	2,474,000円				
15	結核健康診断等事業費				
国庫支出金	2,065,000円				
16	一般患者医療費				
国庫支出金	1,906,000円				

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
		円	
特 定 財 源	17	入院患者医療費	
		国庫支出金	19,375,000円
	18	健康教育	
		都支出金	936,000円
	19	健康相談	
		都支出金	1,399,000円
	20	特定健康診査	
		都支出金	19,649,000円
	21	訪問指導	
		都支出金	66,000円
	22	保健栄養費	
		国庫支出金	2,006,000円
	23	産後ケア事業費	9,896,700円
		{ 国庫支出金	6,597,800円
		{ 都支出金	3,298,900円
	24	児童福祉措置費	29,460,400円
		{ 分担金及び負担金	3,041,400円
	{ 国庫支出金	17,613,000円	
	{ 都支出金	8,806,000円	
25	食品衛生費		
	使用料及び手数料	23,286,000円	
26	環境衛生費		
	使用料及び手数料	1,317,000円	
27	狂犬病予防費		
	使用料及び手数料	6,218,950円	
28	医薬費(医療監視、献血対策等)		
	使用料及び手数料	277,000円	
29	医薬費(薬事監視等)		
	使用料及び手数料	2,671,300円	
30	医薬費(衛生試験所登録等)		
	使用料及び手数料	80,000円	
31	医薬費(毒物・劇物監視)		
	使用料及び手数料	691,300円	

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		32	鳥獣被害対策事業費 諸収入 612,000円
		33	医療保健政策包括補助事業費 都支出金 24,416,000円
	合 計	167,665,610	
	差引一般財源		3,403,648,968円
	数 値		350,000人
	単 位 費 用		9,725円

説明 未熟児等養育医療費等扶助費積算説明

区 分		単 価	月(日)数	人 数	経 費	
未熟児等養育医療	国 基 準 分	医 療 費	115,573円	2.2月	108人	27,460,070円
		移 送 費	700円		1人	700円
	計					27,460,770円
妊 娠 高 血 圧 症 候 群 医 療	単 独 分	医 療 費 (D 2 ~ D15 階層)	69,060円	2月	9人	1,243,080円
		診 断 書 料	1,400円		9人	12,600円
		証 明 書 料	800円		1人	800円
	計					1,256,480円
入 院 助 産 措 置	国 基 準 分	医 療 費	40,373円	9日	20人	7,267,140円
		分 娩 介 助 料	236,200円		20人	4,724,000円
		新 生 児 介 補 料	3,810円	9日	20人	685,800円
		産科医療補償制度加算料	12,000円		20人	240,000円
		小 計				12,916,940円
	単 独 分	新 生 児 介 補 料	3,190円	9日	20人	574,200円
		新 生 児 用 品 貸 与 料	500円	9日	20人	90,000円
		小 計				664,200円
	計					13,581,140円
	合 計					42,298,390円

## 第4項 清掃費

### I 清掃費の概要

#### 第1 清掃総務費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 総務管理費は、測定単位「人口」により総務管理費、普及啓発費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を159,140,301円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を159,140,301円と算定した。

この結果、単位費用を455円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

#### 第2 収集作業費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により管理運営費、作業運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,397,182,415円、特定財源を506,168,560円と見込み、差引一般財源所要額を1,891,013,855円と算定した。

この結果、単位費用を5,403円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。



### 第3 収集車両費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 収集車両費は、測定単位「人口」により車両維持運営費、車両雇上費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を526,299,916円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を526,299,916円と算定した。

この結果、単位費用を1,504円とした。

#### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

### 第4 処理処分費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により可燃ごみ処理事業費、建物・車両維持管理費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。

標準区の所要経費を2,131,864,844円、特定財源を979,800,400円と見込み、差引一般財源所要額を1,152,064,444円と算定した。

この結果、単位費用を3,292円とした。

#### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類	清掃総務費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	総務管理費	報酬	1,501,728	円
		給与費	139,071,918	@7,645,515円 × 18.19人 = 139,071,918円
		職員手当等	1,083,940	時間外勤務手当 @2,860円 × 379時間 = 1,083,940円
		旅費	155,855	普通旅費 @511円 × 305人 = 155,855円
		需用費	2,062,400	消耗品費 2,062,400円
		役務費	529,000	{ 通信運搬費 358,000円 電信料 171,000円
		委託料	1,931,300	{ 一般廃棄物処理基本計画策定委託 1,652,600円 廃棄物情報管理システム保守 42,100円 廃棄物情報管理システム更新 109,300円 その他委託 127,300円
		使用料及び賃借料	1,204,400	{ 廃棄物情報管理システム機器 672,400円 その他使用料 532,000円
		負担金補助及び交付金	876,000	東京二十三区清掃協議会負担金 433,000円 (公社) 全国都市清掃会議等分担金 443,000円
		補償補填及び賠償金	82,000	82,000円
	計	148,498,541		
経 費	普及啓発費	報償費	105,300	講演会講師謝礼 105,300円
		需用費	6,322,600	消耗品費 1,134,700円 印刷製本費 5,187,900円
		役務費	182,000	通信運搬費 182,000円
		委託料	1,884,500	{ イベント会場運営委託 578,400円 印刷物配布委託 1,306,100円
		使用料及び賃借料	349,600	見学用バス借上料 349,600円
		負担金補助及び交付金	812,000	生ごみ処理機購入助成等 812,000円
	計	9,656,000		

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	不法投棄 対策事業費	985,760	円 不法投棄物処理経費 985,760円		
			エアコン	@990円 × 2件 =	1,980円
			テレビ	@2,970円 × 93件 =	276,210円
			冷蔵庫・冷凍庫	@4,730円 × 31件 =	146,630円
			洗濯機・衣類乾燥機	@2,530円 × 18件 =	45,540円
			パソコン	@3,300円 × 25件 =	82,500円
	その他		432,900円		
	計	985,760			
合 計		159,140,301			
特 定 財 源					
合 計		0			
差引一般財源			159,140,301円		
数 値			350,000人		
単 位 費 用			455円		

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	管理運営費	給与費	954,083,817	円 @7,645,515円 × 124.79人 = 954,083,817円			
		職員手当等	41,734,260	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊勤務手当 19,227,600円</li> <li>時間外勤務手当 @2,860円 × 471時間 = 1,347,060円</li> <li>休日給 @3,080円 × 6,870時間 = 21,159,600円</li> </ul>			
		旅費	135,926	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通旅費 @511円 × 178人 = 90,958円</li> <li>特別旅費 @511円 × 88人 = 44,968円</li> </ul>			
		需用費	42,172,535	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気料 10,878,200円</li> <li>ガス料 5,744,500円</li> <li>水道料 14,534,600円</li> <li>被服・保護具購入費 6,456,635円</li> <li>消耗品費等 2,982,700円</li> <li>建物修繕料 1,575,900円</li> </ul>			
		役務費	3,429,632	<ul style="list-style-type: none"> <li>被服クリーニング 1,199,232円</li> <li>電話料等 2,230,400円</li> </ul>			
		委託料	19,617,700	建物維持管理委託 19,617,700円			
		使用料及び賃借料	1,669,900	1,669,900円			
		工事請負費	4,137,100	庁舎維持補修費等 4,137,100円			
		備品購入費	643,500	一般作業用 643,500円			
		計	1,067,624,370				
	経 費	作業運営費	報酬	7,238,315	会計年度任用職員 @14,165円 × 511人 = 7,238,315円		
			旅費	9,198	普通旅費（大規模事業者指導） @511円 × 18人 = 9,198円		
			需用費	15,947,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品費 6,593,400円</li> <li>一般作業用 6,352,500円</li> <li>有料ごみ処理券事務 36,900円</li> <li>有料ごみ処理券管理システム 5,100円</li> <li>粗大ごみ受付業務システム 133,200円</li> <li>大規模事業者指導 65,700円</li> </ul>		
				印刷製本費 9,353,900円			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般作業用 1,439,200円</li> <li>有料ごみ処理券事務 7,523,100円</li> <li>大規模事業者指導 391,600円</li> </ul>			
		役務費	825,000	通信運搬費 255,000円			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>有料ごみ処理券事務 115,000円</li> <li>大規模事業者指導 140,000円</li> </ul>			

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口														
事業区分	節名	経費	内容説明																	
基 準 的	〔作業運営費〕	委託料	276,235,400	円																
				電信料		570,000円														
				一般作業用		363,000円														
				有料ごみ処理券管理システム		89,000円														
				粗大ごみ受付業務システム		118,000円														
				廃棄物処理手数料徴収事務		13,464,200円														
				有料ごみ処理券保管配送		696,700円														
				粗大ごみ収集運搬委託		261,323,700円														
				有料ごみ処理券事務（データ作成）		16,000円														
				有料ごみ処理券管理システム保守		606,500円														
使用料及び借賃	使用料及び借賃	785,300	粗大ごみ受付業務システム保守		128,300円															
			高速道路・駐車場利用料		557,700円															
			有料ごみ処理券管理システム機器		51,300円															
償還金等	償還金等	141,000	粗大ごみ受付業務システム機器		176,300円															
			有料ごみ処理券事務過年度還付金		141,000円															
	計	301,181,513	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td></td> <td>357,351,000円</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理手数料</td> <td></td> <td>188,857,000円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理手数料</td> <td></td> <td>168,494,000円</td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）		357,351,000円	廃棄物処理手数料		188,857,000円	粗大ごみ処理手数料		168,494,000円								
特定財源（使用料及び手数料）		357,351,000円																		
廃棄物処理手数料		188,857,000円																		
粗大ごみ処理手数料		168,494,000円																		
経	動物死体処理費	需用費	110,110	消耗品費	@143円 × 770頭 =	110,110円														
		役務費	4,389,000	火葬処分料	@5,700円 × 770頭 =	4,389,000円														
		備品購入費	43,100	保管用		43,100円														
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td>1,378,560円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物死体処理手数料</td> <td>@2,800円 × 336頭 =</td> <td>940,800円</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受託事業収入</td> <td>@6,840円 × 64頭 =</td> <td>437,760円</td> </tr> </table>	特定財源		1,378,560円	使用料及び手数料			動物死体処理手数料	@2,800円 × 336頭 =	940,800円	諸収入			受託事業収入	@6,840円 × 64頭 =	437,760円	
	特定財源		1,378,560円																	
使用料及び手数料																				
動物死体処理手数料	@2,800円 × 336頭 =	940,800円																		
諸収入																				
受託事業収入	@6,840円 × 64頭 =	437,760円																		
	計	4,542,210																		
費	資源回収	報酬	112,560	会計年度任用職員	@11,256円 × 10人 =	112,560円														
	事業費	職員手当等	431,860	時間外勤務手当	@2,860円 × 151時間 =	431,860円														
		旅費	35,770	普通旅費	@511円 × 70人 =	35,770円														
		需用費	6,818,800	コンテナ等購入費		6,613,800円														
				資源持去対策用品購入		205,000円														
		委託料	975,983,800	資源持去対策		5,960,300円														
			収集運搬委託		666,809,500円															
			資源化委託		292,822,100円															

経費の種類		収集作業費		測定単位	人口							
事業区分	節名	経費	内容説明									
基 準 的 経 費	〔資源回収事業費〕 備品購入費	円										
		25,600	コンテナ洗浄等委託料	3,879,300円								
			処理困難物処理委託	6,512,600円								
			拠点回収用備品	25,600円								
			<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>147,439,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札抛 outcomes</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>147,439,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札抛 outcomes</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	特定財源（諸収入）	147,439,000円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札抛 outcomes	37,881,000円		
		<table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>147,439,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札抛 outcomes</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	特定財源（諸収入）	147,439,000円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札抛 outcomes	37,881,000円				
		特定財源（諸収入）	147,439,000円									
		資源売払収入	109,558,000円									
		有償入札抛 outcomes	37,881,000円									
		計	983,408,390									
計	983,408,390											
247,632	会計年度任用職員	@11,256円 × 22人 =	247,632円									
38,910,000	集団回収報償費	@6円 × 6,485,000kg =	38,910,000円									
1,058,900	消耗品費											
	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>904,100円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>125,100円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>28,700円</td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>904,100円</td> </tr> </table>	集団回収支援システム	1,000円	その他消耗品	904,100円		印刷製本費	125,100円	修繕費	28,700円	
<table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>904,100円</td> </tr> </table>	集団回収支援システム	1,000円	その他消耗品	904,100円								
集団回収支援システム	1,000円											
その他消耗品	904,100円											
印刷製本費	125,100円											
修繕費	28,700円											
70,000	通信運搬費		70,000円									
92,200	集団回収支援システム保守		92,200円									
43,100	集団回収支援システム機器		43,100円									
4,100	備品購入費		4,100円									
計	40,425,932											
計	40,425,932											
合計	2,397,182,415											
特 定 財 源	使用料及び手数料	358,291,800	<table border="0"> <tr> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>188,857,000円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理手数料</td> <td>168,494,000円</td> </tr> <tr> <td>動物死体処理手数料</td> <td>940,800円</td> </tr> </table>	廃棄物処理手数料	188,857,000円	粗大ごみ処理手数料	168,494,000円	動物死体処理手数料	940,800円			
		廃棄物処理手数料	188,857,000円									
		粗大ごみ処理手数料	168,494,000円									
		動物死体処理手数料	940,800円									
		147,876,760	<table border="0"> <tr> <td>受託事業収入</td> <td>437,760円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札抛 outcomes</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	受託事業収入	437,760円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札抛 outcomes	37,881,000円			
受託事業収入	437,760円											
資源売払収入	109,558,000円											
有償入札抛 outcomes	37,881,000円											
計	506,168,560											
計	506,168,560											
差引一般財源	1,891,013,855円											
数値	350,000人											
単位費用	5,403円											

経費の種類		収集車両費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	車両維持運営費	給与費	68,809,635	@7,645,515円 × 9人 = 68,809,635円			
		職員手当等	2,383,120	特殊勤務手当	1,587,600円		
				時間外勤務手当	@2,860円 × 38時間 =	108,680円	
				休日給	@3,080円 × 223時間 =	686,840円	
		需用費	6,544,031	燃料費	4,622,800円		
				小型車	@565,200円 × 6台 =	3,391,200円	
					軽小型車	@307,900円 × 4台 =	1,231,600円
				自動車修繕料	1,651,643円		
				消耗品費	269,588円		
		役務費	395,135	自賠責保険料	118,035円		
任意保険料	277,100円						
原材料費	897,109	収集車両用タイヤ	359,000円				
		整備用部品	538,109円				
備品購入費	514,326	自動車整備用備品	514,326円				
公課費	295,700	自動車重量税	295,700円				
	計	79,839,056					
経	車両雇上費	役務費	438,324,260	平日作業	377,887,400円		
				休日割増	195,558円		
				祝日特別作業	28,473,742円		
				清掃工場等対策	31,767,560円		
費	車両購入費	備品購入費	8,136,600	小型車	@6,421,800円 × 7台 × $\frac{1}{6}$ =	7,492,100円	
				軽小型車	@1,127,900円 × 4台 × $\frac{1}{7}$ =	644,500円	
合計			526,299,916				
特定財源							
合計			0				
差引一般財源				526,299,916円			
数値				350,000人			
単位費用				1,504円			

経費の種類		処理処分費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	可燃ごみ報酬	22,512	円	会計年度任用職員	@11,256円 × 2人 =	22,512円	
	処理作業費	342,519,072			@7,645,515円 × 44.8人 =	342,519,072円	
		職員手当等	35,440,600		特殊勤務手当		7,076,000円
					時間外勤務手当	@2,860円 × 2,670時間 =	7,636,200円
					休日給	@3,080円 × 6,730時間 =	20,728,400円
		報償費	46,500		研修講師謝礼		18,000円
					弁護士費用		28,500円
		旅費	556,990		普通旅費	@511円 × 1,088人 =	555,968円
					特別旅費	@511円 × 2人 =	1,022円
		需用費	247,699,200		燃料費		501,700円
					電気料		55,697,100円
					ガス料		26,516,200円
					上下水道料		52,659,500円
					消耗品費		106,306,000円
					印刷製本費		324,100円
					修繕料		5,694,600円
		役務費	86,592,700		通信運搬費		2,991,000円
					運搬車両雇上費等		83,601,700円
		委託料	435,839,700		清掃工場運転管理等業務委託		170,983,000円
					灰溶融炉運転管理委託		50,987,700円
				焼却設備保守委託等		213,869,000円	
	使用料及び賃借料	26,013,000		OA機器賃借料等		26,013,000円	
	工事請負費	497,355,200		焼却設備定期補修工事等		497,355,200円	
	原材料費	32,702,200		焼却設備用等		32,702,200円	
	備品購入費	1,711,200		作業用備品等		1,711,200円	
	負担金補助及び交付金	12,195,800		汚染負荷量賦課金等		12,195,800円	
				特定財源		979,800,400円	
				使用料及び手数料			
				廃棄物処理手数料		572,690,000円	
				諸収入			
				エネルギー売払収入		393,912,400円	
				有価物売払収入		13,198,000円	
	計	1,718,694,674					



経費の種類		処理処分費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	不燃ごみ 処理作業費	需用費	13,884,500	燃料費	1,813,100円
				電気料	7,631,100円
				ガス料	1,084,800円
				上下水道料	1,180,700円
				消耗品費	264,400円
				修繕料	1,910,400円
		役務費	8,509,100	運搬車両雇上費等	8,496,800円
				プラント運転設備検査手数料	12,300円
		委託料	65,204,800	環境対策測定委託等	65,204,800円
		使用料及び 賃借料	55,300	プラント関連賃借料	55,300円
工事請負費	34,207,100	設備補修工事等	34,207,100円		
原材料費	12,934,500	処理作業用等	12,934,500円		
	計	134,795,300			
的 経 費	粗大ごみ 処理作業費	需用費	2,683,700	燃料費	74,700円
				電気料	1,211,200円
				上下水道料	1,245,200円
				修繕料	152,600円
		役務費	34,906,700	運搬車両雇上費等	34,906,700円
		委託料	60,965,700	プラント運転設備管理委託	38,131,000円
				環境対策測定委託等	22,834,700円
		使用料及び 賃借料	55,300	プラント関連賃借料	55,300円
		工事請負費	11,782,900	設備補修工事等	11,782,900円
		原材料費	5,826,500	処理作業用等	5,826,500円
	計	116,220,800			
	し尿処理 作業費	需用費	1,098,400	上下水道料	1,098,400円
		委託料	8,480,600	作業所運転管理委託	8,480,600円
		工事請負費	986,500	作業所設備補修工事	986,500円
		計	10,565,500		

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準 的 経 費	建 物 ・ 車 両 維 持 管 理 費	需 用 費	4,933,400	円			
		燃 料 費				64,200円	
			消 耗 品 費				73,400円
				修 繕 料			4,795,800円
		役 務 費	63,800			自賠責保険料等	63,800円
		委 託 料	19,933,000			建物設備保守点検委託等	19,933,000円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	334,400			車両賃借料等	334,400円
		工 事 請 負 費	21,142,300			建物補修工事等	21,142,300円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,354,000			分担金	2,354,000円
		公 課 費	3,300			自動車重量税	3,300円
	計	48,764,200					
最 終 処 分 委 託 料	委 託 料	102,824,370			最終処分委託料	102,824,370円	
合 計		2,131,864,844					
	使 用 料 及 び 手 数 料 諸 収 入	使 用 料 及 び 手 数 料	572,690,000		廃棄物処理手数料	572,690,000円	
		諸 収 入	407,110,400		エ ネ ル ギ ー 売 払 収 入	393,912,400円	
					有 価 物 売 払 収 入	13,198,000円	
合 計		979,800,400					
差 引 一 般 財 源					1,152,064,444円		
数 値					350,000人		
単 位 費 用					3,292円		

## 第5項 経済労働費

### I 経済労働費の概要

#### 第1 生活経済費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者対策事業諸費、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費及び労働総務費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を157,871,344円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を157,871,344円と算定した。

この結果、単位費用を451円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

#### 第2 産業経済費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 産業経済費は、測定単位「事業所数」により、商工振興費、商工振興センター管理運営費及び観光振興費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、事業所数12,000箇所とした。
- (3) 標準区の所要経費を702,877,047円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を702,877,047円と算定した。

この結果、単位費用を58,573円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類	生活経済費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	消費者対策	報酬	686,616	会計年度任用職員	@11,256円 × 61人 = 686,616円
	事業諸費	給与費	22,171,994		@7,645,515円 × 2.9人 = 22,171,994円
		職員手当等	549,120	時間外勤務手当	@2,860円 × 192時間 = 549,120円
	〔消費者相談、消費者教育、情報提供、消費生活展、組織育成等〕	報償費	14,022,290	講師・相談員等謝礼	
		旅費	51,100	教育講座	@30,690円 × 20回 = 613,800円
				講師派遣	@27,550円 × 8回 = 220,400円
				消費者相談	@13,610円 × 969日 = 13,188,090円
	需用費	1,206,010	普通旅費	@511円 × 100人 = 51,100円	
	役務費	349,610	消耗品費	148,990円	
			印刷製本費	1,057,020円	
	委託料 使用料及び 賃借料	161,990	消費生活展	161,990円	
		1,104,050	消費者情報システム回線使用料	161,930円	
	備品購入費	32,240	その他通信運搬費	187,680円	
消費生活展			161,990円		
計	40,335,020	消費者情報システム端末借上料	815,740円		
		バス借上料（2台）	76,700円		
計	40,335,020	会場使用料	211,610円		
		一般事務用	32,240円		
経 費	消費者センター	給与費	9,939,170	@7,645,515円 × 1.3人 = 9,939,170円	
	管理運営費	需用費	1,581,280	電気料	609,040円
		電料	1,581,280	ガス料	103,860円
	水道料			257,430円	
	消耗品費			244,590円	
	役務費	188,920	印刷製本費	252,070円	
			修繕費	114,290円	
委託料	2,565,960	通信運搬費	188,920円		
使用料及び 賃借料	88,650	建物維持管理委託費	2,565,960円		
工事請負費	202,100		88,650円		
計	14,566,080	庁舎維持補修費	202,100円		
公衆浴場 助成事業費	負担金補助 金及び交付金	26,400,000	@1,320,000円 × 20所 = 26,400,000円		

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	労働総務費	給与費	6,880,964	@7,645,515円 × 0.9人 =	6,880,964円
		職員手当等	48,620	時間外勤務手当 @2,860円 × 17時間 =	48,620円
		需用費	279,100	消耗品費	279,100円
		役務費	116,060	通信運搬費	116,060円
		委託料	12,466,500	{ 就労支援窓口等運営委託	10,026,900円
				{ セミナー・合同面接会等委託	2,439,600円
		負担金補助金及び交付金	56,779,000	{ 高齢者就労対策事業助成金	51,379,000円
		{ 勤労者福祉サービスセンター等助成金	5,400,000円		
	計	76,570,244			
合	計	157,871,344			
特					
定					
財					
源					
	合	計	0		
	差引一般財源			157,871,344円	
	数	値		350,000人	
	単	位	費用	451円	

経費の種類	産 業 経 済 費	測 定 単 位	事 業 所 数		
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	商工振興費	報 酬	1,091,832 円 会計年度任用職員 @11,256円 × 97人 = 1,091,832円		
	〔 商工業振興助成、商工業経営診断産業表彰計量検査事務、商店街組合組織化対策等 〕	給与費	136,854,719	@7,645,515円 × 17.9人 = 136,854,719円	
		職員手当等	2,093,520	時間外勤務手当 @2,860円 × 732時間 = 2,093,520円	
		報償費	10,044,000	企業診断員謝礼	
		計量検査事務、商店街組合組織化対策等	旅 費	263,676	商工相談員・企業診断士 @18,890円 × 486回 = 9,180,540円
					講習・講座講師 @10,660円 × 81時間 = 863,460円
		組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	普通旅費 @511円 × 516人 = 263,676円
					消耗品費 1,046,130円
		組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	印刷製本費 863,360円
					会議費 38,790円
		組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	修繕料 181,360円
					通信運搬費 172,210円
		組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	広告料 241,620円
					役 務 費
		組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	会場借上料及び自動車賃借料 99,460円
委託料 1,374,760					
組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	一般事務用 25,880円		
			使用料及び賃借料 99,460		
組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	負担金補助及び交付金 471,319,680		
			商店街振興費助成 85,254,480円		
組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	イベント助成 40,717,000円		
			商店街活性化事業費助成 11,116,000円		
組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	電灯料補助 21,913,480円		
			環境整備費助成 11,508,000円		
組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	中小企業関連資金融資あっせん事業 364,484,200円		
			商工団体運営費助成 4,070,000円		
組合組織化対策等	需 用 費	2,129,640	工業振興費助成 9,470,000円		
			産業展運営費助成 8,041,000円		
	計	625,710,997			
商工振興センター管理運営費	委 託 料	50,540,110	指定管理者管理運営委託 50,540,110円		

経費の種類		産 業 経 済 費		測 定 単 位	事 業 所 数
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	観 光 振 興 費	需 用 費	6,894,930	印刷製本費	6,894,930円
		委 託 料	7,025,010	観光調査・宣伝等委託料等	7,025,010円
		負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	12,706,000	観光振興・物産関係等	12,706,000円
		計	26,625,940		
		合 計	702,877,047		
特 定 財 源					
	合 計		0		
	差 引 一 般 財 源			702,877,047円	
	数 値			12,000箇所	
単 位 費 用			58,573円		

## 第6項 土木費

### I 土木費の概要

#### 第1 建築公害費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、土木総務費、建築行政費、建築紛争予防調整事務費及び放置自転車等対策事業費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,105,238,839円、特定財源を234,653,000円と見込み、差引一般財源所要額を870,585,839円と算定した。  
この結果、単位費用を2,487円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 区営住宅維持管理費について、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

#### 第2 都市整備費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、都市整備総務費、都市計画事務費、公有地拡大推進法施行事務費及び都市計画審議会運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を415,473,193円、特定財源を29,127,000円と見込み、差引一般財源所要額を386,346,193円と算定した。  
この結果、単位費用を1,104円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 都市整備総務費（緑化助成経費）について、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

#### 第3 道路橋りょう費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路橋りょう総務費、道路維持補修費、交通災害対策費及び街路灯維持補修費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、道路面積2,322,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,424,188,576円、特定財源を1,282,183,766円と見込み、差引一般財源所要額を142,004,810円と算定した。  
この結果、単位費用を61円とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 街路灯維持補修費について、算定を改善した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。



## 第4 公園費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「公園面積」により、公園維持管理費及び公衆便所維持管理費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、公園面積300,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を493,107,018円、特定財源を31,938,000円と見込み、差引一般財源所要額を461,169,018円と算定した。

この結果、単位費用を1,537円とした。

### 2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	土木総務費	円		
	報酬	3,376,800	会計年度任用職員	@11,256円 × 300人 = 3,376,800円
	給与費	711,032,895		@7,645,515円 × 93人 = 711,032,895円
	職員手当等	14,762,880	時間外勤務手当	@2,860円 × 4,212時間 = 12,046,320円
			休日給夜勤手当	@3,080円 × 882時間 = 2,716,560円
	旅費	1,328,100	普通旅費	
			近接地内	@511円 × 2,300回 = 1,175,300円
			近接地外	@38,200円 × 4回 = 152,800円
	需用費	4,577,000	燃料費	603,000円
			光熱水費	607,000円
			電気料	279,000円
			水道料	122,000円
			ガス代	206,000円
			消耗品費	2,198,000円
		印刷製本費	915,000円	
		会議費	18,000円	
		修繕料	236,000円	
	役務費	477,410	通信運搬費	477,410円
	委託料	45,739,300	営繕委託、土木管理業務委託、地理情報システム等	45,739,300円
	使用料及び 賃借料	5,857,100	建築確認、地理情報システムリース料等	5,857,100円
	工事請負費	1,668,000	土木詰所維持補修	1,668,000円
	備品購入費	873,000	事務用品	873,000円
	負担金補助 及び交付金	250,000		250,000円
	計	789,942,485		

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	建築行政費	報酬	1,958,544	会計年度任用職員 @11,256円 × 174人 = 1,958,544円	
		職員手当等	2,657,220	{ 昇降機検査業務手当 @300円 × 20回 = 6,000円 時間外勤務手当 @2,860円 × 927時間 = 2,651,220円	
		旅費	69,496	普通旅費 @511円 × 136回 = 69,496円	
		需用費	1,749,000	{ 燃料費 29,000円 消耗品費 1,335,000円 印刷製本費 374,000円 修繕料 11,000円	
		役務費	137,840	{ 通信運搬費 100,840円 保険料 37,000円	
		委託料	10,438,000	建物設備等定期点検報告業務委託等 9,277,000円 防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託 1,161,000円	
		備品購入費	79,000	各種機器等 79,000円	
		負担金補助及び交付金	172,000	日本建築行政会議負担金 100,000円 講習会負担金 72,000円	
				{ 特定財源（建築確認申請手数料） 14,700,000円 }	
		計	17,261,100		
	経 費	建築紛争予防調整事務費	報酬	480,000	特別職非常勤職員（紛争調停委員） @19,200円 × 5人 × 5回 = 480,000円
			旅費	17,500	費用弁償 @700円 × 5人 × 5回 = 17,500円
		需用費	94,000	一般需用費 94,000円	
		負担金補助及び交付金	80,000	連絡協議会負担金 80,000円	
	計		671,500		

経費の種類	建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	建築審査会 運営費	報酬	1,138,500	特別職非常勤職員	
		役員手当等	171,600	時間外勤務手当	@2,860円 × 60時間 = 171,600円
		旅費	59,154	費用弁償	@2,600円 × 20日 = 52,000円
				普通旅費	@511円 × 14回 = 7,154円
		需用費	117,500	消耗品費	17,500円
				印刷製本費	68,100円
				会議費	31,900円
		役務費	34,300	速記料	34,300円
		負担金補助 及び交付金	156,000	全国建築審査会協議会分担金	56,000円
				特別区建築審査会分担金	100,000円
	計	1,677,054			
的	放置自転車等 対策事業費	需用費	2,566,000	消耗品費	513,000円
				印刷製本費	2,053,000円
		役務費	829,000	通信運搬費	829,000円
		委託料	120,735,000	放置自転車撤去等委託費、システム保守委託費	120,735,000円
		使用料及び 賃借料	1,111,000	システム機器リース料	1,111,000円
	計	125,241,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（使用料及び手数料）} \\ \text{@3,700円} \times 12,600\text{台} \times 60\% = 27,972,000\text{円} \end{array} \right\}$		
経 費	住宅対策費	報償費	81,300	分譲マンション管理セミナー	81,300円
		需用費	52,000	窓口相談	52,000円
		委託料	3,669,000	住宅基本計画策定委託	$10,894,000\text{円} \times \frac{1}{5} = 2,179,000\text{円}$
				分譲マンション計画修繕調査費補助委託	1,490,000円
		負担金補助 及び交付金	16,294,000	特定優良賃貸住宅家賃対策補助	16,294,000円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \\ \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right\}$	
			計	20,096,300	

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口																																																								
事業区分	節名	経費	内容説明																																																									
基 準	区営住宅 維持管理費 (404戸)	報償費	959,000	連絡員管理謝礼等	959,000円																																																							
		需用費	2,326,000	一般需用費等	2,326,000円																																																							
		役務費	415,000	通信運搬費	415,000円																																																							
		委託料	129,920,000	管理業務委託費等	129,920,000円																																																							
		使用料及び 賃借料	379,000	システムリース料等	379,000円																																																							
		工事請負費	14,190,000	維持補修費	14,190,000円																																																							
		計	148,189,000	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="6">的 経 費</td> <td>空き家対策等 事業費</td> <td>報酬</td> <td>410,400</td> <td>特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =</td> <td>410,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報償費</td> <td>316,000</td> <td>@12,640円 × 25回 =</td> <td>316,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>需用費</td> <td>183,000</td> <td>会議費</td> <td>183,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>役務費</td> <td>24,000</td> <td>速記料</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委託料</td> <td>1,227,000</td> <td>空き家相談事業委託</td> <td>1,227,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>2,160,400</td> <td colspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>1,105,238,839</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	特定財源	181,731,000円	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円		的 経 費	空き家対策等 事業費	報酬	410,400	特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =	410,400円		報償費	316,000	@12,640円 × 25回 =	316,000円		需用費	183,000	会議費	183,000円		役務費	24,000	速記料	24,000円		委託料	1,227,000	空き家相談事業委託	1,227,000円		計	2,160,400	<table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table>		{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }	合	計	1,105,238,839		
	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	特定財源	181,731,000円	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円																																												
	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	特定財源	181,731,000円	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円																																													
	特定財源	181,731,000円																																																										
使用料及び手数料	152,797,000円																																																											
<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円																																																								
区営住宅使用料	146,876,000円																																																											
区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円																																																											
国庫支出金	20,266,000円																																																											
都支出金	8,668,000円																																																											
的 経 費	空き家対策等 事業費	報酬	410,400	特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =	410,400円																																																							
		報償費	316,000	@12,640円 × 25回 =	316,000円																																																							
		需用費	183,000	会議費	183,000円																																																							
		役務費	24,000	速記料	24,000円																																																							
		委託料	1,227,000	空き家相談事業委託	1,227,000円																																																							
		計	2,160,400	<table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table>		{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }																																																					
{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }																																																											
合	計	1,105,238,839																																																										

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
特           定           財           源	使用料及び手数料	195,469,000	円			
			建築確認申請手数料	14,700,000円		
			放置自転車撤去・保管手数料	27,972,000円		
			区営住宅使用料	146,876,000円		
	国庫支出金	29,580,000	区営住宅共益費・雑収入等			5,921,000円
			公営住宅建設事業等推進事業費補助	436,000円		
			特定優良賃貸住宅家賃対策補助金	8,147,000円		
			地域住宅交付金	731,000円		
	都支出金	9,604,000	公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金			20,266,000円
			区市町村住宅マスタープラン策定補助	436,000円		
			公営住宅家賃対策補助金	8,668,000円		
			空き家利活用等区市町村支援事業補助金	500,000円		
合計		234,653,000				
差引一般財源		870,585,839円				
数値		350,000人				
単位費用		2,487円				

経費の種類	都市整備費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	都市整備総務費	報酬	562,800	円 会計年度任用職員 @11,256円 × 50人 = 562,800円
		給与費	313,466,115	@7,645,515円 × 41人 = 313,466,115円
		職員手当等	1,681,680	時間外勤務手当 @2,860円 × 588時間 = 1,681,680円
		旅費	57,743	普通旅費 @511円 × 113回 = 57,743円
		需用費	116,000	116,000円
		委託料	1,073,300	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定 $10,733,000円 \times \frac{1}{10} = 1,073,300円$
		備品購入費	179,000	179,000円
		負担金補助及び交付金	15,000,000	緑化助成経費 15,000,000円
	計	332,136,638		
的 経	都市計画事務費	報酬	405,216	会計年度任用職員 @11,256円 × 36人 = 405,216円
		職員手当等	377,520	時間外勤務手当 @2,860円 × 132時間 = 377,520円
		報償費	405,000	@27,000円 × 15人 = 405,000円
		旅費	142,874	{ 費用弁償 @2,610円 × 52回 = 135,720円 普通旅費 @511円 × 14回 = 7,154円
		需用費	2,816,000	2,816,000円
		役務費	2,000	通信運搬費 2,000円
		委託料	34,956,000	{ 都市整備調査委託 21,135,000円 地区計画策定調査委託 13,821,000円
		計	39,104,610	{ 特定財源（都支出金） 1,036,000円 }
費	公有地拡大 推進法 施行事務費	報酬	180,096	会計年度任用職員 @11,256円 × 16人 = 180,096円
		職員手当等	168,740	時間外勤務手当 @2,860円 × 59時間 = 168,740円
		旅費	18,907	普通旅費 @511円 × 37回 = 18,907円
		需用費	45,000	45,000円
		役務費	17,000	通信運搬費 17,000円
	計	429,743		

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	都市計画審議会 運営費	報酬	684,000	特別職非常勤職員	@11,400円 × 20人 × 3回 =	684,000円		
		職員手当等	923,780	時間外勤務手当	@2,860円 × 323時間 =	923,780円		
		旅費	11,888	費用弁償	@2,600円 × 3回 =	7,800円		
				普通旅費	@511円 × 8回 =	4,088円		
		需用費	21,590	会議費		16,190円		
				印刷製本費		5,400円		
		役務費	113,144			113,144円		
		計	1,754,402					
		的 経	都市景観づくり 事業費	報酬	392,700	特別職非常勤職員	@11,900円 × 11人 × 3回 =	392,700円
				報償費	968,000		@24,200円 × 40回 =	968,000円
需用費	28,000			会議費		28,000円		
役務費	98,000			速記料		98,000円		
委託料	3,107,100			景観計画策定委託	2,911,000円 × $\frac{1}{10}$ =	291,100円		
				景観教育・普及啓発関係業務委託		2,816,000円		
計	4,593,800							
費	地籍調査事業費	需用費	2,092,000			2,092,000円		
		委託料	35,362,000	測量委託		35,362,000円		
		計	37,454,000					
合 計		415,473,193						
特 定 財 源	国庫支出金	18,727,000	地籍調査費負担金		18,727,000円			
	都支出金	10,400,000	国土調査事業費補助金		9,364,000円			
			防災密集地域総合整備事業補助金 (地区計画策定調査委託)		1,036,000円			
合 計	29,127,000							
差引一般財源			386,346,193円					
数 値			350,000人					
単 位 費 用			1,104円					



経費の種類	道路橋りょう費	測定単位	道 路 面 積	
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的	道路橋りょう報酬	5,065,200	円 会計年度任用職員 @11,256円 × 450人 = 5,065,200円	
	総務費給与費	374,630,235	@7,645,515円 × 49人 = 374,630,235円	
	職員手当等	9,046,180	時間外勤務手当 @2,860円 × 3,163時間 = 9,046,180円	
	旅 費	1,139,530	普通旅費 @511円 × 2,230回 = 1,139,530円	
	需用費	7,330,000	燃料費 2,063,000円 消耗品費 879,000円 会議費 110,000円 印刷製本費 3,229,000円 修繕料 1,049,000円	
	役 務 費	1,098,580	通信運搬費 1,098,580円	
	委 託 料	5,783,000	道路管理システム保守委託 5,783,000円	
	使用料及び 賃借料	5,264,000	道路管理センター端末機リース料 2,777,000円 道路管理システム使用料 2,487,000円	
	工事請負費	11,018,000	詰所経費 11,018,000円	
	備品購入費	2,012,000	一般事務用等 2,012,000円	
	負担金補助 及び交付金 計	5,507,000 427,893,725	道路管理センター運営費負担金等 5,507,000円	
	経 費	道路維持補修費需用費	15,610,000	燃料費 5,756,000円 光熱水費 4,840,000円 電気料 2,856,000円 水道料 1,984,000円 消耗品費 1,416,000円 印刷製本費 785,000円 修繕料 2,813,000円
		委 託 料	228,503,000	道路維持補修、街路樹・植樹帯管理、排水ポンプ委託 228,503,000円
		使用料及び 賃借料	11,688,000	自動車借上 8,532,000円 土木機器賃借料 3,156,000円
		工事請負費	135,030,000	道路維持工事 76,533,000円 土留その他雑工事 24,440,000円 側溝しゅんせつ工事 9,353,000円 側溝修繕工事 24,704,000円
原 材 料 費		31,653,000	碎石、砂利、洗砂類、セメント、乳剤類、U字溝、 ターミックス、木材、その他 31,653,000円	
備品購入費		1,583,000	原付自転車、ベルトコンベアー、天幕その他工事用備品 1,583,000円	
計		424,067,000	特定財源（使用料及び手数料） 道路占用料 1,265,701,000円	

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	公衆便所 維持管理費	需用費	5,841,000	光熱水費	5,645,000円
		役員費	19,389,000	電気料	251,000円
				水道料	5,394,000円
				消耗品費	164,000円
工事請負費	2,803,000	修繕料	32,000円		
	計	28,033,000	清掃委託	19,389,000円	
				2,803,000円	
準	細街路拡幅 事業費	需用費	123,000	パンフレット印刷	123,000円
		工事請負費	98,172,096	標準的総所要額	
的		計	98,295,096	(1㎡当たり単価) (後退延長)	
				@41,360円 × 2,760m × 0.86 = 98,172,096円	
経	私道整備助成金	工事請負費	35,074,800	路面舗装工事助成	
				標準的総所要額	
				(1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率)	
				@14,600円 × 1,300㎡ × 0.9 = 17,082,000円	
		排水設備工事助成			
		標準的総所要額			
		(1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率)			
		@71,400円 × 300㎡ × 0.84 = 17,992,800円			
費	交通安全施設 維持補修費	需用費	260,000	修繕料	260,000円
		工事請負費	11,779,000	交通障害街路樹剪定	2,296,000円
				ガードパイプ維持工事	9,483,000円
		備品購入費	956,000	道路標識	478,000円
計	12,995,000	規則標識	478,000円		

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	交通災害対策費	需用費	4,328,000	消耗品費	3,748,000円
		委託料	1,576,500	印刷製本費	580,000円
		使用料及び賃借料	101,000	交通安全教室の実施 @276,300円 × 5回 =	1,381,500円
		負担金補助金及び交付金	3,128,400	交通安全区民のつどい会場運営等委託	195,000円
		計	9,133,900	会場借上	101,000円
準	道路清掃費	委託料	124,169,000	交通安全協会補助金 @1,042,800円 × 3団体 =	3,128,400円
		計	124,169,000	道路清掃	124,169,000円
的	街路灯維持補修費	需用費	59,109,000	光熱水費	44,537,000円
		工事請負費	196,700,000	LED灯 @2,561円 × 10,206基 =	26,138,000円
				蛍光灯 @2,561円 × 2,338基 =	5,988,000円
				ナトリウム灯 @21,622円 × 574基 =	12,411,000円
		原材料費	897,000	消耗品費	12,577,000円
		備品購入費	265,000	修繕料	1,995,000円
		計	256,971,000	街路灯改築費 @190,000円 × 971基 =	184,490,000円
費	道路占用許可	報酬	540,288	防犯灯設置助成 @121,000円 × 10基 =	1,210,000円
	取締事務費	需用費	37,000	防犯灯維持費助成 @5,500円 × 2,000基 =	11,000,000円
		役務費	11,691	工事用材料	897,000円
		委託料	2,004,000	脚立、その他工具	265,000円
		備品購入費	18,000		
		計	2,610,979	会計年度任用職員 @11,256円 × 48人 =	540,288円
			一般需用費	37,000円	
			通信運搬費	11,691円	
			測量委託	2,004,000円	
			備品購入費	18,000円	
			特定財源（使用料及び手数料）		
			道路占用料	15,411,000円	

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積								
事業区分	節名	経費	内容説明										
基準 的 経 費	道路認定事務費	需用費	64,000	一般需用費	64,000円								
		役務費	797,876	通信運搬費	797,876円								
		委託料	2,451,000	測量委託	2,451,000円								
		計	3,312,876										
	バリアフリー 計画策定経費	報償費	98,200	委員	$982,000円 \times \frac{1}{10}$	=	98,200円						
		委託料	1,534,000	基本構想策定委託	$15,340,000円 \times \frac{1}{10}$	=	1,534,000円						
		計	1,632,200	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">特定財源</td> <td style="padding-left: 5px;">1,071,766円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国庫支出金</td> <td style="padding-left: 5px;">560,433円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">都支出金</td> <td style="padding-left: 5px;">511,333円</td> </tr> </table>		特定財源	1,071,766円	国庫支出金	560,433円	都支出金	511,333円		
	特定財源	1,071,766円											
	国庫支出金	560,433円											
	都支出金	511,333円											
合計		1,424,188,576											
特 定 財 源	使用料及び手数料	1,281,112,000	道路占用料	1,281,112,000円									
	国庫支出金	560,433	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	49,100円									
			社会資本整備総合交付金	511,333円									
	都支出金	511,333	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金	511,333円									
合計		1,282,183,766											
差引一般財源		142,004,810円											
数値		2,322,000㎡											
単位費用		61円											

経費の種類	公園費	測定単位	公園面積	
事業区分	節名	経費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	公園維持管理費	円		
	給与費	140,295,200	@7,645,515円 × 18.35人 = 140,295,200円	
	職員手当等	1,304,160	時間外勤務手当 @2,860円 × 456時間 = 1,304,160円	
	旅費	448,658	普通旅費 @511円 × 878回 = 448,658円	
	需用費	14,212,000	消耗品費	824,000円
			光熱水費	13,227,000円
			電気料	6,985,000円
			水道料	6,242,000円
			修繕料	161,000円
	役務費	49,655,170	園内芝生管理等	48,714,060円
			通信運搬費	941,110円
	委託料	133,317,830	清掃関係委託	129,386,830円
			遊具点検委託	3,931,000円
使用料及び賃借料	1,068,000	貨物自動車借上料	1,068,000円	
工事請負費	114,423,000	改良工事	105,936,000円	
		詰所経費	8,487,000円	
原材料費	1,537,000	砂利、セメント、木材、洗砂等	1,537,000円	
備品購入費	1,639,000		1,639,000円	
計	457,900,018	特定財源（使用料及び手数料） 31,938,000円 公園使用料 @1,473,400円 × 12月 = 17,680,800円 公園占用料 @1,188,100円 × 12月 = 14,257,200円		
費	公衆便所 維持管理費	需用費 4,785,000	光熱水費	2,861,000円
			電気料	123,000円
			水道料	2,738,000円
			消耗品費	1,924,000円
			役務費	29,581,000
工事請負費	841,000		841,000円	
計	35,207,000			
合計	493,107,018			
特定財源	使用料及び手数料	31,938,000	公園使用料 @1,473,400円 × 12月 = 17,680,800円	
			公園占用料 @1,188,100円 × 12月 = 14,257,200円	
合計	31,938,000			
差引一般財源		461,169,018円		
数 値		300,000㎡		
単 位 費 用		1,537円		

## 第7項 教育費

### I 教育費の概要

#### 第1 小学校費

##### 1 単位費用算定の概要

(1) 小学校費は、測定単位「児童数」、「学級数」及び「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「児童数」を測定単位とするもの

児童数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、児童検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費等）、特別支援学級等運営費、

外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童数	22,440人	901,750,489	12,427,605	889,322,884	39,631
学級数	612学級	653,040,650	0	653,040,650	1,067,060
学校数	34校	3,684,859,076	4,020,000	3,680,839,076	108,259,973

##### 2 本年度改定内容

(1) 「児童数」を測定単位とするもの

・所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

・所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

・新たに医療的ケア児の支援に係る経費について、算定した。

・新たに学校法律相談事業に係る経費について、算定した。

・学校用務の委託に係る経費について、算定の充実を図った。

・学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査委託に係る経費について、算定内容を見直した。

・児童の安全対策に係る経費について、算定を改善した。

・その他、所要の単価改定等を行った。

##### 3 過年度改定内容（時限算定）

「児童数」を測定単位とするもの

・教育用コンピュータの運用保守経費を算定した。（国の教育用コンピュータの運用保守経費に対する補助制度が創設された年度の翌年度末まで）※ 令和5年度まで

## 第2 中学校費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「生徒数」、「学級数」及び「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「生徒数」を測定単位とするもの

生徒数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、生徒検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費等）、特別支援学級等運営費、

外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
生徒数	10,800人	474,959,833	8,125,728	466,834,105	43,225
学級数	270学級	427,986,192	0	427,986,192	1,585,134
学校数	18校	2,050,050,713	5,702,000	2,044,348,713	113,574,929

### 2 本年度改定内容

- (1) 「生徒数」を測定単位とするもの
- ・所要の単価改定等を行った。
- (2) 「学級数」を測定単位とするもの
- ・所要の単価改定等を行った。
- (3) 「学校数」を測定単位とするもの
- ・新たに学校法律相談事業に係る経費について、算定した。
  - ・学校用務の委託に係る経費について、算定の充実を図った。
  - ・学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査委託に係る経費について、算定内容を見直した。
  - ・生徒の安全対策に係る経費について、算定を改善した。
  - ・その他、所要の単価改定等を行った。

### 3 過年度改定内容（時限算定）

「生徒数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータの運用保守経費を算定した。（国の教育用コンピュータの運用保守経費に対する補助制度が創設された年度の翌年度末まで）※ 令和5年度まで

### 第3 その他の教育費

#### 1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「幼稚園数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

教育委員会運営費、事務局運営費、教育研究所管理運営費等

イ 「幼稚園数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の管理運営費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

社会教育事業及び社会体育事業に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	33,240人	948,835,451	12,937,000	935,898,451	28,156
幼稚園数	15箇所	801,460,973	288,000	801,172,973	53,411,532
人口	350,000人	3,022,296,259	769,845,200	2,252,451,059	6,436

#### 2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・教職員の健康相談などを行う産業医報酬について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「幼稚園数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・私立幼稚園施設型給付費について、算定の充実を図った。
- ・【態容補正】私立認定こども園施設型給付費に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

## II 積算の内容

次頁より



経費の種類	小学校費	測定単位	児童数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	学校運営費需用費	363,665,830	円 電気料 27,792,000円 ガス料 65,315,500円 水道料 109,336,100円 消耗品費 119,171,530円 印刷製本費 40,173,500円 防犯ブザー 1,877,200円	
	役員費	2,112,800	洗濯代等 2,112,800円	
	委託料	88,533,400	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費 5,809,700円 教育用コンピュータ運用保守経費 82,723,700円	
	使用料及び賃借料	197,920,800	教育用コンピュータ整備費（22,440人分、5年リース） $@44,100円 \times 22,440人 \times \frac{1}{5} = 197,920,800円$	
	備品購入費	1,010,500	1,010,500円	
	負担金補助及び交付金	2,944,194	授業目的公衆送信補償金 2,944,194円	
	計	656,187,524		
	的	結核健康診断費報償費	109,600	結核対策委員会委員謝礼 @27,400円 × 4回 = 109,600円
		需用費	134,640	結核検診問診票 @6円 × 22,440人 = 134,640円
		委託料	709,830	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影） @7,887円 × 90人 = 709,830円
計		954,070		
経 費	児童検診費委託料	28,226,369	心臓検診 12,481,491円 アンケート調査 @6円 × 22,440人 = 134,640円 一次検診（心音・心電図） 二次検診（精密検査） @2,638円 × 3,708人 = 9,781,704円 @11,713円 × 219人 = 2,565,147円 腎臓検診 9,123,900円 一次検診 @356円 × 22,440人 = 7,988,640円 二次検診 @357円 × 830人 = 296,310円 三次検診 @7,050円 × 119人 = 838,950円 脊柱側彎検診 4,322,978円 一次検診 @1,012円 × 3,833人 = 3,878,996円 二次検診 @6,727円 × 66人 = 443,982円 検診器具滅菌委託 2,298,000円	

経費の種類	小学校費	測定単位	児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	要保護準要保護児童就学援助費	191,428,584	円 説明(1)参照 { 特定財源(国庫支出金) 102,105円 }
	特別支援学級就学奨励費	6,070,682	説明(2)参照 { 特定財源(国庫支出金) 3,035,340円 }
	日本スポーツ振興センター共済掛金	18,883,260	一般児童分 @935円 × 22,440人 × $\frac{9}{10}$ = 18,883,260円 { 特定財源(諸収入) 9,290,160円 }
	負担金補助及び交付金		
合計		901,750,489	
国庫支出金	3,137,445	{ 要保護準要保護児童就学援助費 102,105円 { 特別支援学級就学奨励費 3,035,340円	
諸収入	9,290,160	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @460円 × 22,440人 × $\frac{9}{10}$ = 9,290,160円	
合計		12,427,605	
差引一般財源		889,322,884円	
数値		22,440人	
単位費用		39,631円	

説明(1) 要保護準要保護児童就学援助費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学用品費	—	—	33,105,900	@15,690 × 2,110	33,105,900
新入学学用品費等	—	—	19,029,120	@54,060 × 352	19,029,120
通学用品費	—	—	5,608,020	@3,190 × 1,758	5,608,020
通学費	—	—	243,120	@40,520 × 6	243,120
修学旅行費	102,105	@22,690 × $\frac{1}{2}$ × 9	9,955,880	@26,620 × 374	9,853,775
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	—	—	4,051,200	@1,920 × 2,110	7,256,510
			2,052,160	@5,830 × 352	
			991,230	@1,410 × 703	
			161,920	@460 × 352	
校宿 外 泊 を 活 伴 費 う	—	—	2,345,800	@7,400 × 317	4,999,090
			2,653,290	@8,370 × 317	
部活動費	—	—	269,280	@240 × 1,122	269,280
卒業記念アルバム	—	—	4,114,000	@11,000 × 374	4,114,000
小計	102,105		84,580,920		84,478,815
給食費	—	—	105,354,084	(低学年) @46,046 × 703 (中学年) @49,918 × 703 (高学年) @53,823 × 704	105,354,084
保健医療費	0	(要)@12,000 × $\frac{1}{2}$ × 0	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0
日本スポーツ振興 センター共済掛金	—	—	1,493,580	(要)@45 × 134 (準)@705 × 2,110	1,493,580
小計	0		106,847,664		106,847,664
合計	102,105		191,428,584		191,326,479

説明(2) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円 人	円
学校給食費	1,324,196	@2,648,392 × $\frac{1}{2}$	2,648,392	(低学年) @46,422 × $\frac{1}{2}$ × 35 (中学年) @50,548 × $\frac{1}{2}$ × 36 (高学年) @54,479 × $\frac{1}{2}$ × 34	1,324,196
通学費	1,143,205	@2,286,410 × $\frac{1}{2}$	2,286,410	@51,380 × 34 @51,380 × $\frac{1}{2}$ × 21	1,143,205
交流学习交通費	6,562	@13,125 × $\frac{1}{2}$	13,125	@1,050 × 10 @1,050 × $\frac{1}{2}$ × 5	6,563
修学旅行費	16,185	@32,370 × $\frac{1}{2}$	32,370	@21,580 × $\frac{1}{2}$ × 3	16,185
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	34,000	@68,000 × $\frac{1}{2}$	68,000	@1,600 × $\frac{1}{2}$ × 85	34,000
校外活動費(宿泊を伴うもの)	11,070	@22,140 × $\frac{1}{2}$	22,140	@3,690 × $\frac{1}{2}$ × 12	11,070
学用品費	308,460	@616,920 × $\frac{1}{2}$	616,920	@11,640 × $\frac{1}{2}$ × 106	308,460
新入学用品費	191,662	@383,325 × $\frac{1}{2}$	383,325	@51,110 × $\frac{1}{2}$ × 15	191,663
合計	3,035,340		6,070,682		3,035,342

〈経〉 教育費 小学校費（学級数）

経費の種類	小学校費		測定単位	学級数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	学校運営費	報酬	37,352,960	会計年度任用職員（事務補助等）	37,352,960円	
		需用費	218,152,900	消耗品費 211,440,800円 印刷製本費 1,100,500円 修繕料 5,611,600円		
	役員費	役員費	12,304,200	洗濯代等	12,304,200円	
		委託料	3,312,600	ピアノ調律等	3,312,600円	
	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	177,622,200	普通教室冷房設備	128,030,400円	
				電源キャビネット @42,100円 × 612学級 = 25,765,200円 大型提示装置 @45,000円 × 366学級 = 16,470,000円 実物投影機 @20,100円 × 366学級 = 7,356,600円		
	備品購入費	116,338,600	一般備品	116,338,600円		
	計	565,083,460				
	経 費	特別支援学級等	需用費	6,154,670	特別支援教室消耗品費等	6,154,670円
		運営費	備品購入費	1,508,500	特別支援学級の新增設 1,115,600円 日本語学級運営 392,900円	
計		7,663,170				
費	外国人	報酬	76,205,220	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬） @5,747円 × 40時間 × 6学級 × 34校 = 46,895,520円 （5、6年） @5,747円 × 25時間 × 6学級 × 34校 = 29,309,700円 （3、4年）		
	英語指導員報酬					
	「総合的な学習の時間」推進経費	報償費	4,088,800	講師等謝礼 @6,133,200 × 4/6学年 = 4,088,800円		
合計		653,040,650				
特定財源						
合計		0				
差引一般財源			653,040,650円			
数値			612学級			
単位費用			1,067,060円			

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	学校運営費	共済費	4,010,800	雇用保険料等	4,010,800円
		報償費	2,009,700	教職員研修等	2,009,700円
		交際費	2,448,000	渉外費等	2,448,000円
		需用費	418,340,000	電気料	38,525,800円
				ガス料	57,869,500円
				水道料	166,148,600円
				消耗品費	143,321,400円
				会議費	5,003,200円
				印刷製本費	7,043,800円
				防犯器具購入費	427,700円
		役務費	42,410,000	通信運搬費	10,356,200円
				インターネット接続経費	9,303,000円
				その他	22,750,800円
		委託料	1,232,143,800	消防安全等設備保守点検	14,548,600円
				学童擁護委託 (34校)	82,504,400円
				給食調理委託 (29校)	710,798,700円
				警備委託 (33校)	42,203,700円
				用務委託 (14校)	188,172,600円
				その他	33,622,200円
			非常通報装置保守委託	1,156,200円	
			防犯カメラ保守委託 (通学路)	2,818,600円	
			校務システム等整備費 (運用経費)	127,986,000円	
			調理従事者ノロウイルス検査委託	129,800円	
			I C T支援委託 (34校/4校)	28,203,000円	
	使用料及び賃借料	469,057,870	教員用コンピュータ整備費 (714台分)	52,407,600円	
			自動車借上等	52,427,200円	
			インターホン整備費	7,129,900円	
			屋内運動場空調設備整備費 (34校分 保守経費含む)	105,978,000円	
			特別教室等空調設備整備費 (34校分 保守経費含む)	232,594,000円	
			大型提示装置 (特別教室) @45,000円 × 204台 =	9,180,000円	
			実物投影機 (特別教室) @20,100円 × 204台 =	4,100,400円	
			学校図書館システム経費 (保守経費含む)	5,240,770円	
	工事請負費	216,106,600	維持補修費	216,106,600円	
	備品購入費	175,923,000	備品等	175,923,000円	

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 費	〔学校運営費〕 負担金補助 及び交付金	円			
		4,250,100	4,250,100円		
		計	2,566,699,870		
	学校職員費	報酬	288,932,835	会計年度任用職員	
				調理補助 @11,159円 × 29.8日 × 5校 = 1,662,690円 心身障害児介助員 @11,145円 × 延9,360人 = 104,317,200円 スクールカウンセラー @7,167円 × 280時間 × 17校 = 34,114,920円 少人数指導 @3,757円 × 1,155時間 × 25校 = 108,483,375円 学校司書 @1,671円 × 1,050時間 × 23校 = 40,354,650円	
		給与費	665,159,805	@7,645,515円 × 87人 = 665,159,805円	
		職員手当等	7,832,260	時間外勤務手当 7,681,960円	
				一般事務・調理・用務 @2,860円 × 77時間 × 34校 = 7,487,480円	
				警備員 @2,860円 × 2時間 × 34校 = 194,480円	
		旅費	1,233,554	普通旅費 (近接地内) 150,300円 休日給手当 警備 150,300円	
		計	963,158,454	普通旅費 (近接地内) 1,233,554円 一般事務・用務 @511円 × 59回 × 34校 = 1,025,066円 調理・警備 @511円 × 12回 × 34校 = 208,488円	
学校医報酬	報酬	80,733,600	特別職非常勤職員 (学校医)		
			@196,400円 × 12月 × 34校 = 80,131,200円 内科医 (月額) 43,100円 眼科医 (月額) 43,100円 歯科医 (月額) 43,100円 耳鼻咽喉科医 (月額) 43,100円 薬剤師 (月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円		
就学時 健康診断費	報酬	450,240	会計年度任用職員 (事務補助)		
			@11,256円 × 4人 × 10日 = 450,240円		
	報償費	3,789,912	医師謝礼 @27,867円 × 136人 = 3,789,912円		
	需用費	144,900	印刷製本費 144,900円		
	役務費	320,900	通信運搬費 320,900円		
	計	4,705,952			

経費の種類	小学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	夏休み期間 プール指導員	報償費 3,993,300	円	プール指導員謝礼 @4,930円 × 延27人 × 30校 = 3,993,300円
	特別支援 教育経費	報酬 49,794,360		会計年度任用職員(巡回指導) @3,804円 × 385時間 × 34校 = 49,794,360円
		報償費 2,720,000		巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 34校 = 2,720,000円
		計 52,514,360		
	学校評価 事業費	需用費 384,540		消耗品費 @11,310円 × 34校 = 384,540円
	役員費 227,800		通信運搬費 @6,700円 × 34校 = 227,800円	
	計 612,340			
	医療的ケア児 支援経費	委託料 12,061,200		医療的ケア児支援委託 @4,020,400円 × 3校 = 12,061,200円  { 特定財源(国庫支出金) 4,020,000円 }
	学校法律相談 事業費	委託料 380,000		スクールロイヤー委託 @19,000円 × 20回 = 380,000円
	合計	3,684,859,076		
特 定 財 源	国庫支出金	4,020,000		教育支援体制整備事業補助金(医療的ケア看護職員配置事業) $12,061,200円 \times \frac{1}{3} = 4,020,000円$
	合計	4,020,000		
	差引一般財源			3,680,839,076円
	数値			34校
	単位費用			108,259,973円



経費の種類	中学校費	測定単位	生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	学校運営費 需用費	円			
		124,975,300	{ 電気料 4,964,100円 ガス料 37,803,400円 水道料 3,227,800円 消耗品費 65,872,200円 印刷製本費 13,107,800円		
		50,615,600	{ 学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費 2,796,100円 教育用コンピュータ運用保守経費 47,819,500円		
		95,256,000	教育用コンピュータ整備費 (10,800人分、5年リース) @44,100円 × 10,800人 × $\frac{1}{5}$ = 95,256,000円		
		43,700	43,700円		
		2,118,798	授業目的公衆送信補償金 2,118,798円		
		計	273,009,398		
		的	結核健康診断費 需用費	64,800	結核検診問診票 @6円 × 10,800人 = 64,800円
				252,384	精密検査 (直接撮影・喀痰・断層撮影) @7,887円 × 32人 = 252,384円
				計	317,184
経 費	生徒検診費 委託料	22,165,265	{ 心臓検診 11,403,495円 アンケート調査 @6円 × 10,800人 = 64,800円 一次検診 (心音・心電図) @2,638円 × 3,610人 = 9,523,180円 二次検診 @11,713円 × 155人 = 1,815,515円 腎臓検診 4,389,450円 一次検診 @356円 × 10,800人 = 3,844,800円 二次検診 @357円 × 400人 = 142,800円 三次検診 @7,050円 × 57人 = 401,850円 脊柱側彎検診 5,302,320円 一次検診 @1,012円 × 3,910人 = 3,956,920円 二次検診 @6,727円 × 200人 = 1,345,400円 検診器具滅菌委託 1,070,000円		
		157,956,738	説明(3) 参照		
			{ 特定財源 (国庫支出金) 335,005円 }		
		6,639,048	説明(4) 参照		
			{ 特定財源 (国庫支出金) 3,319,523円 }		
		要保護準要保護 生徒就学援助費	扶助費		
		特別支援学級 就学奨励費	扶助費		

経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	日本スポーツ振興センター共済掛金	負担金補助及び交付金	円 9,088,200	一般生徒分 @935円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 9,088,200円 { 特定財源（諸収入） 4,471,200円 }
	部活動大会参加費等助成経費	負担金補助及び交付金	5,784,000	部活動助成 5,784,000円
	合計		474,959,833	
特定財源	国庫支出金		3,654,528	{ 要保護準要保護生徒就学援助費 335,005円 特別支援学級就学奨励費 3,319,523円
	諸収入		4,471,200	日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分） @460円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 4,471,200円
合計			8,125,728	
差引一般財源			466,834,105円	
数値			10,800人	
単位費用			43,225円	

説明(3) 要保護準要保護生徒就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費	————	————	30,632,700	@30,450 × 1,000 (夜)@30,450 × 6	30,632,700
体 育 実 技 用 具 費	————	————	275,100	@7,860 × 35	275,100
新入学学用品費等	————	————	19,980,000	@60,000 × 333	19,980,000
通 学 用 品 費	————	————	2,657,160	@3,960 × 667 (夜)@3,960 × 4	2,657,160
通 学 費	————	————	982,200	@81,850 × 6 (夜)@81,850 × 6	982,200
修 学 旅 行 費	335,005	@60,910 × $\frac{1}{2}$ × 11	26,614,240	@73,520 × 360 (夜)@73,520 × 2	26,279,235
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	————	————	3,108,540	@3,090 × 1,000 (夜)@3,090 × 6	6,559,040
			2,428,750	@7,250 × 333 (夜)@7,250 × 2	
			834,150	@2,490 × 333 (夜)@2,490 × 2	
			187,600	@560 × 333 (夜)@560 × 2	
校宿 外泊 活を 動伴 費う	————	————	2,397,570	@10,290 × 233	4,173,570
			1,776,000	@11,840 × 150	
部 活 動 費	————	————	1,335,780	@1,230 × 1,080 (夜)@1,230 × 6	1,335,780
卒 業 記 念 ア ル バ ム	————	————	3,185,600	@8,800 × 360 (夜)@8,800 × 2	3,185,600
小 計	335,005	————	96,395,390	————	96,060,385
給 食 費	————	————	60,852,748	@60,478 × 1,000 (夜)@62,458 × 6	60,852,748
保 健 医 療 費	————	————	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0
日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 共 済 掛 金	————	————	708,600	(要)@45 × 80 (準)@705 × 1,000	708,600
小 計	0	————	61,561,348	————	61,561,348
合 計	335,005	————	157,956,738	————	157,621,733

説明(4) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円	円
学校給食費	974,224	@1,948,448 × $\frac{1}{2}$	1,948,448	@60,889 × $\frac{1}{2}$ × 64	974,224
通学費	1,417,165	@2,834,330 × $\frac{1}{2}$	2,834,330	@91,430 × 26 @91,430 × $\frac{1}{2}$ × 10	1,417,165
職場実習交通費	3,870	@7,740 × $\frac{1}{2}$	7,740	@1,720 × 4 @1,720 × $\frac{1}{2}$ × 1	3,870
交流学习交通費	8,635	@17,270 × $\frac{1}{2}$	17,270	@1,570 × 10 @1,570 × $\frac{1}{2}$ × 2	8,635
修学旅行費	202,020	@404,040 × $\frac{1}{2}$	404,040	@57,720 × $\frac{1}{2}$ × 14	202,020
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	28,297	@56,595 × $\frac{1}{2}$	56,595	@2,310 × $\frac{1}{2}$ × 49	28,298
校外活動費(宿泊を伴うもの)	17,077	@34,155 × $\frac{1}{2}$	34,155	@6,210 × $\frac{1}{2}$ × 11	17,078
学用品費	363,840	@727,680 × $\frac{1}{2}$	727,680	@22,740 × $\frac{1}{2}$ × 64	363,840
新入学用品費	304,395	@608,790 × $\frac{1}{2}$	608,790	@57,980 × $\frac{1}{2}$ × 21	304,395
合計	3,319,523		6,639,048		3,319,525

〈経〉 教育費 中学校費（学級数）

経費の種類	中学校費		測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	報酬	30,038,692	事務補助等	30,038,692円
		需用費	182,168,000	水道料	55,967,200円
				消耗品費	122,022,400円
				印刷製本費	318,700円
				修繕料	3,859,700円
		役務費	5,381,700	洗濯代等	5,381,700円
		委託料	3,279,100	ピアノ調律等	3,279,100円
		使用料及び賃借料	75,141,000	普通教室冷房設備	56,484,000円
				電源キャビネット @42,100円 × 270学級 =	11,367,000円
				大型提示装置 @45,000円 × 162学級 =	7,290,000円
	備品購入費	79,088,100	一般備品	79,088,100円	
	計	375,096,592			
経	特別支援学級等 運営費	需用費	4,152,690	特別支援教室消耗品費等	4,152,690円
		備品購入費	1,629,000	特別支援学級の新增設	641,100円
				日本語学級運営	392,900円
				夜間学級運営	595,000円
	計	5,781,690			
費	外国人 英語指導員報酬	報酬	43,222,410	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬） 年間 160,083円 × 15学級 × 18校 =	43,222,410円
		「総合的な 学習の時間」 推進経費	3,885,500	講師等謝礼	3,885,500円
	合計	427,986,192			
特 定 財 源					
	合計	0			
	差引一般財源		427,986,192円		
	数値		270学級		
	単位費用		1,585,134円		

経費の種類	中学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	学校運営費	報酬	31,348,611	円 会計年度任用職員（事務専門員） @3,483,179円 × 9人 = 31,348,611円	
		共済費	2,123,500	雇用保険料等 2,123,500円	
		報償費	19,658,400	部活動講師謝礼等 19,658,400円	
		交際費	1,512,000	渉外費等 1,512,000円	
		需用費	317,944,900	{ 電気料 45,362,600円 ガス料 41,847,200円 水道料 136,283,300円 消耗品費 87,592,100円 会議費 2,569,000円 印刷製本費 4,064,200円 防犯器具購入費 226,500円	
		役務費	22,998,700	{ 通信運搬費 5,169,600円 インターネット接続経費 4,897,000円 その他 12,932,100円	
		委託料	646,628,800	{ 消防安全等設備保守点検 7,446,100円 給食調理委託（17校） 416,675,100円 警備委託（17校） 21,741,300円 用務委託（7校） 94,086,300円 その他 23,144,800円 非常通報装置保守委託 716,900円 校務システム等整備費（運用経費） 67,862,000円 調理従事者ノロウイルス検査委託 25,300円 ICT支援委託（18校/4校） 14,931,000円	
		使用料及び賃借料	283,987,330	{ 教員用コンピュータ整備費（378台分） 27,745,200円 自動車借上等 28,653,100円 インターホン整備費 3,774,500円 屋内運動場空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 52,560,000円 特別教室等空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 163,620,000円 大型提示装置（特別教室） @45,000円 × 108台 = 4,860,000円 学校図書館システム経費（保守経費含む） 2,774,530円	
		工事請負費	127,002,800	維持補修費 127,002,800円	
		備品購入費	147,894,400	備品等 147,894,400円	
		負担金補助及び交付金	3,196,500	3,196,500円	
		計	1,604,295,941		

経費の種類	中学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 費	学校職員費	報酬	118,424,025	円 会計年度任用職員 調理補助 @11,159円 × 27.5日 × 1校 = 306,870円 心身障害児介助員 @11,145円 × 延2,880人 = 32,097,600円 少人数指導 @3,757円 × 1,155時間 × 13校 = 56,411,355円 学校司書 @1,671円 × 1,050時間 × 12校 = 21,054,600円 部活動指導員 @1,600円 × 297時間 × 18校 = 8,553,600円	
		給与費	252,301,995	@7,645,515円 × 33人 = 252,301,995円	
		職員手当等	2,737,080	時間外勤務手当 2,625,480円 一般事務・調理・用務 @2,860円 × 47時間 × 18校 = 2,419,560円 警備員 @2,860円 × 4時間 × 18校 = 205,920円 休日給手当 警備 111,600円	
		旅費	496,692	普通旅費 (近接地内) 496,692円 一般事務・用務 @511円 × 48回 × 18校 = 441,504円 調理・警備 @511円 × 6回 × 18校 = 55,188円	
		計	373,959,792	{ 特定財源 (都支出金) 5,702,000円 }	
		学校医報酬	報酬	43,024,800	特別職非常勤職員 (学校医) @196,400円 × 12月 × 18校 = 42,422,400円 内科医 (月額) 43,100円 眼科医 (月額) 43,100円 歯科医 (月額) 43,100円 耳鼻咽喉科医 (月額) 43,100円 薬剤師 (月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円
		夏休み期間 プール指導員	報償費	473,280	プール指導員謝礼 @4,930円 × 延8人 × 12校 = 473,280円
		特別支援 教育経費	報酬	26,361,720	会計年度任用職員 (巡回指導) @3,804円 × 385時間 × 18校 = 26,361,720円
			報償費	1,440,000	巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 18校 = 1,440,000円
		計		27,801,720	

経費の種類	中学校費		測定単位	学 校 数
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費		円		
	学校評価 事業費	需用費 203,580 役員費 120,600	消耗品費 @11,310円 × 18校 = 通信運搬費 @6,700円 × 18校 =	203,580円 120,600円
		計		324,180
	学校法律相談 事業費	委託料 171,000	スクールロイヤー委託	@19,000円 × 9回 = 171,000円
合 計		2,050,050,713		
特 定 財 源	都 支 出 金	5,702,000	部活動指導員配置経費補助 $8,553,600円 \times \frac{2}{3} = 5,702,000円$	
	合 計	5,702,000		
差引一般財源		2,044,348,713円		
数 値		18校		
単 位 費 用		113,574,929円		



経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	教育委員会 運営費	報酬	11,582,400	特別職非常勤職員（委員） @241,300円 × 4人 × 12月 = 11,582,400円		
		旅費	1,107,900	費用弁償 1,107,900円		
		交際費	396,800	委員交際費 396,800円		
		需用費	466,100	{ 消耗品費 177,300円 会議費 102,700円 印刷製本費 186,100円		
		負担金補助 及び交付金	84,000	委員会関係分担金 84,000円		
		計	13,637,200			
		準	事務局運営費	報酬	2,825,256	会計年度任用職員（事務補助） @11,256円 × 251人 = 2,825,256円
				給与費	597,191,177	@7,645,515円 × 78.11人 = 597,191,177円
				職員手当等	4,381,520	時間外勤務手当 @2,860円 × 1,532時間 = 4,381,520円
				報償費	135,100	学識経験者 @27,020円 × 5人 = 135,100円
旅費	1,706,795			{ 近接地内 @511円 × 1,845回 = 942,795円 近接地外 @38,200円 × 20人 = 764,000円		
需用費	2,369,141			{ 消耗品費 1,032,141円 会議費 172,100円 印刷製本費 950,400円 修繕料 214,500円		
役務費	345,900			通信運搬費 345,900円		
使用料及び 賃借料	117,700			自動車、会場、器材使用料 117,700円		
備品購入費	393,800			{ 図書費 216,600円 事務用備品 177,200円		
負担金補助 及び交付金	79,200			事務局関係分担金 79,200円		
計	609,545,589					
費	教科書無償 給与事務費	報酬	123,816	会計年度任用職員（事務補助） @11,256円 × 11人 = 123,816円		
		職員手当等	191,620	時間外勤務手当 @2,860円 × 67時間 = 191,620円		
		旅費	4,599	近接地内 @511円 × 9回 = 4,599円		
		需用費	51,900	印刷製本費 51,900円		
		役務費	40,300	通信費 40,300円		
		計	412,235			

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	教育相談事業費	報酬	80,262,660	円 会計年度任用職員（いじめ・教育相談員） $@275,219円 \times 12人 \times 12月 = 39,631,536円$ 会計年度任用職員（適応指導教室指導員） $@259,753円 \times 7人 \times 12月 = 21,819,252円$ 会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー） $@261,276円 \times 6人 \times 12月 = 18,811,872円$	
		報償費	936,000	いじめ・教育相談員関係謝礼 $@6,000円 \times 13人 \times 12月 = 936,000円$	
		需用費	5,752,200	消耗品費 88,100円 印刷製本費 309,600円 適応指導教室関係需用費 5,354,500円 電気料 453,900円 ガス料 227,500円 水道料 153,200円 教材費 3,386,400円 消耗品費 340,000円 印刷製本費 793,500円	
		委託料	7,690,550	教育心理検査 7,690,550円	
		備品購入費	471,700	図書費 36,400円 教育相談備品 50,700円 適応指導教室備品 384,600円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 18,811,872 \times \frac{1}{2} = 9,405,000円 \end{array} \right\}$	
		計	95,113,110		
		就学支援委員会活動費	報酬	9,176,893	特別職非常勤職員 委員 $@10,830円 \times 延33人 = 357,390円$ 相談員 $@187,649円 \times 延47人 = 8,819,503円$
			報償費	607,600	医師等 $@21,700円 \times 延28人 = 607,600円$
			需用費	280,000	消耗品費 280,000円
			計	10,064,493	
費	奨学資金貸付事業費	報酬	96,000	特別職非常勤職員（奨学資金運営委員） $@6,000円 \times 4人 \times 4回 = 96,000円$	
		需用費	73,400	消耗品費 73,400円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔奨学資金〕 貸付事業費	役員費	20,100	通信運搬費	20,100円	
		貸付金	3,350,400	奨学資金貸付金	3,350,400円	
				{ 特定財源（諸収入）	1,256,000円 }	
		計	3,539,900			
	校外施設管理費	報酬	1,825,465	会計年度任用職員（賄、清掃）	1,825,465円	
		給与費	4,587,309	@7,645,515円 × 0.6人 × 1所 =	4,587,309円	
		報償費	1,334,630	管理人謝礼	1,334,630円	
		旅費	99,030	連絡旅費	99,030円	
		需用費	7,265,490	燃料費		1,228,810円
				電気料		2,900,200円
				ガス料		418,010円
				水道料		968,000円
				消耗品費		946,030円
				印刷製本費		64,340円
				修繕料		740,100円
役員費	862,470	{ 通信運搬費	402,290円			
		{ 洗濯代等	460,180円			
委託料	63,431,910	機械設備保守委託		1,566,490円		
		清掃委託		5,786,890円		
		警備委託		1,024,360円		
		管理運営委託（1所）		14,627,950円		
		指定管理委託（1所）		40,426,220円		
使用料及び賃借料	1,715,110	自動車借上料		1,715,110円		
工事請負費	3,115,730	維持補修費		1,160,160円		
		設備整備費		1,955,570円		
備品購入費	575,990			575,990円		
計	84,813,134					
科学教育 センター運営費	報償費	816,000	指導講師謝礼	@12,000円 × 8人 × 2所 = 192,000円		
			研究指導員謝礼	@6,000円 × 52人 × 2回 = 624,000円		
	需用費	489,600	消耗品費	@118,000円 × 2所 = 236,000円		
			印刷製本費	@126,800円 × 2所 = 253,600円		
	備品購入費	213,000	図書費	@47,600円 × 2所 = 95,200円		
教材備品			@58,900円 × 2所 = 117,800円			
計	1,518,600					

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	音楽鑑賞教室	円			
		役務費	70,000	ピアノ調律等	@35,000円 × 2回 = 70,000円
		需用費	126,000	プログラム印刷等	@18円 × 3,500部 × 2回 = 126,000円
		委託料	2,927,200	出演料	@1,463,600円 × 2回 = 2,927,200円
		使用料及び貸借料	279,000	会場使用料	@139,500円 × 2回 = 279,000円
	計	3,402,200			
準	教育研究所	給与費	29,817,509	@7,645,515円 × 3.9人 = 29,817,509円	
	管理運営費	職員手当等	245,960	時間外勤務手当	@2,860円 × 86時間 = 245,960円
		旅費	92,877	{ 近接地内	@511円 × 107回 = 54,677円
				{ 近接地外	@38,200円 × 1人 = 38,200円
	需用費	需用費	3,660,100	燃料費	463,900円
				電気料	812,400円
				ガス料	1,127,800円
				水道料	607,200円
				消耗品費	279,300円
				印刷製本費	369,500円
				役務費	509,400
			{ 保険料	77,600円	
	委託料	委託料	6,865,000	{ 清掃委託	4,272,600円
{ 機械設備保守委託				148,200円	
{ その他				2,444,200円	
工事請負費	1,740,400	維持補修費	1,740,400円		
備品購入費	404,400	研究用備品	404,400円		
	計	43,335,646			
費	教育研究奨励費	旅費	1,337,000	近接地外	@38,200円 × 35人 = 1,337,000円
		負担金補助及び交付金	1,471,600	調査研究活動奨励補助	@28,300円 × 52校 = 1,471,600円
		計	2,808,600		
的	教職員研修費	報償費	2,995,200	{ 校長・教頭研修講師謝礼	@25,600円 × 5回 = 128,000円
				{ 教員研修講師謝礼	@25,600円 × 111回 = 2,841,600円
				{ 学校職員研修講師謝礼	@25,600円 × 1回 = 25,600円
		旅費	159,068	研修受講旅費	@494円 × 延322人 = 159,068円

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
	〔教職員研修費〕	需用費	290,600	消耗品費	290,600円
		計	3,444,868		
基	教育指導費	報償費	852,300	指導研究員謝礼	852,300円
		旅費	537,344	日額旅費 @511円 × 4人 × 76日 = 155,344円 近接地外 @38,200円 × 4人 = 152,800円 近接地外(修学旅行・移動教室) @38,200円 × 6人 = 229,200円	
		需用費	994,800	消耗品費 296,700円 印刷製本費(研究誌・手引き) 698,100円	
		役務費	48,300	通信運搬費	48,300円
		備品購入費	183,700	図書費 68,800円 指導用備品 114,900円	
		計	2,616,444		
的	教職員健康管理費	報酬	1,404,000	特別職非常勤職員(産業医)	@39,000円 × 12月 × 3人 = 1,404,000円
		委託料	36,054,940	検診委託料 @17,104円 × 1,970人 = 33,694,880円 ストレスチェック調査 @1,198円 × 1,970人 = 2,360,060円	
		計	37,458,940		
経	幼稚園教職員人事事務	職員手当等	168,740	時間外勤務手当 @2,860円 × 59時間 = 168,740円	
		需用費	20,400	各種届出用紙等印刷費	20,400円
		旅費	1,533	近接地内 @511円 × 3回 = 1,533円	
計	190,673				
費	特別区人事・厚生事務組合分担金	負担金補助金及び交付金	1,992,000	組合教育委員会共同処理分担金	1,992,000円
		報酬	4,378,584	会計年度任用職員(事務補助) @11,256円 × 389人 = 4,378,584円	
		給与費	7,645,515	@7,645,515円 × 1人 = 7,645,515円	
		報償費	249,900	教科書選定委員会委員・調査員謝礼 @499,800円 × 1/2 = 249,900円	
		需用費	91,300	教科書調査用図書費 23,400円 教科書採択・教育課程届出用紙印刷費 67,900円	
計	12,365,299				
特別支援教育経費	報償費	800,000	専門チーム委員謝礼 @20,000円 × 4人 × 10回 = 800,000円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準		円		
	日本語適応指導事業費	報償費 需用費	11,916,320 158,000	指導員謝礼 @2,720円 × 延4,381時間 = 11,916,320円 教材費 158,000円
		計	12,074,320	
	校庭芝生委託料	料	9,106,160	専門的維持管理作業経費 @2,276,540円 × 4校 = 9,106,160円 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">                     特定財源(都支出金)                      @2,276,540円 × <math>\frac{1}{2}</math> × 2校 = 2,276,000円                 </div>
経費	いじめ問題対策委員会等経費	報酬 需用費 役務費	466,900 3,140 126,000	委員 @16,100円 × 延29人 = 466,900円 消耗品費 3,140円 通信運搬費 126,000円
		計	596,040	
	合 計		948,835,451	
	特定財源	都 支 出 金		11,681,000
諸 収 入			1,256,000	奨学資金貸付金返還金 1,256,000円
合 計			12,937,000	
差引一般財源				935,898,451円
数 値				33,240人
単 位 費 用				28,156円

経費の種類	その他の教育費	測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	区立幼稚園 管理運営費	報酬 207,908,085	特別職非常勤職員（園医） @111,200円 × 12月 × 15箇所 = 20,016,000円 内科医 月額 24,400円 眼科医 月額 24,400円 歯科医 月額 24,400円 耳鼻咽喉科医 月額 24,400円 薬剤師 月額 13,600円 臨時的任用職員 @8,601円 × 100日 × 5人 = 4,300,500円 会計年度任用職員（心身障害幼児介助員） @11,145円 × 延16,473人 = 183,591,585円
		給与費 441,528,491	@7,645,515円 × 57.75人 = 441,528,491円
		職員手当等 16,466,742	教職調整額等 14,387,742円 教員 @278,024円 × 51.75人 = 14,387,742円 義務教育等教員特別手当 @3,000円 × 57.75人 × 12月 = 2,079,000円
		旅費 857,355	近接地内 @511円 × 15箇所 × 67日 = 513,555円 近接地外 @38,200円 × 9人 = 343,800円
		需用費 45,512,200	燃料費 464,100円 電気料 9,297,300円 ガス料 3,162,900円 水道料 7,735,700円 消耗品費（防犯器具購入費含む） 8,159,100円 教材費 10,257,400円 印刷製本費 1,125,400円 修繕料 5,310,300円
		役務費 8,687,700	通信運搬費 2,723,000円 洗濯代等 5,964,700円
		委託料 62,177,200	機械設備保守委託 4,819,800円 清掃委託 1,362,400円 教員健康管理委託 330,000円 用務委託 55,665,000円
		使用料及び 賃借料 3,145,600	インターホン整備費 3,145,600円
		工事請負費 10,034,100	維持補修費 10,034,100円
		備品購入費 4,630,500	教材備品 4,630,500円

経費の種類	その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	〔区立幼稚園管理運営費〕	負担金補助金及び交付金	円 513,000	日本スポーツ振興センター共済掛金 @285円 × 120人 × 15箇所 = 513,000円
		計	801,460,973	
合計		801,460,973		
特定財源	諸収入		288,000	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @160円 × 120人 × 15箇所 = 288,000円
		計	288,000	
差引一般財源			801,172,973円	
数値			15箇所	
単位費用			53,411,532円	



経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口							
事業区分	節名	経費	内容説明									
基 準	社会教育総務費	報酬	1,320,000	特別職非常勤職員（社会教育委員） @11,000円 × 10人 × 12月 = 1,320,000円								
		給与費	214,074,420	@7,645,515円 × 28人 = 214,074,420円								
		職員手当等	5,345,340	時間外勤務手当	@2,860円 × 1,869時間 = 5,345,340円							
		旅費	873,118	普通旅費	734,318円							
				近接地内	@511円 × 1,138回 = 581,518円							
				近接地外	@38,200円 × 4回 = 152,800円							
				費用弁償	138,800円							
		需用費	2,308,100	消耗品費	1,238,100円							
				会議費	93,900円							
				印刷製本費	831,800円							
的 費				修繕料	144,300円							
		役務費	145,800	通信運搬費	145,800円							
		備品購入費	170,400	事務用備品等	170,400円							
		負担金補助 及び交付金	920,000	社会教育関係団体育成補助	920,000円							
		計	225,157,178									
		子育てのための	職員手当等	1,561,560	時間外勤務手当	@2,860円 × 546時間 = 1,561,560円						
		施設等利用給付	旅費	29,127	近接地内	@511円 × 3回 × 19箇所 = 29,127円						
		（私立幼稚園	需用費	123,400	印刷製本費	123,400円						
		（未移行園）	使用料及び 賃借料	5,800	会場借上料	5,800円						
			負担金補助 及び交付金	673,237,200	@308,400円 × 2,183人 = 673,237,200円							
				<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>504,927,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>673,237,200 \times \frac{1}{2} = 336,618,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>673,237,200 \times \frac{1}{4} = 168,309,000円</math></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>504,927,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>673,237,200 \times \frac{1}{2} = 336,618,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>673,237,200 \times \frac{1}{4} = 168,309,000円</math></td> </tr> </table>	特定財源	504,927,000円	国庫支出金	$673,237,200 \times \frac{1}{2} = 336,618,000円$	都支出金	$673,237,200 \times \frac{1}{4} = 168,309,000円$	
<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>504,927,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td><math>673,237,200 \times \frac{1}{2} = 336,618,000円</math></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td><math>673,237,200 \times \frac{1}{4} = 168,309,000円</math></td> </tr> </table>	特定財源	504,927,000円	国庫支出金	$673,237,200 \times \frac{1}{2} = 336,618,000円$	都支出金	$673,237,200 \times \frac{1}{4} = 168,309,000円$						
特定財源	504,927,000円											
国庫支出金	$673,237,200 \times \frac{1}{2} = 336,618,000円$											
都支出金	$673,237,200 \times \frac{1}{4} = 168,309,000円$											
	計	674,957,087										

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人		口																																																																																																																																																																																												
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																																																																																																																																															
私立幼稚園 施設型給付費	扶助費	254,840,616	施設型給付費 @595,422円 × 428人 = 254,840,616円																																																																																																																																																																																															
		<p>〈参考〉1園当たり経費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">対象者数</th> <th colspan="2">公定価</th> <th rowspan="2">施設型給付費 金額</th> <th rowspan="2">国庫支出金 金額</th> <th rowspan="2">都支出金 金額</th> <th rowspan="2">差引一般財源 金額</th> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>延人員</th> <th>単価</th> <th>加算額</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> <tr> <th></th> <th>人</th> <th>人</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> <tr> <th></th> <th colspan="2">A×12</th> <th colspan="2">B×(C+D)</th> <th colspan="2">(E×0.742)×1/2</th> <th colspan="2">(E×0.742)×1/4 (E×0.258)×1/2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本分</td> <td>4歳以上児</td> <td>120</td> <td>1,440</td> <td>29,510</td> <td>42,494,400</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3歳児</td> <td>60</td> <td>720</td> <td>37,460</td> <td>26,971,200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">加算部分1</td> <td rowspan="2">処遇改善等加算Ⅰ</td> <td>4歳以上児</td> <td>120</td> <td>1,440</td> <td>4,590</td> <td>6,609,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>60</td> <td>720</td> <td>5,950</td> <td>4,284,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">副園長・教頭配置加算</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>640</td> <td>102</td> <td>1,602,720</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3歳児配置改善加算</td> <td>60</td> <td>720</td> <td>7,950</td> <td>1,190</td> <td>6,580,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">チーム保育加配加算</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>5,300</td> <td>680</td> <td>12,916,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">通園送迎加算</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>500</td> <td>85</td> <td>1,263,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">給食実施加算</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>100</td> <td>34</td> <td>289,440</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">副食費徴収免除加算</td> <td>26</td> <td>312</td> <td>1,575</td> <td></td> <td>491,400</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加算部分2</td> <td rowspan="2">処遇改善等加算Ⅱ</td> <td>①(2人)</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>560</td> <td>1,209,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②(1人)</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>30</td> <td>64,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処遇改善等加算Ⅲ</td> <td>4歳児以上</td> <td>120</td> <td>1,440</td> <td>870</td> <td>1,252,800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>60</td> <td>720</td> <td>1,260</td> <td>907,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">冷暖房費加算</td> <td>180</td> <td>2,160</td> <td>110</td> <td>237,600</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>180</td> <td></td> <td></td> <td>107,175,960</td> <td>107,175,960</td> <td>39,762,281</td> <td>33,706,839</td> <td>33,706,840</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1人当たり経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>595,422</td> <td>595,422</td> <td>220,902</td> <td>187,261</td> <td>187,259</td> </tr> </tbody> </table>							区分	対象者数		公定価		施設型給付費 金額	国庫支出金 金額	都支出金 金額	差引一般財源 金額	定員	延人員	単価	加算額	金額		A	B	C	D	E	F	G	H		人	人	円	円	円	円	円	円		A×12		B×(C+D)		(E×0.742)×1/2		(E×0.742)×1/4 (E×0.258)×1/2		基本分	4歳以上児	120	1,440	29,510	42,494,400					3歳児	60	720	37,460	26,971,200				加算部分1	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	120	1,440	4,590	6,609,600			3歳児	60	720	5,950	4,284,000			副園長・教頭配置加算		180	2,160	640	102	1,602,720			3歳児配置改善加算		60	720	7,950	1,190	6,580,800			チーム保育加配加算		180	2,160	5,300	680	12,916,800			通園送迎加算		180	2,160	500	85	1,263,600			給食実施加算		180	2,160	100	34	289,440			副食費徴収免除加算		26	312	1,575		491,400			加算部分2	処遇改善等加算Ⅱ	①(2人)	180	2,160	560	1,209,600			②(1人)	180	2,160	30	64,800			処遇改善等加算Ⅲ	4歳児以上	120	1,440	870	1,252,800			3歳児	60	720	1,260	907,200			冷暖房費加算		180	2,160	110	237,600			合計		180			107,175,960	107,175,960	39,762,281	33,706,839	33,706,840	1人当たり経費					595,422	595,422	220,902
区分	対象者数		公定価		施設型給付費 金額	国庫支出金 金額	都支出金 金額	差引一般財源 金額																																																																																																																																																																																										
	定員	延人員	単価	加算額					金額																																																																																																																																																																																									
	A	B	C	D	E	F	G	H																																																																																																																																																																																										
	人	人	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																										
	A×12		B×(C+D)		(E×0.742)×1/2		(E×0.742)×1/4 (E×0.258)×1/2																																																																																																																																																																																											
基本分	4歳以上児	120	1,440	29,510	42,494,400																																																																																																																																																																																													
	3歳児	60	720	37,460	26,971,200																																																																																																																																																																																													
加算部分1	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	120	1,440	4,590	6,609,600																																																																																																																																																																																												
		3歳児	60	720	5,950	4,284,000																																																																																																																																																																																												
	副園長・教頭配置加算		180	2,160	640	102	1,602,720																																																																																																																																																																																											
	3歳児配置改善加算		60	720	7,950	1,190	6,580,800																																																																																																																																																																																											
	チーム保育加配加算		180	2,160	5,300	680	12,916,800																																																																																																																																																																																											
	通園送迎加算		180	2,160	500	85	1,263,600																																																																																																																																																																																											
	給食実施加算		180	2,160	100	34	289,440																																																																																																																																																																																											
	副食費徴収免除加算		26	312	1,575		491,400																																																																																																																																																																																											
	加算部分2	処遇改善等加算Ⅱ	①(2人)	180	2,160	560	1,209,600																																																																																																																																																																																											
			②(1人)	180	2,160	30	64,800																																																																																																																																																																																											
処遇改善等加算Ⅲ		4歳児以上	120	1,440	870	1,252,800																																																																																																																																																																																												
		3歳児	60	720	1,260	907,200																																																																																																																																																																																												
冷暖房費加算		180	2,160	110	237,600																																																																																																																																																																																													
合計		180			107,175,960	107,175,960	39,762,281	33,706,839	33,706,840																																																																																																																																																																																									
1人当たり経費					595,422	595,422	220,902	187,261	187,259																																																																																																																																																																																									
青少年対策費	報酬	4,538,480	特別職非常勤職員（青少年委員）																																																																																																																																																																																															
	職員手当等	306,020	<table border="1"> <tr> <td>青少年委員</td> <td>@8,600円 × 34人 × 12月</td> <td>=</td> <td>3,508,800円</td> </tr> <tr> <td>青少年問題協議会委員</td> <td>@9,020円 × 29人 × 2回</td> <td>=</td> <td>523,160円</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td>@11,256円 × 45人</td> <td>=</td> <td>506,520円</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td>@2,860円 × 107時間</td> <td>=</td> <td>306,020円</td> </tr> </table>					青少年委員	@8,600円 × 34人 × 12月	=	3,508,800円	青少年問題協議会委員	@9,020円 × 29人 × 2回	=	523,160円	会計年度任用職員	@11,256円 × 45人	=	506,520円	時間外勤務手当	@2,860円 × 107時間	=	306,020円																																																																																																																																																																											
青少年委員	@8,600円 × 34人 × 12月	=	3,508,800円																																																																																																																																																																																															
青少年問題協議会委員	@9,020円 × 29人 × 2回	=	523,160円																																																																																																																																																																																															
会計年度任用職員	@11,256円 × 45人	=	506,520円																																																																																																																																																																																															
時間外勤務手当	@2,860円 × 107時間	=	306,020円																																																																																																																																																																																															
			<table border="1"> <tr> <td>特定財源</td> <td>174,693,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 (全国統一費用分)</td> <td>@220,902円 × 428人 = 94,546,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金 (全国統一費用分)</td> <td>@187,261円 × 428人 = 80,147,000円</td> </tr> </table>					特定財源	174,693,000円	国庫支出金 (全国統一費用分)	@220,902円 × 428人 = 94,546,000円	都支出金 (全国統一費用分)	@187,261円 × 428人 = 80,147,000円																																																																																																																																																																																					
特定財源	174,693,000円																																																																																																																																																																																																	
国庫支出金 (全国統一費用分)	@220,902円 × 428人 = 94,546,000円																																																																																																																																																																																																	
都支出金 (全国統一費用分)	@187,261円 × 428人 = 80,147,000円																																																																																																																																																																																																	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	〔青少年対策費〕	報償費	347,600	青少年講座・講師等謝礼	347,600円	
		旅費	550,932	普通旅費	133,632円	
				近接地内 @511円 × 112回 =	57,232円	
				近接地外 @38,200円 × 2回 =	76,400円	
				費用弁償	417,300円	
				青少年委員 @9,300円 × 34人 =	316,200円	
				その他	101,100円	
			需用費	889,100	消耗品費	360,000円
					印刷製本費	529,100円
			役務費	238,300	通信運搬費	238,300円
	委託料	216,600	原画作成等	216,600円		
	使用料及び 借入金補助 金	109,500	会場借上料	109,500円		
	及び 交付金	3,600,000	地区活動推進費 @250,000円 × 14地区 =	3,500,000円		
			分担金	100,000円		
	計	10,796,532				
的	社会教育指導員 活動費	報 酬	13,475,664	会計年度任用職員（指導員）		
				@280,743円 × 4人 × 12月 =	13,475,664円	
		旅 費	34,320	費用弁償	@8,580円 × 4人 = 34,320円	
		需用費	36,400	消耗品費	@9,100円 × 4人 = 36,400円	
	計	13,546,384				
経	学校施設 開放事業費	報償費	36,784,800	指導員謝礼 @5,240円 × 135日 × 52校 =	36,784,800円	
		需用費	1,472,100	消耗品費	738,300円	
				修繕料	733,800円	
		工事請負費	19,110,000	施設補修費 @367,500円 × 52校 =	19,110,000円	
		備品購入費	870,200	開放用備品	870,200円	
	計	58,237,100				
費	放課後子ども 教室推進事業費	報 酬	776,000	特別職非常勤職員（運営委員会謝礼）	776,000円	
		報 償 費	123,786,768	コーディネーター		
				@4,460円 × 249日 × $\frac{34}{3}$ 校（12人） =	13,326,480円	
			協働活動サポーター @2,698,272円 × 34校 =	91,741,248円		
			（平日）@1,041円 × 2人 × 4時間 × 200日 =	1,665,600円		
			@1,041円 × 1人 × 3時間 × 200日 =	624,600円		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔放課後子ども 教室推進事業費〕	円			
			(土日) @1,041円 × 2人 × 3時間 × 49日 = 306,054円 @1,041円 × 1人 × 2時間 × 49日 = 102,018円 協働活動支援員 @550,560円 × 34校 = 18,719,040円 { (平日) @1,480円 × 2人 × 1時間 × 149日 = 441,040円 (土日) @1,480円 × 1人 × 2時間 × 37日 = 109,520円 消耗品等 @100,000円 × 34校 = 3,400,000円 { 特定財源 { 国庫支出金1/3 } @127,934,480円 × $\frac{2}{3}$ = 85,289,000円 { 都支出金1/3 }		
	需用費	3,400,000			
	計	127,962,768			
準	学級・講座 運営費	職員手当等	403,260	時間外勤務手当	@2,860円 × 141時間 = 403,260円
		報償費	12,567,470	成人・高齢者・一般対象	@22,240円 × 56学級 × 7回 = 8,718,080円 婦人・家庭教育 @10,980円 × 44学級 × 3回 = 1,449,360円 青少年対象 @29,630円 × 9学級 × 9回 = 2,400,030円
		旅費	268,514	{ 近接地内 @511円 × 74回 = 37,814円 費用弁償 230,700円	
		需用費	1,976,700	{ 消耗品費 887,200円 印刷製本費 1,089,500円	
		役務費	160,700	通信運搬費 160,700円	
		使用料及び 賃借料	705,000	自動車借上料 705,000円	
		備品購入費	264,100	264,100円	
	計	16,345,744			
的	社会教育指導者 講習会費	職員手当等	100,100	時間外勤務手当	@2,860円 × 35時間 = 100,100円
		報償費	435,200	講師謝礼	@27,200円 × 16回 = 435,200円
		旅費	37,032	{ 近接地内 @511円 × 12回 = 6,132円 費用弁償 30,900円	
		需用費	430,900	{ 消耗品費 212,800円 印刷製本費 218,100円	
		役務費	40,100	通信運搬費 40,100円	
	使用料及び 賃借料	176,100	自動車借上料 176,100円		
	計	1,219,432			
費	文化財保護 普及事業費	報酬	462,000	特別職非常勤職員（文化財保護審議会委員）	@15,400円 × 10人 × 3回 = 462,000円

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔文化財保護 普及事業費〕	円			
		職員手当等	197,340	時間外勤務手当	@2,860円 × 69時間 = 197,340円
		報償費	790,400	文化財調査及び文化財講座講師謝礼	790,400円
		旅費	149,221	近接地内	@511円 × 111回 = 56,721円
				費用弁償	92,500円
		需用費	1,498,100	消耗品費	355,000円
				会議費	53,600円
				印刷製本費	1,089,500円
		役務費	160,600	通信運搬費	160,600円
		委託料	1,659,900	文化財調査委託	1,659,900円
的 費	成人式運営費	使用料及び 賃借料	105,800	自動車借上料	105,800円
		備品購入費	176,100	事務用備品等	176,100円
		負担金補助 及び交付金	1,500,000	文化財保存助成等	1,500,000円
		計	6,699,461		
		報償費	146,300	講演者謝礼	146,300円
		需用費	1,411,700	記念品	1,180,900円
				消耗品費	28,400円
				印刷製本費	202,400円
		委託料	179,600	装飾委託	179,600円
		使用料及び 賃借料	42,200	会場使用料	21,100円
		器材使用料	21,100円		
計	1,779,800				
費	スポーツ推進 委員活動費	報酬	2,571,840	特別職非常勤職員（スポーツ推進委員）	@5,640円 × 38人 × 12月 = 2,571,840円
		旅費	2,508,000	費用弁償	@5,500円 × 38人 × 12月 = 2,508,000円
		需用費	100,700	消耗品費	100,700円
		負担金補助 及び交付金	114,000	東京都スポーツ推進委員協議会分担金	114,000円
		計	5,294,540		
費	スポーツ推進 計画策定経費	報酬	24,120	特別職非常勤職員（委員報酬）	@12,060円 × 20人 × $\frac{1}{10}$ = 24,120円
		委託料	239,565	策定支援委託	@2,395,650円 × $\frac{1}{10}$ = 239,565円
		計	263,685		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	スポーツ教室 運営費	職員手当等	197,340	時間外勤務手当	@2,860円 × 69時間 = 197,340円
		報償費	4,968,000	指導員謝礼	@20,700円 × 延30種目 × 8日 = 4,968,000円
		旅費	204,234	{ 近接地内	@511円 × 74回 = 37,814円
				{ 費用弁償	166,420円
		需用費	609,400	{ 消耗品費	318,800円
				{ 印刷製本費	290,600円
		役務費	80,200	通信運搬費	80,200円
		使用料及び 賃借料	705,000	自動車借上料	705,000円
		備品購入費	176,500		176,500円
			計	6,940,674	
準	区民体育大会 運営費	報償費	825,400	審判・役員謝礼	825,400円
		需用費	2,039,400	{ 参加賞・記念品	1,098,300円
				{ 消耗器材	417,000円
				{ 印刷製本費	524,100円
		役務費	437,900	{ 通信運搬費	309,000円
				{ 筆耕翻訳料	128,900円
		委託料	362,000	装飾委託	362,000円
的		使用料及び 賃借料	331,400	{ 自動車借上料	262,500円
				{ 会場使用料	68,900円
		備品購入費	189,700	競技用器材	189,700円
		計	4,185,800		
経	図書館管理費 (7館)	報酬	151,275,054	説明(5)参照	@4,635,785円 × 30人 = 139,073,550円
				会計年度任用職員(図書整理)	12,201,504円
		給与費	172,788,639		@7,645,515円 × 22.6人 = 172,788,639円
		職員手当等	11,703,120	時間外勤務手当	11,703,120円
		報償費	352,800		352,800円
		旅費	718,227	{ 近接地内	489,027円
				{ 近接地外	229,200円
		需用費	123,550,300	{ 燃料費	1,728,400円
				{ 電気料	20,088,900円
				{ ガス料	3,659,100円
	{ 水道料		4,910,300円		
	{ 消耗品費		10,389,600円		
費					

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔図書館管理費 （7館）〕		円	印刷製本費	1,733,300円
				図書資料費	78,900,500円
				修繕料	2,140,200円
		役務費	6,375,900	通信運搬費	6,114,600円
				保険料	261,300円
		委託料	338,770,300	清掃委託等	338,770,300円
		使用料及び 賃借料	44,276,000	自動車借上料等	44,276,000円
		工事請負費	26,755,400	維持補修費	26,755,400円
		備品購入費	2,258,300	書架・机等	2,258,300円
		負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円
	計	878,900,040			
的 経 費	社会教育施設 管理費 （2施設）	報酬	13,907,355	説明(6)参照	@4,635,785円 × 3人 = 13,907,355円
		給与費	19,878,339		@7,645,515円 × 2.6人 = 19,878,339円
		職員手当等	2,196,480		2,196,480円
		報償費	452,320		452,320円
		旅費	189,331	近接地内	112,931円
				近接地外	76,400円
		需用費	7,474,230	燃料費	12,490円
				電気料	4,086,600円
				ガス料	1,153,340円
				水道料	1,429,160円
		消耗品費	563,240円		
		印刷製本費	34,820円		
		修繕料	194,580円		
役務費	148,960	通信運搬費	141,310円		
		保険料	7,650円		
委託料	121,999,120		121,999,120円		
使用料及び 賃借料	385,060		385,060円		
工事請負費	1,367,580		1,367,580円		
備品購入費	102,410		102,410円		
			{ 特定財源（使用料及び手数料） 4,936,200円 }		
	計	168,101,185			

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	社会体育施設管理費	委託料	563,773,030	円 説明(7)参照 563,773,030円
	都民体育大会選手派遣費	負担金補助金及び交付金	1,158,400	選手派遣費 @3,200円 × 362人 = 1,158,400円
	学校等情報配信システム運用経費(小/中/幼)	委託料	1,679,570	システム運用委託 1,679,570円
	教育振興基本計画策定経費	報酬	77,724	委員報酬 @15,240円 × 51人 × $\frac{1}{10}$ = 77,724円
		委託料	379,509	策定支援委託 @3,795,090円 × $\frac{1}{10}$ = 379,509円
	計	457,233		
合計		3,022,296,259		
特定財源	使用料及び手数料		4,936,200	社会教育会館使用料 4,936,200円
	国庫・都支出金		764,909,000	子育てのための施設等利用給付 504,927,000円 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>国庫支出金 673,237,200 × <math>\frac{1}{2}</math> = 336,618,000円</p> <p>都支出金 673,237,200 × <math>\frac{1}{4}</math> = 168,309,000円</p> </div> </div> <p>施設型給付費 174,693,000円</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div> <p>国庫支出金(全国统一費用分) @220,902円 × 428人 = 94,546,000円</p> <p>都支出金(全国统一費用分) @187,261円 × 428人 = 80,147,000円</p> </div> </div> <p>放課後子ども教室推進事業費(国1/3 都1/3) 127,934,480円 × <math>\frac{2}{3}</math> = 85,289,000円</p>
合計			769,845,200	
差引一般財源				2,252,451,059円
数値				350,000人
単位費用				6,436円



説明(5) 図書館管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (中央館分)	報酬	30,257,262	会計年度任用職員	
		給与費	39,756,678	管理運営補助員 @4,635,785円 × 6人 × 1館 =	27,814,710円
				図書整理 @11,256円 × 217人 =	2,442,552円
		職員手当等	2,676,960	時間外勤務手当 @2,860円 × 78時間 × 12月 =	2,676,960円
		報償費	352,800		352,800円
		旅費	188,820	近接地内 @511円 × 220回 =	112,420円
				近接地外 @38,200円 × 2回 =	76,400円
		需用費	69,756,300	燃料費	1,728,400円
				電気料	11,544,100円
				ガス料	1,859,800円
				水道料	2,798,300円
				消耗品費	8,289,700円
				印刷製本費	1,539,300円
				図書資料費	40,878,400円
		役務費	5,169,500	修繕料	1,118,300円
通信運搬費	5,117,200円				
委託料	70,934,100	保険料	52,300円		
		清掃委託	12,355,400円		
		機械設備保守委託	4,350,900円		
		警備委託	2,502,000円		
		管理運営委託	16,207,600円		
		窓口業務委託	20,809,700円		
使用料及び 賃借料	28,984,400	コンピュータ保守委託	14,708,500円		
		自動車借上料	6,519,400円		
		コンピュータリース料	15,050,200円		
工事請負費	24,799,000	フィルムライブラリー機器リース料	7,414,800円		
		維持補修費	24,799,000円		
備品購入費	1,602,800	書架・机等	1,602,800円		
負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円		
計	274,554,620				

事業区分	節名	経費	内 容	説 明		
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (地区館分)	報酬	121,017,792	会計年度任用職員		
		給与費	133,031,961	{ 管理運営補助員 @4,635,785円 × 6人 × 4館 = 111,258,840円 図書整理 @11,256円 × 867人 = 9,758,952円		
			職員手当等	9,026,160	@7,645,515円 × 4.35人 × 4館 = 133,031,961円 時間外勤務手当 @2,860円 × 263時間 × 12月 = 9,026,160円	
		旅費	529,407	{ 近接地内 @511円 × 737回 = 376,607円 近接地外 @38,200円 × 4回 = 152,800円		
			需用費	53,794,000	{ 電気料 8,544,800円 ガス料 1,799,300円 水道料 2,112,000円 消耗品費 2,099,900円 印刷製本費 194,000円 図書資料費 38,022,100円 修繕料 1,021,900円	
		役務費		1,206,400	{ 通信運搬費 997,400円 保険料 209,000円	
				委託料	267,836,200	{ 清掃委託 11,002,400円 機械設備保守委託 5,736,000円 警備委託 2,181,200円 窓口業務委託 83,238,800円 管理運営委託(4館) 20,815,600円 指定管理委託(2館) 130,153,700円 コンピュータ保守委託 14,708,500円
		使用料及び 賃借料			15,291,600	{ 自動車借上料 241,400円 コンピュータリース料 15,050,200円
					工事請負費	1,956,400
		備品購入費			655,500	書架・机等 655,500円
		計	604,345,420			
		合 計	878,900,040			

説明(6) 社会教育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	社会教育会館 管理運営費	報 酬	13,907,355	円 会計年度任用職員(管理運営補助員) @4,635,785円 × 3人 × 1館 = 13,907,355円	
		給 与 費	19,878,339	@7,645,515円 × 2.6人 × 1館 = 19,878,339円	
		職員手当等	2,196,480	時間外勤務手当 @2,860円 × 64時間 × 1館 × 12月 = 2,196,480円	
		報 償 費	452,320	講師謝礼金等 452,320円	
		旅 費	189,331	{ 近接地内 @511円 × 221回 = 112,931円 近接地外 @38,200円 × 2回 = 76,400円	
		需 用 費	7,474,230	{ 燃料費 12,490円 電気料 4,086,600円 ガス料 1,153,340円 水道料 1,429,160円 消耗品費 563,240円 印刷製本費 34,820円 修繕料 194,580円	
		役 務 費	148,960	{ 通信運搬費 141,310円 保険料 7,650円	
		委 託 料	71,846,890	{ 清掃委託 4,353,720円 警備委託 688,680円 機械設備保守委託 6,447,730円 管理運営委託(1館) 50,802,940円 指定管理委託(1館) 9,553,820円	
		使用料及び 賃借料	385,060	385,060円	
		工事請負費	1,367,580	維持補修費 1,367,580円	
		備品購入費	102,410	102,410円	
		計	117,948,955	{ 特定財源(使用料及び手数料) 4,936,200円 }	
		郷土資料館 管理運営費	委 託 料	50,152,230	指定管理委託 50,152,230円
	合 計		168,101,185		
	特 定 財 源		4,936,200		
差 引 一 般 財 源		163,164,985			

説明(7) 社会体育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	体育館管理運営 費(プール有館)	委託料 294,551,490	円 指定管理委託(2館)	294,551,490円
	体育館管理運営 費(プール無館)	委託料 54,003,540	指定管理委託(1館)	54,003,540円
	各種運動施設 管理運営費	委託料 215,218,000	指定管理委託 { 野球場 @1,520円 × 78,000㎡ = 118,560,000円 運動場 @1,520円 × 38,800㎡ = 58,976,000円 テニスコート @1,520円 × 9,750㎡ = 14,820,000円 屋外プール @16,330円 × 1,400㎡ = 22,862,000円	215,218,000円
合 計		563,773,030		

## 第8項 その他諸費

### I その他諸費の概要

#### 第1 公債費

- (1) 公債費は、昭和50年度以降に自治大臣又は都知事の許可（同意）を受け、令和5年5月31日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債（但し、統廃合のため新たに校地を取得する場合を除く）についての令和5年度における元利償還金を算定した。
- (2) 測定単位は「元利償還金」で、単位費用は1円とした。

#### 第2 財産費

- (1) 財産費は、次の経費について算定した。
  - ア 次の特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、知事が定める額
    - ・令和3年度及び令和4年度交付金に係る地方債収入相当額のうち令和5年度算定分
    - ・前年度以前に、国庫補助において国庫債務負担行為が認められた用地取得事業で、特別会計等で取得したもののについては、令和5年度に一般会計が再取得する分に係る地方債収入相当額
  - イ 令和4年度以前に締結した小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）敷地に係る令和5年度の借地料として知事が定める額
- (2) 測定単位は「年度支払額」で、単位費用は1円とした。

#### 第3 その他行政費

- (1) 測定単位は「人口」で、単位費用は14,317円とした。
- (2) 昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正を行った。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		公債費		測定単位	元利償還金	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	公債元利償還金	償還金 及び 割引料	円 146,000,000	起債元金及び利子の償還 元利償還金 146,000,000円		
	合 計		146,000,000			
特 定 財 源						
	合 計		0			
差引一般財源				146,000,000円		
数 値				146,000,000円		
単 位 費 用				1円		

〈経〉 その他諸費 財産費（年度支払額）

経費の種類		財産費		測定単位	年度支払額
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	財産取得等費 使用料及び 賃借料 公有財産購入費	円			
		56,700,000	借地料	56,700,000円	
		3,021,000,000	年賦支払額	3,021,000,000円	
合 計		3,077,700,000			
特 定 財 源					
合 計		0			
差引一般財源			3,077,700,000円		
数 値			3,077,700,000円		
単 位 費 用			1円		

〈経〉その他諸費 その他行政費（人口）

経費の種類		その他行政費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	その他行政費	円 5,010,950,000	その他行政費 5,010,950,000円			
	合 計	5,010,950,000				
特 定 財 源						
	合 計	0				
差引一般財源		5,010,950,000円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		14,317円				







## 第2節 投資的経費

### 第1項 議会総務費

#### I 議会総務費の概要

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、地域交流施設の改築・大規模改修経費について、測定単位「人口」により算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,273,446,060円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を1,273,446,060円と算定した。

この結果、単位費用を3,638円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
議会総務費	地域交流施設	25,994	
	内訳	区民センター 1施設	10,000
		地域センター 4施設	11,884
		地域総合防災センター 1施設	570
		災害対策要員住宅 1施設	2,280
		男女共同センター 1施設	1,260

##### 3 本年度改定内容

- (1) 地域交流施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、地域交流施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

#### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	地域交流施設	1,273,446,060	円		
			(改築)		
			工事費	$@405,900円 \times 25,994m^2 \times \frac{1}{50} = 211,019,292円$	
			臨時的改築工事費	844,077,168円	
基準的経費	地域交流施設	1,273,446,060	(大規模改修)		
			工事費	$@8,400円 \times 25,994m^2 = 218,349,600円$	
合計		1,273,446,060			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源		1,273,446,060円			
数値		350,000人			
単位費用		3,638円			

## 第2項 民生費

### I 民生費の概要

#### 第1 社会福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を520,273,800円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を520,273,800円と算定した。

この結果、単位費用を1,486円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
社会福祉費	心身障害者福祉施設 9施設	10,620

##### 3 本年度改定内容

- (1) 心身障害者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、心身障害者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

#### 第2 老人福祉費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は63,000人で、その所要経費を810,547,500円、特定財源を20,880,000円と見込み、差引一般財源所要額を789,667,500円と算定した。

この結果、単位費用を12,534円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
老人福祉費	高齢者福祉施設	18,250	
	内訳	老人福祉施設 13施設	5,460
		老人福祉センター 1施設	800
		高齢者在宅サービスセンター 7施設	3,990
		特別養護老人ホーム 2施設	8,000

##### 3 本年度改定内容

- (1) 高齢者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、高齢者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

### 第3 児童福祉費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 児童福祉費は測定単位「15歳未満人口」により、児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は38,000人で、その所要経費を1,668,626,980円、特定財源を22,553,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,646,073,980円と算定した。
- この結果、単位費用を43,318円とした。

#### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
児童福祉費	児童福祉施設	35,902
	児童館 20施設	10,800
	母子生活支援施設 1施設	900
	放課後児童クラブ 19施設	2,622
	子ども家庭支援センター 1施設	500
	保育所 34施設	21,080

#### 3 本年度改定内容

- (1) 児童福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、児童福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

## II 積算の内容

次頁より

〈投〉 民生費 社会福祉費（人口）

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	心身障害者福祉施設	520,273,800	円		
			(改築)		
			工事費	@405,900円 × 10,620㎡ × $\frac{1}{50}$ =	86,213,160円
			臨時的改築工事費		344,852,640円
			(大規模改修)		
			工事費	@8,400円 × 10,620㎡ =	89,208,000円
合計		520,273,800			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			520,273,800円		
数値			350,000人		
単位費用			1,486円		

〈投〉 民生費 老人福祉費（65歳以上人口）

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢者福祉施設	円			
		810,547,500	(改築) 工事費 @405,900円 × 18,250㎡ × $\frac{1}{50}$ = 148,153,500円 臨時的改築工事費 509,094,000円 (大規模改修) 工事費 @8,400円 × 18,250㎡ = 153,300,000円		
合計		810,547,500			
特定財源	高齢者福祉施設 都支基金 (特別養護老人ホーム)	20,880,000	工事費 @522,000,000円 × 2所 × $\frac{1}{50}$ = 20,880,000円		
合計		20,880,000			
差引一般財源			789,667,500円		
数値			63,000人		
単位費用			12,534円		



〈投〉 民生費 児童福祉費（15歳未満人口）

経費の種類	児童福祉費	測定単位	15歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	児童福祉施設	1,668,626,980	円 (改築) 工事費 @405,900円 × 35,902㎡ × $\frac{1}{50}$ = 291,452,436円 臨時的改築工事費 1,075,597,744円 (大規模改修) 工事費 @8,400円 × 35,902㎡ = 301,576,800円
	合計	1,668,626,980	
特定財源	児童福祉施設 都支出金（児童館）	14,801,000	工事費  @55,505,000円 × $\frac{2}{3}$ = 37,003,000円 @37,003,000円 × 20所 × $\frac{1}{50}$ = 14,801,000円
	国庫支出金及び都支出金 （放課後児童クラブ）	7,752,000	工事費  @30,602,000円 × $\frac{2}{3}$ = 20,401,000円 @20,401,000円 × 19所 × $\frac{1}{50}$ = 7,752,000円
	合計	22,553,000	
	差引一般財源		1,646,073,980円
	数値		38,000人
	単位費用		43,318円

## 第3項 衛生費

### I 衛生費の概要

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により保健衛生施設の改築等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を347,829,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を347,829,000円と算定した。

この結果、単位費用を994円とした。

#### 2 標準団体行政規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
衛生費	保健衛生施設	7,100	
	内訳	保健所（衛生検査センター含む） 1施設	2,800
		保健センター 3施設	3,600
		リサイクルセンター 1施設	700

#### 3 本年度改定内容

- (1) 保健衛生施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、保健衛生施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	保健衛生施設	円	
		347,829,000	(改築) 工事費 @405,900円 × 7,100㎡ × $\frac{1}{50}$ = 57,637,800円 臨時的改築工事費 230,551,200円 (大規模改修) 工事費 @8,400円 × 7,100㎡ = 59,640,000円
		合計	347,829,000
特 定 財 源			
合計		0	
差引一般財源			347,829,000円
数値			350,000人
単位費用			994円

## 第4項 清掃費

### I 清掃費の概要

#### 第1 収集作業費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により清掃事務所及び清掃事業所の改築・大規模改修に要する経費と清掃車庫の大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を198,057,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を198,057,000円と算定した。

この結果、単位費用を566円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
収集作業費	清掃事務所及び清掃事業所	4,000
	車庫	1,800

##### 3 本年度改定内容

- (1) 清掃事務所及び清掃事業所の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、清掃事務所及び清掃事業所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

#### 第2 処理処分費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により清掃工場の改築等に要する経費、元利償還金に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,990,106,560円、特定財源を887,070,240円と見込み、差引一般財源所要額を1,103,036,320円と算定した。

この結果、単位費用を3,152円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

### II 積算の内容

次頁より

なお、処理処分費の大規模改修には、保安施設整備、公害監視設備整備、建築等設備整備、粗大ごみ破碎整備等に要する経費を計上している。

経費の種類	収 集 作 業 費	測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	清掃事務所及び 清掃事業所	円 195,960,000	(改築) 工事費  $@405,900円 \times 4,000m^2 \times \frac{1}{50} = 32,472,000円$ 臨時的改築工事費 (大規模改修) 工事費 $@8,400円 \times 4,000m^2 = 33,600,000円$
	車 庫	2,097,000	(大規模改修) 工事費  $@23,300円 \times 1,800m^2 \times \frac{1}{20} = 2,097,000円$
合 計		198,057,000	
特 定 財 源			
合 計		0	
差 引 一 般 財 源		198,057,000円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		566円	

経費の種類	処 理 処 分 費	測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	清 掃 工 場 そ の 他 施 設	円 1,296,662,420	(改築) 工事費	
			@55,756,850,000円 × $\frac{1}{50}$ =	1,115,137,000円
			(不燃プラント更新) 工事費	
		@2,615,796,000円 × $\frac{1}{50}$ =	52,315,920円	
		(大規模改修)		129,209,500円
	元 利 償 還 金	693,444,140	(元利償還金)	693,444,140円
合 計		1,990,106,560		
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	269,958,220	(改築)	255,484,040円
			(不燃プラント更新)	14,474,180円
	特 別 区 債	617,112,020	(改築)	586,459,280円
			(不燃プラント更新)	30,652,740円
合 計		887,070,240		
差 引 一 般 財 源			1,103,036,320円	
数 値			350,000人	
単 位 費 用			3,152円	

## 第5項 経済労働費

### I 経済労働費の概要

#### 第1 生活経済費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者及び商工振興施設の改築・大規模改修経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人で、その所要経費を156,768,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を156,768,000円と算定した。

この結果、単位費用を448円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設		標準事業規模(m <sup>2</sup> )
生活経済費	消費者及び商工振興施設		3,200
	内訳	商工振興センター 1施設	2,900
		消費者センター 1施設	300

##### 3 本年度改定内容

- (1) 消費者及び商工振興施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、消費者及び商工振興施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

### II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	消費者及び 商工振興施設	円 156,768,000	(改築)		
			工事費 @405,900円 × 3,200㎡ × $\frac{1}{50}$ = 25,977,600円 臨時的改築工事費 103,910,400円 (大規模改修) 工事費 @8,400円 × 3,200㎡ = 26,880,000円		
合計		156,768,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源		156,768,000円			
数値		350,000人			
単位費用		448円			



## 第6項 土木費

### I 土木費の概要

#### 第1 建築公害費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、区営住宅の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を742,625,200円、特定財源を160,703,000円と見込み、差引一般財源所要額を581,922,200円と算定した。  
この結果、単位費用を1,663円とした。

##### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
建築公害費	区営住宅(404戸)	28,280

##### 3 本年度改定内容

- (1) 区営住宅の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、区営住宅の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

#### 第2 都市整備費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、まちづくりに要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を170,900,000円、特定財源を92,510,000円と見込み、差引一般財源所要額を78,390,000円と算定した。  
この結果、単位費用を224円とした。

##### 2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

### 第3 道路橋りょう費

#### 1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路改良、交通安全施設整備及びガードパイプ取替等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区道路面積は2,322,000㎡で、その所要経費を379,411,200円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を379,411,200円と算定した。  
この結果、単位費用を163円とした。

#### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
道路橋りょう費	道路改良	2,322,000
	道路緑化	
	橋りょう架替	
	交通安全施設	
	ガードパイプ	
	公衆便所(15箇所)	270

#### 3 本年度改定内容

- (1) 公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

## 第4 公園費

### 1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「人口」により、公園の造成等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を871,697,455円、特定財源を149,142,000円と見込み、差引一般財源所要額を722,555,455円と算定した。  
この結果、単位費用を2,064円とした。

### 2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
公園費	公園 (新設工事費)	1,500
	公園 (新設用地費)	400
	公園 (改修工事費)	300,000
	公衆便所 (120箇所)	2,160

### 3 本年度改定内容

- (1) 公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

## II 積算の内容

次頁より

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	区営住宅	円			
		742,625,200	(改築) 工事費 $@405,900円 \times 70m^2 \times \frac{1}{50} \times 404戸 = 229,577,040円$ 臨時的改築工事費 275,496,160円 (大規模改修) 工事費 $@8,400円 \times 70m^2 \times 404戸 = 237,552,000円$		
合計		742,625,200			
特定財源	国庫支出金	103,309,000	社会資本整備総合交付金 103,309,000円		
	都支出金	57,394,000	公営住宅整備事業補助金 57,394,000円		
合計		160,703,000			
差引一般財源		581,922,200円			
数値		350,000人			
単位費用		1,663円			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	まちづくり事業費	円			
		170,900,000	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部（用地取得経費を除く） 都市防災不燃化促進事業（都・国制度分） 市街地再開発事業（基本計画作成費）		
合計		170,900,000			
特定財源	国庫支出金・都支出金	92,510,000	92,510,000円		
合計		92,510,000			
差引一般財源			78,390,000円		
数値			350,000人		
単位費用			224円		

(投) 土木費 道路橋りょう費 (道路面積)

経費の種類	道路橋りょう費	測定単位	道路面積
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	道路改良	円 259,290,000	工事費  (改良単価) (実施率) $@20,100円 \times 2,322,000m^2 \times \frac{1}{180} = 259,290,000円$
	道路緑化	20,791,000	街路樹、植樹帯等整備 20,791,000円
	交通安全 施設整備	46,448,000	交通安全施設整備 46,448,000円
	ガードパイプ 取替	25,542,000	工事費 (取替単価) (実施面積) $@11円 \times 2,322,000m^2 = 25,542,000円$
	公衆便所	27,340,200	(改築) 工事費 $@905,600円 \times 18m^2 \times \frac{1}{50} \times 15箇所 = 4,890,240円$ 臨時的改築工事費 19,560,960円 (大規模改修) 工事費 $@10,700円 \times 18m^2 \times 15箇所 = 2,889,000円$
合 計		379,411,200	
特 定 財 源			
合 計		0	
差引一般財源		379,411,200円	
数 値		2,322,000m <sup>2</sup>	
単 位 費 用		163円	

経費の種類	公園費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	公園	円 510,400,000	(新設) 工事費 @36,000円 × 1,500㎡ = 54,000,000円 用地費 @466,000円 × 400㎡ = 186,400,000円 (改修) 工事費 @36,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{40}$ = 270,000,000円
	公共便所	218,721,600	(改築) 工事費 @905,600円 × 18㎡ × $\frac{1}{50}$ × 120箇所 = 39,121,920円 臨時的改築工事費 156,487,680円 (大規模改修) 工事費 @10,700円 × 18㎡ × 120箇所 = 23,112,000円
	元利償還金	142,575,855	元利償還需要額 142,575,855円
	合計	871,697,455	
特定財源	国庫支出金	13,070,000	公園事業費国庫補助金 〔国庫補助率〕〔国庫採択見込率〕 新設工事費 @36,000円 × 1,500㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 = 1,350,000円 新設用地費 @466,000円 × 400㎡ × $\frac{1}{3}$ × 0.08 = 4,970,000円 改修工事費 @36,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 × $\frac{1}{40}$ = 6,750,000円
	特別区債	136,072,000	用地費 181,430,000円 × 0.75 = 136,072,000円
	合計	149,142,000	
差引一般財源		722,555,455円	
数値		350,000人	
単位費用		2,064円	

## 第7項 教育費

### I 教育費の概要

#### 第1 小学校費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。  
小学校及び義務教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、小学校数34校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 6,328,050,800円、特定財源を 967,941,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 5,360,109,800円 と算定した。この結果、単位費用を 157,650,288円 とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、小学校の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

#### 第2 中学校費

##### 1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。  
中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、中学校数18校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 4,120,854,000円、特定財源を 532,141,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 3,588,713,000円 と算定した。この結果、単位費用を 199,372,944円 とした。

##### 2 本年度改定内容

- (1) 義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- (2) 令和5年度に限り、中学校の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。



### 第3 その他の教育費

#### 1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「園児数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

小中学校の校外施設の大規模改修及び改築に要する経費

イ 「園児数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の大規模改修及び改築に要する経費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の大規模改修及び改築に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	33,240人	342,648,000	0	342,648,000	10,308
園児数	1,800人	464,066,250	17,175,000	446,891,250	248,273
人口	350,000人	1,873,754,760	21,432,000	1,852,322,760	5,292

#### 2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・校外施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- ・令和5年度に限り、校外施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

- ・幼稚園の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- ・令和5年度に限り、幼稚園の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・生涯学習関連施設及び各種運動施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映することで算定を改善した。
- ・令和5年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

### 3 標準事業規模

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
その他の教育費	校外施設	6,000

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )
その他の教育費	幼稚園	10,875

(3) 「人口」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m <sup>2</sup> )	
その他の教育費	生涯学習関連施設	35,300	
	内	図書館(中央館) 1施設	4,200
		図書館(地区館) 6施設	6,000
		社会教育会館 2施設	3,800
		体育館(プール有) 2施設	14,800
		体育館(プール無) 1施設	3,500
		郷土資料室 1施設	3,000
	各種運動施設	136,220	
	内	野球場 12.1面	78,650
		運動場 4.4面	42,680
		テニスコート 15面	11,250
		屋外プール 6面	2,100
		管理棟等 1施設	1,540

## Ⅱ 積算の内容

次頁より

### 参 考

#### 1 義務教育施設大規模改修経費積算内訳

区 分	小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園
	1 校 当 たり 所 要 額	1 校 当 たり 所 要 額	1 施 設 当 たり 所 要 額
	千 円	千 円	千 円
校 舎	18,940	19,929	8,211
給 食 室	1,668	1,669	1,669
屋 内 運 動 場	2,997	2,830	1,691
プ ー ル	691	754	581
校 庭	1,868	2,571	1,868
フ ェ ン ス	691	778	691
計	26,855	28,531	14,711

#### 2 耐用年数及び標準事業規模

区 分	耐用年数	標 準 事 業 規 模			備 考
		小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園	
	年	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
校 舎	47	5,900	6,198	1,800	国庫補助基準面積
給 食 室	47	319	266	266	国庫補助基準面積
屋 内 運 動 場	44	1,215	1,138	629	財調算定面積
プ ー ル	30	630	700	504	財調算定面積を基準とし、モデル設定
校 庭	40	4,000	5,600	4,000	現況保有面積の平均
フ ェ ン ス (金網面積)	50	670	756	670	現況保有校地面積の平均値を基準とし、モデル設定

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 4,965,323,800	(校舎) 建設費 @282,900円 × 5,900㎡ = 1,669,110,000円 取壊し経費 @19,600円 × 5,900㎡ = 115,640,000円 仮設校舎建設費 @32,700円 × 5,000㎡ = 163,500,000円 給食室設置経費 @179,138,000円 × 1校 = 179,138,000円 空調除外経費 @△18,300円 × 1,296㎡ = △23,716,800円 計 2,103,671,200円  @2,103,671,200円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 1,521,804,700円  (屋内運動場) 建設費 @322,100円 × 1,215㎡ = 391,351,500円 取壊し経費 @17,500円 × 1,215㎡ = 21,262,500円 計 412,614,000円  @412,614,000円 × $\frac{1}{44}$ × 34校 = 318,838,100円  (プール) 建設費 @337,500円 × 250㎡ = 84,375,000円 取壊し経費 @25,300円 × 250㎡ = 6,325,000円 内蔵経費 @42,000円 × 250㎡ = 10,500,000円 計 101,200,000円  @101,200,000円 × $\frac{1}{30}$ × 34校 = 114,693,300円  (雨水有効利用設備)  @2,800円 × 5,900㎡ × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 11,950,600円  (臨時的改築工事費)  2,998,037,100円
	大規模改修 費	913,070,000	校 舎 18,940,000円 給 食 室 1,668,000円 屋 内 運 動 場 2,997,000円 プ ー ル 691,000円 校 庭 1,868,000円 フ ェ ン ス 691,000円 計 26,855,000円  @26,855,000円 × 34校 = 913,070,000円

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 449,657,000	(元利償還金) 449,657,000円		
	合 計		6,328,050,800			
特 定	国庫支出金		462,387,000	校舎建設費		
				$\textcircled{236,900\text{円}} \times 5,900\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 465,903,333\text{円}$ $\textcircled{465,903,333\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 34\text{校} = 337,036,000\text{円}$		
財 源	特別区債		505,554,000	給食室設置経費		
				$\textcircled{288,600\text{円}} \times 319\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 30,687,800\text{円}$ $\textcircled{30,687,800\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 34\text{校} = 22,199,000\text{円}$		
源				屋内運動場建設費		
				$\textcircled{270,400\text{円}} \times 1,215\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 109,512,000\text{円}$ $\textcircled{109,512,000\text{円}} \times \frac{1}{44} \times 34\text{校} = 84,622,000\text{円}$		
源				プール建設費		
				$\textcircled{196,200\text{円}} \times 250\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 16,350,000\text{円}$ $\textcircled{16,350,000\text{円}} \times \frac{1}{30} \times 34\text{校} = 18,530,000\text{円}$		
源				校舎建設債		
				$\textcircled{236,900\text{円}} \times 5,900\text{m}^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 698,855,000\text{円}$ $\textcircled{698,855,000\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 34\text{校} = 505,554,000\text{円}$		
合 計			967,941,000			
差引一般財源		5,360,109,800円				
数 値		34校				
単 位 費 用		157,650,288円				

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 3,283,108,000	(校舎) 建設費 @282,900円 × 6,198㎡ = 1,753,414,200円 取壊し経費 @19,600円 × 6,198㎡ = 121,480,800円 仮設校舎建設費 @32,700円 × 5,609㎡ = 183,414,300円 給食室設置経費 @167,125,000円 × 1校 = 167,125,000円 空調除外経費 @△18,300円 × 1,080㎡ = △19,764,000円 計 2,205,670,300円 $@2,205,670,300円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 844,724,800円$ (屋内運動場) 建設費 @322,100円 × 1,138㎡ = 366,549,800円 取壊し経費 @17,500円 × 1,138㎡ = 19,915,000円 計 386,464,800円 $@386,464,800円 \times \frac{1}{44} \times 18校 = 158,099,200円$ (プール) 建設費 @337,500円 × 300㎡ = 101,250,000円 取壊し経費 @25,300円 × 300㎡ = 7,590,000円 内蔵経費 @42,000円 × 300㎡ = 12,600,000円 計 121,440,000円 $@121,440,000円 \times \frac{1}{30} \times 18校 = 72,864,000円$ (雨水有効利用設備) $@2,800円 \times 6,198㎡ \times \frac{1}{47} \times 18校 = 6,646,400円$ (臨時的改築工事費) 2,200,773,600円
	大規模改修	513,558,000	校 舎 19,929,000円 給 食 室 1,669,000円 屋内運動場 2,830,000円 プ ー ル 754,000円 校 庭 2,571,000円 フェンス 778,000円 計 28,531,000円 $@28,531,000円 \times 18校 = 513,558,000円$

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 324,188,000	(元利償還金) 324,188,000円		
	合計		4,120,854,000			
特定	国庫支出金		250,976,000	校舎建設費		
				$\textcircled{236,900\text{円}} \times 6,198\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 489,435,400\text{円}$ $\textcircled{489,435,400\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 18\text{校} = 187,443,000\text{円}$		
特定				給食室設置経費		
				$\textcircled{288,600\text{円}} \times 266\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 25,589,200\text{円}$ $\textcircled{25,589,200\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 18\text{校} = 9,800,000\text{円}$		
特定				屋内運動場建設費		
				$\textcircled{270,400\text{円}} \times 1,138\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 102,571,733\text{円}$ $\textcircled{102,571,733\text{円}} \times \frac{1}{44} \times 18\text{校} = 41,961,000\text{円}$		
財源	特別区債		281,165,000	プール建設費		
				$\textcircled{196,200\text{円}} \times 300\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 19,620,000\text{円}$ $\textcircled{19,620,000\text{円}} \times \frac{1}{30} \times 18\text{校} = 11,772,000\text{円}$		
財源				校舎建設債		
				$\textcircled{236,900\text{円}} \times 6,198\text{m}^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 734,153,100\text{円}$ $\textcircled{734,153,100\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 18\text{校} = 281,165,000\text{円}$		
合計			532,141,000			
差引一般財源		3,588,713,000円				
数値		18校				
単位費用		199,372,944円				

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数		
事業区分		節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	校 外 施 設		円				
			292,248,000	(改築)			
				工事費	@405,900円 × 6,000㎡ × $\frac{1}{50}$ =	48,708,000円	
				臨時的改築工事費		243,540,000円	
		50,400,000	(大規模改修)				
			工事費	@8,400円 × 6,000㎡ =	50,400,000円		
合 計			342,648,000				
特 定 財 源							
合 計			0				
差 引 一 般 財 源				342,648,000円			
数 値				33,240人			
単 位 費 用				10,308円			



経費の種類		その他の教育費		測定単位	園	児	数
事業区分		節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	幼稚園		円				
			372,716,250	(改築)			
				工事費	@405,900円 ×	10,875㎡ ×	$\frac{1}{50} = 88,283,250円$
				臨時的改築工事費			284,433,000円
			91,350,000	(大規模改修)			
				工事費	@8,400円 ×	10,875㎡ =	91,350,000円
合 計			464,066,250				
特 定 財 源	国庫支出金		17,175,000	園舎建設費	@236,900円 ×	10,875㎡ ×	$\frac{1}{3} = 858,762,500円$
					@858,762,500円 ×	$\frac{1}{50} = 17,175,000円$	
合 計			17,175,000				
差引一般財源				446,891,250円			
数 値				1,800人			
単 位 費 用				248,273円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	生涯学習 関連施設	円 1,347,099,000	(改築) 工事費 @405,900 × 35,300㎡ × $\frac{1}{50}$ = 286,565,400円 臨時的改築工事費 1,060,533,600円			
		296,520,000	(大規模改修) 工事費 @8,400 × 35,300㎡ = 296,520,000円			
的 経 費	各種運動施設	189,488,600	(改築) 工事費 屋外プール (建設費) @337,500 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ = 23,625,000円 屋外プール (取壊し経費) @25,300 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ = 1,771,000円 管理棟等 @405,900 × 1,540㎡ × $\frac{1}{50}$ = 12,501,720円 臨時的改築工事費 151,590,880円			
		40,647,160	(大規模改修) 工事費 野球場 @4,100 × 78,650㎡ × $\frac{1}{30}$ = 10,748,830円 運動場 @4,100 × 42,680㎡ × $\frac{1}{30}$ = 5,832,930円 テニスコート @14,200 × 11,250㎡ × $\frac{1}{30}$ = 5,325,000円 屋外プール @2,764 × 2,100㎡ = 5,804,400円 管理棟等 @8,400 × 1,540㎡ = 12,936,000円			
合 計		1,873,754,760				
特 定 財 源	国庫支出金	21,432,000	体育館建設費 @219,200 × 11,500㎡ × $\frac{1}{3}$ = 840,266,667円 @840,266,667円 × $\frac{1}{50}$ = 16,805,000円 プール建設費 @867,700 × 800㎡ × $\frac{1}{3}$ = 231,386,667円 @231,386,667円 × $\frac{1}{50}$ = 4,627,000円			
		合 計	21,432,000			
差引一般財源		1,852,322,760円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		5,292円				

第 3 部

補 正 係 数



# 第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

## 第2章 補正係数の種類

### 第1節 種別補正

#### 1 目的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

#### 2 補正係数の一般的算式

種別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別Aに係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

### 第2節 段階補正

#### 1 目的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

#### 2 補正係数の一般的算式

段階補正係数 ( $\alpha$ ) は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$  ……測定単位の数値

$X$  ……標準区の数値

$\Delta x_n$  ……n 段階目の数値の増減差

$d_n$  ……n 段階目の補正率

符号：+ …… $X < x$  ; - …… $X > x$  のとき

補正率 ( $d_n$ ) は、次の算式で求められる。

- i 標準区の数値を超える段階 (数値の増加により逓減するもの)

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

$A$  ……単位費用

$\Delta b_{n-1}$  ……n 段階目の減少する単位費用の額

- ii 標準区の数値に満たない段階 (数値の減少により逓増するもの)

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

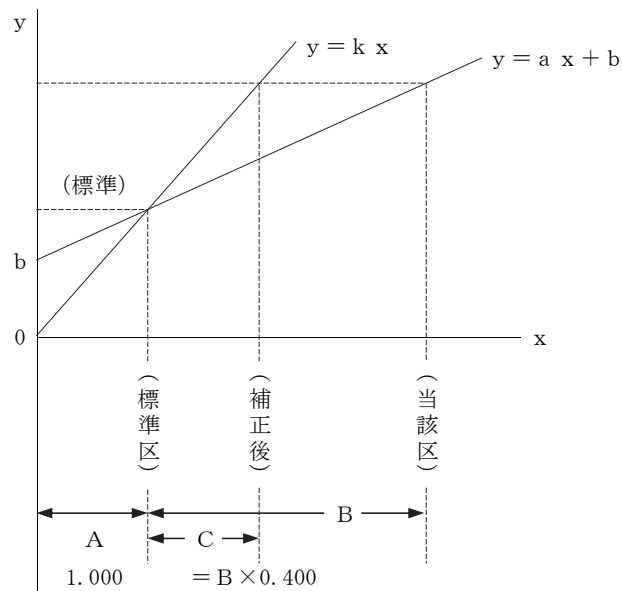
$\Delta b_{n-1}$  ……n 段階目の増加する単位費用の額

段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

(図例) 補正率を0.400 として

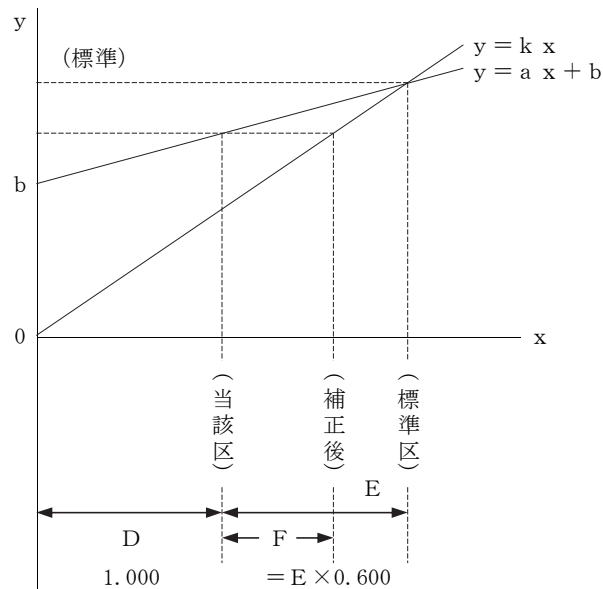
当該区の数値  $A + B$   
 当該区の段階ごとに補正した数値  $A + C = A + B \times 0.400$



イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値  $D$   
 当該区の段階ごとに補正した数値  $D + F = D + E \times 0.600$



### 第3節 密度補正

#### 1 目的

密度の大小により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、逓減又は逓増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

#### 2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left( \frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left( \frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号  $\beta \text{ II}$  に同じ



## 第4節 態容補正

### 1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

### 2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{Ax}$$

A ……単位費用

x ……当該区の数值

b ……当該区の付加すべき事業費

### 第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

#### 1 経常的経費

経費の種類	測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法	
議会総務費	人 口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
民 生 費	社会福祉費	人 口	○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正係数-1）	
	老人福祉費	65歳以上人口	○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	生活保護費	被保護者数	○	○	○	段階補正係数+（密度補正係数-1）+（態容補正係数-1）	
	児童福祉費	18歳未満人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（密度補正Ⅲ係数-1）+（密度補正Ⅳ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）+（態容補正Ⅳ係数-1）
			区立保育所 入所児童数		○	○	密度補正Ⅰ係数+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正係数-1）
			私立保育所 入所児童数			○	
	国民健康保険 事業助成費	被保険者数	○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）+（態容補正Ⅳ係数-1）	
後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数	○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）		
衛生費	人 口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
清 掃 費	清掃総務費	人 口	○				
	収集作業費	人 口	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	収集車両費	人 口	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	処処分費	人 口	○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）	
経 済 労 働 費	生活経済費	人 口	○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）	
	産業経済費	事業所数	○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
土 木 費	建築公害費	人 口	○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	都市整備費	人 口	○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）	
	道路橋りょう費	道路面積	○	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数+（態容補正係数-1）
	公園費	公園面積	○	○			
教 育 費	小学校費	児童数			○		
		学級数					
		学校数	○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
	中学校費	生徒数	○	○		段階補正係数+（密度補正係数-1）	

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
その他諸費	公債費	元利償還金					
	財産費	年度支払額					
	その他行政費	人口				○	

## 2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
議会総務費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
民 生 費	社会福祉費	人口				○	
	老人福祉費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
	児童福祉費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
衛生費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
清掃費	収集作業費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
	処理処分費	人口					
経 済 費	生活経済費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
土 木 費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	道路橋りょう費	道路面積	○		○	○	密度補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
	公園費	人口				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
教 育 費	小学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）+（態容補正Ⅳ係数-1）
	中学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		園児数				○	
		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）

## 第4章 行政費目ごとの固定費一覧

### 1 経常的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会総務費 (人 口)	議会運営費、区議会事務局運営費の一部(事業費の一部及び給与費11.29人分)、一般管理事務費の一部(事業費の一部、給与費145.68人分)、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費の一部、都区市町村電子自治体運営システム経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部(防災対策、災害応急対策、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策(防災普及広報等経費)の一部、震災予防対策(起震車運行等経費)の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部)、公衆無線LAN経費の一部、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費の一部、職員共済組合給与費負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、地域コミュニティ活動支援費、住民基本台帳整備費の一部、住居表示管理費の一部、出張所管理運営費、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部(事業費の一部及び給与費の31.44人分)、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部(事業費及び給与費4.64人分)、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部(事業費の一部及び給与費4.47人分)、退職手当費の一部(28人分)、再任用(短時間)職員経費の一部(再任用64.37人分)	円	円	
		4,748,083,072	9,165,560,819	0.518
民生費 (人 口)	社会福祉総務費の一部(事業費及び給与費4.40人分)、地域福祉計画作成、婦人相談員設置費、地域社会福祉協議会育成費、宿泊所等管理運営費、知的障害者福祉事業管理費の一部、障害者自立支援協議会運営費、身体障害者福祉事業管理費の一部、障害者就労支援事業費、障害認定審査会の一部、障害福祉計画作成、地域活動支援センター運営費の一部、避難行動要支援者名簿作成等経費の一部、指導検査事業費(指導検査支援業務委託等)、国民年金事務費の一部(事業費の一部、給与費3.40人分)			
		332,493,196	5,259,956,215	0.063

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
民 生 費	老人福祉費 (65歳以上人口)	老人福祉事業総務費の一部(事業費及び給与費17.89人分)、老人クラブ助成事業費の一部、老人福祉施設管理運営費の一部(2所分)、老人福祉センター管理運営費の一部(0.125所分)、介護保険事業助成費の一部	円 229,200,472	円 4,701,425,136	0.049
	生活保護費 (被保護者数)	給与費11.81人分	90,293,532	1,415,720,123	0.064
	児童福祉費 (18歳未満人口)	児童福祉総務費の一部(事業費及び給与費34.35人分)、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部(6所分)、子ども家庭支援センター運営費(先駆型)、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、養育費確保支援事業費、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費(保育所)の一部、保育所等賃借料補助事業費	1,051,054,738	7,067,135,264	0.149
	国民健康保険 事業助成費 (被保険者数)	国民健康保険総務費の一部(事業費の一部及び給与費20.31人分)	158,933,440	1,484,970,224	0.107
	後期高齢者医療 制度事業助成費 (被保険者数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部(事業費の一部及び給与費5.95人分)	61,555,264	2,653,434,031	0.023
衛 生 費	衛生総務費の一部(事業費の一部及び給与費47.25人分)、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部(委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く)、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部(キャンペーン委託費)、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、産後ケア事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部(事業費の85.1%分)、住宅宿泊事業費、医薬費(医療監視・献血対策等)、医薬費(薬事監視等)の一部、医薬費(衛生試験所登録等)、環境施策推進費の一部(環境計画推進費等)、使用済注射針回収支援事業費の一部	624,282,519	3,403,648,968	0.183	
清 掃 費	清掃総務費 (人口)	総務管理費の一部(事業費の一部及び給与費6.67人分)、普及啓発費の一部	60,397,317	159,140,301	0.380
	収集作業費 (人口)	管理運営費の一部(事業費の一部及び給与費17.92人分)、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	227,270,691	1,891,013,855	0.120
	収集車両費 (人口)	車両雇上費の一部	50,258,516	526,299,916	0.095
	処処分費 (人口)	最終処分委託料の一部	68,869,566	1,152,064,444	0.060
経 済 労 働 費	生活経済費 (人口)	消費者対策事業諸費の一部(事業費の一部及び給与費2.80人分)、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部(事業費の一部及び給与費0.50人分)	87,699,633	157,871,344	0.556
	産業経済費 (事業所数)	商工振興費の一部(給与費9.00人分)、商工振興センター管理運営費、観光振興費	145,975,685	702,877,047	0.208

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
土木費	建築公害費 (人口)	土木総務費の一部(事業費の一部及び給与費36.44人分)、建築行政費の一部、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の一部、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、空き家対策等事業費の一部	円 330,767,948	円 870,585,839	0.380
	都市整備費 (人口)	都市整備総務費の一部(事業費及び給与費5.68人分)、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費	87,259,250	386,346,193	0.226
	道路橋りょう費 (道路面積)	道路橋りょう総務費の一部(事業費の一部及び給与費6.07人分)、道路維持補修費の一部、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部、バリアフリー計画策定経費	286,108,110	142,004,810	2.015
	公園費 (公園面積)	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部	197,615,918	461,169,018	0.429
教育費	小学校費 (学校数)	学校法律相談事業費	380,000	3,680,839,076	0.000
	中学校費 (生徒数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	466,834,105	0.000
	中学校費 (学校数)	学校法律相談事業費	171,000	2,044,348,713	0.000
	その他の教育費 (児童生徒数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部(給与費30.95人分及び事業費の一部)、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、音楽鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	418,773,549	935,898,451	0.447
	その他の教育費 (人口)	社会教育総務費の一部(事業費及び給与費12.77人分)、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費(中央館分)、社会教育施設管理費の一部(社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部)、社会体育施設管理費の一部(体育館管理運営費(プール無館)、各種運動施設管理運営費の一部)、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部、教育振興基本計画策定経費	626,598,515	2,252,451,059	0.278

※ 小学校費(学校数)、中学校費(生徒数・学校数)の固定費割合は0.000以下

## 2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会総務費	議会総務費 (人口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費	円 1,128,273,211	円 1,273,446,060	0.886
民生費	老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (2,281㎡分)	98,697,620	789,667,500	0.125
	児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (4,380㎡分)	200,819,009	1,646,073,980	0.122
衛生費	衛生費 (人口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部 (3,550㎡分)	173,914,500	347,829,000	0.500
清掃費	収集作業費 (人口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修経費の一部(1,800㎡分)	88,182,000	198,057,000	0.445
経済労働費	生活経済費 (人口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修経費	156,768,000	156,768,000	1.000
土木費	建築公害費 (人口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部(97戸分)	139,664,930	581,922,200	0.240
	都市整備費 (人口)	まちづくり事業費の一部(調査・計画作成費分)	61,501,816	78,390,000	0.785
教育費	その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費	342,648,000	342,648,000	1.000
	その他の教育費 (人口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一部(12,625㎡分)、各種運動施設の改築及び大規模改修経費の一部(運動場の一部(9,700㎡分)、屋外プール)	727,033,810	1,852,322,760	0.392

## 第5章 行政費目ごとの補正係数説明

### 第1節 経常的経費

#### 第1項 議会総務費

##### 第1 議会総務費（人口）

###### 1 密度補正

###### (1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

###### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700\text{人}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{206,556,516\text{円}}{9,165,560,819\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.021 + 0.977$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

###### (3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 580,371,044\text{円} \times 0.30 + 32,445,203\text{円} = 206,556,516\text{円} \end{aligned}$$



## 2 態容補正 (I)

### (1) 目的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (A - 1) \times \frac{88,386,001\text{円}}{350,000\text{人} \times 26,187\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.010$$

算式の符号

A : 次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	補正係数	昼間人口比率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.025
1.00以上 1.25未満	1.005	8.00以上 12.00未満	1.030
1.25以上 1.75未満	1.010	12.00以上 15.00未満	1.035
1.75以上 3.00未満	1.015	15.00以上	1.040
3.00以上 5.00未満	1.020		

B : 総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄 (避難所用) ・生活必需品の備蓄・  
災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

(注) 昼間人口比率とは、令和2年国勢調査の結果による昼間人口 (常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。) を常住人口で除して得た率をいう。

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{1,050,391,800\text{円}}{350,000\text{人}} + 544,647,600\text{円}}{A \times 26,187\text{円}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \left[ 0.115 + \frac{20,798}{A} \right]$$

( $\frac{20,798}{A}$  又は B に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\Sigma b}{\Sigma a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\Sigma a}{\Sigma b}$$

a : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～58 歳までの各区の職員数

$\Sigma a$  : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数を合算した数

$\Sigma b$  : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～58 歳までの各区の職員数を合算した数

#### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 544,586,438\text{円}}{A \times 26,187\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	349,374,474 円
100,000	199,999	31	427,459,260
200,000	299,999	34	466,501,652
300,000	499,999	40	544,586,438
500,000	899,999	47	635,685,354
900,000		50	674,727,747

## 第2項 民生費

### 第1 社会福祉費（人口）

#### 1 密度補正（Ⅰ）

##### (1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数})}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 1.005 - 1 \right] \times \frac{907,633,724\text{円}}{5,259,956,215\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 1.042 + 0.827$$

( $\frac{B+C}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C：当該区の前前年度における難病手当の支給件数

#### 2 密度補正（Ⅱ）

##### (1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 1.010 - 1 \right] \times \frac{153,290,440\text{円} \times 0.550}{5,259,956,215\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.047 + 0.984$$

( $\frac{B}{A}$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数

a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

### 3 態容補正

(1) 目的

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の管理運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{福祉型児童発達支援センター（知的障害児）} \text{ 1人当たり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,455,503\text{円}}{A \times 15,028\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の4月1日現在の区立福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の通所定員数

(3) 算出内訳

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）

区 分		節 名	金 額
基 準 的	管 理 費	報 酬	6,507,840 円
		給 与 費	114,682,725
		職 員 手 当 等	5,160,350
		報 償 費	45,620
		旅 費	119,063
		需 用 費	8,048,410
		役 務 費	402,500
		委 託 料	1,225,150
		使用料及び賃借料	1,603,660
		工 事 請 負 費	1,384,230
		原 材 料 費	58,540
		備 品 購 入 費	251,040
		負担金補助及び交付金	20,000
		公 課 費	70,000
		計	139,579,128
経 費	児 童 保 護 費	旅 費	74,606
		需 用 費	6,351,900
		役 務 費	77,300
		委 託 料	55,060
		使用料及び賃借料	229,900
		備 品 購 入 費	415,410
		負担金補助及び交付金	3,000
		計	7,207,176
合 計			146,786,304
特定財源	都 支 出 金	43,121,200	
差 引	一 般 財 源	103,665,104	
通 所 定 員			30 人
通 所 定 員 1 人 当 たり 経 費			3,455,503

## 第2 老人福祉費（65歳以上人口）

### 1 密度補正（Ⅰ）

#### (1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,218,554,942\text{円}}{4,701,425,136\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.867 + 0.103$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

### 2 密度補正（Ⅱ）

#### (1) 目的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{141\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{253,669,722\text{円}}{4,701,425,136\text{円}} = \frac{B}{A} \times 24.108 + 0.946$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該区の4月1日現在における老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条第1項第1号の規定による老人福祉施設入所措置者数

### 3 態容補正（I）

(1) 目的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 74,626 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

### 4 態容補正（II）

(1) 目的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 74,626 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

## 第3 生活保護費（被保護者数）

### 1 密度補正

(1) 目的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{生活扶助費} \\ \text{うち比例費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{住宅扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{教育扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 & + \left[ \frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院)費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院外)費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[ \frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{介護扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 & + \frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち法} \S \\ \text{73ケース扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 = & 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{505,904,922}{1,415,720,123} + \left[ \frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{260,971,416}{1,415,720,123} + \left[ \frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{7,790,978}{1,415,720,123} + \left[ \frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{281,945,538}{1,415,720,123} + \left[ \frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{222,101,000}{1,415,720,123} \\
 & + \left[ \frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{26,069,846}{1,415,720,123} + \left[ \frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{20,642,891}{1,415,720,123} \\
 = & \frac{B \times 1.263 + C \times 0.934 + D \times 0.279 + E \times 10.090 + F \times 0.459 + G \times 0.467 + H \times 0.148}{A} + 0.064
 \end{aligned}$$

( B × 1.263 、 C × 0.934 、…………… H × 0.148 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の被保護者数)	a : 標準区被保護者数
B : Aのうち、生活扶助件数	b : aのうち、生活扶助件数
C : " 住宅扶助件数	c : " 住宅扶助件数
D : " 教育扶助件数	d : " 教育扶助件数
E : " 医療扶助(入院)件数	e : " 医療扶助(入院)件数
F : " 医療扶助(入院外)件数	f : " 医療扶助(入院外)件数
G : " 介護扶助件数	g : " 介護扶助件数
H : " 法 § 73ケース扶助件数	h : " 法 § 73ケース扶助件数



## (3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費 A	特 定 財 源 B	差 引 一 般 財 源 A - B
生活扶助	給与費 (19.52人) 149,240,452	円	円
	その他 1,550,107,002	1,103,149,000	596,198,454
	計 1,699,347,454		
うち比例費	給与費 (7.71人) 58,946,920		
	その他 1,550,107,002	1,103,149,000	505,904,922
	計 1,609,053,922		
住宅扶助	給与費 (5.37人) 41,056,416		
	その他 879,660,000	659,745,000	260,971,416
	計 920,716,416		
教育扶助	給与費 (0.54人) 4,128,578		
	その他 14,648,400	10,986,000	7,790,978
	計 18,776,978		
医療扶助 (入院)	給与費 (0.54人) 4,128,578		
	その他 1,111,265,960	833,449,000	281,945,538
	計 1,115,394,538		
医療扶助 (入院外)	給与費 (9.32人) 71,256,200		
	その他 603,376,800	452,532,000	222,101,000
	計 674,633,000		
介護扶助	給与費 (1.06人) 8,104,246		
	その他 71,859,600	53,894,000	26,069,846
	計 79,963,846		
法第73条の規 定による扶助	給与費 (2.70人) 20,642,891		
	その他 0	0	20,642,891
	計 20,642,891		
計	給与費 (39.05人) 298,557,361		(α)
	その他 4,230,917,762	3,113,755,000	1,415,720,123
	計 4,529,475,123		

## 2 態容補正

## (1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

## (2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

#### 第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

##### 1 密度補正（Ⅰ）

###### (1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

###### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600\text{人}}{47,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,706,920,940\text{円}}{7,067,135,264\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.644 + 0.334$$

$\frac{B}{A}$ （— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

##### 2 密度補正（Ⅱ）

###### (1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 0.982 - 1 \right] \times \frac{534,293,563\text{円}}{7,067,135,264\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.091 + 0.924$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和2年度及び令和3年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

### 3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.041 - 1 \right] \times \frac{682,780,019\text{円}}{7,067,135,264\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.321 + 0.903$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和2年度及び令和3年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

#### 4 密度補正 (IV)

(1) 目的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口 (日本人人口)}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{92,086,004 \text{円}}{7,067,135,264 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.437 + 0.987$$

$\frac{B}{A}$  (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B : 当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数 (生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。)

#### 5 態容補正 (I)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費 (2・3号認定分) を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left[ \begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[ \begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + D \times \left[ \begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{1・2歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + E \times \left[ \begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{零歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 1,381,520 \text{円} + C \times 1,748,880 \text{円} + D \times 2,398,850 \text{円} + E \times 4,290,800 \text{円}}{A \times 150,365 \text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数



算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）  
 B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数  
 C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数  
 D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数  
 E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数  
 F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費（2・3号認定分））

区	分	対象者数		公定価格/区加算額			利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 58.16/100) H (E-G) × 1/2 または58.16/100 円	都支支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 20.92/100) I (E-G) × 1/4 または20.92/100 円	差引一般財源 J E-G-H-I 円	
		定員	延人員	単価	加算率 加算額	金額	単価	金額				
		A	B A×12 人	C 円	D %、円	E B×C×D B×(C+D) 円	F 円	G B×F 円				
基 国 本 分 制 的 度 加 算 1 加 算 2 分 費	基 本 時 間	4歳以上児	29	348	50,780		17,671,440	0	0			
		3歳児	16	192	58,510		11,233,920	0	0			
		1・2歳児	23	276	120,720		33,318,720	47,556	13,125,456			
		零歳児	6	72	198,060		14,260,320	47,556	3,424,032			
	短 時 間	4歳以上児	3	36	44,290		1,594,440	0	0			
		3歳児	2	24	52,020		1,248,480	0	0			
		1・2歳児	1	12	114,230		1,370,760	47,556	570,672			
	処 遇 改 善 等 加 算 I	4歳以上児	29	348	480	16	2,672,640					
		3歳児	16	192	550	16	1,689,600					
		1・2歳児	23	276	1,090	16	4,813,440					
		零歳児	6	72	1,870	16	2,154,240					
	短 時 間	4歳以上児	3	36	420	16	241,920					
		3歳児	2	24	490	16	188,160					
		1・2歳児	1	12	1,020	16	195,840					
	加 算 1	三歳児配置改善加算	18	216	7,730	1,120	1,911,600					
		チーム保育加算	50	600	5,300	640	3,564,000					
		副食費徴収免除加算	7	84	4,500		378,000					
	加 算 2	療育支援加算	80	960	200	30	220,800					
		処 遇 改 善 等 加 算 II	①(7人)	80	960	2,190		2,102,400				
			②(4人)	80	960	150		144,000				
		処 遇 改 善 等 加 算 III	4歳以上児	32	384	1,470		564,480				
			3歳児	18	216	1,890		408,240				
			1・2歳児	24	288	3,290		947,520				
	零歳児	6	72	5,570		401,040						
冷暖房費加算			105,600		105,600							
栄養管理加算	80	960	960	150	1,065,600							
施設機能強化推進費加算			48,450		48,450							
小		計				104,515,650		17,120,160	47,103,000	20,147,000	20,145,490	
区 加 算 分 費	職員処遇等加算	80	960	12,650		12,144,000					12,144,000	
	施設維持管理・ 健康管理等加算	80	960	3,454		3,315,840					3,315,840	
	児童処遇等加算	80	960	2,610		2,505,600					2,505,600	
	特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)	80	960	20,354		19,539,840					19,539,840	
	小	計				37,505,280					37,505,280	
合		計				142,020,930		17,120,160	47,103,000	20,147,000	57,650,770	

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	1人当たり経費（円）			
		公定価格/ 区加算額	利用者負担額	国庫支出金 都支出金	差引一般財源
2号認定	4歳以上児	835,710	0	626,790	208,920
	3歳児	1,051,600	0	788,700	262,900
3号認定	1・2歳児	1,739,690	570,670	924,460	244,560
	零歳児	2,848,690	570,670	1,801,460	476,560
2・3号認定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

7 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務（児童相談所、一時保護所及び児童相談所設置市事務）に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times \frac{594,706,591\text{円}}{48,600\text{人}} + 293,593,242\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 150,365\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times 12,237 + 293,593,242 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 150,365\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

## (3) 児童相談所関連経費の積算内訳

## 児童相談所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児童相談所運営費	給 与 費	374,630,235 円	114,682,725 円	259,947,510 円
		報 酬	22,581,814	22,581,814	0
		職 員 手 当 等	37,826,770	11,009,779	26,816,991
		報 償 費	1,134,409	59,673	1,074,736
		旅 費	2,195,256	91,469	2,103,787
		需 用 費	11,600,679	5,431,799	6,168,880
		役 務 費	4,060,967	1,586,065	2,474,902
		委 託 料	41,616,390	27,238,466	14,377,924
		使用料及び賃借料	265,438	0	265,438
		工 事 請 負 費	238,980	144,344	94,636
		備 品 購 入 費	311,000	0	311,000
		負担金補助及び交付金	1,587,202	150,423	1,436,779
		公 課 費	875	0	875
合 計			498,050,015	182,976,557	315,073,458
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	5,400,000	5,022,000	378,000
差 引 一 般 財 源			492,650,015	177,954,557	314,695,458

## 一時保護所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	一時保護所運営費	給 与 費	152,910,300 円	58,105,914 円	94,804,386 円
		報 酬	26,014,152	15,107,088	10,907,064
		職 員 手 当 等	17,775,165	6,079,971	11,695,194
		需 用 費	3,616,600	1,131,996	2,484,604
		役 務 費	101,320	31,713	69,607
		委 託 料	39,571,104	12,601,473	26,969,631
		使用料及び賃借料	1,232,260	385,698	846,562
		備 品 購 入 費	184,340	57,698	126,642
		扶 助 費	26,782,278	4,014,078	22,768,200
合 計			268,187,519	97,515,629	170,671,890
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	72,817,480	25,397,218	47,420,262
差 引 一 般 財 源			195,370,039	72,118,411	123,251,628



児童相談所設置市事務

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児 童 相 談 所 設 置 市 事 務	給 与 費	84,100,666 円	28,517,771 円	55,582,895 円
		報 酬	3,599,410	3,599,410	0
		旅 費	149,212	83,593	65,619
		需 用 費	14,500	14,500	0
		役 務 費	422,000	380,000	42,000
		委 託 料	29,730,282	0	29,730,282
		扶 助 費	139,271,651	0	139,271,651
		負担金補助及び交付金	12,577,573	0	12,577,573
合 計			269,865,294	32,595,274	237,270,020
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	515	0	515
		国 庫 支 出 金	91,250,000	554,000	90,696,000
		都 支 出 金	△ 21,665,000	△ 11,479,000	△ 10,186,000
		計	69,585,515	△ 10,925,000	80,510,515
差 引 一 般 財 源			200,279,779	43,520,274	156,759,505

差引一般財源合計		888,299,833 円	293,593,242 円	594,706,591 円
----------	--	---------------	---------------	---------------

8 態容補正 (IV)

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別  
区の子童相談所関連事務(措置費及び旧都単独補助事業)に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区18歳未満人口 (外国人人口を含む)}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times \frac{435,564,000\text{円}}{48,600\text{人}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 150,365\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ B \times 8,962 + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 150,365\text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本  
人人口)

B : 当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口 (外国人人口を含  
む。)

C：当該年度における措置費及び旧都単独補助事業に要する経費として知事が算定した額

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

措置費（国基準分）

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
経 基 準 費 的	措置費（国基準分）	扶 助 費	589,410,000 円	0 円	589,410,000 円
	特 定 財 源	分 担 金 及 負 担 金	3,996,000	0	3,996,000
		国 庫 支 出 金	292,707,000	0	292,707,000
		計	296,703,000	0	296,703,000
差 引 一 般 財 源		292,707,000	0	292,707,000	

旧都単独補助事業

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
経 基 準 費 的	旧都単独補助事業	負担金補助及び交付金	98,901,000 円	0 円	98,901,000 円
		扶 助 費	43,956,000	0	43,956,000
合 計		142,857,000	0	142,857,000	
特 定 財 源	—	0	0	0	
差 引 一 般 財 源		142,857,000	0	142,857,000	

差 引 一 般 財 源 合 計		435,564,000 円	0 円	435,564,000 円
-----------------	--	---------------	-----	---------------

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正 (I)

(1) 目的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{3歳未満児} \\ \text{1人当たり経費} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{3歳以上児} \\ \text{1人当たり経費} \end{array} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{1,156\text{人}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{2,071,170\text{円} - 1,249,331\text{円}}{1,528,757\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.538 + 0.817$$

$\frac{B}{A}$  (—) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の区立保育所 (区立認定こども園を除く。 ) 入所児童数)

B : Aのうち3歳未満の者の数 (ただし、障害児は3歳未満とみなす。 )

2 密度補正 (II)

(1) 目的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{34\text{所}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{\text{@}7,645,515\text{円} \times 2.737\text{人}}{1,528,757\text{円}} = \frac{B}{A} \times 13.688 + 0.863$$

$\frac{B}{A}$  (—) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の区立保育所 (区立認定こども園を除く。 ) 入所児童数)

B : 当該年度の4月1日現在における区立保育所 (区立認定こども園を除く。 ) 数

### 3 態容補正

(1) 目的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る 1 施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 9,946,219\text{円}}{A \times 1,528,757\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区	分	節名	経費	説明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報酬	4,594,358	特別職非常勤職員（嘱託医手当加算） @43,100円 × 1人 × 12月 = 517,200円 会計年度任用職員（保健師） @3,655,008円 × 0.5人 = 1,827,504円 会計年度任用職員（調理員） @2,812,068円 × 0.8人 = 2,249,654円
		給与費	5,351,861	保健師の増配置 @7,645,515円 × 0.5人 = 3,822,758円 調理員の増配置 @7,645,515円 × 0.2人 = 1,529,103円
		計	9,946,219	
		一般財源	9,946,219	

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の 3 歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[ \frac{\text{3 歳 未 満 児}}{\text{1 人 当 たり 経 費}} \right] - \left[ \frac{\text{3 歳 以 上 児}}{\text{1 人 当 たり 経 費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - \frac{374人}{1,100人} \right) \times \frac{758,780円 - 684,241円}{709,590円} = \frac{B}{A} \times 0.105 + 0.964$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

## 第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

### 1 態容補正（I）

#### (1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{87,578人}{113,780人}} - 1 \right] \times \frac{550,750,100円}{1,484,970,224円} = \frac{B}{A} \times 0.4818 + 0.6291$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数）： 87,578人

### 2 態容補正（II） ※令和5年度までの時限算定

#### (1) 目的

国民健康保険制度改革に伴い、平成29年度当初算定額を基準として、影響を調整するための補正を行うものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 13,051円 \text{（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額

### 3 態容補正（Ⅲ） ※令和5年度までの時限算定

(1) 目的

東京都国民健康保険事業費納付金において行われる激変緩和措置の影響を調整するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 13,051\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：東京都国民健康保険事業費納付金において行われた激変緩和措置の影響を調整する額として知事が算定した額

### 4 態容補正（Ⅳ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者（未就学児）数の多少による未就学児均等割保険料軽減措置繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{未就学児均等割保険料軽減措置繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{3,762\text{人}}{113,780\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{13,030,030\text{円}}{1,484,970,224\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.2653 + 0.9912$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3の2第1項の規定に基づく、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料の減額対象となる一般被保険者（未就学児）の前々年度の数

a：標準区における未就学児（医療分、後期高齢者支援金分）の数： 3,762 人

## 第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

### 1 態容補正（Ⅰ）

#### (1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{28,144\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{135,048,360\text{円}}{2,653,434,031\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0615 + 0.9491$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づき、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 28,144 人

### 2 態容補正（Ⅱ）

#### (1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{151\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{611,840\text{円}}{2,653,434,031\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0519 + 0.9998$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づき、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分）： 151 人

## 第3項 衛生費

### 第1 衛生費（人口）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025\text{所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{989,100,276\text{円} \times 0.161}{3,403,648,968\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.909 + 0.953$$

$\frac{B}{A}$   
( $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

#### 2 態容補正（I）

##### (1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{62,845,886\text{円}}{1,470\text{人}} + 8,429,550\text{円}}{A \times 9,725\text{円}}$$
$$= 1 + \frac{B \times 42,752 + 8,429,550}{A \times 9,725\text{円}}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。



## (3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

## 公害健康被害補償給付支給事務費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 健 康 被 害 補 償 給 付 支 給 事 務 費	報 酬	5,611,764円	1,756,480円	3,855,284円
		給 与 費	44,343,987	0	44,343,987
		職 員 手 当 等	946,660	296,300	650,360
		報 償 費	2,701,120	845,450	1,855,670
		旅 費	37,814	11,840	25,974
		需 用 費	813,020	254,480	558,540
		役 務 費	6,617,420	2,071,250	4,546,170
		委 託 料	33,977,230	10,634,870	23,342,360
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1,951,250	610,740	1,340,510
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	51,977	16,270	35,707
		扶 助 費	103,954	32,540	71,414
合 計			97,156,196	16,530,220	80,625,976
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	26,406,000	8,265,080	18,140,920
差 引 一 般 財 源			70,750,196	8,265,140	62,485,056

## 公害保健福祉事業費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 保 健 福 祉 事 業 費	報 酬	605,010円	189,370円	415,640円
		職 員 手 当 等	380,380	119,060	261,320
		報 償 費	69,570	21,780	47,790
		旅 費	9,198	2,880	6,318
		需 用 費	22,000	6,890	15,110
		役 務 費	131,050	41,020	90,030
		委 託 料	122,380	38,300	84,080
		使 用 料 及 び 賃 借 料	6,620	2,070	4,550
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	753,032	235,700	517,332
合 計			2,099,240	657,070	1,442,170
特 定 財 源		分 担 金 及 び 負 担 金	1,574,000	492,660	1,081,340
差 引 一 般 財 源			525,240	164,410	360,830

差 引 一 般 財 源 合 計			71,275,436円	8,429,550円	62,845,886円
-----------------	--	--	-------------	------------	-------------

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

森林整備及びその促進に経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 9,725 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ A \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{\left[ A \times \frac{4,146,073 \text{円}}{350,000 \text{人}} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,725 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ A \times 12 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,725 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童福祉施設に関する事務（助産施設）

区分	節名	経費	固定費	比例費	
基準的経費	児童福祉施設に関する事務（助産施設）	委託料	224円	0円	224円
		扶助費	2,649,167	0	2,649,167
合計			2,649,391	0	2,649,391
特定財源		分担金及負担金	54,518	0	54,518
		国庫支出金	1,297,000	0	1,297,000
		都支出金	△ 2,848,200	0	△ 2,848,200
		計	△ 1,496,682	0	△ 1,496,682
差引一般財源			4,146,073	0	4,146,073

## 第4項 清掃費

### 第1 収集作業費（人口）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和元年度の標準区ごみ量}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,721 \text{ t}}{64,551 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.133 + 0.927$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

##### (3) 積算内訳

令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,721 t）は、令和元年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（188,857,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

#### 2 態容補正（I）

##### (1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,403 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度における不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,403 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

## 第2 収集車両費（人口）

### 1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和元年度の標準区の事業系ごみ相当量}}{\text{令和元年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,721 \text{ t}}{64,551 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.133 + 0.927$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和元年度の標準区の事業系ごみ相当量（4,721 t）は、令和元年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（188,857,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

## 2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 31台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

## 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,504\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

## 第3 処理処分費（人口）

### 1 態容補正

(1) 目的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 3,292\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

## 第5項 経済労働費

### 第1 生活経済費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 48,811,050\text{円}}{A \times 451\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

### 第2 産業経済費（事業所数）

#### 1 態容補正（I）

##### (1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 19,160,563\text{円}}{A \times 58,573\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

##### (3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 業 委 員 会 運 営 費	報 酬	6,784,320円
		給 与 費	10,703,721
		職 員 手 当 等	151,580
		旅 費	745,632
		交 際 費	100,000
		需 用 費	980,110
		負担金補助及び交付金	70,200
	計	19,535,563	
特 定 財 源		都 支 出 金	375,000
差 引 一 般 財 源			19,160,563

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 173,983\text{円}}{A \times 58,573\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成30年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

### (3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 漁 業 振 興 経 費  〔 病 虫 害 防 除 、 品 評 会 、 都 市 農 家 育 成 等 〕	給 与 費	64,986,878円
		職 員 手 当 等	632,060
		報 償 費	239,610
		旅 費	110,887
		需 用 費	1,881,650
		役 務 費	329,040
		委 託 料	8,201,300
		負担金補助及び交付金	10,610,000
	計	86,991,425	
特 定 財 源			0
差 引 一 般 財 源			86,991,425
数 値			500世帯
1 世 帯 当 たり 経 費			173,983

## 第6項 土木費

### 第1 建築公害費（人口）

#### 1 態容補正（I）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 1,956\text{円}}{A \times 2,487\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1㎡当たりの経費）

区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	区営駐車場維持管理費	需用費	306,380
		役員費	81,840
		委託料	3,432,150
		使用料及び賃借料	670,880
		工事請負費	92,400
		計	4,583,650
特定財源	駐車場使用料	3,703,500	@8,230円 × 450㎡ = 3,703,500円
差引一般財源		880,150円	
数値		450㎡	
1㎡当たり経費		1,956円	

#### 2 態容補正（II）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,487\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額



## 第2 都市整備費（人口）

### 1 態容補正

#### (1) 目的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,104 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参 考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

## 第3 道路橋りょう費（道路面積）

### 1 種別補正

#### (1) 目的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分		8.5m以上 (平均14m)	6.5m～8.5m (平均7.5m)	4.5m～6.5m (平均5.5m)	4.5m未満 (平均3.5m)	橋りょう
基 準 的 経 費	側溝維持補修費	円 17,000,500	円 31,282,420	円 42,395,520	円 66,292,960	円 —
	交通安全施設維持補修費	11,078,280	9,853,540	12,995,000	5,578,160	—
	その他	994,167,821	994,167,821	994,167,821	994,167,821	—
	計	1,022,246,601	1,035,303,781	1,049,558,341	1,066,038,941	11,432,000
	給与費	374,630,235	374,630,235	374,630,235	374,630,235	7,645,515
合計	1,396,876,836	1,409,934,016	1,424,188,576	1,440,669,176	19,077,515	
特定財源	1,282,183,766	1,282,183,766	1,282,183,766	1,282,183,766	0	
差引一般財源	114,693,070	127,750,250	142,004,810	158,485,410	19,077,515	
数値（㎡）	2,322,000	2,322,000	2,322,000	2,322,000	17,500	
単位当たり経費	49	55	61	68	1,090	
補正係数	0.803	0.902	1.000	1.115	17.869	

イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費 〔 橋りょう面積 〕 17,500㎡	給 与 費	7,645,515 円
		需 用 費	524,000
		委 託 料	3,529,000
		使用料及び賃借料	199,000
		工 事 請 負 費	6,840,000
		原 材 料 費 ( 事 業 費 計 )	340,000 ( 11,432,000 )
一 般 財 源		—	19,077,515

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.20379 (473,204/2,322,000)とする。

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A}}{0.20379} - 1 \right] \times \frac{98,295,096\text{円}}{142,004,810\text{円}} = \frac{B}{A} \times 3.397 + 0.308$$

( $\frac{B}{A}$  及び  $\frac{B}{A} \times 3.397$  に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正前の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 8,078,698\text{円} + C \times 10,101,048\text{円} + D \times 12,164,658\text{円})}{A \times 61\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m<sup>3</sup>/分）が100以上150未満の排水場の数

C：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m<sup>3</sup>/分）が150以上300未満の排水場の数

D：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m<sup>3</sup>/分）が300以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分		100～150m <sup>3</sup> /分	150～300m <sup>3</sup> /分	300m <sup>3</sup> /分以上	
基 準 的 経 費	排 水 場 維 持 管 理 費	職 員 手 当 等	160,160 円	160,160 円	160,160 円
		旅 費	4,088	4,088	4,088
		需 用 費	341,580	592,880	1,250,620
		委 託 料	4,607,570	5,509,050	6,410,560
		使 用 料 及 び 賃 借 料	16,550	16,550	16,550
		工 事 請 負 費	2,741,610	3,445,360	3,783,960
		原 材 料 費	103,570	186,480	269,360
		備 品 購 入 費	103,570	186,480	269,360
	計	8,078,698	10,101,048	12,164,658	
一 般 財 源		8,078,698	10,101,048	12,164,658	

(参考) 措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

(下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。)

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

#### 第4 公園費（公園面積）

##### 1 種別補正

###### (1) 目 的

公園を、河川敷に設置された公園、児童遊園、それ以外の公園（一般公園という。）に分け、経費の差を補正するものである。

###### (2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河 川 敷 公 園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,166 円	577 円	1,343 円
補 正 係 数	1.000	0.495	1.152

###### (3) 積算内訳

###### ア 一般公園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	一 般 公 園 維 持 管 理 費	給 与 費	28,976,502
		事 業 費	352,811,818
		計	381,788,320
特 定 財 源		31,938,000 円	
差 引 一 般 財 源		349,850,320 円	
数 値		300,000 m <sup>2</sup>	
単 位 当 た り 経 費		1,166 円	

イ 河川敷公園

区分	節名	経費(円)	内容説明
基準的経費	河川敷公園維持管理費	1,834,924	@7,645,515円 × 0.24人 = 1,834,924円
	給与費	609,180	時間外勤務手当 @2,860円 × 213時間 = 609,180円
	旅費	125,195	普通旅費 @511円 × 245回 = 125,195円
	需用費	1,657,000	電気料 786,000円
			水道料 756,000円
			消耗品費 97,000円
			修繕料 18,000円
	役務費	9,561,970	
	委託料	17,760,000	
	使用料及び賃借料	96,000	貨物自動車借上料
工事請負費	24,492,000	改良工事	
原材料費	362,000	砂利、セメント、木材等	
備品購入費	350,000		
計	56,848,269		
特定財源	使用料及び手数料	8,391,600	公園使用料・占用料 @699,300円 × 12月 = 8,391,600円
差引一般財源		48,456,669円	
数値		84,000㎡	
単位費用		577円	

ウ 児童遊園

区分	節名	経費(円)	内容説明
基準的経費	児童遊園維持管理費	2,905,296	@7,645,515円 × 0.38人 = 2,905,296円
	需用費	2,134,000	電気料 1,013,000円
			水道料 975,000円
			消耗品費 121,000円
			修繕料 25,000円
	役務費	8,723,760	
	委託料	13,376,000	
	工事請負費	9,728,000	金属柵、遊具等施設改修工事
	原材料費	1,885,000	砂利、材木、金網等
	備品購入費	1,525,000	
計	40,277,056		
差引一般財源		40,277,056円	
数値		30,000㎡	
単位費用		1,343円	

## 第7項 教育費

### 第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}} \right] \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left[ \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{2,110\text{人}}{22,440\text{人}} \right] \times \frac{90,676\text{円}}{39,631\text{円}}$$

$$= \left( \frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.144 + 0.785$$

$\left( \frac{B}{A} \right)$  及び  $\left( \frac{D}{C} \right)$  に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正（I）

##### (1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \left\{ \left( \frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \right.$$

$$+ \left. \left. \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left( \frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{665,159,805\text{円}}{34\text{校} \times 108,259,973\text{円}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right)$$

$$\times \frac{710,798,700\text{円}}{34\text{校} \times 108,259,973\text{円}} + \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{188,172,600\text{円}}{34\text{校} \times 108,259,973\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0519 + C \times 0.1758 + D \times 0.1931}{A} + 0.5793$$

$$\left( B \times 0.0519、C \times 0.1758、D \times 0.1931 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0519 + C \times 0.1758 + D \times 0.1931}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 65,679,070\text{円} + C \times 78,676,446\text{円})}{A \times 108,259,973\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区分	節名	金額
基 準 的 経 費	特別支援学校	報酬 23,301,606 円
	管理運営費	給与費 30,582,060
		職員手当等 3,235,200
		旅費 155,984
		需用費 5,333,200
		役務費 516,700
		委託料 149,600
		工事請負費 1,757,900
		備品購入費 596,400
		使用料及び賃借料 50,420
合計	65,679,070	
特定財源	0	
差引一般財源	65,679,070	
特別支援学校1校当たり経費	65,679,070	

養護学園

区分	節名	金額
基 準 的 経 費	養護学園	報酬 23,301,606 円
	管理運営費	給与費 43,579,436
		職員手当等 3,235,200
		旅費 155,984
		需用費 5,333,200
		役務費 516,700
		委託料 149,600
		工事請負費 1,757,900
		備品購入費 596,400
		使用料及び賃借料 50,420
合計	78,676,446	
特定財源	0	
差引一般財源	78,676,446	
養護学園1園当たり経費	78,676,446	

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

E：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

F：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

## 第2 中学校費（生徒数、学校数）

「生徒数」を測定単位とするもの

### 1 密度補正

#### (1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}} \right) \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left( \frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{1,000\text{人}}{10,800\text{人}} \right) \times \frac{157,622\text{円}}{43,225\text{円}}$$

$$= \left( \frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.823 + 0.662$$

( $\frac{B}{A}$  及び  $\frac{D}{C}$  に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

### 1 態容補正（I）

#### (1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 + \left\{ \left( \frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} + \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left( \frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{252,301,995\text{円}}{18\text{校} \times 113,574,929\text{円}} + \left( \frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{416,675,100\text{円}}{18\text{校} \times 113,574,929\text{円}} + \left( \frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{94,086,300\text{円}}{18\text{校} \times 113,574,929\text{円}}$$



$$= \frac{B \times 0.0186 + C \times 0.1283 + D \times 0.2038}{A} + 0.6493$$

$$(B \times 0.0186、C \times 0.1283、D \times 0.2038 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0186 + C \times 0.1283 + D \times 0.2038}{A})$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

E：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

F：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

### 第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

#### 「幼稚園数」を測定単位とするもの

##### 1 態容補正

###### (1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

###### (2) 算出方法

$$1 + \left( \frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与費及び教職調整額等・教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left( \frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{457,995,233\text{円}}{801,172,973\text{円}} = \frac{B \times 0.572}{A} + 0.428$$

(B × 0.572 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

#### 「人口」を測定単位とするもの

##### 1 密度補正（I）

###### (1) 目的

子育てのための施設等利用給付を受ける者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の多少により、子育てのための施設等利用給付の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区給付対象者数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{1 \text{ 給付対象者あたり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{2,183 \text{ 人}}{350,000 \text{ 人}} \right] \times \frac{77,100 \text{ 円}}{6,436 \text{ 円}} = \frac{B \times 11.98}{A} + 0.925$$

(B × 11.98 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における住民基本台帳人口

B：令和3年度において、子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[ \frac{B}{A} - \frac{428 \text{ 人}}{350,000 \text{ 人}} \right] \times \frac{187,259 \text{ 円}}{6,436 \text{ 円}} = \frac{B \times 29.10}{A} + 0.964$$

(B × 29.10 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（認定こども園を除く。）に限る。）の園児の数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費（地区館分）}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{604,345,420 \text{ 円}}{350,000 \text{ 人} \times 6,436 \text{ 円}} = 1 + (A - 1) \times 0.268$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.536
1.25以上 1.75未満	1.134	10.00以上 15.00未満	1.670
1.75以上 3.00未満	1.268	15.00以上	1.804
3.00以上 6.00未満	1.402		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

#### 4 態容補正(II)

##### (1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[ \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[ \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 942,150\text{円} + C \times 1,326,350\text{円})}{A \times 6,436\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

##### (3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	232,396,743円
数値(1園当たり定員)	120人
数値(1園当たり定員補正後)	234人
1人当たり経費	993,150

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	993,150	51,000	942,150
	3歳児	1.385	1,375,510	49,160	1,326,350

5 態容補正 (Ⅲ)

(1) 目的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費 (1号認定分) を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[ \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[ \begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 183,010\text{円} + C \times 253,510\text{円})}{A \times 6,436\text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の人口)

B : 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C : 当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費 (1園当たり経費 (1号認定分))

区 分	対象者数		公 定 価 格			国庫支出金	都 支 出 金	差 引 一 般 財 源	
	定員	延人員	単価	加算額	金額	全国統一費用分1/2	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2		
	A	B	C	D	E	F	G	H	
基 本 分	4歳以上児		80	960	27,110				
	3歳児		40	480	35,060				
	加 算 部 分	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	80	960	4,000			
			3歳児	40	480	5,280			
		副園長・教頭配置加算		120	1,440	960	144	1,589,760	
		学級編成調整加配加算		120	1,440	3,970	480	6,408,000	
		3歳児配置改善加算		40	480	7,950	1,120	4,353,600	
		チーム保育加配加算		120	1,440	5,300	640	8,553,600	
		給食実施加算		120	1,440	1,640	256	2,730,240	
		副食費徴収免除加算		18	216	3,150		680,400	
	経 費 部 分	療育支援加算		120	1,440	100	10	158,400	
		事務職員雇上費加算		120	1,440	650	100	1,080,000	
		冷暖房費加算		120	1,440	110		158,400	
		施設機能強化推進費加算						43,630	
処遇改善等加算Ⅱ		①(7人)		120	1,440	1,460		2,102,400	
		②(4人)		120	1,440	100		144,000	
処遇改善等加算Ⅲ		4歳以上児		80	960	960		921,600	
	3歳児		40	480	1,340		643,200		
合 計					78,796,030	29,233,327	24,781,350	24,781,353	

1人当たり経費 (認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	1人当たり経費 (円)		
		公 定 価 格	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
1号認定	4歳以上児	581,910	398,900	183,010
	3歳児	806,070	552,560	253,510

## 第8項 その他諸費

### 第1 その他行政費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left[ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times 0.15 + \left[ \frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（令和2年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

## 第2節 投資的経費

### 1 低地係数（I）及び地価係数

#### (1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

#### (2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	率	説 明			
		主体等・基礎・設計	特別基礎	計	率
墨田区、江東区、荒川区、 足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	386,300円/㎡	27,040円/㎡	413,340円/㎡ ① ②	$\frac{①}{②}$ 1.070 ③
千代田区、中央区、台東区、 大田区、北区、板橋区	1.030	386,300円/㎡	11,590円/㎡	397,890円/㎡ ④ ⑤	$\frac{④}{⑤}$ 1.030 ③
そ の 他 の 特 別 区	1.000	386,300円/㎡	—	386,300円/㎡ ⑥	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態容補正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式      イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

$\alpha$ ：工事費率

$\beta$ ：用地費率

## 2 低地係数（Ⅱ）

### (1) 目的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

### (2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

$\alpha$ ：工事費率



## 第 1 項 議会総務費

### 第 1 議会総務費（人口）

#### 1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 1,055,096,460\text{円}}{1,273,446,060\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 1,055,096,460\text{円} - 1,055,096,460\text{円}}{1,273,446,060\text{円}} \\ & = 1 + 0.829 \times A - 0.829 \\ & = 0.829 \times A + 0.171 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.058
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.025
その他の特別区	1.000	1.000

## 第2項 民生費

### 第1 社会福祉費（人口）

#### 1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 431,065,800\text{円}}{520,273,800\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 431,065,800\text{円} - 431,065,800\text{円}}{520,273,800\text{円}} \\ & = 1 + 0.829 \times A - 0.829 \\ & = 0.829 \times A + 0.171 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.058
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.025
その他の特別区	1.000	1.000

### 第2 老人福祉費（65歳以上人口）

#### 1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{690,969,880\text{円}}{789,667,500\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.845 + 0.125$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 )

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 636,367,500\text{円}}{789,667,500\text{円}} \right\}$$

$$= 1 + \frac{A \times 636,367,500\text{円} - 636,367,500\text{円}}{789,667,500\text{円}}$$

$$= 1 + 0.806 \times A - 0.806$$

$$= 0.806 \times A + 0.194$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.056
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.024
その他の特別区	1.000	1.000

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 12,534 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

### 第3 児童福祉費（15歳未満人口）

#### 1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300 \text{人}}{38,000 \text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{1,445,254,971 \text{円}}{1,646,073,980 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

## 2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 1,344,497,180\text{円}}{1,646,073,980\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 1,344,497,180\text{円} - 1,344,497,180\text{円}}{1,646,073,980\text{円}} \\
 & = 1 + 0.817 \times A - 0.817 \\
 & = 0.817 \times A + 0.183
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.057
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.025
その他の特別区	1.000	1.000

## 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費（開設準備に係る施設整備費を含む。）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[ B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 & = 1 + \frac{\left[ B \times \frac{16,204,997\text{円}}{39,300\text{人}} + 24,716,713\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 43,318\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$=1 + \frac{\left[ B \times 412 + 24,716,713 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 43,318\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：改築・大規模改修経費のうち、比例費の差引一般財源をいう。

固定費：改築・大規模改修経費のうち、固定費の差引一般財源をいう。

(3) 改築・大規模改修経費の積算内訳

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 費的 改築・大規模改修	工 事 請 負 費	46,993,710 円	28,384,201 円	18,609,509 円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	6,072,000	3,667,488	2,404,512
差 引 一 般 財 源		40,921,710	24,716,713	16,204,997

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 43,318\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

### 第3項 衛生費

#### 第1 衛生費（人口）

##### 1 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 288,189,000\text{円}}{347,829,000\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 288,189,000\text{円} - 288,189,000\text{円}}{347,829,000\text{円}} \\ & = 1 + 0.829 \times A - 0.829 \\ & = 0.829 \times A + 0.171 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.058
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.025
その他の特別区	1.000	1.000

##### 2 態容補正（II）

(1) 目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 994\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

## 第4項 清掃費

### 第1 収集作業費（人口）

#### 1 態容補正（Ⅰ）

##### (1) 目的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 566 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

#### 2 態容補正（Ⅱ）

##### (1) 目的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 566 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額



## 第5項 経済労働費

### 第1 生活経済費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

##### (2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 129,888,000\text{円}}{156,768,000\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 129,888,000\text{円} - 129,888,000\text{円}}{156,768,000\text{円}} \\ & = 1 + 0.829 \times A - 0.829 \\ & = 0.829 \times A + 0.171 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.058
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.025
その他の特別区	1.000	1.000

## 第6項 土木費

### 第1 建築公害費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,663 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

### 第2 都市整備費（人口）

#### 1 態容補正

##### (1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

##### (2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 224 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

### 第3 道路橋りょう費（道路面積）

#### 1 種別補正

(1) 目的

道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道路改良 A	ガードパイプ B	㎡当り単価 A+B	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	28,200円/㎡×1/180(実施率)=157円	19,700円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たりガードパイプの設置延長)×2(両側)×0.2(設置率)×1/65(実施率) =9円	166円 a	a/c 1.350
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	22,900円/㎡×1/180 =127円	19,700円/m ×1m/7.5㎡×2(両側)×0.2×1/65=16円	143円 b	b/c 1.163
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	20,100円/㎡×1/180 =112円	19,700円/m ×1m/5.5㎡×1(片側)×0.2×1/65=11円	123円 c	c/c 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	18,700円/㎡×1/180 =104円		104円 d	d/c 0.846
橋りょうの 種別	鋼橋	482,700円/㎡×1/50= 9,654円	9,654円 e	e/c 78.488
	木橋・石橋 コンクリート橋	265,400円/㎡×1/50= 5,308円	5,308円 f	f/c 43.154

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

#### 2 密度補正

(1) 目的

交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 13,088 \text{円} + C \times 27 \text{円} + D \times 22 \text{円}) - A \times 20 \text{円}}{A \times 163 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計

C：令和2年国勢調査による人口集中地区人口

D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

### 3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 163 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費として、知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員 2 m 未満の道路を除く。）について、前年度の実績の 4 分の 3 を措置する。

### 4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 163 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

### 5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 163 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

## 第4 公園費（人口）

### 1 態容補正（Ⅰ）

#### (1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

#### (2) 算出方法

$$\begin{aligned} & \left[ 1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B \\ = & \left[ 1 + (A-1) \times \frac{45,358,000\text{円} + 142,575,855\text{円}}{722,555,455\text{円}} \right] \times B \\ = & \left[ 1 + (A-1) \times 0.260 \right] \times B = (A \times 0.260 + 0.740) \times B \end{aligned}$$

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調書に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園(海上公園を除く。)、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積（1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積（0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積	率
1.5㎡以下	1.286
1.6㎡以上 1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上 1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上 2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上 4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上	0.561

### 2 態容補正（Ⅱ）

#### (1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

#### (2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 2,064\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

## 第7項 教育費

### 第1 小学校費（学校数）

#### 1 密度補正

##### (1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は割減の補正をするものである。

##### (2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

( $\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。)

#### 2 態容補正（I）

##### (1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区的支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（II）の説明と同じ。

##### (2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,438,580,000\text{円}}{5,360,109,800\text{円}}$$

$$= A \times 0.2684 + 0.7316$$

( $A \times 0.2684$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（II）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

### 3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & ( B \times C \times 282,900 + D \times 51,714,000 + E \times 179,138,000 - E \times 92,063,400 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 19,600 + G \times 32,700 + H \times 1,168,000 - I \times 236,900 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 236,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 391,351,500 - J \times 328,536,000 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 84,375,000 - L \times 49,050,000 \times \frac{1}{3} + M \times 10,500,000 + N ) \\ & \times \frac{1}{A \times 157,650,288\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：知事が算定した小学校及び義務教育学校（前期課程）校舎の新增築面積
- C：低地係数（Ⅱ）
- D：知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数
- E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数
- F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積
- G：知事が算定した工事用仮設校舎面積
- H：知事が算定した防火戸設置数
- I：Bに係る国庫支出金対象面積
- J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数
- K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額
- L：知事が算定した学校プールの新設基数
- M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数
- N：知事が算定した元利償還金相当額

### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

特別支援学校及び養護学園の改修・改築経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園1施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 33,086,100\text{円}}{A \times 157,650,288\text{円}}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校（休校を除く。以下同じ。）及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

(3) 算出内訳

特別支援学校及び養護学園

区 分	節 名	金 額
基 準 的 経 費	義務教育施設 (改修事業)	
	大規模改修	
	校 舎	8,211,000 円
	給 食 室	1,669,000
	屋 内 運 動 場	1,691,000
	プ ー ル	581,000
	校 庭	1,868,000
	フ ェ ン ス	691,000
	改 築 (校舎)	
	建 設 費	10,834,500
	取 壊 し 経 費	750,600
	仮 設 校 舎 建 設 費	1,252,300
	給 食 室 設 置 経 費	3,555,900
	( 屋 内 運 動 場 )	
	建 設 費	4,604,600
	取 壊 し 経 費	250,200
	( プ ー ル )	
	建 設 費	2,250,000
	取 壊 し 経 費	169,000
	合 計	38,378,100
特 定 財 源	国庫支出金	
	校 舎 建 設 費	3,024,000
	給 食 室 設 置 経 費	544,000
	屋 内 運 動 場 建 設 費	1,288,000
	プ ー ル 建 設 費	436,000
合 計	5,292,000	
差 引 一 般 財 源	33,086,100	
特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園 1 施 設 当 た り 経 費	33,086,100	

5 態容補正 (IV)

(1) 目 的

特別支援学校施設 (校舎・屋内運動場・学校プール) 等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & ( B \times C \times 282,900 + D \times 51,714,000 + E \times 167,125,000 - E \times 76,767,600 \times \frac{1}{2} \\
 & + F \times 49,359,000 + G \times 1,168,000 - H \times 236,900 \times \frac{1}{2} - H \times 236,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 202,600,900 - I \times 170,081,600 \times \frac{1}{2} - J + K \times 306,000 \\
 & - L \times 236,900 \times \frac{1}{2} - L \times 236,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 67,500,000 \\
 & - M \times 39,240,000 \times \frac{1}{3} + N \times 8,400,000 + O ) \times \frac{1}{A \times 157,650,288 \text{円}} + 1
 \end{aligned}$$



算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

## 第2 中学校費（学校数）

### 1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{270\text{学級}}{18\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 15$$

$\frac{B}{A}$ （—に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。）

## 2 態容補正（Ⅰ）

### (1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。  
低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

### (2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含) 建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,009,947,500\text{円}}{3,588,713,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.2814 + 0.7186$$

（ $A \times 0.2814$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

## 3 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$\left( B \times C \times 282,900 + D \times 66,126,000 + E \times 167,125,000 - E \times 76,767,600 \times \frac{1}{2} \right.$$

$$+ F \times 19,600 + G \times 32,700 + H \times 1,168,000 - I \times 236,900 \times \frac{1}{2}$$

$$- I \times 236,900 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 366,549,800 - J \times 307,715,200 \times \frac{1}{2} - K$$

$$+ L \times 101,250,000 - L \times 58,860,000 \times \frac{1}{3} + M \times 12,600,000 + N \left. \right)$$

$$\times \frac{1}{A \times 199,372,944\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新増築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

#### 4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left( B \times 322,100 - B \times 143,200 \times \frac{1}{3} + C \times 135,840,000 \times \frac{1}{44} - C \times 57,280,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 800,000 \right) \times \frac{1}{A \times 199,372,944} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

### 第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（Ⅰ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改築工事費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}} \\ = 1 + (A - 1) \times \frac{355,541,250\text{円}}{446,891,250\text{円}} \\ = A \times 0.796 + 0.204$$

(A × 0.796 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

「人口」を測定単位とするもの

#### 1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（Ⅰ）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left[ \text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受けない経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{大規模改修を除く工事費のうち固定費} \right] \times (B-1) \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{\text{標準区人口}} \\
 & + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1)}{\text{標準区人口}} + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C-1)}{\text{標準区人口}} \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{\text{標準区人口}} + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{\text{標準区人口}} \\
 & = 1 + \frac{\left[ 657,761,850\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 486,873,750\text{円} \right] \times (B-1)}{1,125,288,950\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 727,033,810\text{円}} \\
 & + \frac{243,540,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (B \times C - 1)}{1,125,288,950\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 727,033,810\text{円}} + \frac{50,400,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (C-1)}{1,125,288,950\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 727,033,810\text{円}} \\
 & = 1 + \frac{(1,879 \times A + 486,873,750) \times (B-1)}{3,215 \times A + 727,033,810} + \frac{696 \times A \times (B \times C - 1)}{3,215 \times A + 727,033,810} \\
 & + \frac{144 \times A \times (C-1)}{3,215 \times A + 727,033,810} \\
 & = 1 + \frac{B \times (1,879 \times A + 486,873,750) - (1,879 \times A + 486,873,750) + 696 \times A \times B \times C - 696 \times A}{3,215 \times A + 727,033,810} \\
 & + \frac{144 \times A \times C - 144 \times A}{3,215 \times A + 727,033,810}
 \end{aligned}$$

( B × ( 1,879 × A + 486,873,750 ) 、 696 × A × B × C 及び 144 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 ( I )

C : 昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率 : 「議会総務費」(人口)の態容補正(I)(経常)の説明欄参照

## 2 態容補正（Ⅱ）

### (1) 目的

区立認定こども園（1号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

### (2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[ 1 + (B-1) \times \frac{1 \text{ 施設当たり改築工事費}}{1 \text{ 施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{ 人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[ 1 + (B-1) \times \frac{5,892,318\text{円}}{13,460,718\text{円}} \right] \times C \times 162,177\text{円}}{A \times 5,292\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.438 + 0.562) \times C \times 162,177}{A \times 5,292}$$

（ $B \times 0.438$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数（Ⅰ）

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

### (3) 算出内訳

区立認定こども園（1・2号認定分）

区 分		金 額
基準的経費	大規模改修	7,568,400円
	改築	7,314,318
	合計	14,882,718
特定財源	国庫支出金 園舎建設費	1,422,000
	合計	1,422,000
差引一般財源 1施設当たり経費		13,460,718
対象者数（1・2号認定）		83人
1人当たり経費		162,177円



第 4 部

資 料 編





# 令和5年度 都区財政調整方針

令和5年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

## 記

### 第一 都区間の配分割合の協議の継続

都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする。

### 第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

### 第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

### 第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案を令和5年第三回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、上記条例の公布後に行う。

令和5年度 都区財政調整 ( フレーム対比 )

(単位：百万円、%)

区 分		令和5年度 当初見込ア	令和4年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備考
交付金の 総額	調整等					
	固定資産税	1,426,136	1,354,336	71,800	5.3	
	市町村民税法人分	598,533	550,694	47,839	8.7	
	特別土地保有税	10	10	0	0.0	
	法人事業税交付対象額	85,349	74,610	10,739	14.4	
	固定資産税減収補填特別交付金	126	3	123	著増	
	計	2,110,153	1,979,653	130,500	6.6	
	条例で定める割合	55.1%	55.1%			
	当年度分	1,162,695	1,090,789	71,906	6.6	
	精算分	31,722	18,548	13,174	—	
計 A	<b>1,194,416</b>	<b>1,109,336</b>	<b>85,080</b>	7.7		
内訳						
普通交付金分 A × 95%	<b>1,134,696</b>	<b>1,053,870</b>	<b>80,826</b>	7.7		
特別交付金分 A × 5%	<b>59,721</b>	<b>55,467</b>	<b>4,254</b>	7.7		
基準財政収入額 B	<b>1,323,513</b>	<b>1,233,542</b>	<b>89,971</b>	7.3		
特別区税						
特別区民税	945,169	894,642	50,527	5.6		
軽自動車税	301	344	△ 43	△ 12.5		
環境性能割						
種別割	3,592	3,503	89	2.5		
特別区たばこ税	65,471	62,942	2,529	4.0		
鉦産税	0	0	0			
小計	1,014,532	961,431	53,101	5.5		
利子割交付金	3,335	2,296	1,039	45.3		
配当割交付金	17,207	15,698	1,509	9.6		
株式等譲渡所得割交付金	16,654	17,878	△ 1,224	△ 6.8		
地方消費税交付金	237,019	200,958	36,061	17.9		
ゴルフ場利用税交付金	36	30	6	20.0		
環境性能割交付金	3,425	3,085	340	11.0		
地方特例交付金	5,662	6,174	△ 512	△ 8.3		
計	1,297,872	1,207,551	90,321	7.5		
地方揮発油譲与税	3,280	3,463	△ 183	△ 5.3		
自動車重量譲与税	9,830	9,862	△ 32	△ 0.3		
航空機燃料譲与税	882	947	△ 65	△ 6.9		
森林環境譲与税	1,061	997	64	6.4		
交通安全対策特別交付金	954	960	△ 6	△ 0.6		
合計	1,313,880	1,223,781	90,099	7.4		
特別区民税特例加減算額	△ 12,163	△ 8,671	△ 3,492	—		
地方消費税交付金特例加算額	21,796	18,433	3,363	18.2		
基準財政需要額 C	<b>2,458,209</b>	<b>2,287,411</b>	<b>170,798</b>	7.5		
経常的経費	1,958,564	1,919,255	39,309	2.0		
投資的経費	499,645	368,156	131,489	35.7		
差引 C－B	<b>1,134,696</b>	<b>1,053,870</b>	<b>80,826</b>	7.7		
交付額						
普通交付金	<b>1,134,696</b>	<b>1,053,870</b>	<b>80,826</b>	7.7		
特別交付金	<b>59,721</b>	<b>55,467</b>	<b>4,254</b>	7.7		
計	<b>1,194,416</b>	<b>1,109,336</b>	<b>85,080</b>	7.7		

\* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。